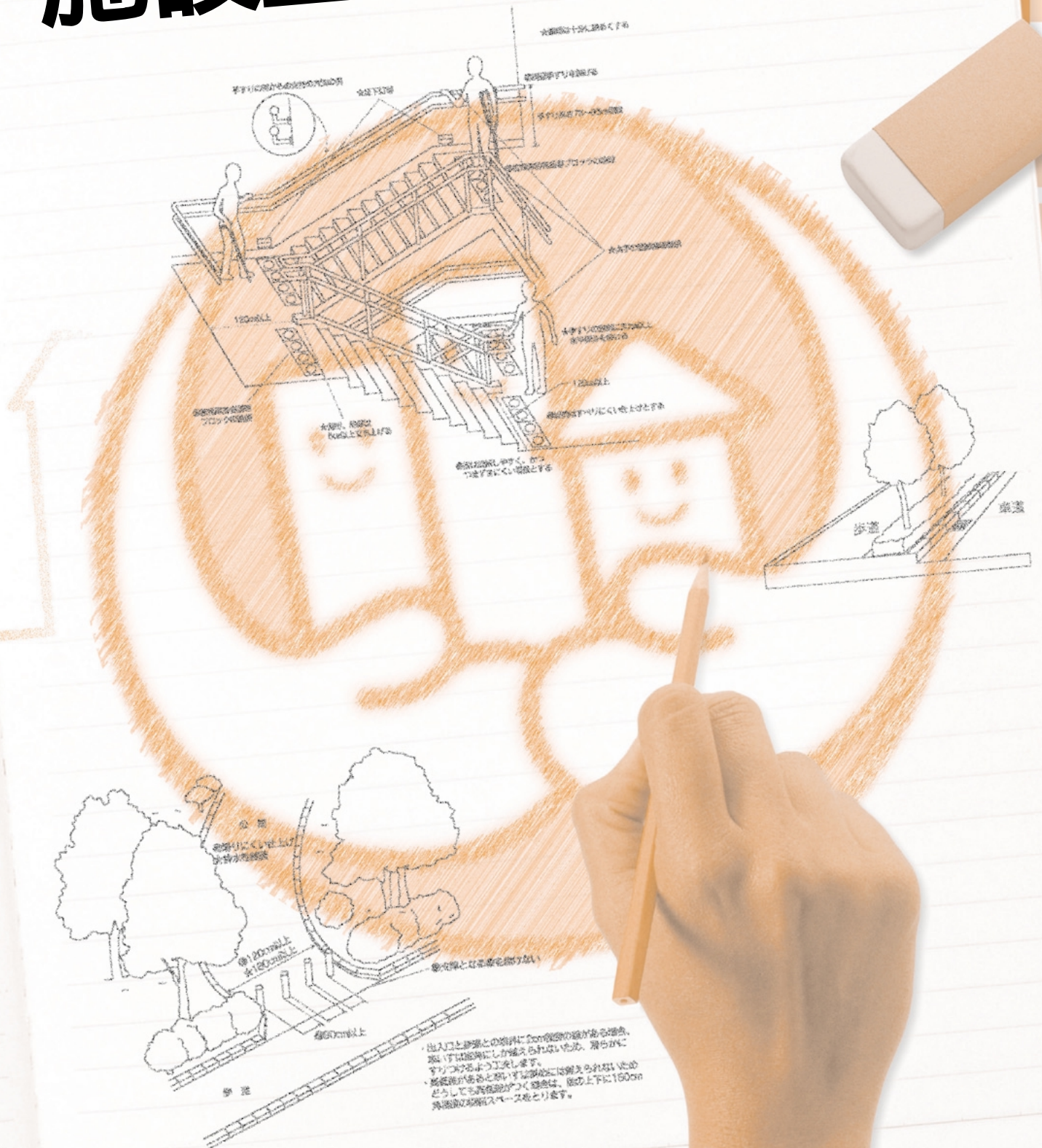


秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

施設整備マニュアル



出入口と建物の間に200mm以上の隙がある場合、取付は距離にしか規定されませんが、取付が不足するようになり、通行が困難になります。
 断縁がある場合は、取付には規定されませんが、どうしても取付がつかない場合は、取付上下に160mm角の取付スペースをとりましょう。

はじめに

本県は、少子化や若者の県外流出による人口減と急速な高齢化、核家族化などにより地域社会が大きく変わりつつあり、こうした社会環境の中で、一人ひとりが個人として尊重され、高齢者、障害者をはじめだれもが安全・安心な生活が送れるとともに、あらゆる社会活動に参加ができるバリアフリー社会の形成が緊急の課題となっています。

県では、これまで、施設等のバリアフリーを促進するため、ハード面に関する技術的指標として、平成3年に秋田県居障害者住環境整備指針、平成9年に人にやさしいまちづくり指針を作成し、その促進に努めてまいりましたが、急速な高齢化等、県民を取り巻く環境の変化への対応を急ぐ必要があることから、平成14年3月に、広く県民の皆様からご意見を伺い、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例を制定しました。

本条例は、バリアフリー社会の形成に関する施策を計画的、総合的に推進するための基本方針を明確にし、ソフト、ハード両面にわたる各種施策を積極的に実施することを基本としながら、県民、事業者、行政の連携・協働により、一体となってバリアフリーの社会を形成することを目指しています。

また、平成14年11月には本条例施行規則を制定しましたが、バリアフリーの社会づくりのために必要な施設の整備に関しては、特に、移動の連続性を確保するための施設整備に視点を置き、従来の各種指針に代わる施設整備基準を定めたところです。

本施設整備マニュアルでは、高齢者、障害者等、行動上の制約がある人を含め、不特定多数の人が安全で円滑に利用できる施設の整備を図るため、ハートビル法や交通バリアフリー法等との整合を図り、必要な施設整備の基準を図解により具体的に解説するとともに、より高度なバリアフリー整備に向けた望ましい基準も示しています。

施設等のバリアフリーを促進するためには、バリアフリーに関する県民一人ひとりの理解と協力が必要でありますので、今後、施設を新築しようとする方、あるいは施設の改修を計画中の方をはじめ、事業者、設計者、すべての県民が本書を有効に活用され、本県における施設のバリアフリーが一層促進されることを期待しています。

目次

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例のあらまし

1	バリアフリー社会の形成に向けて	8
2	条例の構成	10
3	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の概要	11
4	条例の対象	14
5	整備基準	16
6	手続き	17

バリアフリー社会の形成に向けた施設整備のあり方

1	バリアフリー社会の形成における整備の理念	20
2	施設整備の考え方	22

整備マニュアル

1	マニュアルの見方	30
2	基本事項	
①	身体的特性	34
②	基本的な寸法	41
③	手すり	42
④	戸	44
⑤	段・階段	46
⑥	水栓、取っ手	47
⑦	コンセント・スイッチ	48
⑧	床・舗装材	49
⑨	視覚障害者誘導用ブロック	50
⑩	トイレ設備	54
3	建築物	
	建築物における整備基準等の適用範囲	62
	【整備基準】	
①	出入口	64
②	廊下その他これに類するもの	68
③	階段（その踊場を含む）	76
④	エレベーター	78
⑤	便所	82
⑥	駐車場（機械式駐車場を除く）	88
⑦	敷地内の通路	92
⑧	観覧席及び客席	98
⑨	客室	100
⑩	浴室及びシャワー室（脱衣室及び更衣室を含む）	104
⑪	授乳及びおむつ替えの場所	106
⑫	案内板等	108
	【整備基準以外に配慮が望まれる事項】	
⑬	カウンター、記載台	110
⑭	水飲み場、自動販売機	112
⑮	公衆電話台、現金自動支払機	114
⑯	避難設備（緊急時の設備）	118
	【建築物の整備事例写真】	120

4 公共交通機関の施設

【整備基準】

①高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路	132
②階段	142
③案内設備	144
④便所	146
⑤乗車券販売所、待合所及び案内所	148
⑥休憩設備	150
⑦改札口	152
⑧鉄道駅のプラットフォーム、バスターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備	154

【公共交通機関の施設の整備事例写真】	156
--------------------	-----

5 道路

【整備基準】

①歩道等	160
②立体横断施設	170

【整備基準以外に配慮が望まれる事項】

③案内板等	174
④休憩施設	176
⑤乗合自動車停留所	178

【道路の整備事例写真】	182
-------------	-----

6 公園等

【整備基準】

①出入口	186
②園路	188
③便所	194
④案内板等	196
⑤駐車場	198

【整備基準以外に配慮が望まれる事項】

⑥付帯設備	200
-------	-----

【公園等の整備事例写真】	202
--------------	-----

7 路外駐車場

【整備基準】

①出入口	206
②車いす使用者用駐車施設	208
③駐車場内の通路	208

関連資料

1. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	212
2. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則	218
3. 生活関連施設整備項目調書（チェックリスト）	232
4. ハートビル法	251
5. 交通バリアフリー法	263
6. 長寿社会対応住宅設計指針	298
7. 社団法人日本エレベーター協会標準	305
8. 安全・安心のまちづくり	312
9. その他（国際シンボルマーク、図記号、点字標示、指文字、トイレ内での行動と配慮のポイント）	324

まとめ ちしき

1 ハートビル法	66	9 交通バリアフリー法	137
2 障害者基本法	69	10 歩道と車道の縁石の縁端構造	166
3 オストメイトとは	84	11 案内板等の設置高さ大きさ	174
4 ADA法	90	12 低床バス	181
5 福祉のまちづくり条例	92	13 五感を生かしたユニバーサル公園	191
6 身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）	102	14 みんなが楽しめる公園の例 その1	196
7 身体障害者補助犬法	106	15 みんなが楽しめる公園の例 その2	200
8 安全・安心のまちづくり	118	16 あらかわ福祉体験広場	209

秋田県 バリアフリー社会の 形成に関する 条例の理念

- 1 バリアフリー社会の形成にむけて
- 2 条例の構成
- 3 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の概要
- 4 条例の対象
- 5 整備基準
- 6 手続き

私たちの住む地域社会では、若い人もお年寄りも、障害のある人もない人も、みんなが一緒に暮らしています。こうしたすべての人々が社会の一員として主体的に行動ができるように、誰もがハンディや危険を感じない、快適で利便性の高いまちづくりが求められております。

バリアフリーのまちづくりを進めることは、障害のある人だけの問題ではなく、高齢者、妊娠中の女性、子供連れの人など、どんな人にとっても快適に暮らせる「まち」、すなわち、たとえ高齢になっても、障害があってもみんなが同じように行動でき、社会参加が可能な、楽しい「まち」になることです。

秋田県では、全国を上回るテンポで高齢化が進んでいます。私たちは、高齢化や障害を他人事ではなく、自分のこととして考え、すべての人がどのような状況でも安心して暮らせるよう県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、一体となってバリアフリーのまちづくりのために努力する必要があります。

① 基本的な視点

自分の生活をコントロールすることは、健康な人にとっても、身体に不自由があっても、人間としての基本的な欲求であり、当たり前のことです。このことを、物理的なバリアフリーによって実現できるのであれば、どのような方法がよいかを検討することが重要です。

条例整備基準は、ノーマライゼーションの理念に立脚しながら、すべての人が社会の一員として主体的な活動ができるまちづくりを進めるため、今後目指すべきバリアフリー社会の方向について、基本的な技術基準を示したものですが、整備基準はあくまで必要最低限のものであり、最終形ではありません。だれもがより利用しやすい施設にするため、さらに「望ましい基準」による整備を進めることが必要です。

また、建設や設計に携わる方が、基準の意義を理解し、自主的な配慮の視点を持てるよう「バリアフリー社会の形成」に向けた「目と心」がより養われることが必要です。

今後の施設整備にあたっては、条例整備基準に適合させると共に、実現に向けて様々な制約（技術的、物理的制約）がある場合には、創意と工夫をもって、課題の解決に努めることが必要です。

② ソフト面の充実に 向けて

私たちの住む「まち」は、その区域にある建物や施設だけでなく、そこに住む人々や様々なシステム等から構成される総合体です。このため、高齢者や障害者の方々に配慮された「まち」になるには、どんなにハード面の整備が進んでも十分とは言えず、困っている人に周りの人々が気軽に手伝えるような「まち」にすることが大切です。

3 意識啓発の促進

まちで障害者の方などに出会うと、ややもすれば、お手伝いしようと思っても気が引けたり、どのようにすればよいのか迷ったりすることがあります。

周囲の人が気軽に手をさしのべられる環境づくりは、まずこうした意識面の壁を取り払うことから始めなければなりません。また、日頃から介助の方法を学んでおくことも大切です。間違った手助けや下手な手助けでは、助けになるどころか、かえって苦痛を与えることにもなりかねません。

このため、幼い頃からの家庭での教育や学校教育、また社会人になってからも様々な研修の場などを通して、こうした意識を育てていく必要があります。

また、「バリアフリー社会の形成」に向けた環境づくりを進めるためには、障害者の方と健常者のコミュニケーションの促進が不可欠です。コミュニケーションの広がり意識面の障壁を取り除くことになるからです。

4 利用者の声を反映するシステムの構築

社会基盤となる建物あるいは道路などの整備にあたり、計画、設計の内容が高齢者や障害者等にとって利用しやすいか否かの判断は、健常者あるいは設計者のみでは難しいこともあります。

この判断を行う一つの手段として、計画あるいは設計などの内容を施工の事前段階で利用者に説明し、利用者の意見や施設の問題点を指摘してもらう方法があります。この方法は、施設の内容と形態における問題点が明確になるといった大きな利点があります。

今後のまちづくりにあたっては、必要に応じて高齢者や障害者など様々な利用者の意見を聞き、設計に生かす仕組みを構築する必要があります。

5 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーのまちづくりの中で、ここ数年ユニバーサルデザインという概念が注目されてきております。障害や年齢そして性別に関係なくすべての人にとって使いやすいというユニバーサルデザインの考えは、バリアフリー社会の形成の基本的な考えと同じです。

バリアフリーもユニバーサルデザインも誰もが暮らしやすい社会の実現が目標ですが、ユニバーサルデザインがその対象をすべての人とするのであれば、そもそもバリアをつくらないという事前的な対応だけでなく、事後的な対応も必要です。つまり、施設整備においては、既にあるバリアをどうなくしていくかという事後的な対応と、今後の多様なニーズに対する解決方法を調整し、まとめていくことが重要です。

2 条例の構成

前文		
第1章 総則		第1条（目的）
		第2条（定義）
		第3条（県の責務）
		第4条（事業者の責務）
		第5条（県民の責務）
		第6条（県、事業者及び県民の連携）
第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策		第7条（基本方針）
		第8条（基本計画の策定）
		第9条（積雪への配慮）
		第10条（安全の確保）
		第11条（啓発活動）
		第12条（情報の提供等）
		第13条（学校教育の充実等）
		第14条（支援活動の促進）
		第15条（調査等の促進及び成果の普及）
		第16条（技術的援助等）
		第17条（表彰）
第3章 生活関連施設の整備等	第1節 生活関連施設の整備	第18条（整備基準の策定）
		第19条（整備基準の遵守）
		第20条（維持保全）
		第21条（適合証の交付）
	第2節 特定生活関連施設の整備	第22条（協議）
		第23条（工事完了の届出）
		第24条（完了検査）
		第25条（立入調査）
		第26条（勧告）
		第27条（公表）
		第28条（特定生活関連施設に関する報告等）
	第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備	第29条（公共車両等の整備）
第30条（公共工作物の整備）		
第31条（住宅の整備）		
第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会		第32条（設置及び所掌事務）
		第33条（組織及び委員の任期）
		第34条（会長）
		第35条（会議）
		第36条（委任規定）
第5章 雑則		第37条（国等に関する特例）
		第38条（市町村の条例との関係）
		第39条（規則への委任）

3

秋田県バリアフリー社会の形成に関する 条例の概要

公布日

平成14年3月29日（秋田県条例第13号）

施行日

平成15年4月1日（平成14年6月1日一部施行）

目的

この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、当該社会の形成に関する基本方針及び施策の基本的な事項を定め、もって県民の福祉の増進に資することを目的とします。

（1）県、事業者及び県民の責務と連携

県の責務

県は、市町村と連携し、事業者及び県民の協力を得て、バリアフリー社会の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。また県は、自ら設置し、又は管理する施設などについて、県民の意見を聴き、すべての県民が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとします。

事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、バリアフリー社会の形成のために自ら設置し、又は管理する施設等の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努める必要があります。

県民の責務

県民は、バリアフリー社会の形成に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとします。また県民は、高齢者、障害者等のために整備された施設等、物品又はサービスの、高齢者、障害者等による利用を妨げないようにする必要があります。

県、事業者及び 県民の連携

県、事業者及び県民は、バリアフリー社会の形成に関するそれぞれの責務を自覚し、連携してバリアフリー社会の形成に努めます。

（2）基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成に取り組むものとします。

県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること。

高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること。

高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること。

(3) 施設などの整備

生活関連施設の整備

生活関連施設	病院、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の人が利用する施設で規則で定めるものをいいます。
整備基準の策定	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他知事が必要と認めるものについて、生活関連施設の種類及び規模に応じて規則で定めます。
整備基準の遵守	生活関連施設の新築等（新築、新設、増築、改築及び用途の変更）をしようとする者は、その施設について規則で定める整備基準を守る必要があります。 既にある施設についても、整備基準に適合するよう努めます。
機能の維持	生活関連施設を所有者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めます。
適合証の交付	県は、当該施設が整備基準に適合していると認めるときは、請求により適合証を交付し、公表できるものとします。

特定生活関連施設の整備

特定生活関連施設	特定生活関連施設は、生活関連施設の中で公益性の高い施設や規模の大きい施設など、特に整備が必要な施設を対象とし、規則で定めます。
協議	特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ、県に協議する必要があります。 県は整備基準に適合するよう必要な指導と助言を行います。
工事完了の届出と完了検査	協議を行った工事が完了したときは、速やかに完了届を県に提出する必要があります。 県は、整備基準への適合状況について検査を行います。
勧告・公表	協議をすることなく工事に着手したとき、協議の内容と異なる工事を行ったとき、正当な理由なく指導助言に従わなかった場合など、県はその方に対し勧告を行い、また正当な理由なく勧告に従わなかった場合、その事実を公表することができます。
既存施設の適合状況の報告	県は、既存の特定生活関連施設の整備基準の適合状況について報告を求め、必要な指導・助言を行うことができます。

旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備

旅客車両等

旅客車両等を所有し、又は管理する者は、当該旅客車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとします。

公共工作物

信号機、バス停、電話ボックスなど公共工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとします。

住宅

県民は、その所有する住宅について居住者の身体機能に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努め、また、住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるように配慮された住宅の供給に努めるものとします。

4

条例の対象

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則では、不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場を生活関連施設と定め整備の対象としています。生活関連施設のうち、施設の公共性等を勘案し、用途面積等の規模要件を設けたものを特定生活関連施設と定め、事前の協議や完了の届出が義務づけられます。

用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計であり、バックヤード等の不特定かつ多数の利用に供しない部分を含む面積ですが、整備の対象とするのは不特定かつ多数の者の利用に供する部分のみです。

ただし、共同住宅、事務所及び工場については不特定かつ多数の者の利用に供する部分のみが対象になります。

表-1 条例対象施設

1 建築物

区分	生活関連施設	特定生活関連施設（協議対象）
1 医療施設	病院、診療所、薬局など	すべてのもの
2 興行施設	興行場	100㎡以上
3 集会施設	公会堂、冠婚葬祭施設、集会場など	すべてのもの
4 展示施設	自動車展示場など	100㎡以上
5 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	100㎡以上
6 宿泊施設	旅館、ホテルなど	100㎡以上
7 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべてのもの
8 運動施設	体育館、水泳プール、スポーツの練習場など	すべてのもの
9 遊技施設	遊技場、ぱちんこ屋、場外馬券場など	100㎡以上
10 文化施設	図書館、公民館、博物館など	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	100㎡以上
12 飲食店	飲食店、喫茶店	100㎡以上
13 理容所等	理容所、美容所	すべてのもの
14 サービス業を営む店舗	銀行、給油所、コインランドリーなど	100㎡以上
15 自動車車庫	不特定かつ多数の者の利用に供される自動車車庫	500㎡以上
16 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
17 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべてのもの
18 公益事業の営業所	郵便局、ガス・電気・電話の事業所など	すべてのもの
19 学校等	学校、専修学校、自動車教習所など	すべてのもの
20 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎	2,000㎡以上
21 事務所	事務所（サービス業を営む店舗を除く）	2,000㎡以上
22 工場	工場その他これに類するもの	2,000㎡以上
23 火葬場	火葬場	すべてのもの
24 複合施設	1から23までの項までに掲げる2以上の生活関連施設で構成される施設	構成する施設の1以上が特定生活関連施設のもの

自動車車庫については、駐車用の供する部分の床面積

2 公共交通機関の施設

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公共交通機関の施設	鉄道の駅、港湾の施設、空港の施設、バスターミナルなど	すべてのもの

3 道路

区分	生活関連施設	特定生活関連施設)
道路	一般の道路（自動車のみの交通に供する道路を除く）	歩道等又は立体横断施設を有するもので国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理事業法第2条第4項の施行区域又は都市計画法第4条第13項の開発区域（面積が10,000㎡以上）内に設置するもの

4 公園

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公園	公園、緑地、動物園、植物園、遊園地など	国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理事業法第2条第4項の施行区域又は都市計画法第4条第13項の開発区域内に設置するもの

5 路外駐車場

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
路外駐車場	不特定かつ多数の者の用に供される駐車場（建築物である施設及び機械式駐車場を除く）	駐車場法による届出を要するもの

① 整備基準

「秋田県バリアフリーの形成に関する条例」では、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場を整備対象とし、個々の施設だけでなく移動の連続性や面的な広がりにも配慮して、「生活関連施設の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための必要な基準」として整備基準を定めています。

② 望ましい整備について

条例整備基準は、ハートビル法の基礎的基準をベースにして、今日の社会状況に照らして整備が求められている最小限の整備事項を義務付けるものです。さらに今後の社会的ニーズ等の変化に対応する、より高度なバリアフリー整備のあり方については、「望ましい基準」としてこのマニュアルに示しています。

③ ハートビル法との関係

高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した整備を進める法律として「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」がありますが、その対象は、「不特定かつ多数の者の利用に供する特定建築物」に限られ、2,000㎡以上のものについて知事が基礎的基準に基づいた指示を行い、誘導的基準に基づいた認定をした場合は様々な特例措置が設けられております。

本条例では、建築物以外の公共交通機関の施設や道路、公園、路外駐車場についても対象とし、小規模な施設も協議の対象となる特定生活関連施設に含めるなど、より広範囲に整備されることを目指しています。

④ 交通バリアフリー法との関係

公共交通機関の施設には、建築物と建築物以外の部分があり、しかも駅舎等の形態も様々であることから、一般の施設と比べると必要な整備内容が異なります。平成12年に施行された交通バリアフリー法は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として、公共交通事業者等に対する移動円滑化のための措置を講ずることを定め、市町村が策定する重点整備地区での基本構想などの規定も盛り込まれております。

本条例では、交通バリアフリー法の移動円滑化基準の考えを取り入れ、すべての公共交通機関の施設を事前の協議対象とすることで、交通バリアフリー法による施設や重点整備地区の整備と一体となったバリアフリー社会の形成を進めることを目指しています。

6 手続き

1 協議について

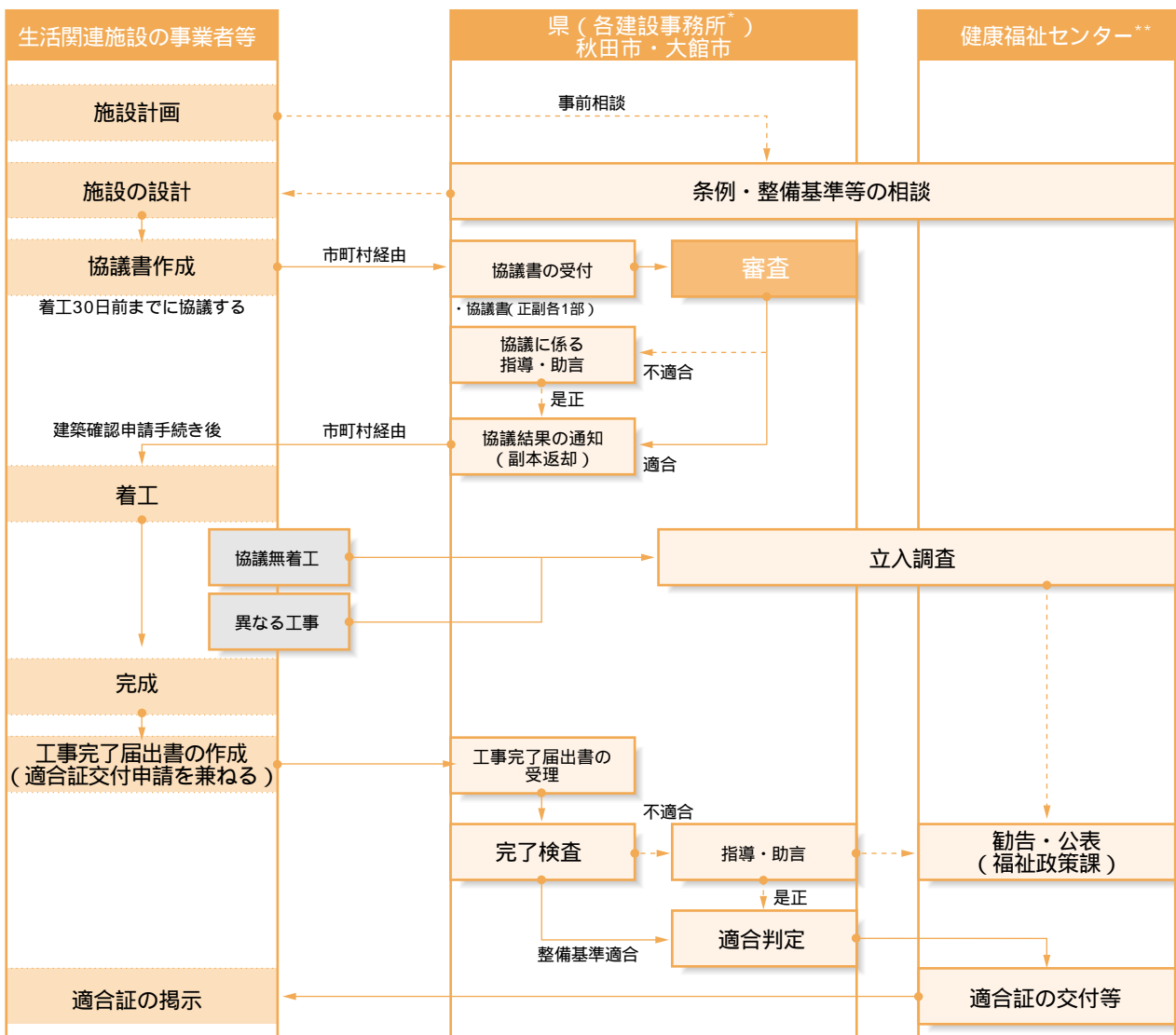
特定生活関連施設を新築等（新築、新設、増築、改築、用途の変更）する場合は、「工事に着手する日の30日前までに」あらかじめ知事に協議する必要があります。福祉的な配慮は設計の早い段階から取り入れて計画することが必要であり、協議による計画の変更が効率的にできるよう、建築確認申請の前に手続きを行うようにしていただきます。

2 適合証の交付について

工事が完了したときは、速やかに工事完了の届出を行っていただきます。検査により整備基準に適合していることが認められた場合は、請求により適合証を交付します。
なお、既存施設や協議の対象とならない小規模な施設についても請求することができます。

3 手続きの窓口

協議その他の届出の窓口は、建築確認申請と同様に県建設事務所*、秋田市役所及び大館市役所となります。



* H15.4.1から「地方振興局建設部」になります。

** H15.4.1から「地方振興局福祉環境部」になります。

バリアフリー社会の 形成に向けた 施設整備のあり方

- 1 バリアフリー社会の形成における整備の理念
- 2 施設整備の考え方

① 基本的な考え方

(1) 誰もが安全で快適に暮らせるまちをめざす

これからの住宅やまちづくりでは、体の弱い高齢者や身体の不自由な人の自立的な生活を維持するという視点に立った工夫や、また、その生活を支える側にとっても、気持ちよく、簡単に、楽に手を差し延べられる環境づくりが必要となります。

また、少子高齢社会では男女が共に働き、育児に携わる環境づくりが必要となっており、乳幼児を連れて人が多く利用する場所には、ベビーベッドや授乳及びおむつ替えの場所を設ける等の配慮が望まれます。

(2) ハード、ソフト両面の整備

バリアフリー社会の形成に当たっては、バリアフリーを特別なこととして難しく考えることなく、必要としている所、できる所から始める姿勢が大切です。また、施設等のバリアフリー化は、ハード面の整備だけでなく、思いやりのこころを持ったソフト面での対応も必要です。このため、介助の方法や、様々な障害者用設備についての正しい知識を、子供から大人までみんなが学ぶことが大切であり、更には、作る人、管理する人、利用する人などがみんなで工夫し、ソフト面の充実に取り組む必要があります。

(3) 自然な整備を

高齢者や身体の不自由な人も安心して快適に暮らせる住宅やまちづくりを考える場合、とかく「特別に」「専用に」整備しなければならないと思いがちですが、決してそうではありません。

高齢者や身体の不自由な人は、心身機能の衰えや身体的に不自由な面があるというだけで、日常生活における生活欲求は健常者と全く同じです。したがって、高齢者や身体の不自由な人に対する配慮は、「専用化」や「特別扱い」ではなく、「みんなと一緒に」という考えで、誰にでも使いやすい便利なものとなるよう自然な整備を工夫することが最も重要な点です。例としては、車いすの方だけでなく子供連れの方も利用できるよう配慮した「みんなのトイレ」や、誰にでも使いやすいドアノブやスイッチ、統一された分かりやすいサイン等の整備があります。

(4) 身近なところの改善から

街へ出て、買い物や飲食を楽しむことへの欲求、自分で自分の生活を創るといった欲求は、健常者も体の不自由な人もみんな同じです。

これからはますます車いすの人と健常な人が接する機会も多くなってきますが、高齢者や身体の不自由な人も「手を貸して下さい」と話しかけることで、お互いの理解を深め、健常者の意識啓発を促すことができます。また、市街地で車いすでも使用できるトイレを増やす場合にも、普通のトイレを1つだけやや広めに整備し共用可能な形にすれば、それ程困難なことではありません。この他、段差を簡易なスロープで解消したり、カウンターや電話台の高さを変えてみるなどにより、利用しやすさが大きく変わるものは身近なところに数多くありますので、ちょっとした工夫をして改善することから進めることが大切です。

② 利用者の視点を大切に

(1) 不自由さの理解を

高齢者や身体の不自由な人に配慮したまちづくりを進めるためには、それぞれの不自由さを具体的に理解し、整備面に生かすことが大事です。

例えば、高齢者が利用するトイレは、便座へのしゃがみ込み、立ち上がりに応じた手すりの設置が必要となります。また、床面はすべりにくく、突起物や段差のない平坦さが求められます。

(2) 工夫をこらす

整備基準やマニュアルに示された数値、あるいは、設置方法は、高齢者や身体の不自由な人の生活上の不便さを解消するための一つの目安であります。

実際の整備に当たっては、これらの基準値をただ採用するのではなく、利用者の身体特性や動作特性を踏まえて整備条件を見直し、高齢者や身体の不自由な人の問題を解消する方向で検討し、工夫をこらすことが大事です。

(3) 利用者の身になってきめ細かい配慮を

整備基準にはスロープに関する規定をしておりますが、車いす利用者にとっては、スロープよりも平坦なことが一番望ましいのです。様々な整備条件から歩道面と床面に高低差が生じる場合には、スロープや段差解消機の設置は止むを得ない方策ですが、スロープ処理の場合には、可能な限りゆるい勾配とすることが必要です。少なくとも、スロープを前提として床面に高低差(バリア)を設け、スロープをもってバリアフリーをしましたなどという手法はさけるべきです。また、「点字」は、目の不自由な人が情報を得るためになくてはならないものですが、すべての視覚障害者が「点字」を読むわけではありません。このため、場合によっては、アナウンスや音によって援助することも必要です。

(4) 利用者の意見をとり入れよう

誰もが暮らしやすいバリアフリー社会の形成には、高齢者や身体の不自由な人の不自由さをしっかりと見据えた整備が必要です。健常者が整備計画をたてる場合、とかく思い込みで計画することがあり、簡単などところで利便性を見逃すことがあります。高齢者や身体の不自由な人達をはじめ、いろいろな利用者の意見を聞くことで、大きな利便性を発見することがあります。このため、計画段階から多くの利用者の参加を求め、意見を反映させることも有効な方法です。

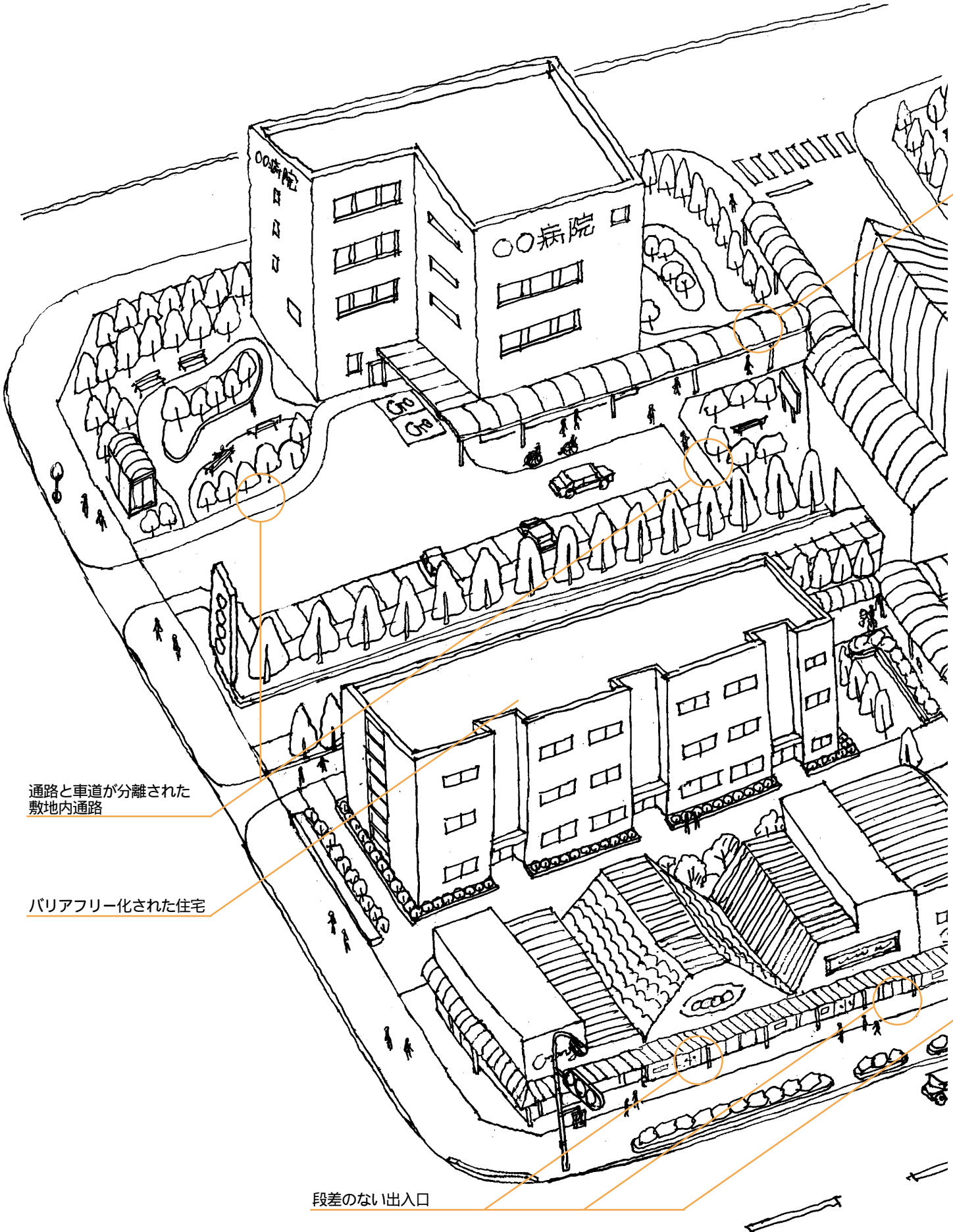
(5) 防災対策もしっかりと

非常時や災害時には、健常者であっても的確な判断と素早い行動を取ることは難しいことです。まして高齢者や身体の不自由な方は、自らの力で避難することが困難な場合が多いことから、施設の整備面では、避難するときの経路と場所、ソフト面からは、移動方法、手助けする方法についても十分検討しておくことが重要です。

災害は、いつ、どのように発生するのかを予想できないことから、防災対策は施設整備のみならず、障害者、高齢者とともに生活している人々、その時近くにいる人が手助けできることが重要となります。

このためには、障害者あるいは高齢者に代表される移動制約者等の生活上の困難と手助けの方法を示すとともに、広く一般にも手助けの方法を知らせる必要があります。

2 施設整備の考え方～移動空間の連続性確保のために～



公共施設等誰もが利用できる施設に
最短距離でアクセスできる工夫

移動を分断させない工夫をした駅

車いす使用者が利用しやすい
位置に駐車スペースを確保

雪や雨の日でも容易に
移動できる工夫

信号待ちしやすい
十分な歩道空間

段差のない出入口

乗降しやすく
冬でも快適なバス停

わかりやすい案内標示

歩道と段差のない敷地空間

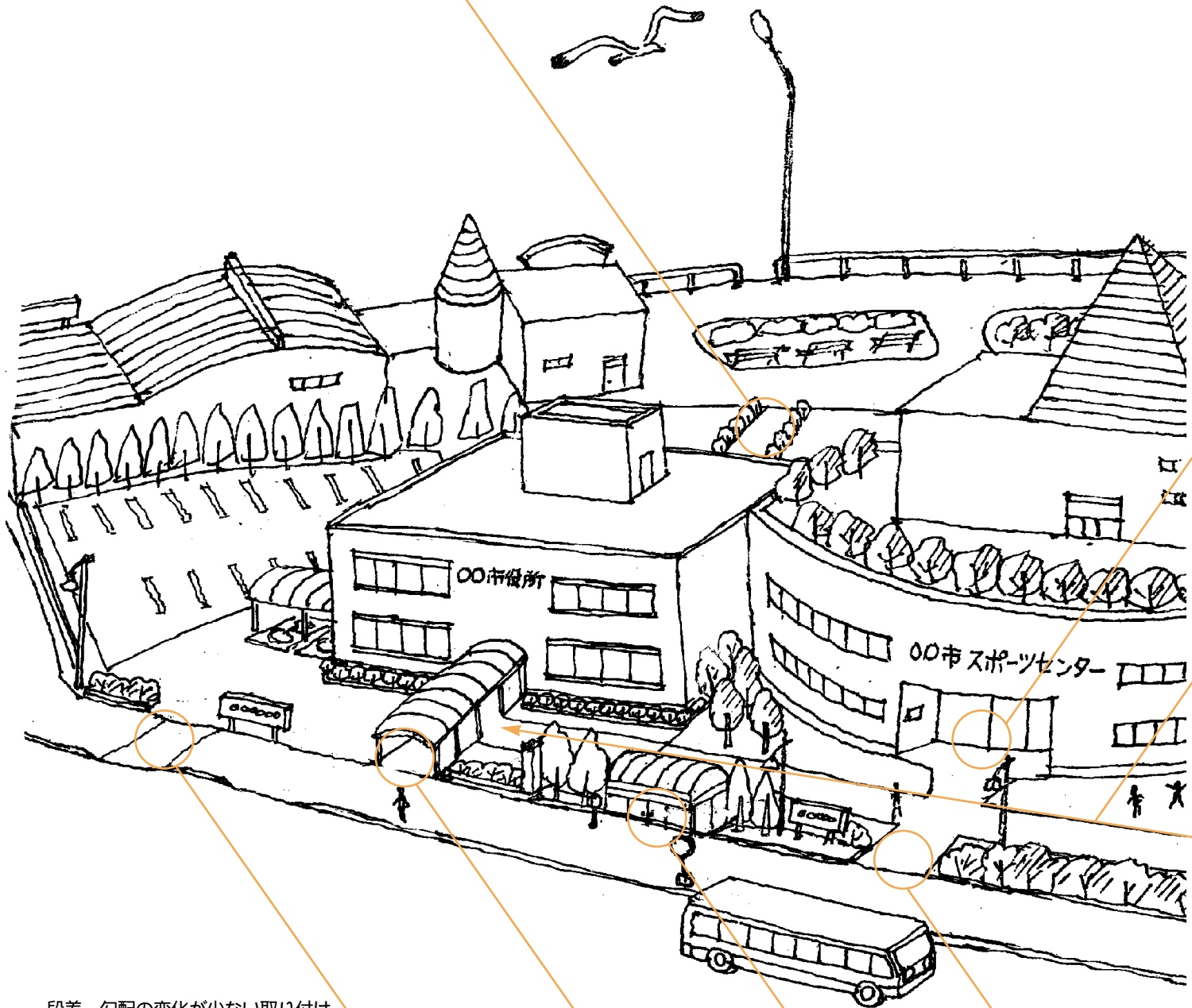
個別の要素を上手に 組み合わせる

この施設整備マニュアルでは、個々の施設（建築物、道路、公共交通機関など）を構成する要素に関して、連続的な移動動線を確保できるよう具体的な寸法を示しています。

私たちの日常生活では、例えば、朝住宅を出て道路を歩き、必要であればバスなどの交通機関に乗って、目的の施設に行くといった行動がとられます。つまり、私たちは日常生活において、住宅から学校、職場、ショッピングセンターなどへと空間を連続的に使っています。

このことから、施設整備にあたっては、このマニュアルで示している個別の要素を上手く組合せ、円滑な移動を確保する必要があります。

歩道と段差のない敷地境界



段差、勾配の変化が少ない取り付け

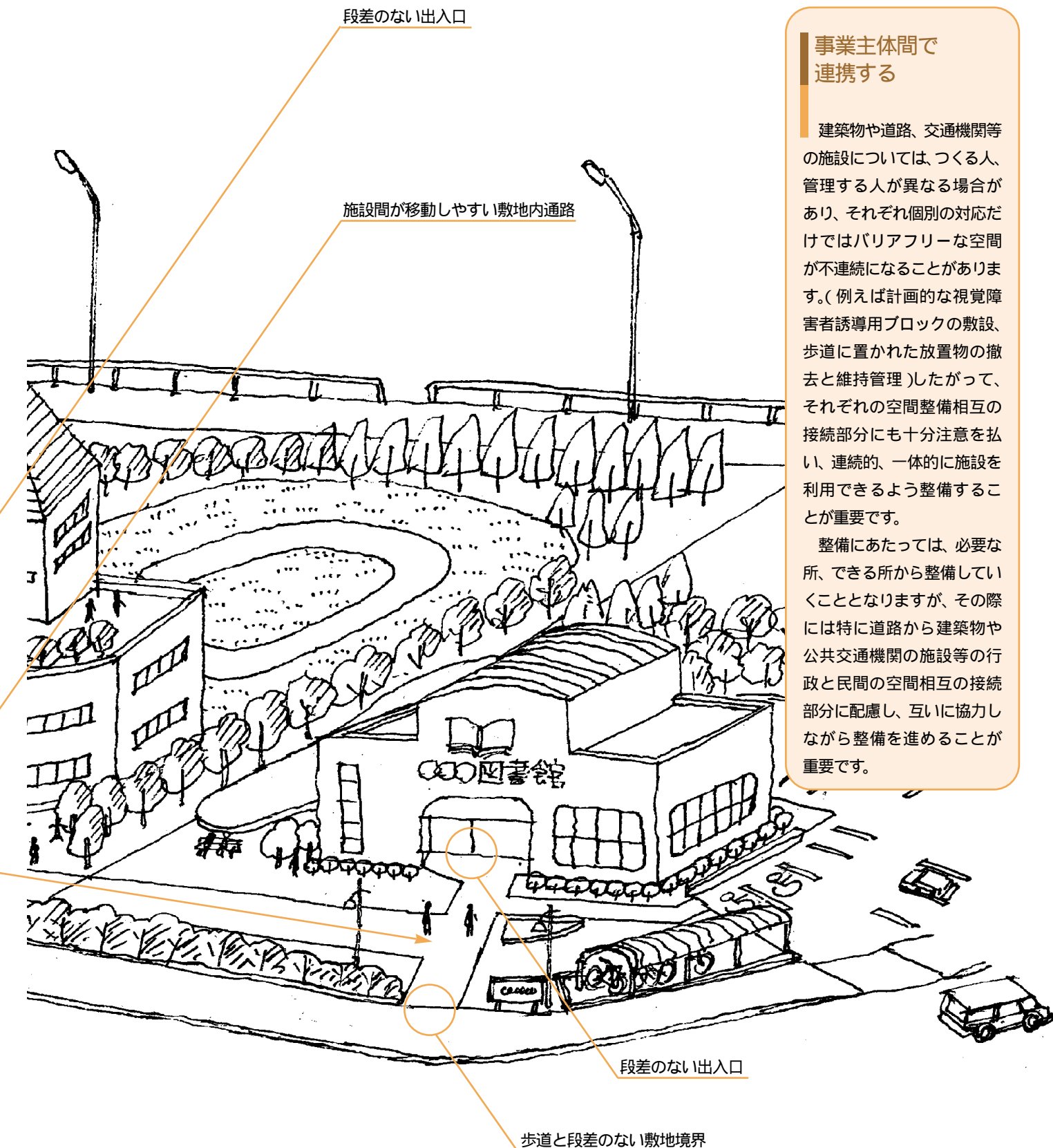
歩道と段差のない敷地境界

施設の出入口近隣に設置したバス停
雨や雪の日でも快適にバスを待てる工夫

事業主体間で 連携する

建築物や道路、交通機関等の施設については、つくる人、管理する人が異なる場合があります、それぞれ個別の対応だけではバリアフリーな空間が不連続になることがあります。(例えば計画的な視覚障害者誘導用ブロックの敷設、歩道に置かれた放置物の撤去と維持管理)したがって、それぞれの空間整備相互の接続部分にも十分注意を払い、連続的、一体的に施設を利用できるように整備することが重要です。

整備にあたっては、必要な所、できる所から整備していくこととなりますが、その際には特に道路から建築物や公共交通機関の施設等の行政と民間の空間相互の接続部分に配慮し、互いに協力しながら整備を進めることが重要です。



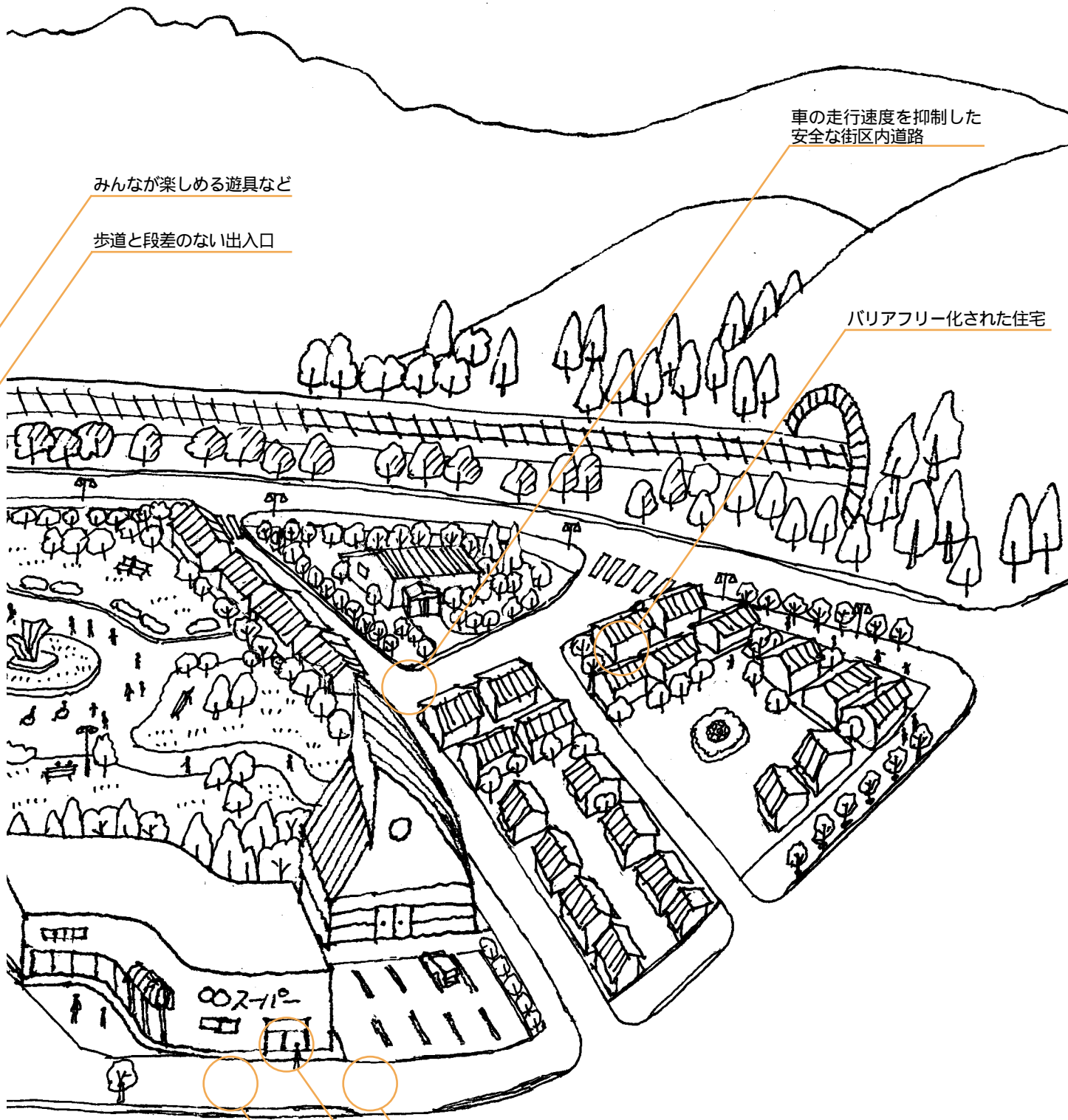
みんなの くらしやすさの追求

このマニュアルではこれまで述べたことを踏まえ、中心市街地、公園がある住宅街、誰もが利用する公共施設が集まっている場所を例としてバリアフリーな空間の連続性のイメージを示しました。

なお、高齢者や身体の不自由な人の問題に限るのではなく、健常者も含めてみんなの暮らしやすさを追求することを忘れてはなりません。施設の用途や整備する規模、箇所に応じた整備の手法を検討し、整備基準を画一的に適用することがないように、利用する人に公平に対応ができるよう努める必要があります。

また、整備基準は基本的にハードに限ったものがありますが、既存施設についてはハードの整備を補うソフト対応も重要であり、さらに費用対効果を考慮した段階的な整備が必要となります。従って事業者のバリアフリーやユニバーサルデザインに対する理解を得ながら、福祉用具の配置や人的対応についても検討しておくことが大切です。





車の走行速度を抑制した
安全な街区内道路

みんなが楽しめる遊具など

歩道と段差のない出入口

バリアフリー化された住宅

段差、勾配の変化が少ない取り付け(波打ち歩道とならない)

段差のない出入口

歩道と段差のない敷地境界

看板や駐輪がなく快適に移動できる歩道

段差のない出入口

整備マニュアル

- 1 マニュアルの見方
- 2 基本事項
- 3 建築物
- 4 公共交通機関の施設
- 5 道路
- 6 公園等
- 7 路外駐車場

1

マニュアルの見方

整備項目

整備基準 (規則別表2) 条例の規則原文

解説文 整備基準の根拠や判断 基準を示しています。 (明朝体)

望ましい基準 条例に定める基準では ありませんが、高齢者 や障害者等が特段の不 自由なく施設を利用で きるよう今後社会が目 指して行くべきより望 ましい水準です。 “ ”で示します。 (ゴシック体)

建築物

整備基準

出入口

(施行規則別表2 建築物)

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のある階及び4の項口に定める構造のエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。以下同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

建物の玄関やメインエントランス等の主要な外部との出入口や施設内の出入口、各室の出入口などは高齢者や障害者等が支障なく施設に出入りできるように、幅の確保やドアの構造への配慮及び段差の解消などが必要です。

- ・「直接地上へ通ずる出入口」とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口のことで、主に玄関のことです。
- ・「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗部分から駐車場部分に通じる出入口のことです。

出入口の幅

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内のリを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とし、不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口の幅は、内のリを80cm以上とすること。

- ・「90cm」とは車いす使用者が通過できる幅です。
- ・「80cm」とは車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするれば、ぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

各室の出入口の幅は、内のリ90cm以上とすることが望まれます。

1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のリ120cm以上（車いすと横を向いた状態の人がすれ違うことができる幅）とすることが望まれます。この場合、そのうち1以上は自動ドアとすることが望まれます。

戸の構造

戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ・車いす使用者にとって開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引き戸が最も利用しやすい。
- ・各室の出入口の戸は、内開きの戸が望ましく、外開きの場合はアルコーブなどを設ける等の配慮が必要です。
- ・段差のある溝や敷居は設けないようにします。

回転扉は基本的に車いすでの利用は困難であると共に、特に歩行速度の調節が困難な者にとっては利用が難しく視覚障害者等にも危険が伴いやすいため避けるべきです。この場合、それ以外の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する必要があります。（基本事項 P.44）戸の前後には、150cm以上の水平部分を確保することが望まれます。

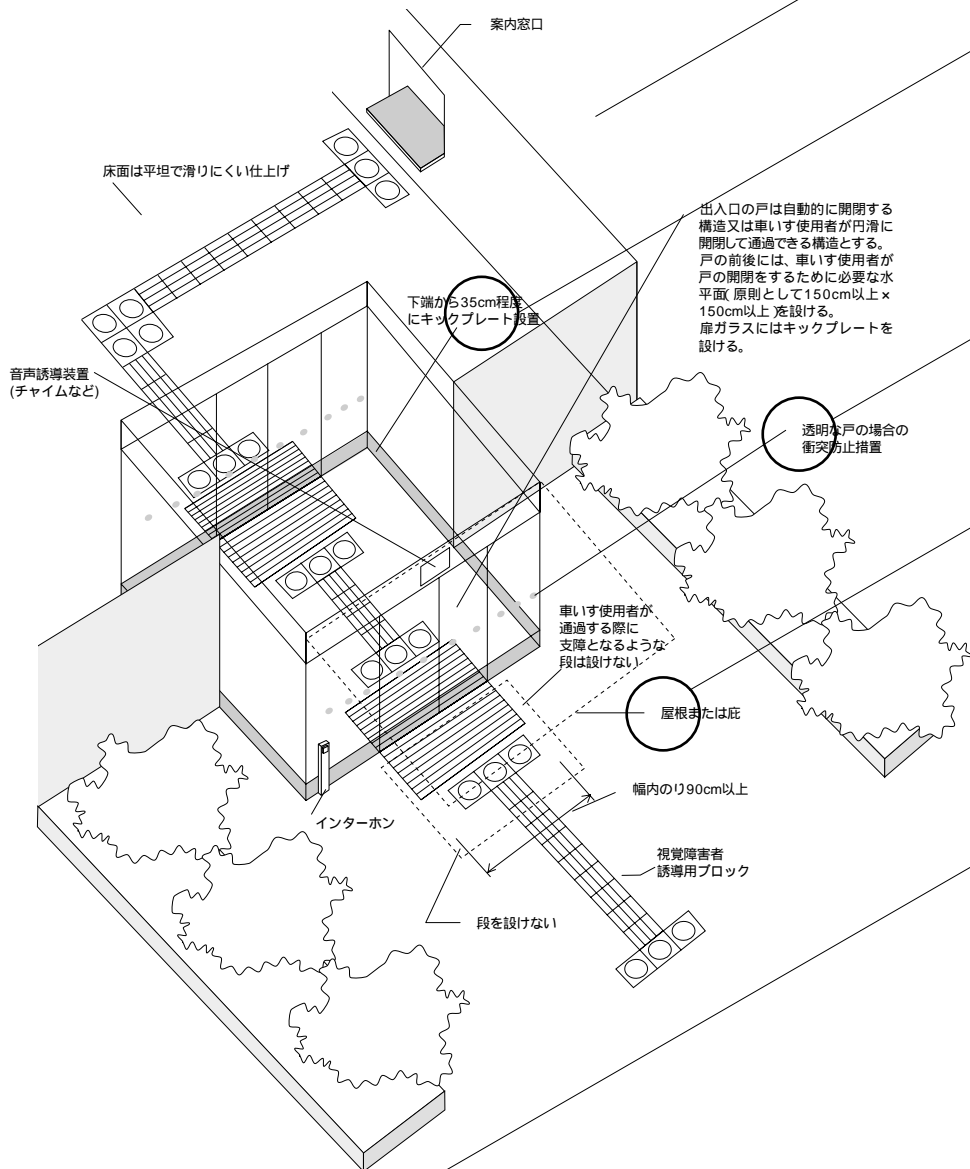
やむを得ず開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためのドアチェックを設置し、袖壁との間に開閉のための十分な空間を確保することが望まれます。

明朝体.....解説文
ゴシック... 望ましい基準

このマニュアルでは、設計者のわかりやすい手引きとなるように、1つの整備項目に対し、次の構成により整備例の紹介を交えながら見開きで解説しています（一部の項目を除く）

実際の設計では建物等の敷地の立地条件を考慮し、建築主や設計者の工夫で「整備基準」や「望ましい事項」等をうまく組み合わせて、誰もが利用しやすい施設づくりを図ることを目指してください。

直接地上に通ずる出入口の整備例



整備例

整備基準をもとに望ましい整備例をイラストで解説します。

参考となる例示

整備基準ではありませんが、参考となる数値を示します。

整備項目

条例で定められた整備基準を“ ”で示します。

望ましい基準

条例に定める基準ではありませんが、高齢者や障害者等が特段の不自由なく施設を利用できるように今後社会が目指して行くべきより望ましい水準です。“ ”で示します。(ゴシック体)

地域の声

整備にあたっての注意点や配慮事項を利用者の視点でまとめたものです。

地域の声

出入口で床が凍っているのが見て分らないと、転倒しやすいので怖いですね。玄関まわりに視覚障害者誘導用ブロックがあると一人で受付まで行けるので助かります。荷物が両手一杯の時は健常者にも自動ドアは楽でいいですね。玄関にちょっとしたときに荷物が置けたり、座れるような腰掛け台があるといいですね。

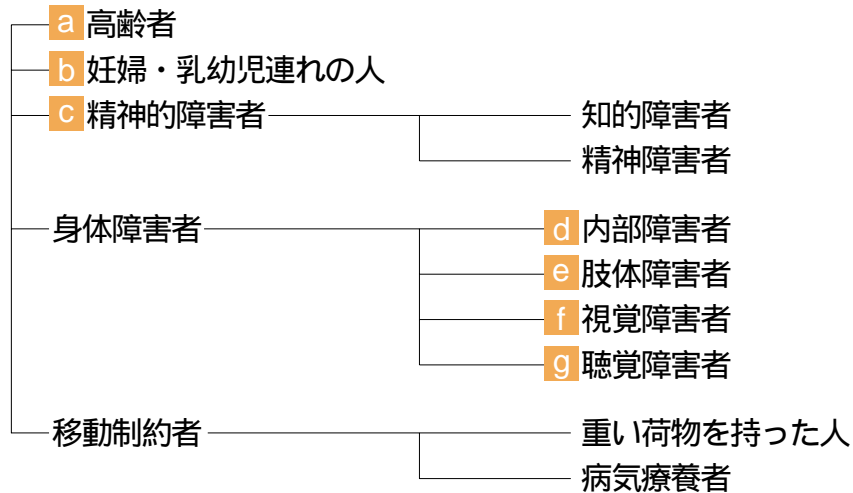
2 基本事項

1 身体的特性	34
2 基本的な寸法	41
3 手すり	42
4 戸	44
5 段・階段	46
6 水栓、取っ手	47
7 コンセント・スイッチ	48
8 床・舗装材	49
9 視覚障害者誘導用ブロック	50
10 トイレ設備	54

1 身体的特性

施設の整備にあたっては、高齢者や障害者等のそれぞれの身体的特性を理解し、それぞれの特性に応じた配慮が必要となります。

施設を利用する人



a 高齢者

小さな文字が
読みにくいとき
があります



一般に65歳以上の人を高齢者といいますが、その身体特性については個人差があります。

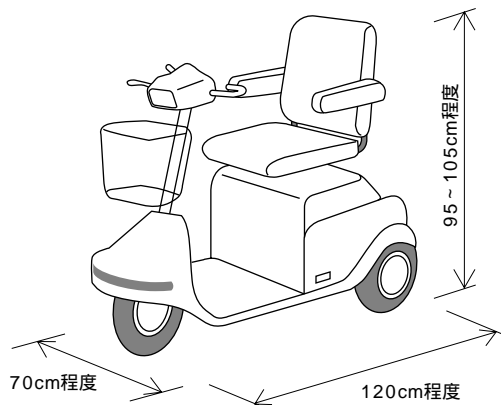
加齢にともない身体の動きがだんだんゆっくりとしたペースになります。

目が見えにくかったり、耳が遠くなることがあります。

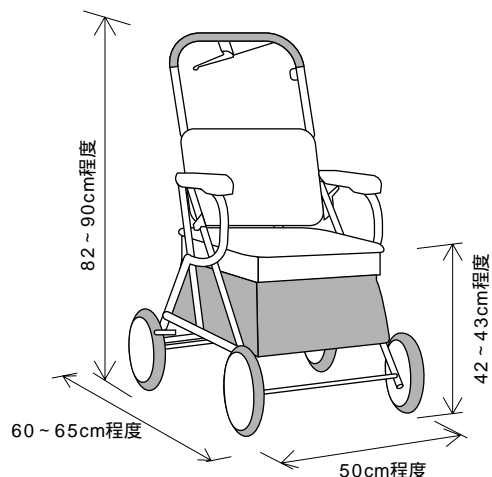
歩行中の転倒やつまずかないように色による区別や段を設けないなどの配慮が必要です。

案内板等は、文字のサイズ、色の識別、コントラストに配慮します。

外出する時は、疲れやすいため、適宜ベンチなどの休憩場所を設けます。



【シニアカーの各寸法】



【ショッピングカートの各寸法】

b 妊婦・乳幼児づれの人

段差がなく歩きやすい

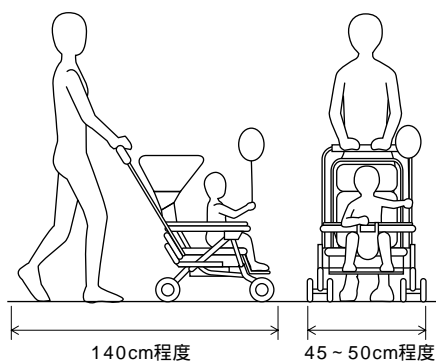


赤ちゃんがおなかにいるお母さんは、かがんだり重たい荷物を持ったりするのが大変です。また、小さな子どもを連れての外出には、次のような配慮が必要です。

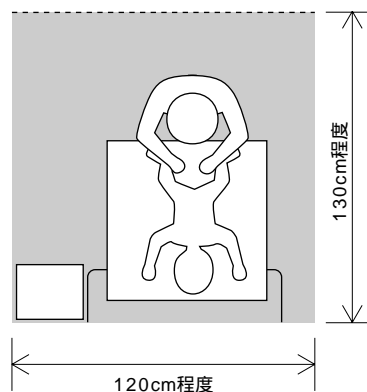
妊婦には、身体に衝撃や負担がかからないよう、周囲の思いやりが必要です。

おむつ交換や授乳できる場所が必要です。

お父さんやお母さんが、子どもと一緒に入れるトイレが必要です。ベビーカーを押すときに、段差や排水溝蓋の溝が障害になります。



【ベビーカーの各寸法】



【ベビーベットの各寸法】

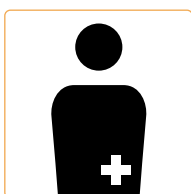
c 精神的障害者

ものの理解がゆっくりで、遠回りだったり、判断力が弱いことがあります。

分かりやすい言葉でゆっくり接しましょう。

案内表示などは、デザインを統一して分かりやすいものがよいでしょう。

d 内部障害者 ▶▶ オストメイト(人工肛門・膀胱保持者)



交通バリアフリー法のガイドラインによるオストメイト標示

オストメイトとは、人口肛門や人工膀胱を保有する人のことをいいます。「ストーマ」と呼ばれる排泄口から、補装具に排泄物を溜めます。普段の生活では、内部障害は外面からはわからないことがあります。

長い移動は疲れやすいため、休憩する場所があるとよいでしょう。

公共のトイレに、ストーマや補装具を洗える温給水設備が必要です。

(まめちしき「オストメイトとは」P.84)

e 肢体障害者

車いす使用者

手動車いすは、自力で操作する場合と介助により操作する場合がありますが、自力での移動を整備の基本にします。

車いす使用者の通行に支障になる段をなくす必要があります。

車いす使用者が利用できるトイレが必要です。

車いす使用者が車から乗降する際に、車いすを出し入れできる広さのある駐車場が必要です。

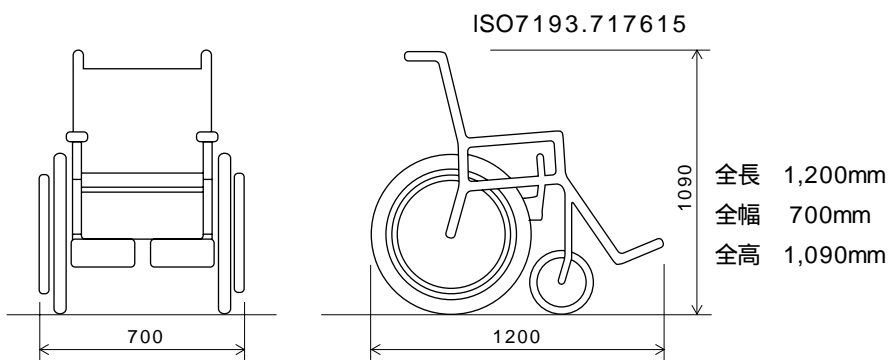
ドアを開閉したり他のものに移乗する際には、周辺に空きスペースが必要です。

車いす使用者がアクセスするためには、車いすの前輪や足板(フットレスト)が入る空きスペースが必要です。

車いすの
出し入れができる
駐車場があると
助かりますね



広くて
安心して
利用できるね



車いすには、手動とバッテリーを
搭載した電動のものがありますが、
国際標準化機構(ISO)では両方の大き
さを兼ねた寸法が定められています。

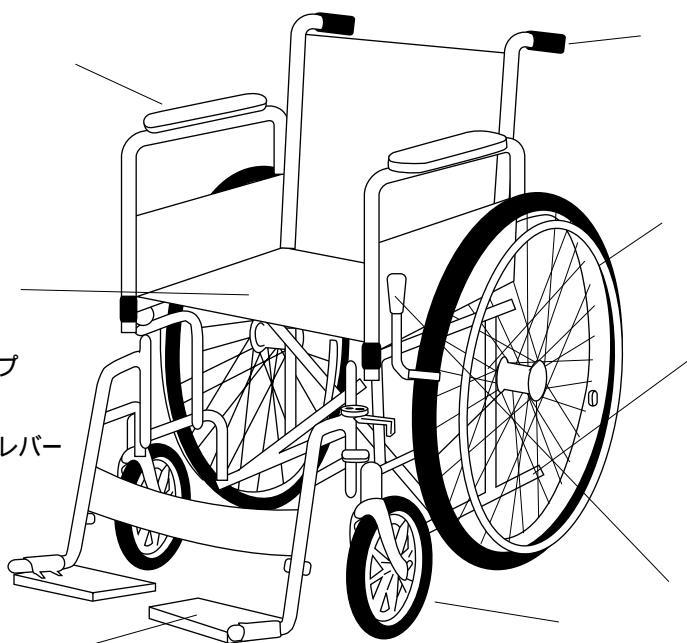
手動車いすの形状や寸法は使用す
る人の体格や身体状況、使用目的に
より異なります。

【手動および電動車いすの寸法】

国際シンボルマーク

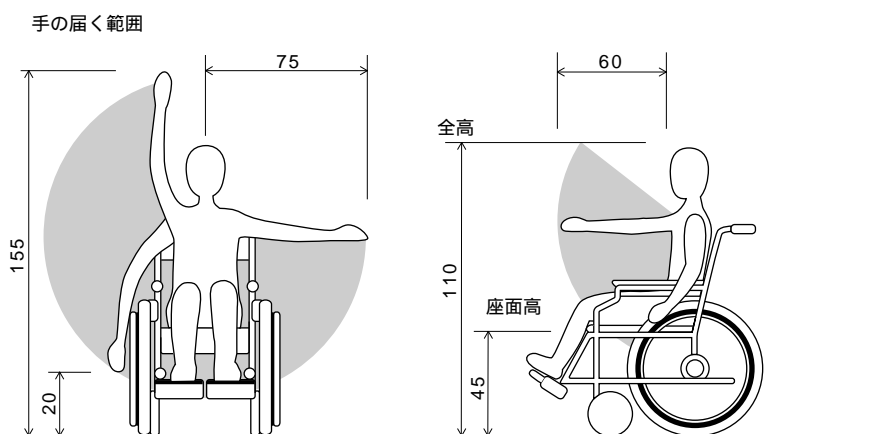


ハンドグリップ
ハンドリム
ティッピングレバー
ブレーキ
フットレスト
シート
キャスター
肘あて



【車いすの構造】

[単位 : cm]



【人間工学的寸法】

車いすの最小動作空間

	360° 回転	180° 回転	90° 回転
手動車いす	最小の回転円 	180° 回転 (車輪中央を中心) 	90° 回転 (車輪中央を中心)
電動車いす	360° 回転 (車輪中央を中心) 	180° 回転 (車輪中央を中心) 	

直角通路の車いすの最小動作空間

	手動車いす	電動車いす
直角通路の通過	直角路の通過 	直角路の通過 (屋外用)

松葉杖使用者

加齢による歩行困難や、病気やけがなどによる一時的な歩行困難者が想定されます。

段の乗り越えや急なスロープを昇降するのが困難であり、床は段を設けず、つまづきにくい仕上げとする必要があります。

移動補助のために手すりの設置が望まれます。

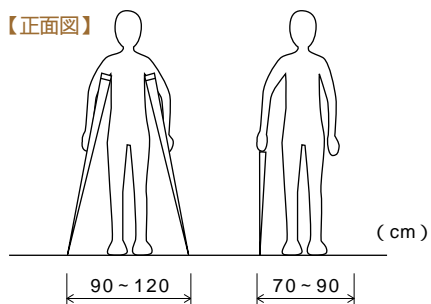
適宜休憩スペースを設けます。

杖使用者の人間工学的寸法

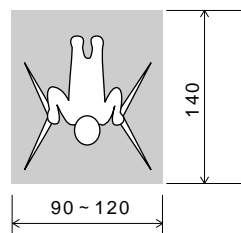
【占有幅】



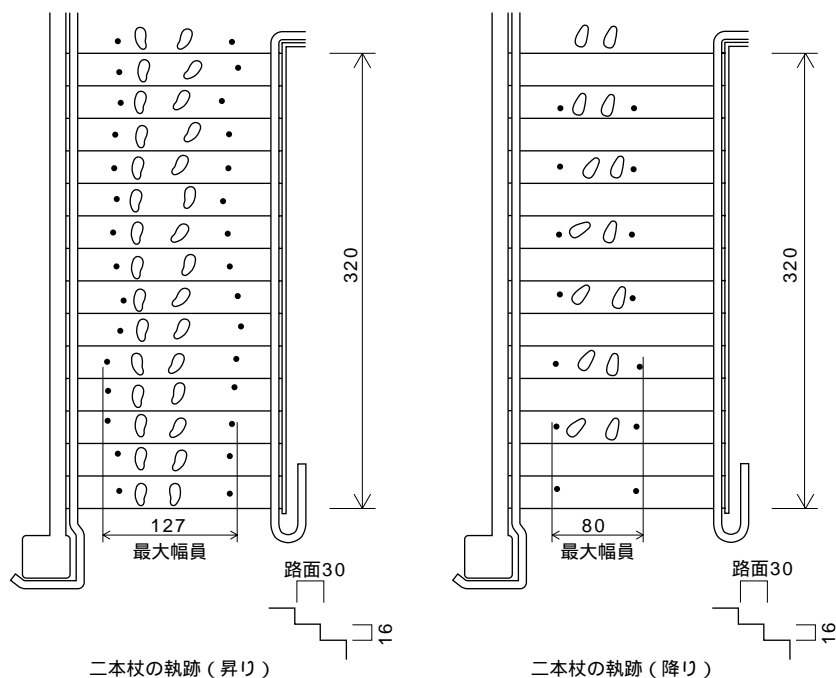
【正面図】



【動作に必要な幅】



【二本杖使用者の階段の昇降】



f 視覚障害者

3時の位置にお茶があります



目の不自由な人は白い杖をついていたり、白い胴輪（ハーネス）をつけた盲導犬をつれています。視覚障害者の中でも、全盲の方よりも、視機能のある程度有する（弱視）の人が多いため、施設整備にあたっては形状だけではなく色彩や文字の大きさなどに対する配慮も必要です。

視覚に代わる、聴覚や触覚などの感覚による情報伝達手段が必要になります。

注意喚起のためには、視覚障害者誘導用ブロックの「点状突起」や音声によるチャイムがあります。

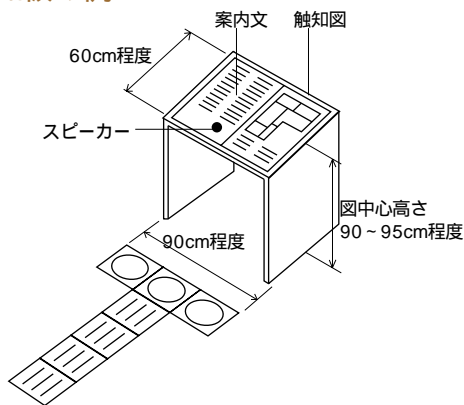
白杖使用者は、足下の情報しか認知できないために、上部にのみ突出している標識は危険です。

弱視者には、明暗や色の識別を認識できませんが、個人差が大きいです。できるだけ大きな文字で色彩のコントラストや照明などにより工夫します。

盲導犬はお仕事中



触知板の例



国際シンボルマーク

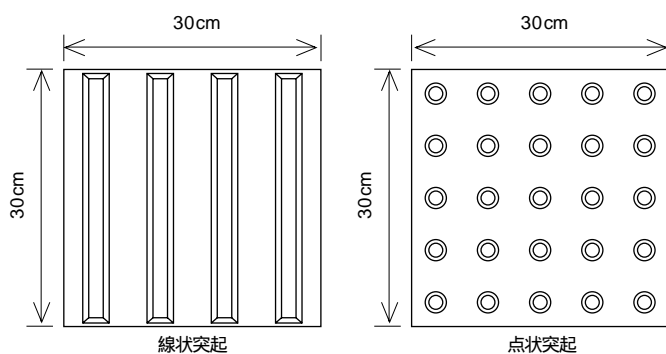
視覚障害者を表示するマーク
(1984年、世界盲人連合が定めた)

盲導犬同伴の施設利用を勧めるマーク



(まめちしき P.106)

視覚障害者誘導用ブロック



線状ブロックは、方向表示用に用いる。主に、誘導対象施設等の方向を示す。

点状ブロックは、位置表示用に用いる。警告ブロックともいう。主に、注意すべき位置や誘導対象施設の位置を示す。

g 聴覚障害者

耳の不自由な人は、そのことが外見からは分からないことがあります。また、聞こえないだけでなく話せないというコミュニケーション障害がある場合があります。言葉を覚えた後で聞こえなくなってしまった中途失聴者と先天的な失聴者には情報の理解や認知に差がある場合があります。



聴覚障害者とのコミュニケーション方法

- 手話 手の動きや顔の表情でコミュニケーションをとる視覚的言語です。
- 筆談 紙などに書いて伝えあいます。手話を知らない難聴者や、中途失聴の方には有効な手段です。
- 口話 相手の口の動きを読みとる方法です。口の動きが分かるように大きく口を開けてはっきり話しましょう。相手の目を見て確認しながら話すとういでしょう。

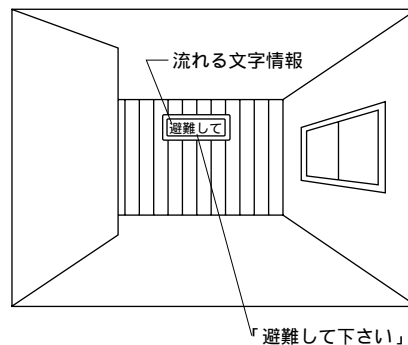
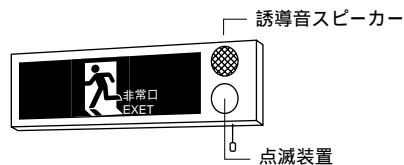


国際シンボルマーク

聴覚障害者用電話サービス装置(TDD)を示す国際シンボルマーク



聴覚障害者のアクセスを示す国際シンボルマーク

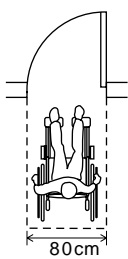
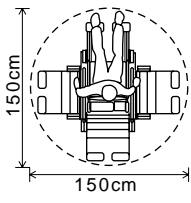
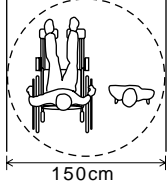
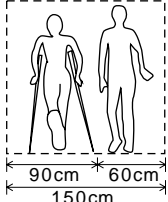
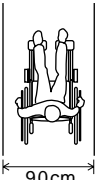
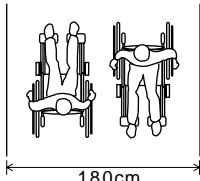
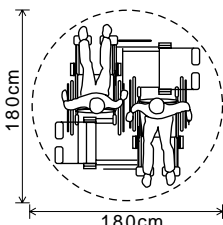
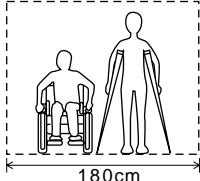
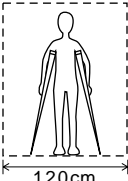
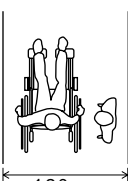
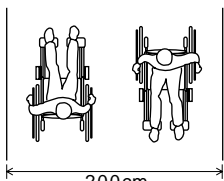
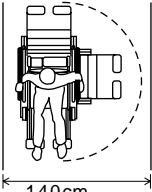


【避難誘導の例】

2 基本的な寸法

整備基準に示す数値は、移動空間において全ての人が、円滑に通過または通行できるように、特に動作のために必要とする空間が最も大きい車いす使用者を基準として定めたものです。

基本的な寸法の考え方

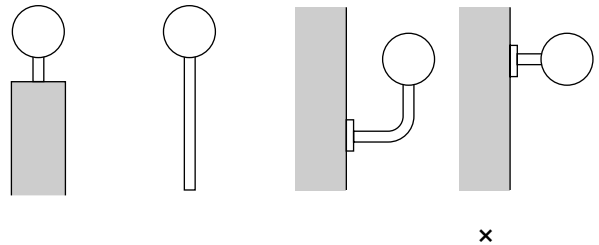
幅	基本的な動作	幅	基本的な動作
80cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いすが通過できる幅 [例] 屋内の出入口の幅 	150cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いすが360°回転できる幅 車いすと人がすれ違うことができる幅 松葉杖使用者と人がすれ違うことができる幅 [例] 傾斜路の踊場の幅   
90cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いすが通過しやすい幅 [例] 玄関の出入口の幅 	180cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いす同士が通過できる幅 電動車いすが360°回転できる幅 松葉杖使用者と車いすがすれ違うことができる幅 [例] 望ましい廊下の幅   
120cm	<ul style="list-style-type: none"> 松葉杖使用者が通過できる幅 車いすと横向きの人がすれ違うことができる幅 [例] 園路の幅  	200cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いす同士が走行できる幅 [例] 歩道の幅 
140cm	<ul style="list-style-type: none"> 車いすが180°転回できる幅 [例] 廊下の幅 		

3 手すり

手すりは、高齢者や障害者などにとっては誘導や転落防止、身体の保持に有効な設備です。階段や傾斜路の他、医療施設や老人施設など用途によっては、廊下に連続して設置することが望まれます。手すりは、設置場所に応じて形状、大きさ、材料（外部にあつては直射日光等による温度変化）を配慮し、堅固に設置します。

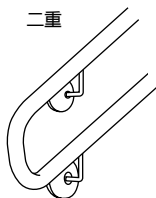
手すりの形状

- ・円形が一般的に握りやすい。（ $\phi = 3 \sim 4\text{cm}$ ）
- ・障害によっては平型が使いやすい場合もある。
- ・材質は屋外の時の温度差が生じる（比熱が大きい）ものは避ける。
- ・支柱が手に当たらない位置に設置する。

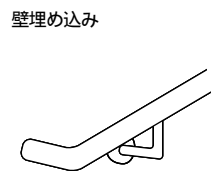


手すり端部の処理

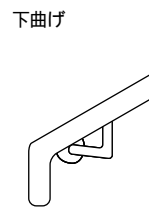
- ・衣類の袖が引っかかったり、子供がぶつかってもけがをしないように端部を内側に曲げるなどの処理をします。



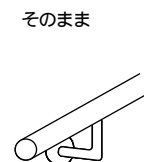
二段をつなげた例



壁面へ手すり端部を曲げた例



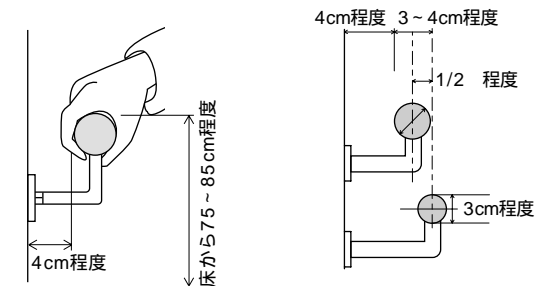
下方へ手すり端部を曲げた例



x そのまま 袖が引っかかる

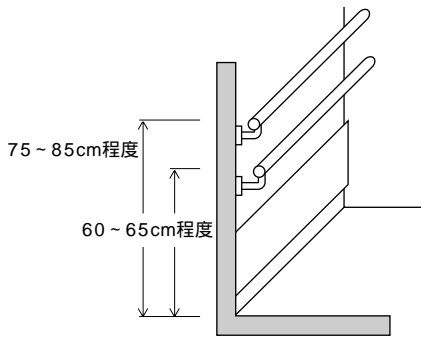
設置位置

- ・利用者が高さを選択できるように二段式にするのが望ましい。
 上段設置高さ 75～85cm程度
 下段設置高さ 60～65cm程度
 - ・壁面からは4cm程度離す。
 - ・手すりは連続して設ける。
 - ・起終点を分かりやすくするため、端部に30cm以上の水平部を設けるのがよい。
- 公共交通機関の施設及び道路(立体横断施設)については60cm以上

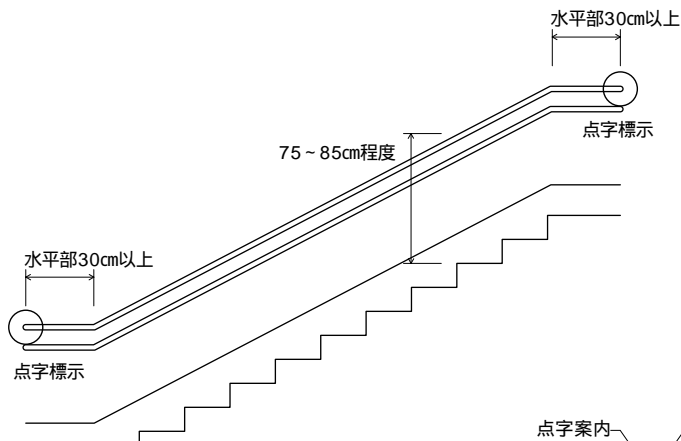


手すりは握りやすさに留意し
手すり径は3～4cmがよい

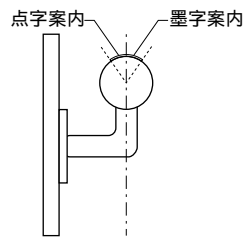
壁付き手すり



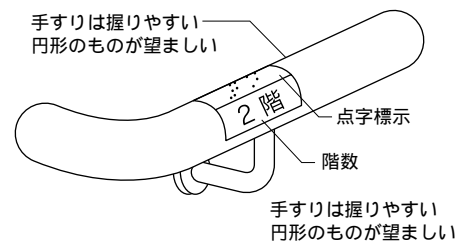
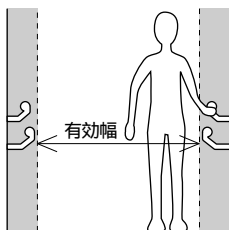
点字標示



・手すりの端や曲がり及び階段の要所には、現在位置などを点字で表現するのが望ましい。
公共交通機関の施設及び道路(立体横断施設)については60cm以上



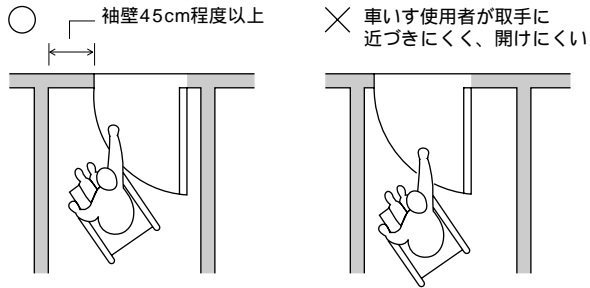
【手すりがある場合の有効幅】



4 戸

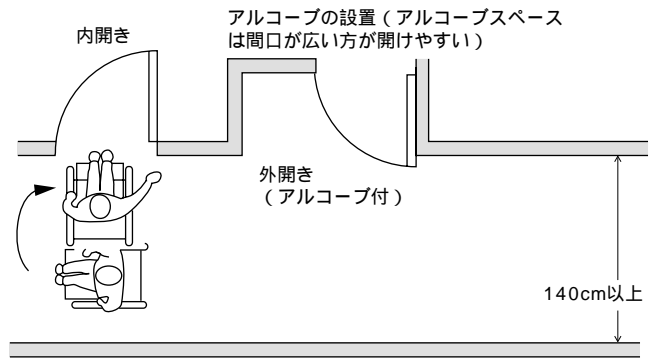
戸には様々な形式があります。しかし、戸の気密性や防音性能を保つために段や突起物が生じないような配慮が必要です。また、通過する際の有効幅が確保されるように、設置します。

開き戸

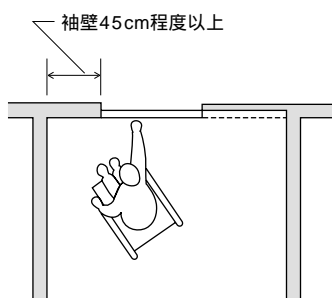
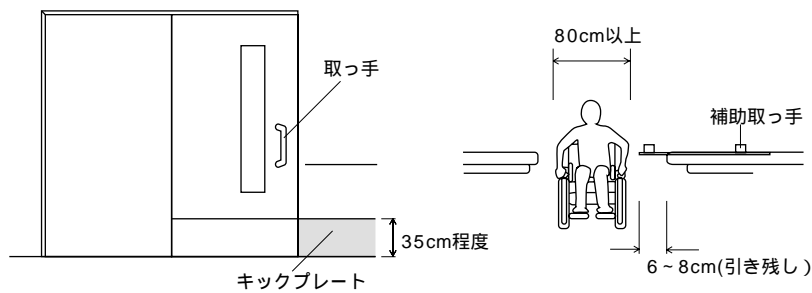


車いす使用者の場合、戸の開閉時に取手に近づきにくいいため、袖壁やアルコーブを設ける必要があります。

また、通路側に開閉した扉が突出していると、衝突の危険があるために、避けることが望ましい。

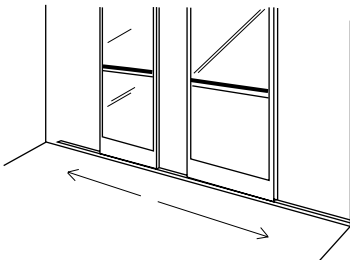
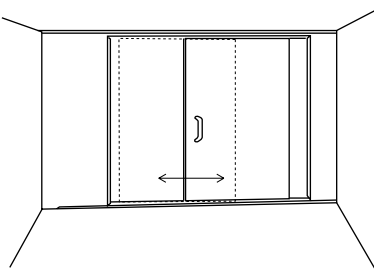
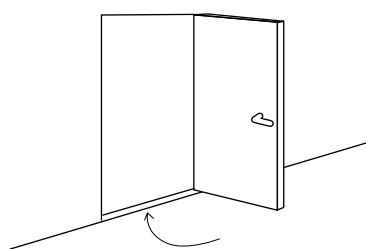
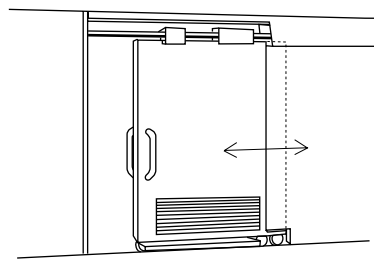
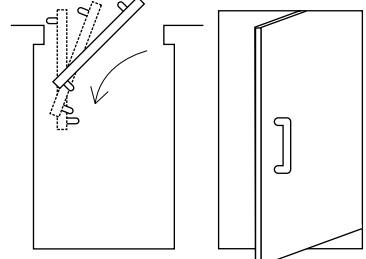
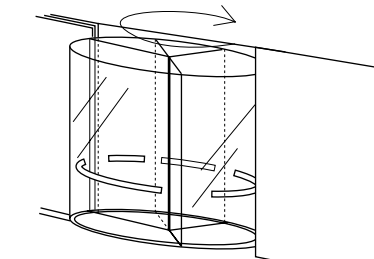


引き戸



引き戸は袖壁を設置することでアプローチする空間を確保することが必要です。

形式

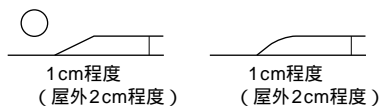
自動ドア		<p>もっとも望ましい形式。通過途中で閉まらないことが大切。</p> <p>ただし、プッシュボタン式の自動ドアは使いにくい。</p>
引き戸		<p>車いす使用者にとって安全性が高く、使いやすい。ただし、重い引き戸は使用が困難。</p>
片開きドア		<p>車いす使用者は押す動作は可能だが、引くのは困難。押すときは車いすのフットレスで押すので配慮が必要。</p> <p>通路側へ開く場合は通行者への危険度が高い。</p>
半自動ドア		<p>開けるときは手動であるが、自動的に閉まるしくみ。</p> <p>車いす使用者がドアを押さえながら通過しなければならないものは使いにくい。</p>
引き込みドア		<p>ドアの開閉の軌道が少なく限られた室内空間を大きく利用できます。</p>
回転ドア		<p>利用に危険が伴うので避けるか、すぐ横に通過可能な別の形式の出入口を設ける。</p>

5 段・階段

段は、排水処理などによって生じてしまうことがあります。車いす使用者等の通行に支障とならない措置が必要です。

また、階段の段は識別しやすく、つまづきにくい構造とすることが必要です。

段



車いす使用者が登れない恐れがある。
また、歩行者がつまづきやすい。

建物内には、極力段をつくらないことが必要です。屋外に限らず、排水処理や視覚障害者への注意喚起のために段が必要な場合がありますが、段を設ける場合には建物内と同様の措置が必要です。

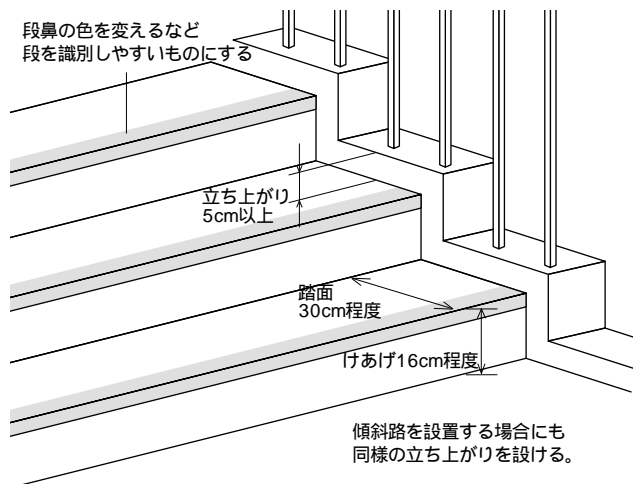
階段

構造

段を識別しやすくするために、踏面の端部（段鼻）は、色を変えるなどの工夫により、識別しやすいものとします。

また、昇降しやすいように、路面は30cmけあげ16cm程度とすることが望ましい。

【階段の例】



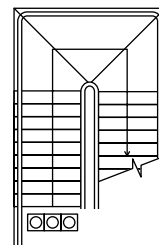
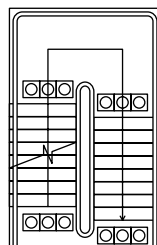
形式・視覚障害者誘導用ブロック

踏み幅が同一段で異なるような回り段は方向感覚を失いやすく、上下運動と回転運動が重なるため危険です。

また、踏面がとびだしているものや、けこみ板のないものは転倒の恐れがあるために避けます。

階段では、杖などが逸脱しないように、必要に応じて立ち上がりを設ける事が必要です。

階段の端部には、視覚障害者が認識できるように視覚障害者誘導用ブロックを設置することが必要です。



×

6 水栓・取っ手

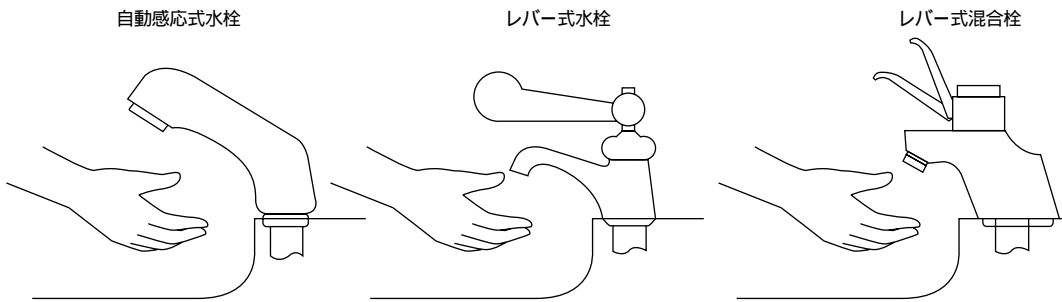
加齢や障害などにより、指先の力や器用さがなくなった場合、水栓を操作したりドアノブを回す動作がしにくくなります。そのため、水栓や取っ手は支障なく使用できる器具を選択する必要があります。また、同一施設内では、統一した種類の水栓や取っ手を採用すれば、利用者の混乱を招くことはありません。

水栓

水栓器具は、片手で簡単に操作できる大きめのレバー式の混合水栓や、自動感應式などが利用しやすいです。

泡沫式の水栓は、洗面器からの水跳ねが少なく便利です。

【水栓器具の例】



同一の建築物内では同一仕様の水栓器具とすることが望ましい。

取っ手

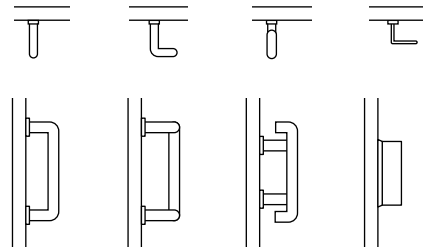
取っ手は握りやすく、操作しやすいものが向いています。

引き戸は、彫り込み引き戸は操作がしにくいいため、握りやすい太めの長い取っ手が操作しやすいです。

開き戸のレバーハンドルの端部は、引っかかりを防止するために、扉側に曲げたものが望ましい。

引き戸の幅が大きい場合は、補助取っ手があると便利です。

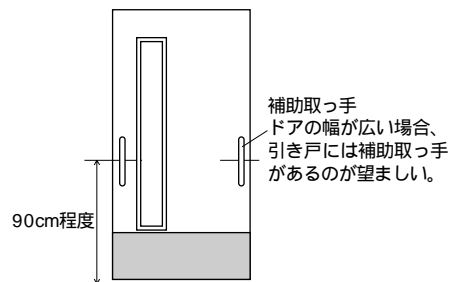
【引き戸の取っ手の例】



【開き戸の取っ手の例】



【取っ手の高さ】



7 コンセント・スイッチ

車いす使用者は、手先が届く範囲には制約があるために、コンセントやスイッチの位置には十分配慮することが必要です。また、視覚障害者などにも利用しやすい工夫をすることが必要です。

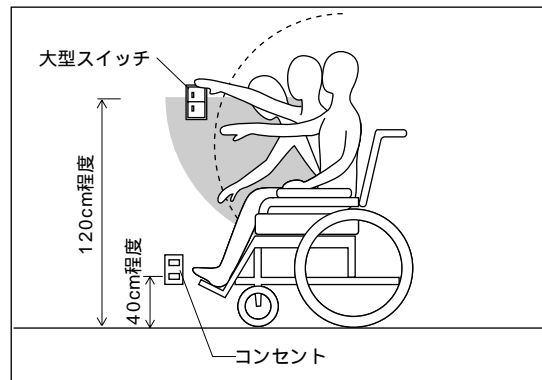
取付位置

スイッチの取付位置は、車いす使用者の可動範囲を考慮して、床面の高さから35～120cm程度とします。

コンセントの取付位置は、35cm程度ですが頻繁に使用するものは、40cmの高さとするとより使いやすくなります。

また、高齢者が多数利用する老人施設や福祉施設においては、コンセントの位置を更に高い位置に設置します。

【コンセント、スイッチ類の高さ例】

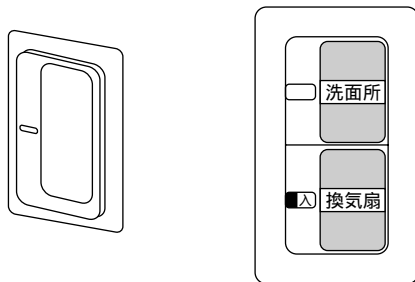


スイッチの形状

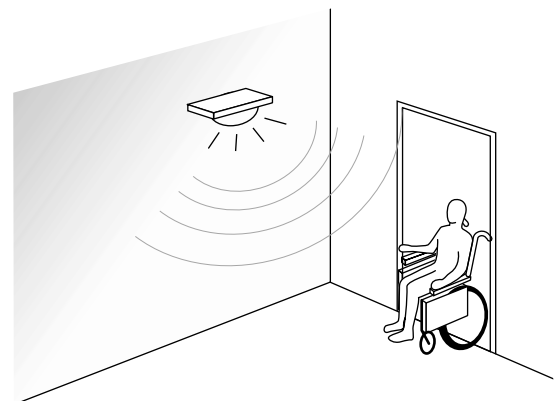
スイッチは、指先の操作が困難な場合など、操作しやすいように大型スイッチなどが望ましく、さらに、視覚障害者にも配慮して、必要に応じて点字標示や浮き彫りにより、スイッチの機能を説明することが望ましい。

また、消し忘れの防止や車いす使用者に配慮して、自動感應式の照明が望ましい。

【大型スイッチ】



【自動感應式照明】



センサーによって感知し自動的に点灯・消灯する

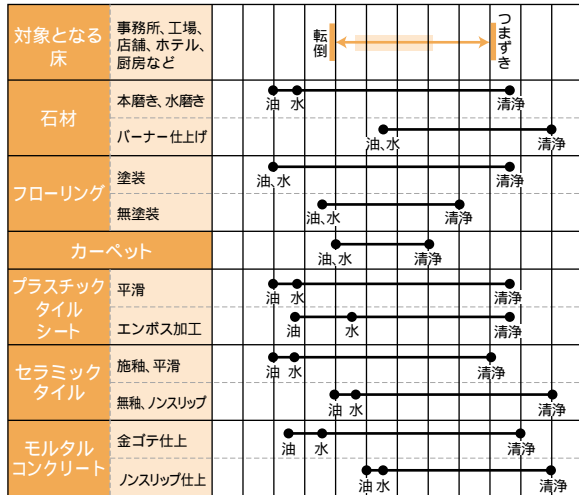
8 床・舗装材

床や路面の材料及び仕上げは、使用環境（水分、ほこり、経年変化）を考慮したうえで、滑りにくい仕上げにすることが必要です。

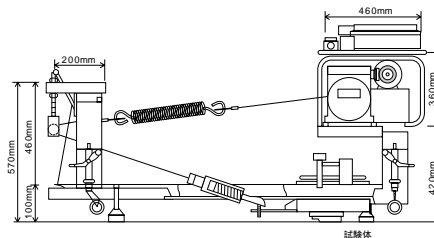
参考：屋内

【床材と滑りやすさ】

下足床で歩行する場合 滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
(靴、運動靴、サンダル) 0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2

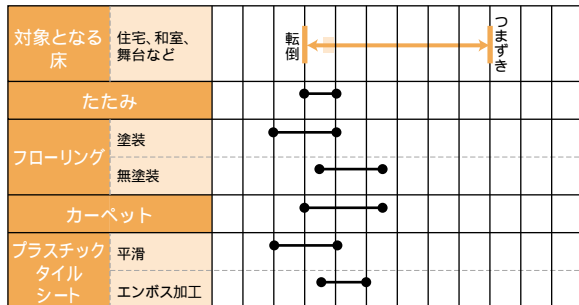


床材の滑りにくさの指標として、JIS A5705(ビニル系床材)付属書に定める、「床材の滑り試験方法(斜め引張型)によって測定される、滑り抵抗係数(C.S.R.: Coefficient of Slip Resistance)」を用います。



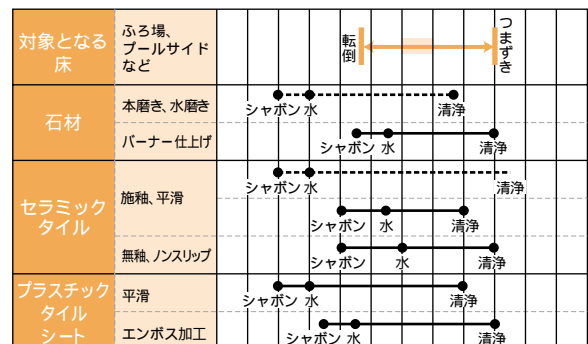
上足床で歩行する場合

(靴下、足袋、フットスリッパ) 0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2



素足で不自然な動作をする場合

0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2



参考：屋外

湿潤状態の滑り抵抗値 BPN (British Pendulum Number)

舗装路面の滑り抵抗値を示す値。現場もしくは試験室において、主として次の方法により測定を行う。

(1) 振り子式スキッドレジスタンステスターによる方法

振り子の先端に取り付けたゴム製のスライダーが測定面(路面または供試体)を滑動するときの抵抗値をテスターの目盛りから読みとる。

(2) すべり抵抗測定車による方法

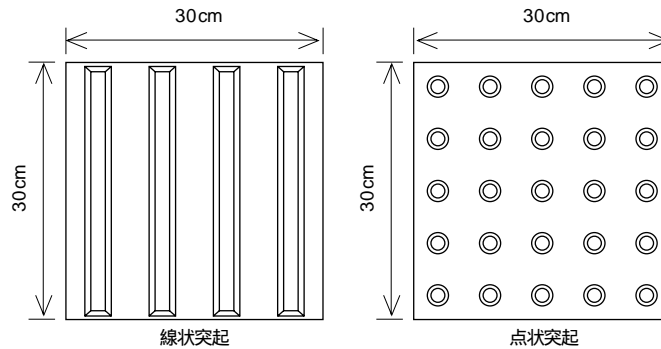
一定速度で牽引する試験車両に制動をかけ、その時の試験車両にかかる力を測定し、輪荷重との比を係数とする。

上記いずれかの方法により、滑り抵抗値BPNを算出するもので、アスファルト舗装要綱(日本道路協会)では、その値は湿潤状態において40以上が望ましいとしている。

9 視覚障害者誘導用ブロック

形状

一般的に点字ブロックと呼ばれていますが、正式名称は「視覚障害者誘導用ブロック」といい、平成13年9月にJIS9251で形状・寸法が規定されました。



線状ブロックは、方向表示用に用いる。主に、誘導対象施設等の方向を示す。

点状ブロックは、位置表示用に用いる。警告ブロックともいう。主に、注意すべき位置や誘導対象施設的位置を示す。

色

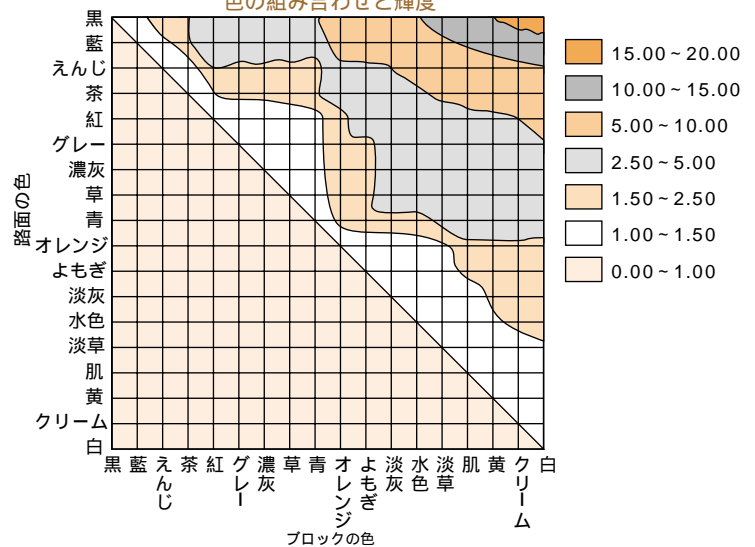
輝度比

舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を示す指標として、輝度比を用いる。それぞれの輝度を輝度計により測定し、以下の式によって算出する。なお、輝度比1.0以下の場合には逆数で示します。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

【輝度比グラフ】

色の組み合わせと輝度



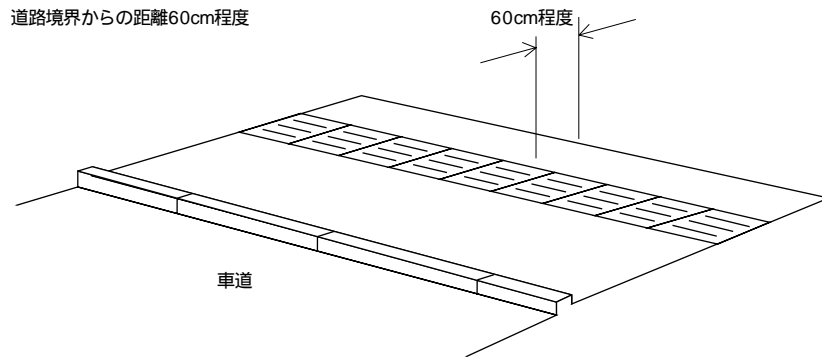
参考

・「視覚障害者誘導用舗装の現況に関する調査例」岩崎聖司、坂口陸男、秋山哲男 舗装29-41994
の研究では、晴天時に1.5～2.0の組合せが問題のない範囲とされている。

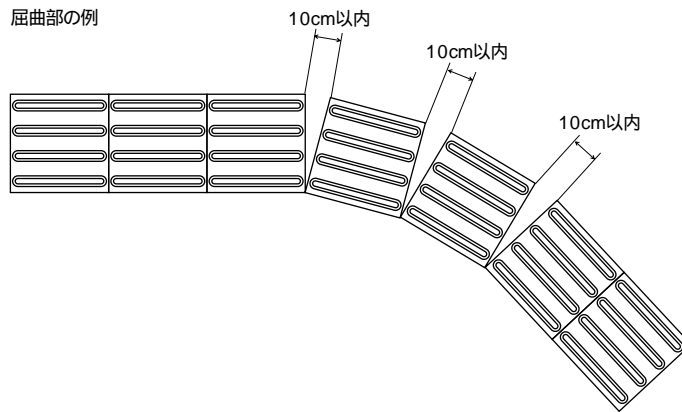
・輝度(cd/m²): ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立方体当たりの放射エネルギー(発散する光の量)を比視感度(電磁波の波長毎に異なる感度)で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z 9111)

歩道での設置例

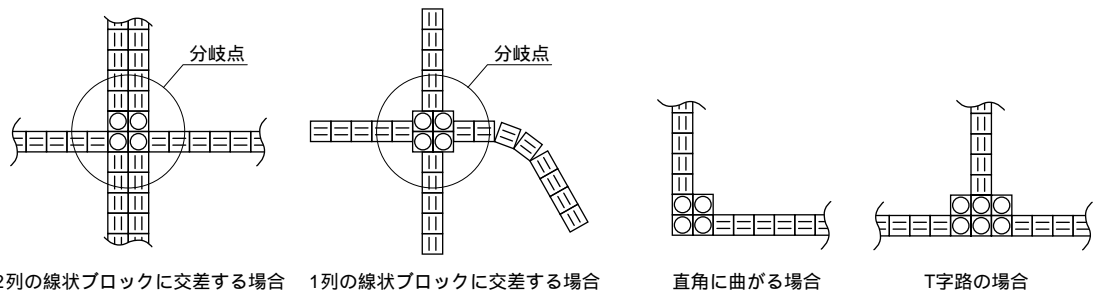
位置



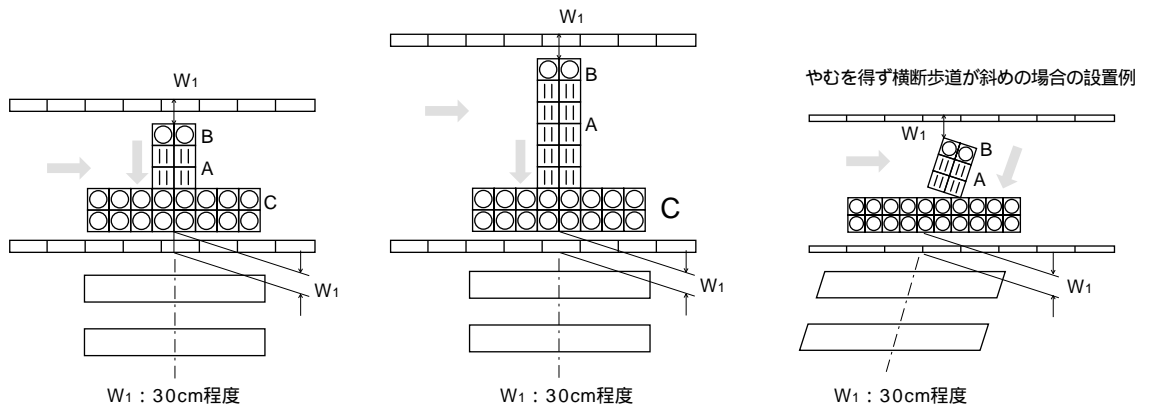
屈曲部



分岐



方向

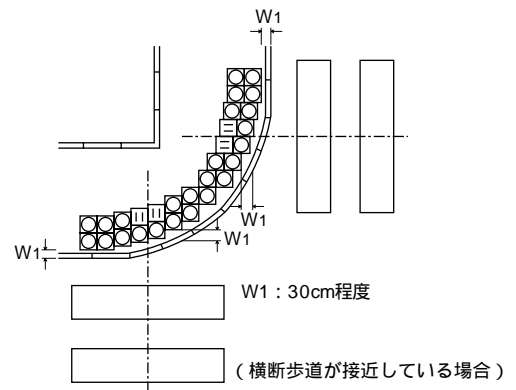
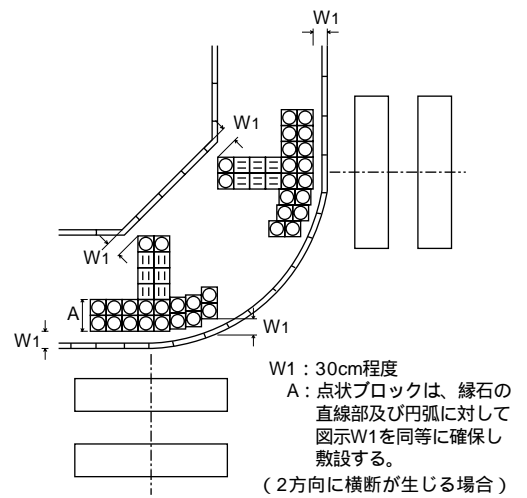
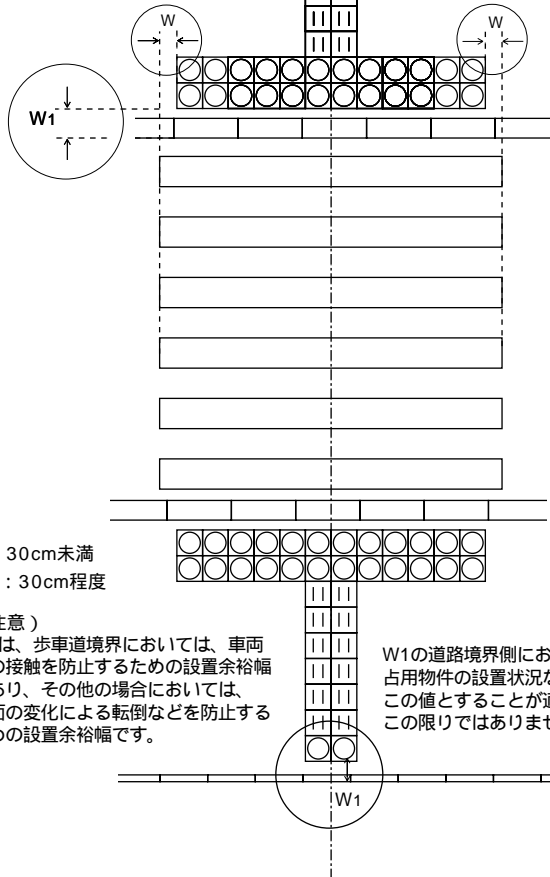


- A : 横断歩道に導き、横断歩道の方角を示します。
- B : 横断してきた人が、境界にある塀や建物などに衝突することを防止します。

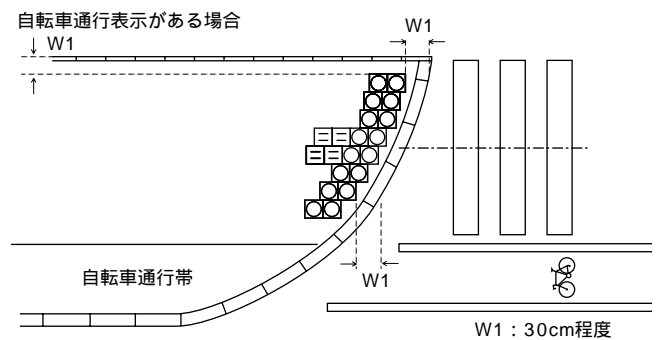
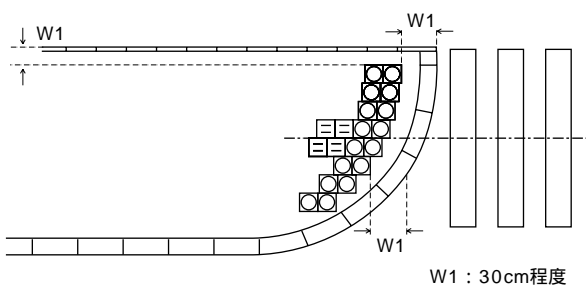
歩道での設置例

位置

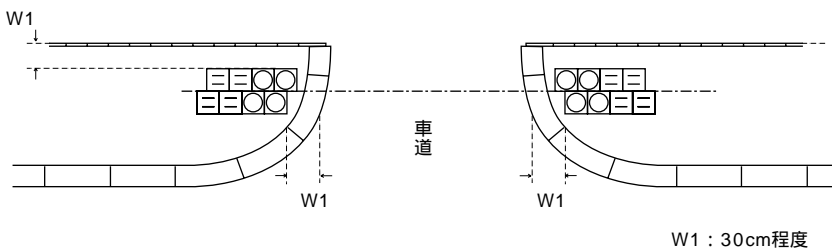
【横断歩道での敷設幅】



【歩道が広い場合】



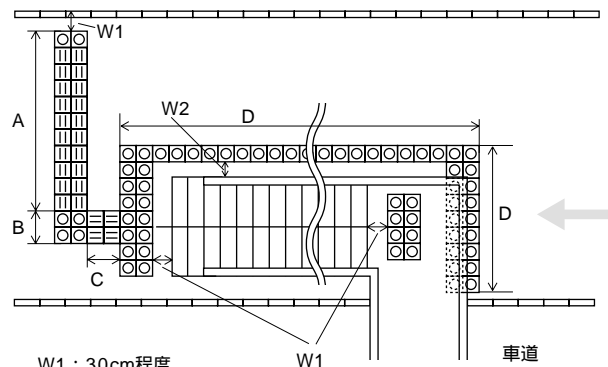
【歩道が狭い場合】



歩道での設置例

障害物がある場合

【横断歩道橋】



W1 : 30cm程度

W2 : 30 ~ 60cm以上
(横断歩道橋の例)

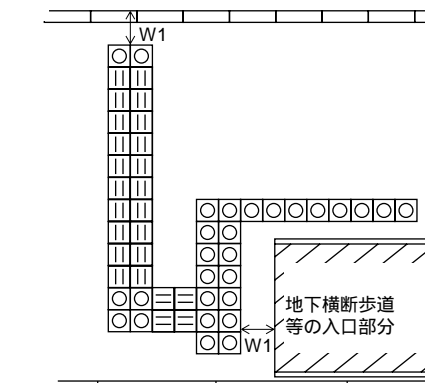
A : 歩行者を立体横断施設に誘導します。

B : 分岐点

C : 昇降口への誘導

D : 通行している人が立体横断施設に衝突することを防止します。

【地下道】

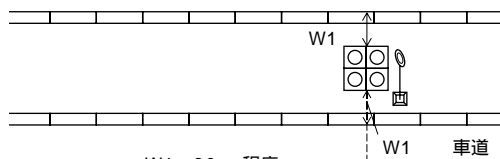


W1 : 30cm程度

(地下横断歩道等の入口部分
の方向が歩道上の歩行方向と
一致している場合)

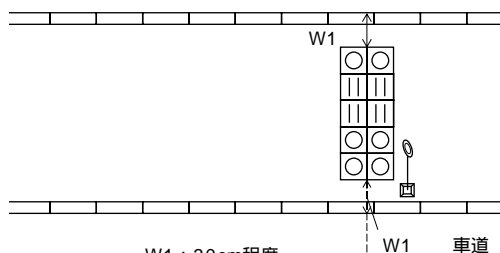
バス停

【歩道が狭い場合】



W1 : 30cm程度
(歩道幅員が狭い場合)

【歩道が広い場合】



W1 : 30cm程度
(歩道幅員が広い場合)

10 トイレ設備

トイレは、利用者の身体的特性によって求める機能が異なります。施設の公共性、利用者数、利用形態等を勘案して必要な設備を配置する必要があります。

- A 便器
- B 手すり
- C 鏡・洗面所

- D 水洗スイッチ
- E フック、棚

A 便器

腰掛け式便器

足腰の不自由な人や車いす使用者の利用を配慮し、便所に設ける便器の1以上は腰掛け式便器とします。

腰掛け式便器

足腰の弱い方に必要な形状です。



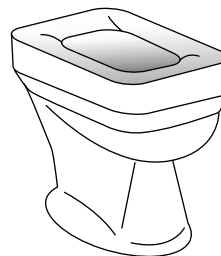
温水洗浄機能付腰掛け式便器（ウォシュレット）

温水洗浄装置の操作パネルは、車いす使用者が移乗する際に支障とならないよう、壁に据え付けのタイプにします。



小判型腰掛け式便器（ソフト便器）

上体が安定しにくい場合や、車いす使用者が前向きのみで利用しやすい形状です。

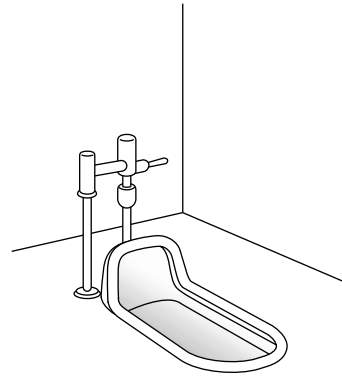


小児用腰掛け式便器

大人用の便座では、子供が転落してしまうため、小さな形状をしたものがあります。便座蓋にて対応する方法があります。

和式便器

足腰の弱い人には利用しにくいものですが、設置する場合には、手すりを設ける配慮が必要です。

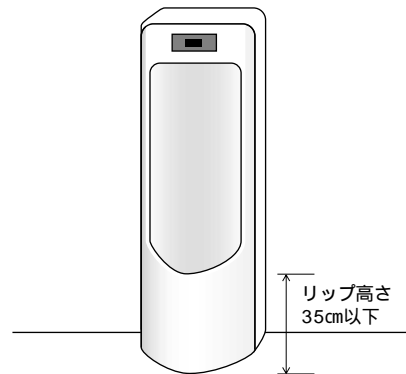


床置き式小便器便器

一般には小便器と呼ばれるものですが、様々な動作特性を考慮すると、リップ（たれ受部）先端高さが低い小便器が適しています。複数設置する場合は、1以上に手すりを設けます。

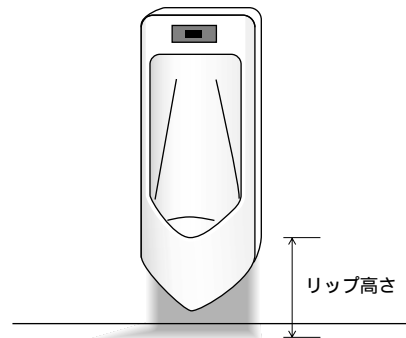
床置き式小便器

小児が利用する場合、こぼしがないようにリップを低くする配慮が必要です。



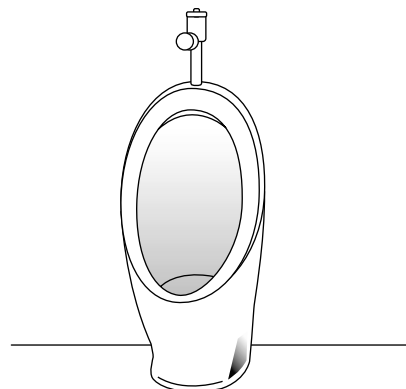
低リップタイプ壁掛式小便器

壁掛式は、床の掃除がしやすく、おだれ（尿の飛散）による便器の汚れや異臭を防止できます。



幼児用ストール小便器

幼児用の便器で、高さが70cm程度と小さめの小便器です。



B 手すり

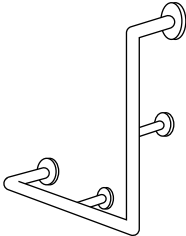
手すりは、動作をする上で補助道具です。適正な位置に配置してこそ機能を発揮しますので、手すりの使用方法を理解することが大切です。

型手すり



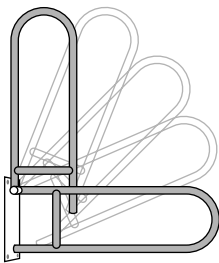
垂直動作の補助として使用します。そのため、腰掛けた位置から立ち上がる際に、手が届き、握りやすい位置に設置します。

L型手すり



立ち上がるための垂直の手すりと、便座に腰掛けた際に、位置を微調整するための横の手すりが一体化したものです。

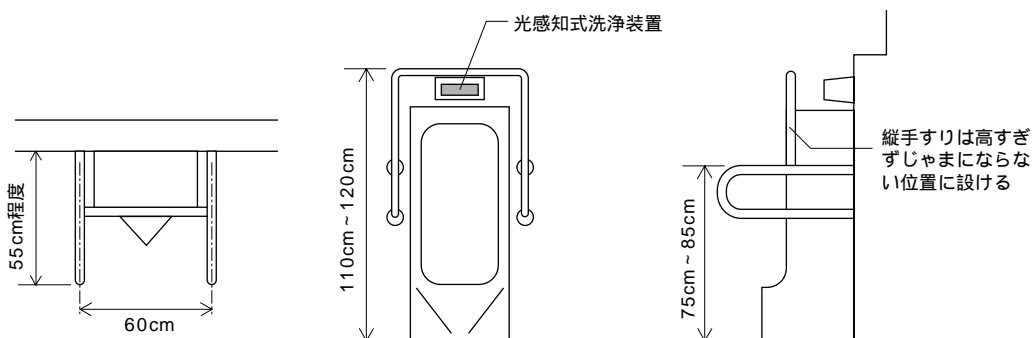
可動式手すり



上に可動するものと、横に可動するものの2種類があります。右ページの図のように車いす使用者が便座に移乗する際に必要な空間（グレー部分）を阻害しないように設置するのが大切です。L型の横の手すりと一緒に、位置を微調整するために用います。

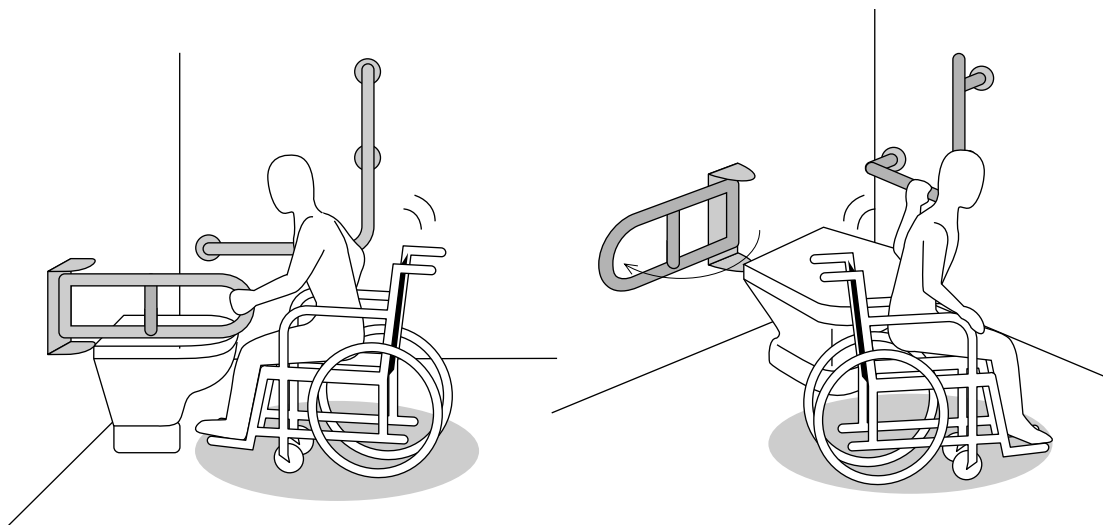
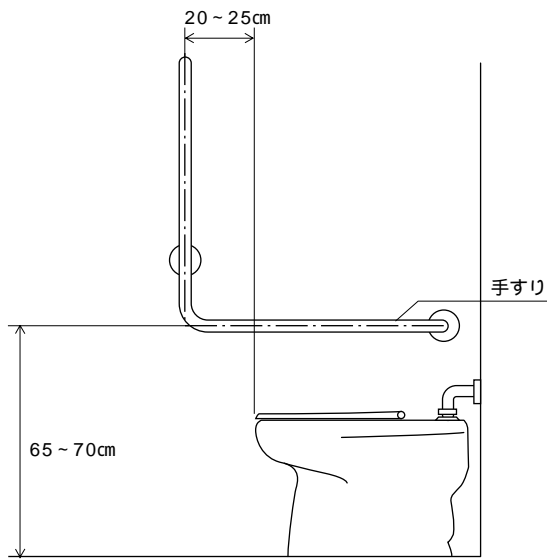
小便器用手すり

手すりにもたれながら使用します。



参考

手すりの設置位置と動作

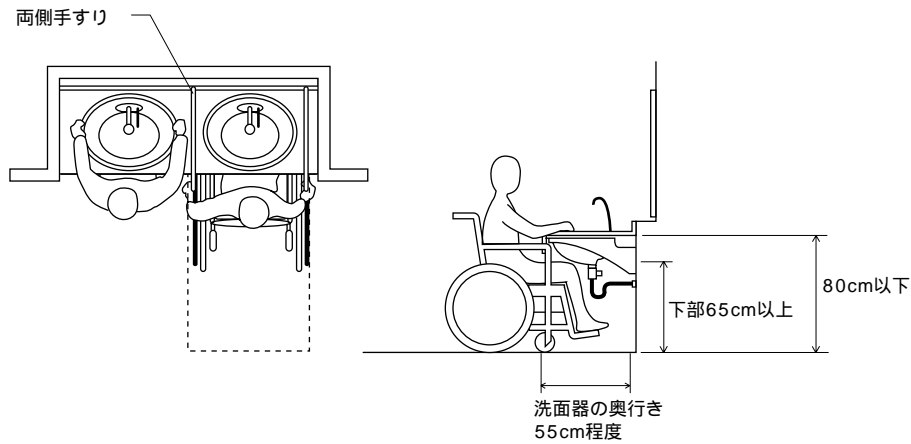


便座への移乗は身体特性により片手しか使用できない人や、右利き左利きなど、利用者によって使用方法が違うため両側に設置し、片方は可動式にする必要があります。

C 鏡・洗面所

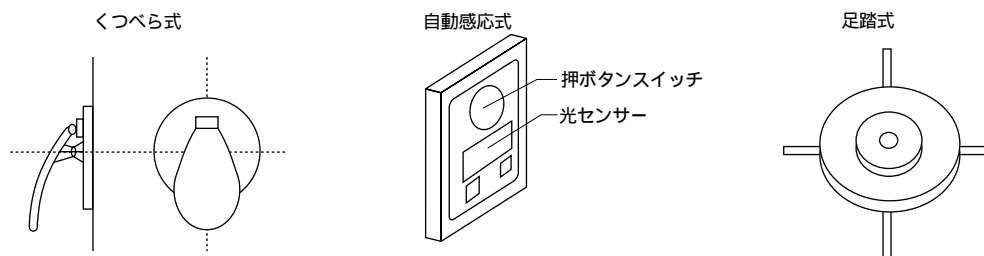
傾斜式の鏡は従来は車いす使用者のために設置されていましたが、圧迫感があるので、壁面に平行な位置に設置するのがよいでしょう。

車いすのフットレストがあたらないような下部空間を有する洗面器具が必要です。



D 水洗スイッチ

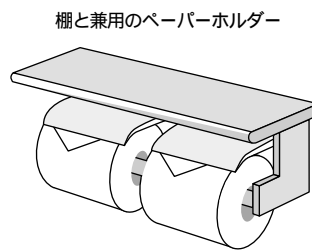
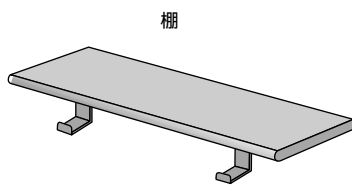
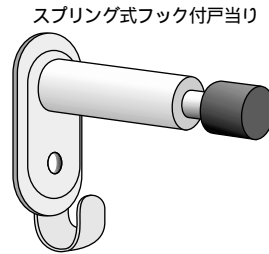
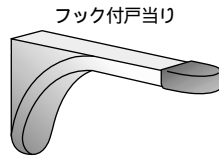
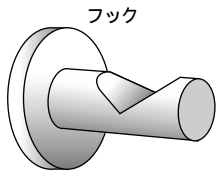
利用しやすい位置に、くつべら式や自動感應式などの操作しやすい洗浄装置を設けることが必要です。



同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい
足踏式は他の洗浄装置と併設します

E フック、棚

トイレ内部には、荷物などを持ち込む場合がありますので、フックや棚があるとよいでしょう。



3 建築物

建築物における整備基準等の適用範囲	62
【整備基準】	
① 出入口	64
② 廊下その他これに類するもの	68
③ 階段(その踊場を含む)	76
④ エレベーター	78
⑤ 便所	82
⑥ 駐車場(機械式駐車場を除く)	88
⑦ 敷地内の通路	92
⑧ 観覧席及び客席	98
⑨ 客室	100
⑩ 浴室及びシャワー室(脱衣室及び更衣室を含む)	104
⑪ 授乳及びおむつ替えの場所	106
⑫ 案内板等	108
【整備基準以外に配慮が望まれる事項】	
⑬ カウンター、記載台	110
⑭ 水飲み場、自動販売機	112
⑮ 公衆電話台、現金自動支払機	114
⑯ 避難設備(緊急時の設備)	118
建築物の整備事例写真	120

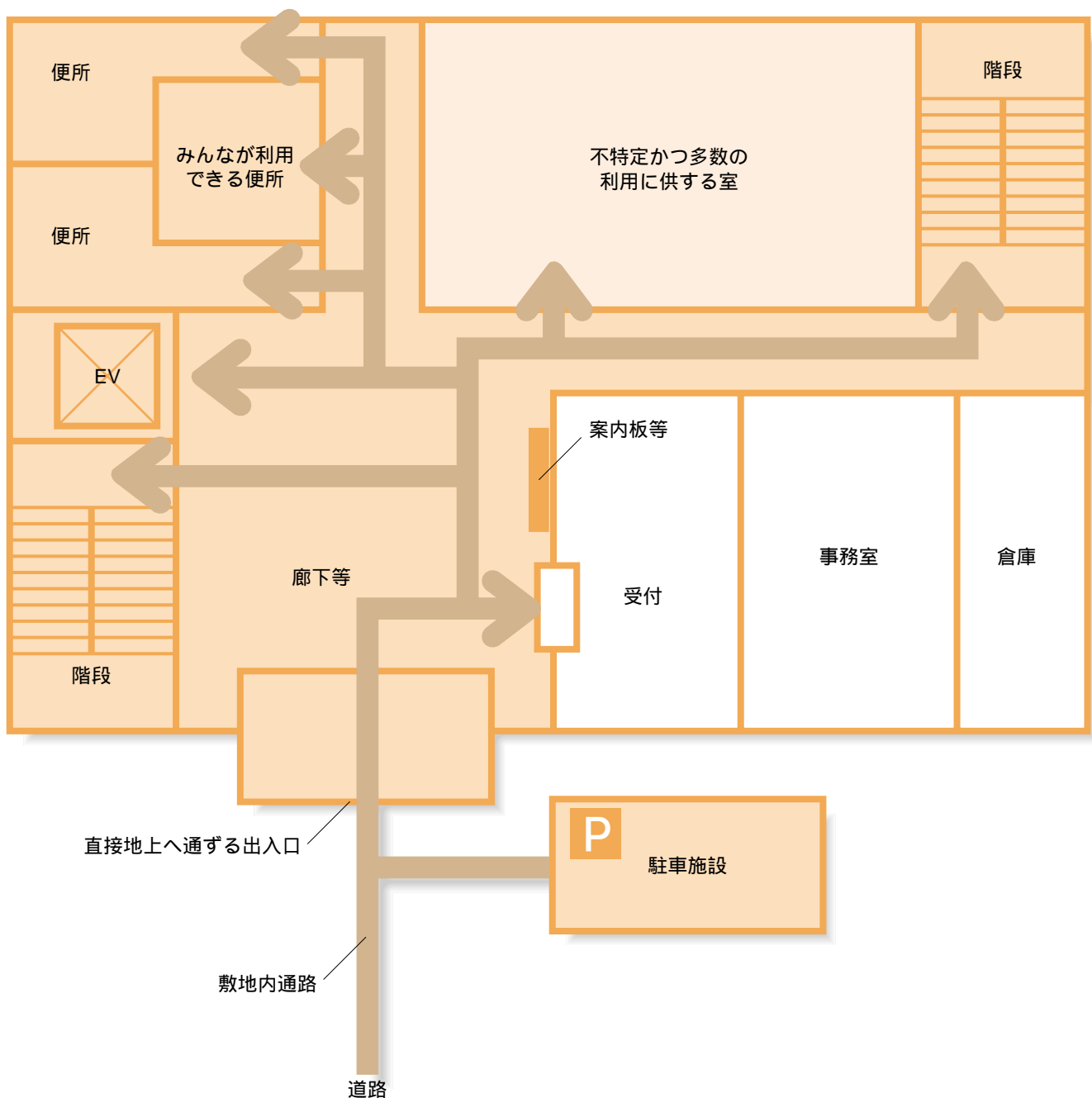
建築物における整備基準等の適用範囲

条例に基づく整備が必要な範囲は不特定かつ多数の人が日常利用する部分です。バックヤードや従業員等の特定の人だけが使用する部分には整備基準は適用されません。

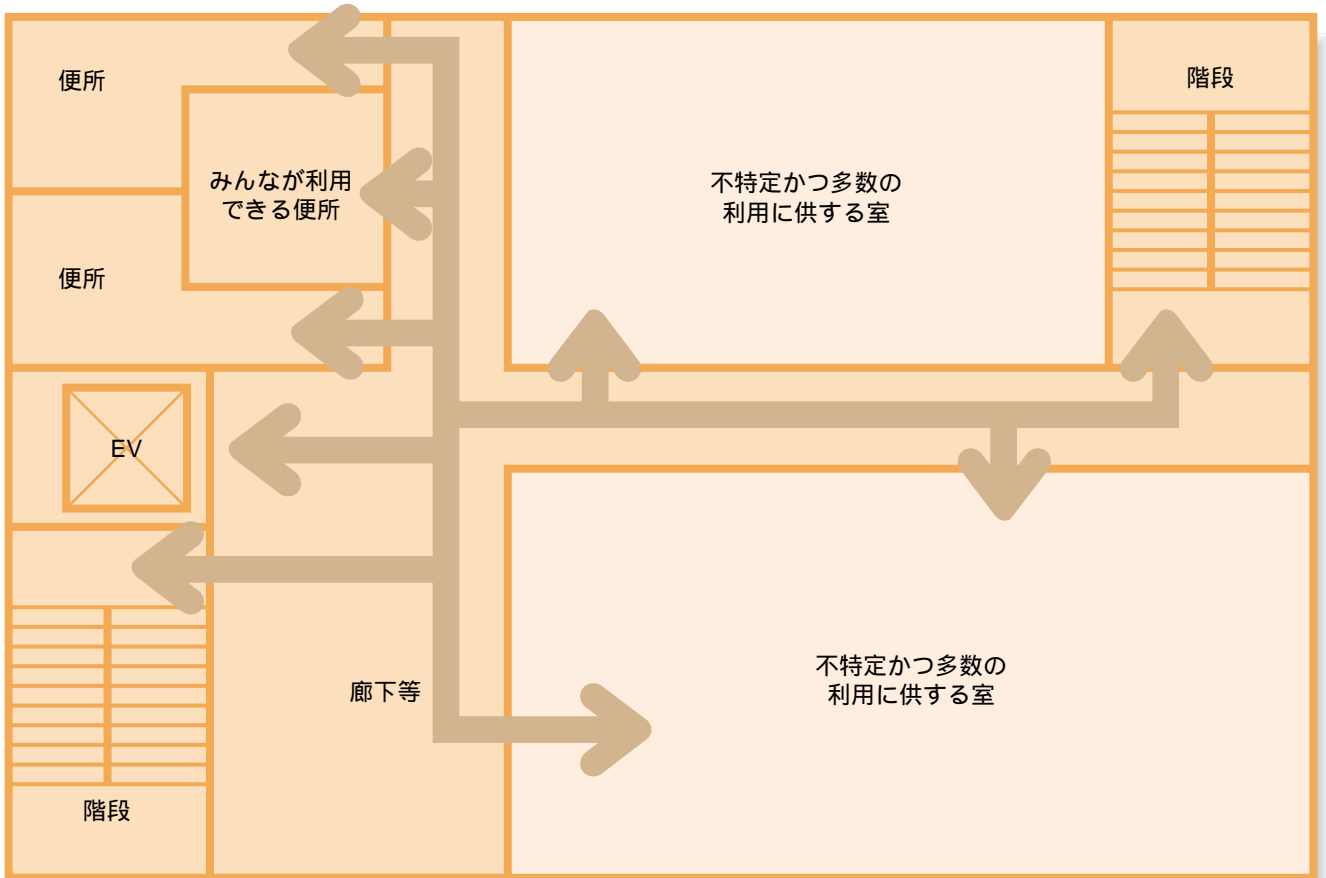
建物内部の不特定かつ多数の利用する各室は、浴室等・客室・観覧席等を除き、出入口までの整備が求められています。





共同住宅等は、各住戸以外の共用部分、また、工場や事務所では、見学コースや来客が想定される事務室や受付までの経路が対象となります。

1F



2F



-  高齢者、障害者の円滑な利用に配慮すべき経路
-  整備基準やマニュアルが適用となる範囲
-  不特定かつ多数の者が利用する室の出入口の整備対象範囲
-  整備対象外

1 出入口

(施行規則別表2 建築物)

建物の玄関やメインエントランス等の主要な外部との出入口や施設内の出入口、各室の出入口などは高齢者や障害者等が支障なく施設に出入りできるように、幅の確保やドアの構造への配慮及び段差の解消などが必要です。

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のある階及び4の項口に定める構造のエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。以下同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ・「直接地上へ通ずる出入口」とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口のことで、主に玄関のことです。
- ・「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗部分から駐車場部分に通じる出入口のことです。

出入口の幅

イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内のりを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とし、不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。

- ・「90cm」とは車いす使用者が通過できる幅です。
- ・「80cm」とは車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするれば、ぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

各室の出入口の幅は、内のり90cm以上とすることが望まれます。

1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のり120cm以上（車いすと横を向いた状態の人がすれ違うことができる幅）とすることが望まれます。この場合、そのうち1以上は自動ドアとすることが望まれます。

戸の構造

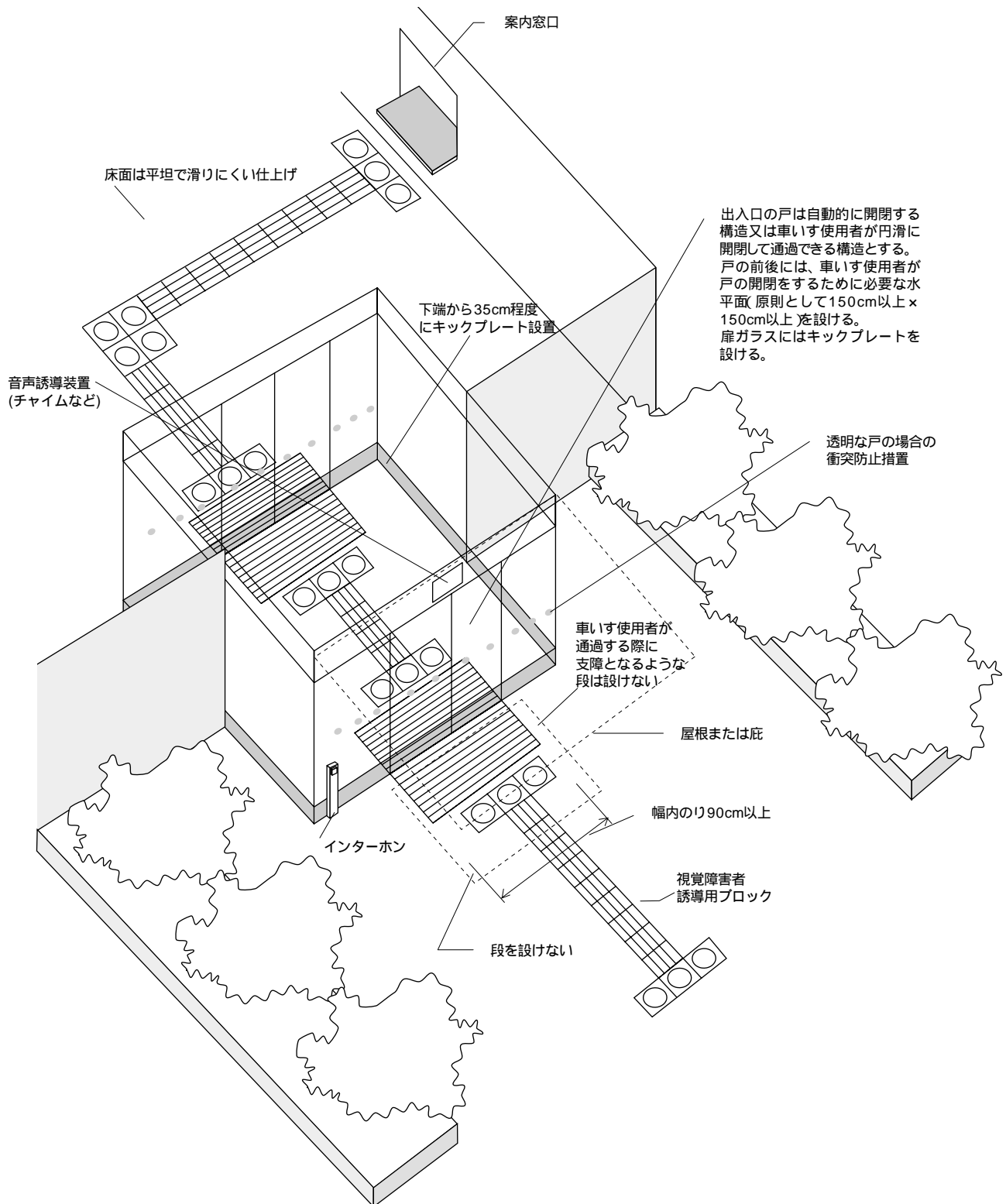
ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ・車いす使用者にとって開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引き戸が最も利用しやすい。
- ・各室の出入口の戸は、内開きの戸が望ましく、外開きの場合はアルコーブなどを設ける等の配慮が必要です。
- ・段差のある溝や敷居は設けないようにします。
- ・回転扉は基本的に車いすでの利用は困難であると共に、特に歩行速度の調節が困難な者にとっては利用が難しく視覚障害者等にも危険が伴いやすいため避けるべきです。この場合、それ以外の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する必要があります。（基本事項 P.44）

戸の前後には、150cm以上の水平部分を確保することが望まれます。

やむを得ず開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためのドアチェックを設置し、袖壁との間に開閉のための十分な空間を確保することが望まれます。

直接地上に通ずる出入口の整備例



出入口で床が凍っているのが見て分らないと、転倒しやすいので怖いですね。
 玄関まわりに視覚障害者誘導用ブロックがあると一人で受付まで行けるので助かります。
 荷物が両手一杯の時は健常者にも自動ドアは楽でいいですね。
 玄関にちょっとしたときに荷物が置けたり、座れるような腰掛け台があるといいですね。

衝突防止

八 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸に衝突を防止する措置を講ずること。

- ・視覚障害者の衝突防止のための措置で、具体策としては、透明な戸の部分にシール等で衝突防止のための表示をするなどの策が考えられます。
 - ・ガラスは割れにくい安全な材質を用いるよう配慮します。
- 扉ガラスにはキックプレートを設けることが望まれます。

段の禁止

二 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- ・車いす使用者が通過する際に支障とならない段とは、高低差が1cm程度で丸みを持たせた段のことです。
- ・戸を引き戸とする場合は、レールを埋め込み式とします。
- ・外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があります。その際には、車いす使用者の通行に支障とならない配慮が必要です。

床面

ホ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

- ・外部出入口は、傘の持ちこみ等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げや、材料を選択します。(基本事項 P.49)
- 気象条件を考慮して、出入口には屋根や庇等を設けることが望まれます。(屋根や庇があると車いす使用者は両手を使って開閉操作ができます。)

まとめ ちしき

1)

ハートビル法(平成6年6月29日法律第44号)

「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

平成6年9月28日施行

目的

高齢者や障害者の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数の者が利用する公共的施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要がある。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることを目的としています。

支援措置

税制上の特例措置、低利融資制度、補助制度〔人にやさしいまちづくり事業〕など

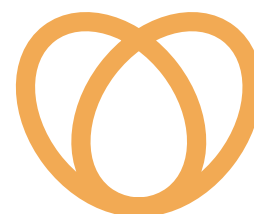
誘導措置

認定建築物(延べ面積2000㎡以上)には、「ハートビル法シンボルマーク」いわゆる「適合証」を交付

改正ハートビル法

建築基準法とハートビル法、改正法が成立

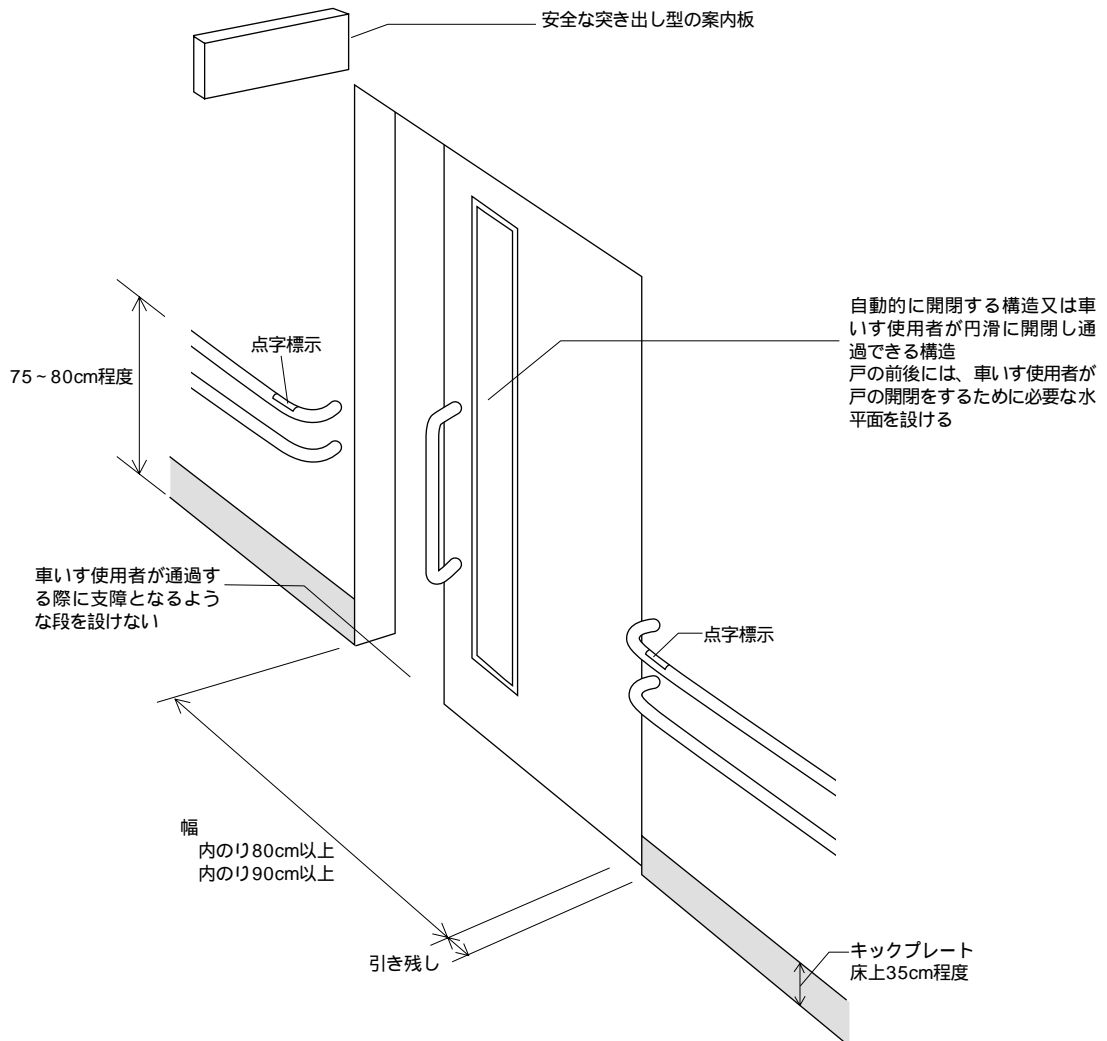
平成14年7月5日の衆議院本会議で、百貨店や劇場などにバリアフリー対策を義務付ける「ハートビル法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決され、成立しました。これにより、努力義務から義務化されることとなります。



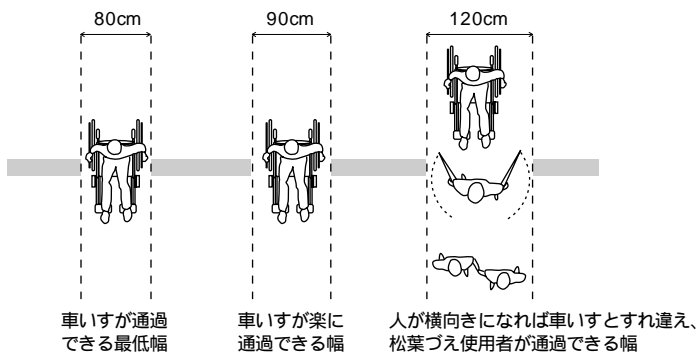
ハートビル法シンボルマーク

不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口の整備例

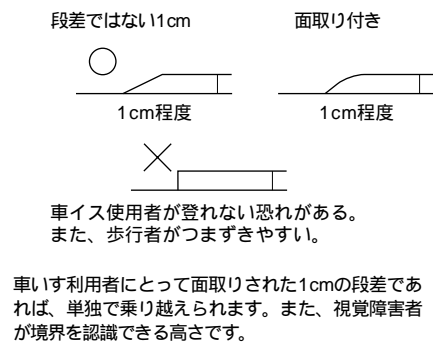
引き戸の例



出入口の基本寸法



段差



靴拭きマットは、車いすでも容易に通過できるものと助かります。
 玄関ホールに車いすを常備していると、気軽に利用できて嬉しいです。
 靴を履き替える所に、(ほんのちょっとつかまる)手すりや、いすがあると助かります。
 室の出入口付近の廊下の手すり端部や壁に、点字による案内標示があると安心です。

整備基準

2 廊下 その他これに 類するもの (以下廊下等という)

(施行規則別表2 建築物)

建築物の廊下等は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべくその移動距離が短くなるように配慮します。また、安全に通行できるように、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる最低限の幅員を確保するとともに、スロープ等により段差を解消するようにします。

廊下等は避難路としての役割を持つため、視覚障害者の移動の妨げとなる不用意な突出は避け、また、備品類の設置も必要な廊下幅を確保できるように留意します。

不特定かつ多数の者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

- ・様々な利用者の通行に支障のない幅を確保し、段差、突起物などが生じないよう、動線も明確でわかりやすいものにすることが必要です。

床面

イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・滑りにくく転倒しても衝撃の少ない材料を選択します。(基本事項 P.49)

段の構造

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準ずるものとする。

- ・「3.階段」に定める構造に準じた構造とします。
- ・手すりの設置、回り段の禁止、つまずきにくい材料での仕上げ、識別しやすい路面の色、階段上端付近の視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの配慮をいいます。(基本事項 P.46)

ハ 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口及び駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターを設置するときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

- ・玄関から利用目的となる室に至る経路が複数の場合、そのうちの1以上の経路について整備することを規定しています。

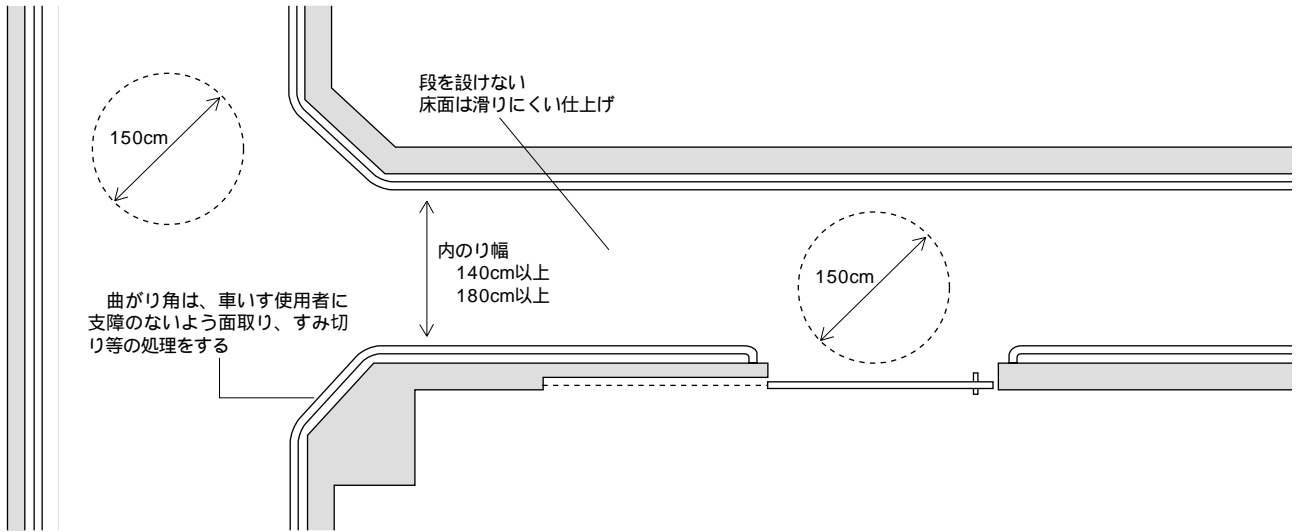
幅

(1) 幅は、内のを140cm(車いすが転回することができる構造の部分)を設ける場合は、120cm)以上とすること。

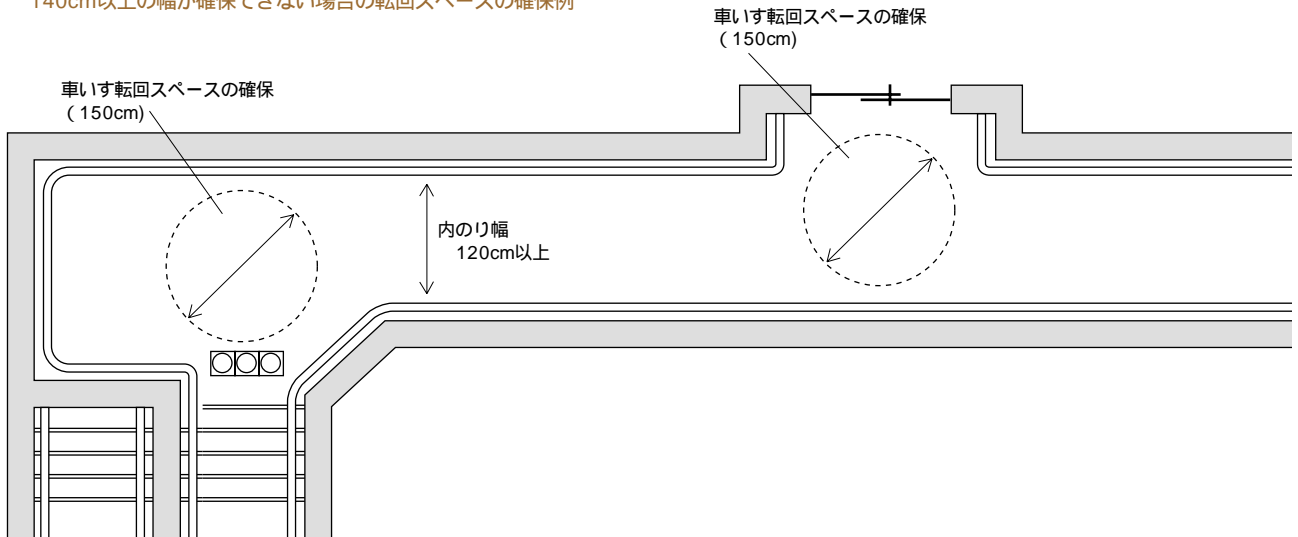
- ・「140cm」とは、人と車いすがすれ違える幅で、車いす使用者が180度方向転換できる幅です。
- ・やむを得ず140cmを確保できない場合は、車いす使用者が方向転換できるスペースを適当な場所に設けます。
- ・「120cm」とは人が横向きの状態で車いすとすれ違える幅です。

車いす使用者同士がすれ違うことができるように内のを180cm以上とすることが望まれます。円滑な通行と、休憩のためのスペースや腰掛け等の設備を適切な場所に設けることが望まれます。

廊下等の整備例



140cm以上の幅が確保できない場合の転回スペースの確保例



まとめ
ちしき

2

障害者基本法 (昭和45年法律第84号)

障害者対策を総合的に規定するため、昭和45年(1970)に「心身障害者対策基本法」が制定されましたが、障害者を取りまく社会情勢も変化したことから、平成5年(1993)に全面的に改正され、「障害者基本法」として生まれ変わりました。この法律は、身体障害者をはじめ日本の障害者施策の基本をなすものです。

内容

法の目的と基本的理念に障害者の「自立を社会参加」を明記した。

「障害者の定義」が、「身体障害、精神薄弱、精神障害」と明示され、「障害」の幅が広がられた。

昭和56年(1981)の国際障害者年を記念して、国の国際障害者年推進本部において、12月9日を「障害者の日」として法定化した。平成7年度からは、新たに12月3日から12月9日までの1週間が「障害者週間」として設定された。

「障害者基本計画」の策定を政府の責務、地方公共団体の努力義務とし、政府に国会への年次報告と公表を義務づけた。

法の第九条の規定に基づいて、平成6年(1994)以来「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告書」を国会に提出し、いわゆる「障害者白書」として公表されている。

高低差の処理

(2) 高低差がある場合においては、ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

- ・高低差がある場合は、傾斜路や車いす使用者用段差解消機を設置して円滑な移動を確保します。その場合、昇降機の乗降部は車いす使用者が停止、転回できる水平区間を設けることが必要です。
- ・傾斜路は階段から離れた場所にならないように留意し、わかりやすい動線とすることが必要です。

水平の確保

(3) 1の項に定める構造の出入口並びに4の項口に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

- ・車いす使用者による戸の開閉や方向転換、エレベーター待ち等で、静止状態を保てるように、出入口やエレベーターの出入口等の床は水平にします。

突出物

(4) 壁面には、突出物を設けないこと。ただし、やむを得ず突出物を設ける場合で、視覚障害者の通行に支障が生じないよう必要な措置を講じたときは、この限りでない。

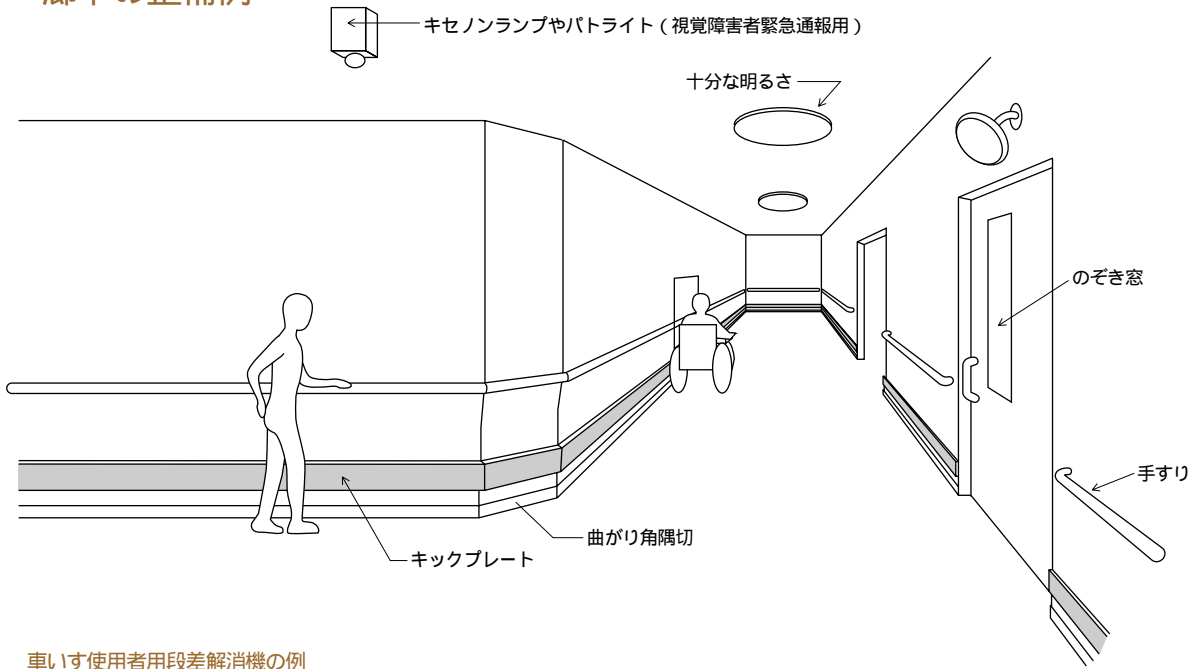
- ・視覚障害者は、腰から上の部分で突起物を杖では感知できないことから、柱型や消火栓ボックスなどは、壁面から突出しないように配慮が必要です。

壁面には、床上30cm～35cm程度まで車いす当たりを取り付けることが望まれます。

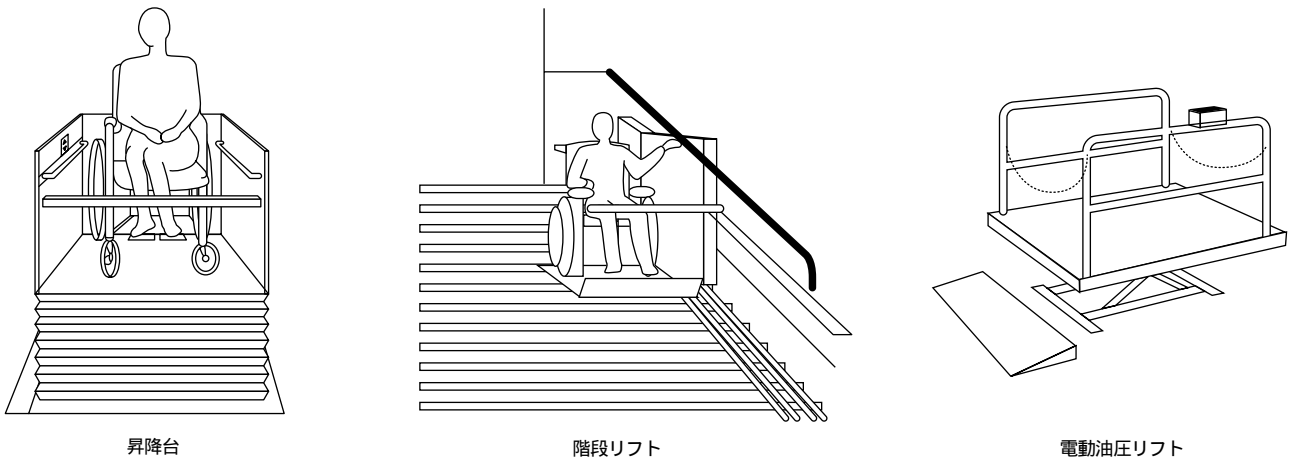
床からの壁の立ち上がりを確認するため、床と壁の色及び明度の差をつけることが望まれます。曲がり角部分には「隅切り」又は「面取り」を設けたり、鏡を設けるなどの、危険防止の配慮をすることが望まれます。

便所の出入口など廊下の要所には、視覚障害者を誘導する設備を設けることが望まれます。廊下は十分な明るさを持つことが望まれます。

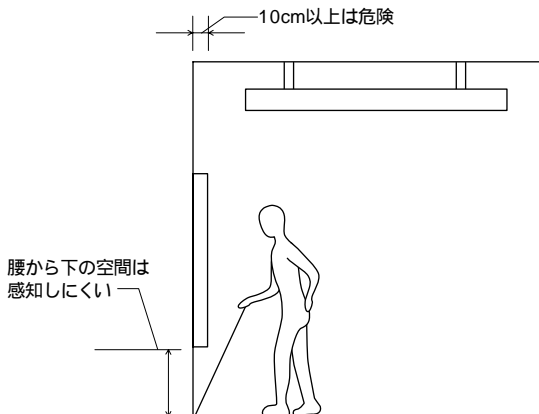
廊下の整備例



車いす使用者用段差解消機の例



突出物の例



二 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から人又は12の項イに定める構造の案内板等により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、当該出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

- ・建物のエントランス部分では、視覚障害者に対して出入口である表示を、視覚障害者用誘導用ブロックや音声などにより行い、受付・案内まで視覚障害者を誘導します。
- ・「ただし、当該出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合」とは次の通りです。
 - i) ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合
 - ii) 百貨店等で受付が入口の正面にある場合
 - iii) 自動車車庫などで運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する場合

玄関まわりには、受付カウンターを設け、誘導鈴又は音声誘導装置を設けます。ただし、受付がない場合は、掲示板等を設けるとともに、聴覚障害者に配慮したモニター付インターホンや建物全体を把握できる案内図等を設けることが望まれます。

ホ 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

幅

(1) 幅は、内のりを140cm（構造上やむを得ない場合は、120cm）以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。

- ・「140cm」とは、人と車いすがすれ違える幅で、車いす使用者が180度方向転換できる幅です。
- ・「120cm」とは人が横向きの状態で車いすですれ違える幅です。
- ・「90cm」とは車いす使用者が通過できる幅です。

幅は、内のり180cm（段を併設する場合は120cm）以上とすることが望まれます。

勾配

(2) こう配は、12分の1（高さが16cm以下の傾斜路にあっては、8分の1）を超えないこと。

- ・建築物内部では、12分の1を基本勾配としています。これは国際シンボルマークを掲示することができる基準と同じ数値になります。

傾斜路の勾配は、車いす使用者の負担を考慮し15分の1を超えないことが望まれます。

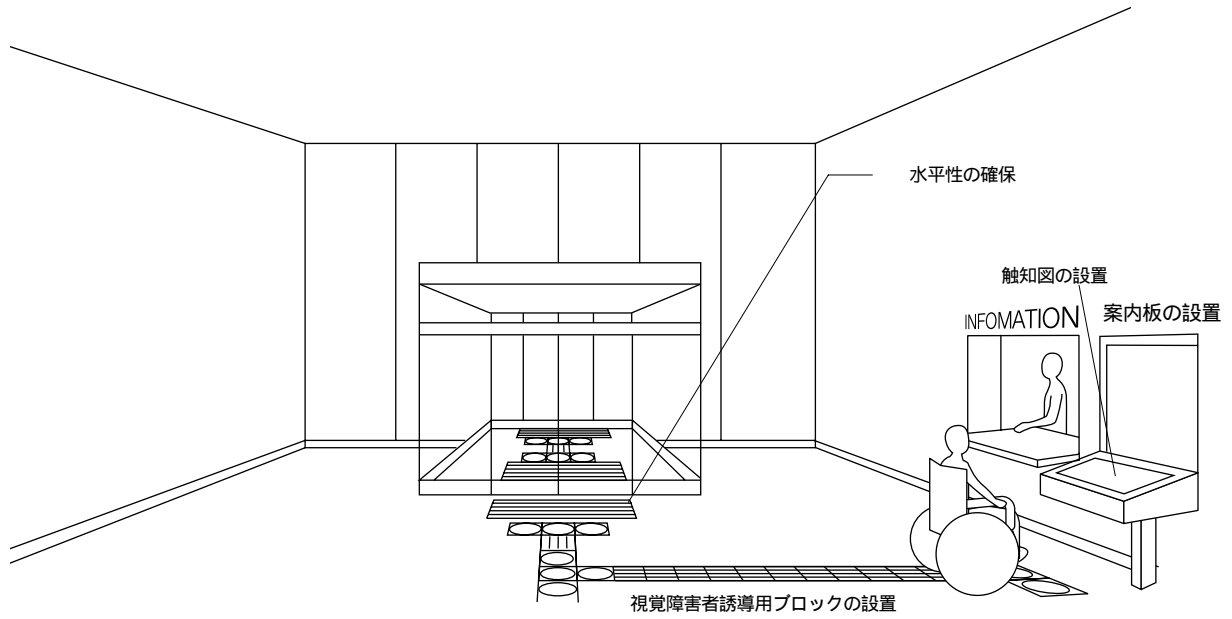
踊場

(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

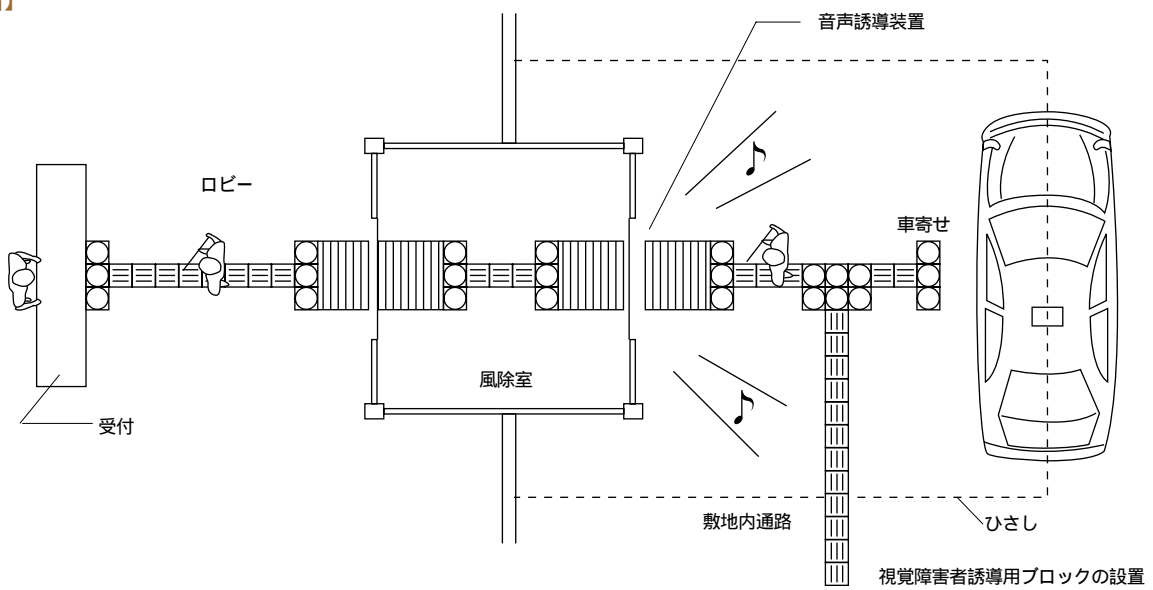
- ・長く急な傾斜路では、一般的にブレーキだけではスピードを制御できない場合があります。したがって、傾斜路が長く（勾配12分の1で9m以上）なる場合、途中で車いす使用者が休憩又は加（減）速できるような平坦な部分を設置する必要があります。
- ・踊り場で車いすが360度転回できるよう、踏幅は150cmを確保します。

施設の出入口まわりにおける視覚障害者誘導用ブロックの整備例

【俯瞰図】



【平面図】



手すり

(4) 手すりを設けること。

- ・手すりは高齢者等の歩行の手助けとして、連続して設けます。(基本事項 P.42)
- ・両側に設置することが基本ですが、構造上やむを得ない場合は、片側に設置します。
- ・手すりの断面は、握りやすいように円形(3~4cm)か楕円とします。(水平移動の場合は必ずしも握らずに手の平を滑らせていくこともある)
- ・壁面と手すりとの空きは4~5cm程度とします。
- ・手すりの端部は、壁面側や下方に巻き込むなど突出しない構造とします。

転落防止

(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。

- ・腰壁や、さくを設ける場合は、車いすの脱輪防止や松葉つえを落とさないように5cm以上の立ち上がりを設けます。

床面

(6) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・車いすがスリップし昇降できなくなることへの対応です。(基本事項 P.49)

傾斜路の識別

(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

- ・水平部分と傾斜路部分がはっきり分かるようにすることで注意を促します。

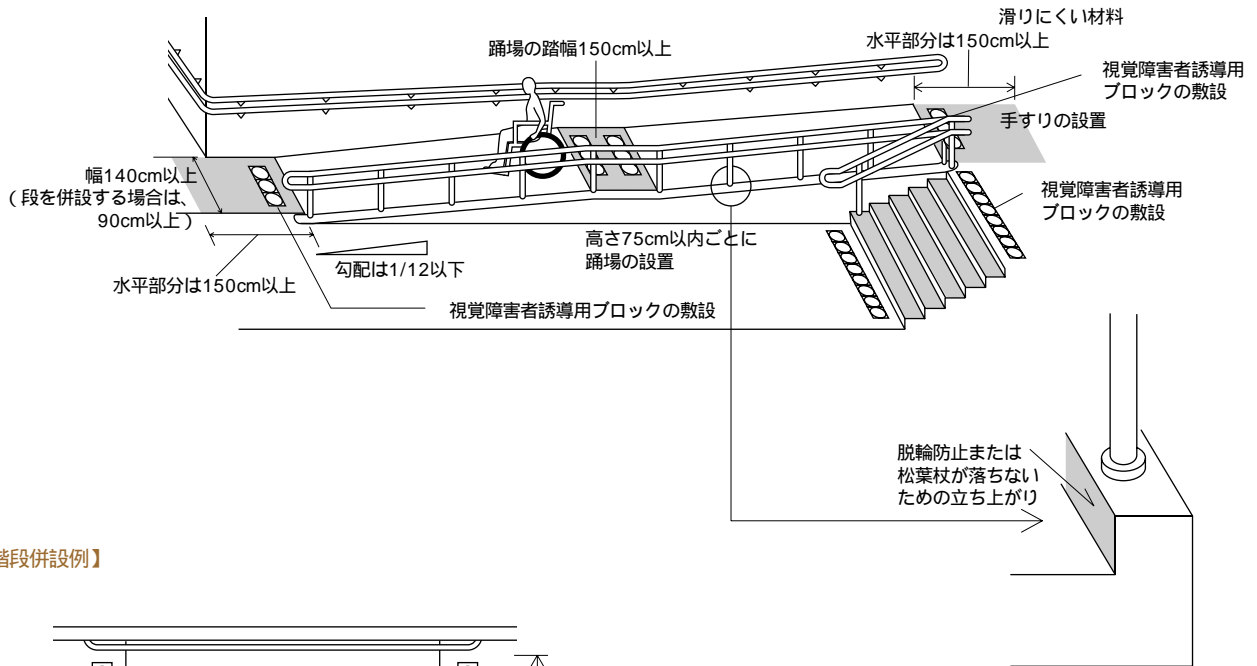
視覚障害者誘導用 ブロックの敷設

(8) 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

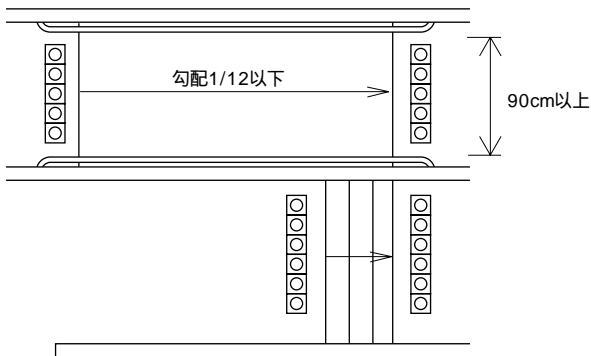
- ・弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮して、傾斜路の上下端部と踊場には視覚障害者誘導用ブロックを設けます。

廊下に設ける傾斜路の整備例

【俯瞰図】

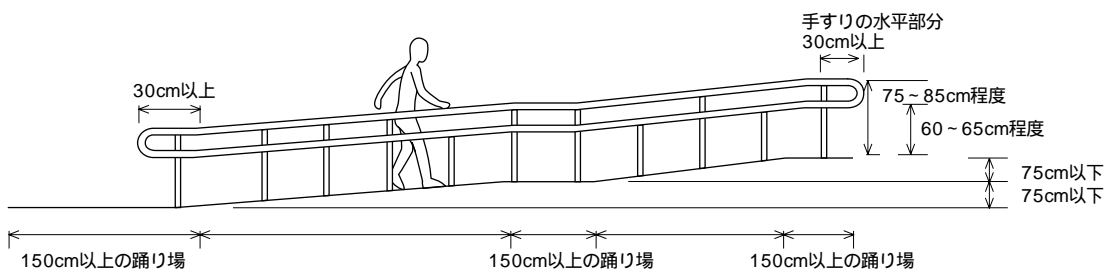


【階段併設例】



- ・階段の一部を残し、スロープを併設
- ・スロープおよび階段路面と蹴上げとの識別を行う

【側面図】



整備基準

3 階段 (その踊場を含む。 以下同じ。)

(施行規則別表2 建築物)

階段は高齢者、つえ使用者、視覚障害者等の昇降にとって大きな負担がかかるとともに転落等の事故の危険性が高い場所です。また、階段は避難経路としても利用しますので、安全性等に対する十分な配慮し円滑な通行を確保することが必要です。

不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（自動車庫、共同住宅等、事務所及び工場にあっては、イからニまでに定める構造）とすること。

手すり

イ 両側には、手すりを設けること。

- ・階段は様々な形式があり、所要する面積も異なります。安全性を高めるためには、踏面の幅が一定で、体の向きを変える回転部分には踊り場を設けます。
- ・階段の手すりは昇降補助や転落防止のため必ず必要です。
- ・手すりは右半身麻痺、左半身麻痺等の肢体不自由者の利用を考慮すると階段の両側に連続して設け、幅の広い階段では中央部にも設けます。
- ・手すりの断面は、握りやすいように円形（3～4cm）か楕円とします。
- ・壁面から手すりとの空きは4～5cm程度とします。
- ・手すりの端部は、壁面側や下方に巻き込むなどにより突出しない構造とします。

（基本事項 P.42）

手すりの高さは一般的には75～85cmですが、幼児などが利用する場合は高さ75～85cmと60～65cm程度の2段とすることが望まれます。

階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を標示することが望まれます。

回り段の禁止

ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。

- ・回り段は踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が方向感覚を失い、段を踏み外す危険性があります。

踏面

ハ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・段鼻にすべり止めを設けることは有効ですが、金属製のすべり止めは、杖がすべることがあるため使用をなるべく避けます。

段の識別

ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

- ・高齢者や視覚障害者（弱視者）には段の識別しやすいように、踏面と段鼻には異なる色又は明度差のある色を使ったり、踏面の先端に蛍光テープなどをつけると一層安全です。
- ・け込みが大きいもの、け込み板がないもの、段鼻が飛び出している危険です。段鼻には滑り止めをつけますが、つまづき防止のため、できるだけ同一面で処理します。（基本事項 P.46）

幅150cm以上、け込み2cm以下、け上げ16cm程度、踏面30cm以上とすることが望まれます。踏面、け上げの寸法は一定にすることが望まれます。

ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

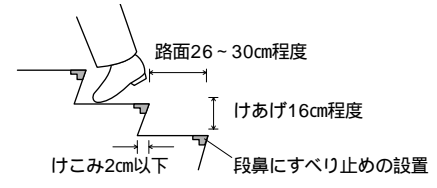
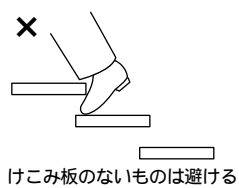
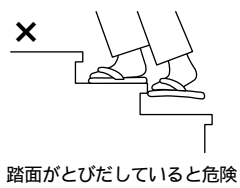
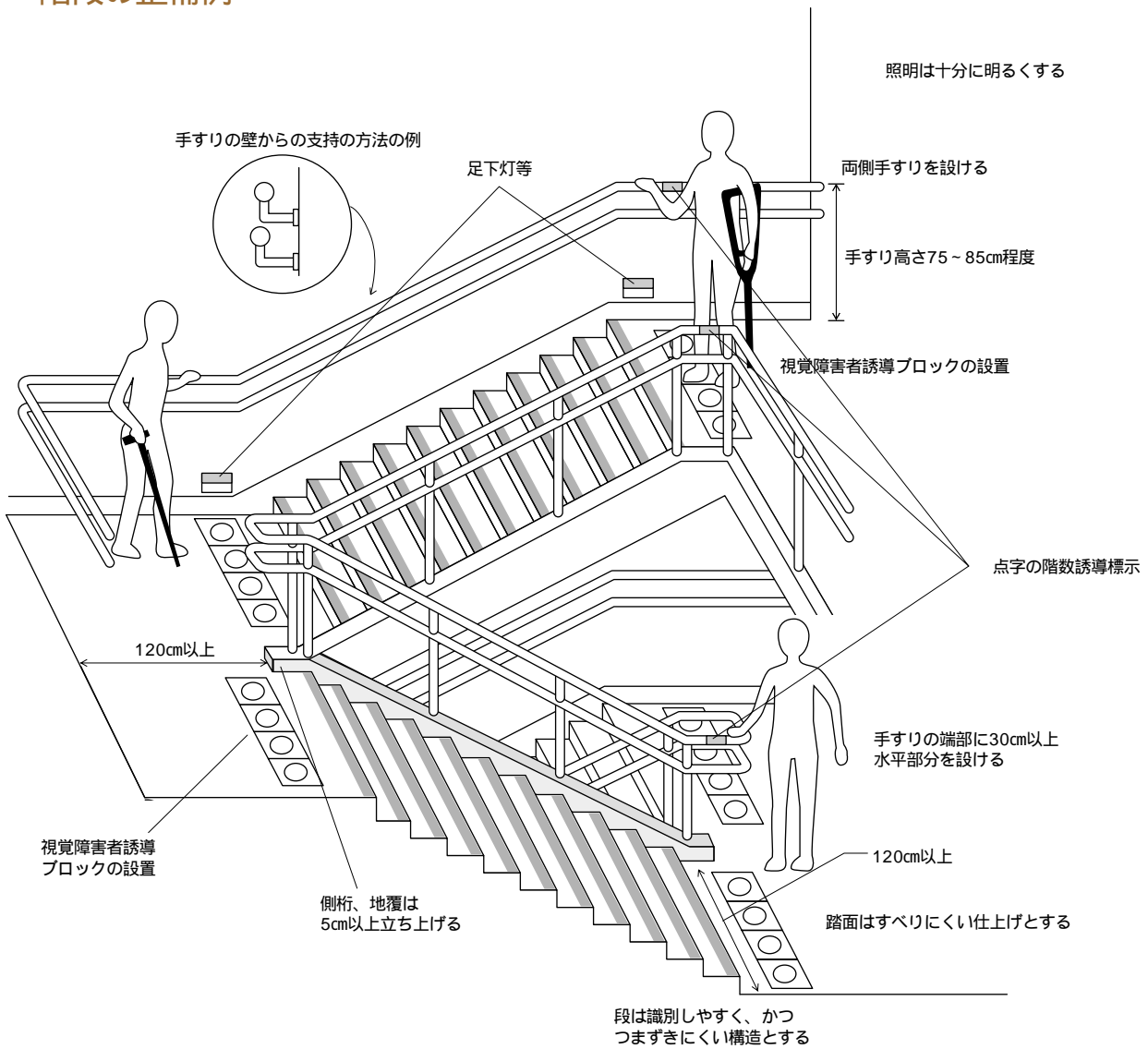
- ・視覚障害者の安全な利用に配慮し、階段の始まりと終わりや方向が変化する所がわかるよう床面に視覚障害者誘導用ブロックを設けます。

足元が体の影になり段が見づらくなることがあるため、階段の足元は十分な明るさを保つことが望まれます。

特に公共性のある施設においては、手すりの起点と終点の端部には段数や方向などを示す点字表示をすることが望まれます。

視覚障害者誘導用 ブロックの敷設

階段の整備例



階段を降りるとき、段の縁に色がないとスロープに見ることがあります。
 階段は登るときより、降りの方が怖いですね。
 踊場に点字ブロックがないと段がないものと認識することがあるので危ないです。

4 エレベーター

(施行規則別表2 建築物)

設置

昇降機（エレベーター）は高齢者、身体障害者等にとって、垂直移動手段として最も有効なものです。したがって、誰もが容易に認識、利用できる場所に設置し、かご及び乗降口ビーの構造は車いす使用者や視覚障害者が円滑に利用できるように配慮することが必要です。

イ 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する生活関連施設（用途面積が2,000㎡以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用することができる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている場合に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。

・「当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合」とは、2階で行っている窓口業務内容を1階で行える体制を整えている場合のことです。

ロ イに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。

車いす使用者が、後向きで乗降口を確認できるように鏡の設置が望まれます。

かごの構造

(1) かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。

・(社)日本エレベーター協会にて、寸法などに関する基準を定めています。

(2) かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。

・(社)日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する基準」では、かご寸法が135cm×140cmあればかご内で転回できるとしていますが、実際は150cm×150cm以上必要とします。

(3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとすること。

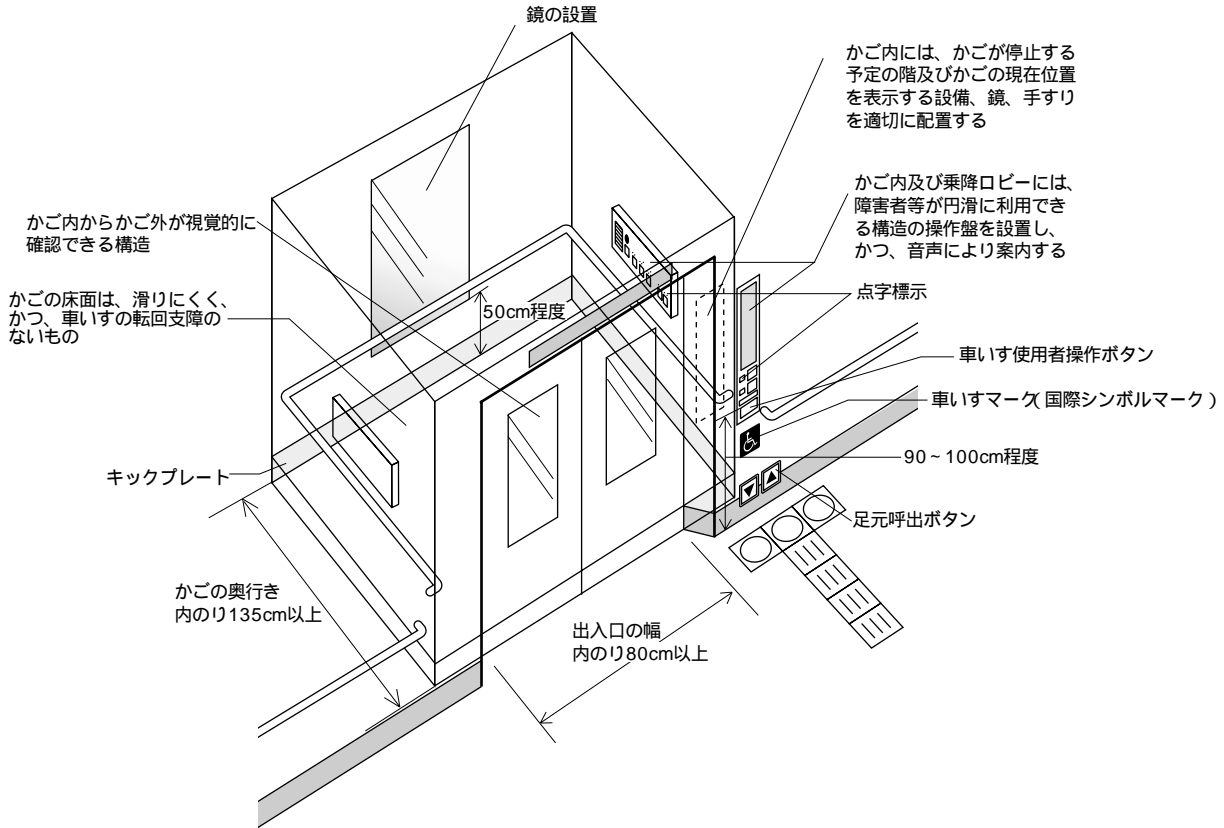
・車いす使用者も一般の利用者同様にエレベーターでは前進で乗り込み、中で向きを変えて前進で降りられることが基本です。

・JIS9201の11人乗りの寸法を基本としています。

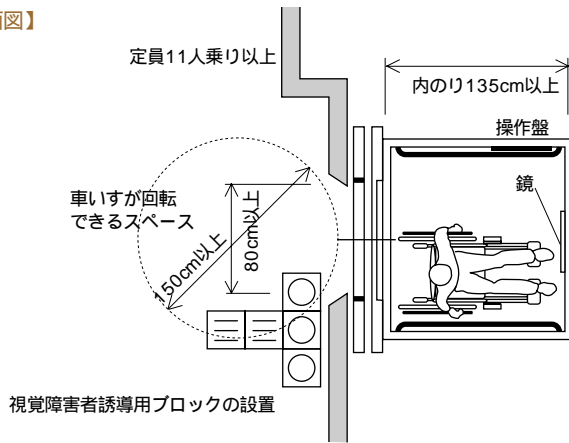
車いすの方向転換がスムーズに行えるように、間口160cm×奥行き150cm以上のかごを設置することが望まれます。

(4) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

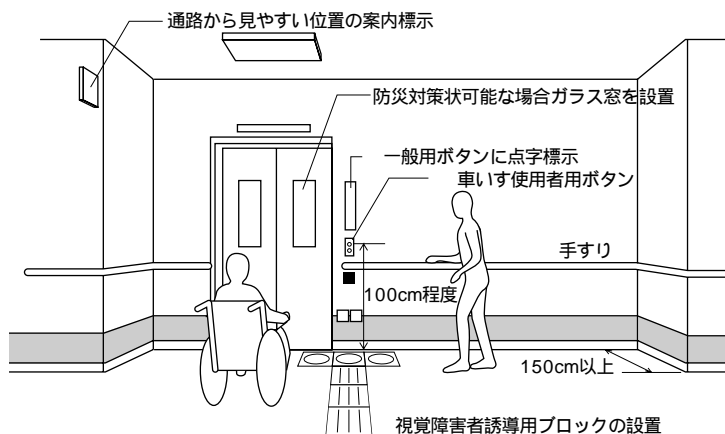
エレベーターの整備例



【平面図】



【ロビー俯瞰図】



制御装置

(5) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

(6) かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。

- ・「80cm」とは車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするればぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラスその他がはめ込まれていることにより、かご内からかご外が視覚的に確認できる構造であることが望まれます。

(7) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

- ・かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できるよう高さ90～100cm程度に制御装置（操作盤）を設けます。
- ・制御装置のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けます。

(8) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(7)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

- ・「視覚障害者が円滑に操作することができる構造」とは、点字標示等が該当します。車いす使用者用の制御装置（操作盤）について、視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には、介助者がつくことが想定されるためです。

乗降ロビー

(9) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。

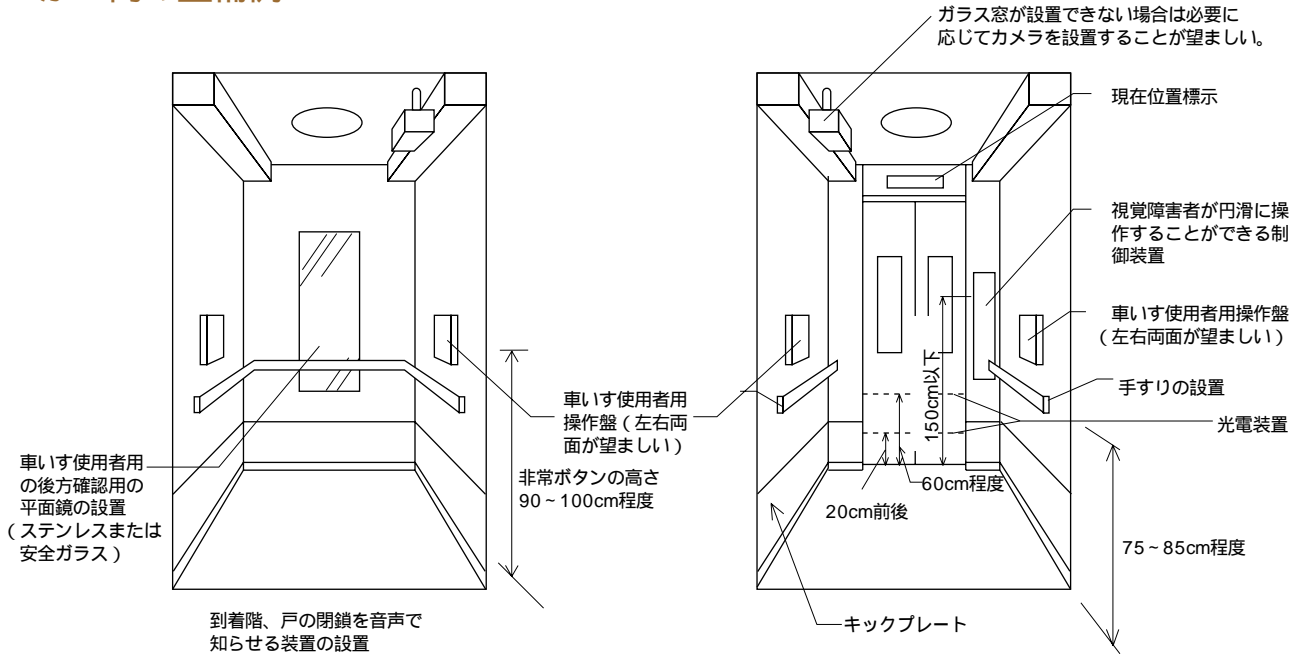
- ・エレベーターの乗降の前後に車いすが回転できるスペースを確保するための措置です。
- ・「150cm」とは、車いす使用者が楽に方向転換できる寸法です。

乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のり180cm以上とすることが望まれます。

(10) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

- ・音声誘導は視覚障害者に配慮するもので、かご内においてはが現在位置を把握するために、乗降ロビーにおいては昇降方向を知らせるために設けます。

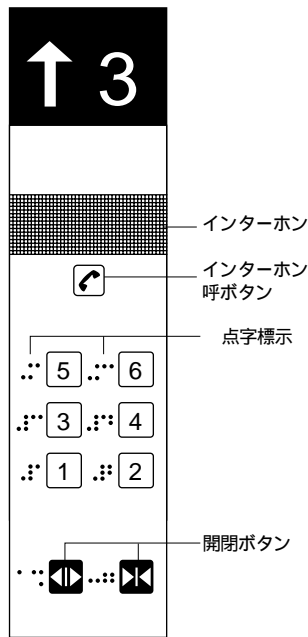
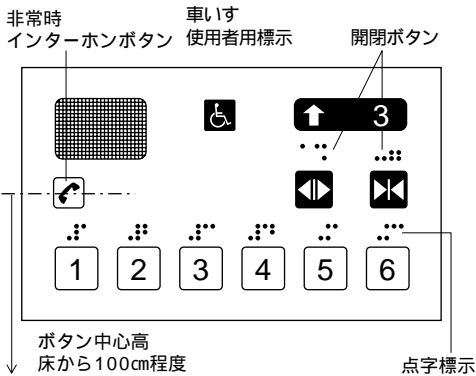
かご内の整備例



制御装置の例

主操作盤
 押込式又は、ボタンに枠をつけるなど視覚障害者の誤作動のない形状が望ましい

車いす使用者用主操作盤
 (正面パネルにかご位置標示灯、方向灯を設けない場合)



せいの声

エレベータの音声案内が小さいと、聞こえないときもあって困ることがあります。エレベーターの出入口に小窓があると、防犯上安心できますね。かごの中に、疲れたときにちょっと腰を掛けることができるようなものがあると助かります。

5 便所

(施行規則別表2 建築物)

車いす使用者が利用できる便所の設置

車いす使用者が外出する際に困ることとして、利用できるトイレが少ないということがあります。したがって、不特定かつ多数の者が利用する施設にトイレを設ける場合は、車いす使用者をはじめ誰もが円滑に利用できるように配慮する必要があります。

イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上設けること。

・従業員用のトイレには適用されません。

(1) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便所を設けること。ただし、用途面積が2,000㎡未満の生活関連施設において、当該空間を確保することが困難な場合で、車いす使用者が利用することができる便所を設けるときは、この限りでない。

- ・車いす使用者が利用できる少し広めのトイレはとても貴重な空間です。車いすだけでなくみんなが利用できる「みんなのトイレ」としての整備が必要です。
- ・便座の位置関係等により様々な平面計画がありえることから、求められる機能を規定し、便所の幅、奥行き等の寸法については規定していません。
- ・「車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保された便所」とは、車いすが方向転換可能な空間（200cm以上×200cm以上）が確保された便所です。
- ・「車いす使用者が利用することができる便所」とは200cm以上×200cm以上が確保できない場合で、車いすで利用できる100cm以上×200cm以上程度の便所です。

(基本事項 P.54)

電動車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保した便所を設けることが望まれます。(220cm以上×220cm以上)

片まひ等の障害や、右利き左利きなどによる使い勝手を考慮して左右反転とするなどの配慮した便所を各1以上設けることが望まれます。

緊急時に配慮して利用しやすい位置・形状の通報装置を設けることが望まれます。

特に公共性の高い施設にはオストメイトの設備を設けることが望まれます。(まめちしき P.84)

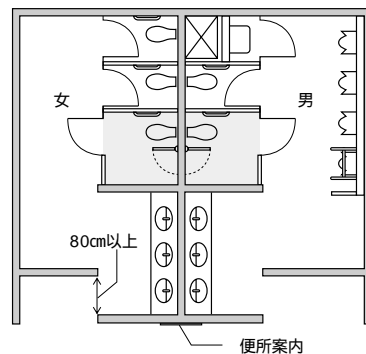
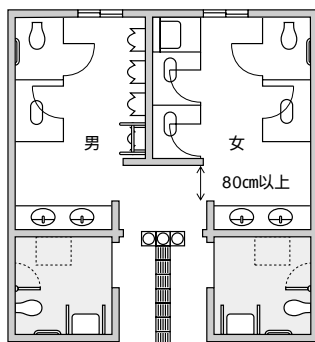
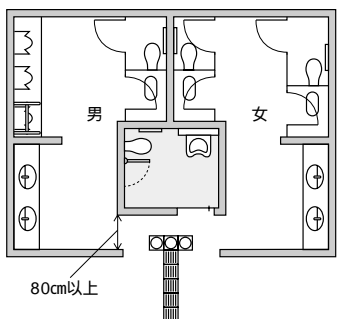
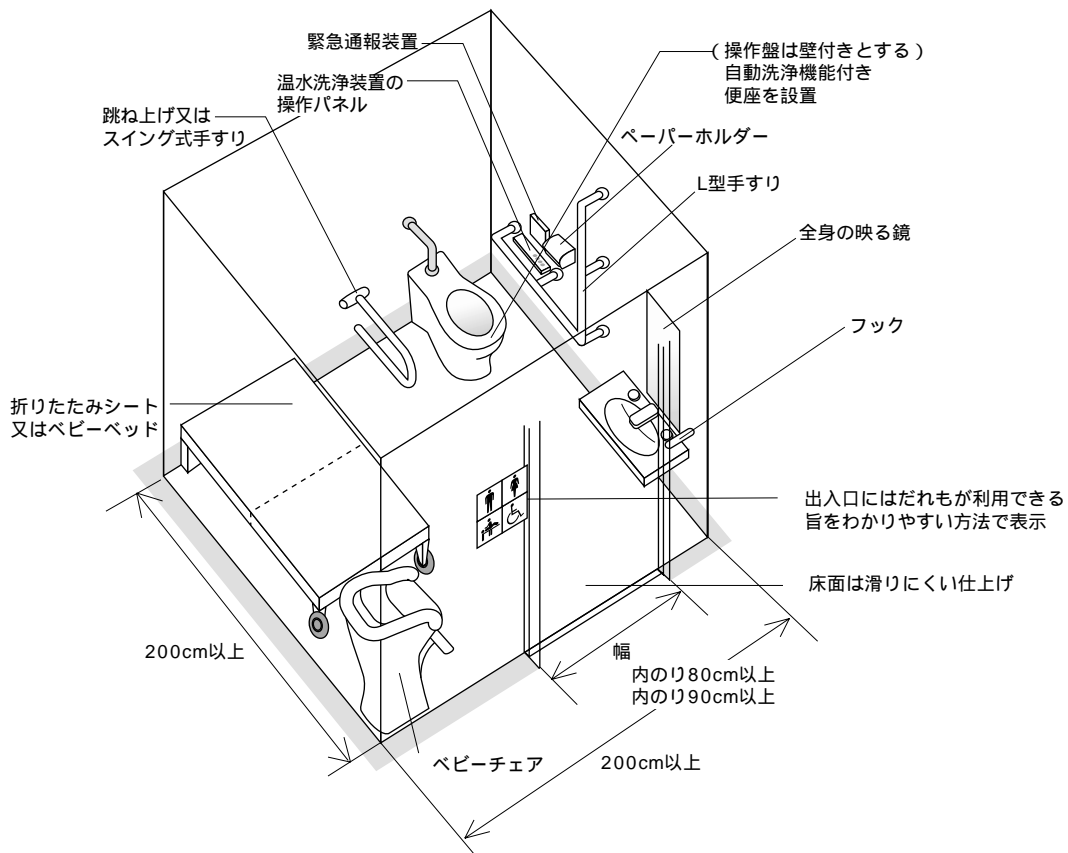
出入口の幅

(2) (1)に定める構造の便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口の幅は、内のリを80cm以上とすること。

- ・「80cm」とは、車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするばぶれなどが生じない正確な動作が必要です。したがって、便所の状況によっては車いすがやや斜めに入る場合があるため、80cmよりも余裕を見ることが望まれます。

出入口の幅は、内のリを90cm以上とすることが望まれます。

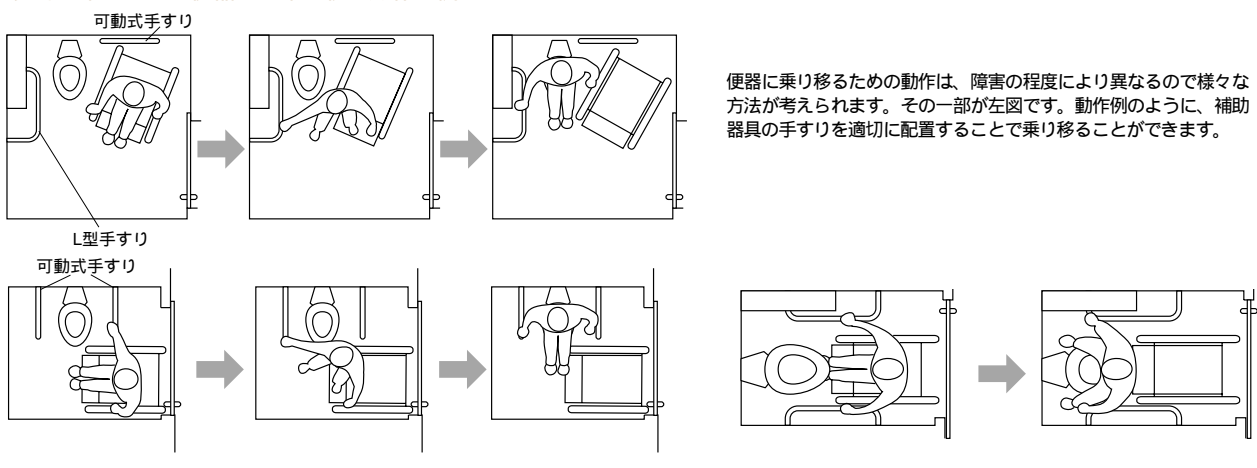
みんなのトイレの整備例



車いす利用可能便所の出入口が、通路に面しているので異性の介助者であっても利用しやすい。

✕ 異性の介助者がいる場合は使いづらいことがある。

参考：車いすから便器への乗り移り動作の例



戸の構造

(3) (1)に定める構造の便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ・一般的に戸は、自動式ドア、引き戸、開き戸の順に容易に使用できます。
- ・便房の戸を内開き戸とすることは、車いすで入室した後、ドアの開閉が困難であり、かつ、便房内で転倒等した場合車いすなどが支障となり戸が開かず救出が困難になるため避けます。また、緊急時を考慮して外側から解錠できるものとします。(基本事項P.44)

出入口に戸を設ける場合には、自動式引き戸とすることが望まれます。

便所の出入口には戸を設けないことが望ましく、戸を設ける場合は常時開放できる形式であることが望まれます。

段の禁止

(4) 床には、段を設けないこと。

- ・水洗いができる床とする場合、入口に段差が生じる場合があるので、車いすの通過に支障がないようすり付け等の配慮する必要があります。(基本事項 P.46)

床面

(5) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・水洗いができ、濡れた状態でも滑りにくい仕上げや、材料を選択します。

標示

(6) (1)に定める構造の便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の付近には、当該便房を設けている旨及び車いす使用者以外の者も当該便房を利用できる旨を見やすい方法で表示すること。

- ・みんなのトイレは、車いす使用者等障害者の利用を優先すべきトイレであり、車いす専用ということではない旨を表示することが大切です。
- ・便房内にベビーチェア、ベビーベット、折りたたみシート、オストメイト対応設備等を設ける場合には、トイレや便房の出入口にその旨を表示する必要があります。

まめ
ちしき

3

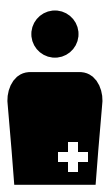
オストメイトとは

オストメイトとは、人口肛門や人工膀胱を保有する人のことをいいます。平成13年現在、全国で20万以上と推定されます。直腸ガンや膀胱ガンなどのため、外科手術により肛門や膀胱が摘出され、それらの代わりに「ストーマー」と呼ばれる新しい排泄口が腹部に作られ、補装具に排泄物を溜めます。ストーマーは尿意や便意を感じないために、排泄をコントロールすることができません。ですから、公衆の場に補装具の処理できるトイレが少ないために外出を控えている方もいます。

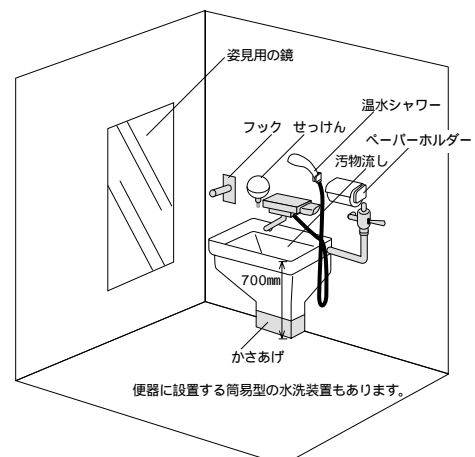
オストメイト対応トイレとは

オストメイト対応トイレは、トラブルがあったとき必要とされますので、全てのトイレではなく、要所に設置されることが望まれます。要求される主な機能は次のとおりです。特に本県は寒冷地のために、温水で体を拭くことが望まれます。

- 脱いだ服や手荷物を置いたり、物置台やフックがあること。
- 便や尿を流せる大便器や汚物流しがあること。
- 汚れた補装具が洗えるお湯水栓器具があること。
- ストーマーや周辺の皮膚を洗浄できる温水シャワーがあること。
- 補装具を装着するのに必要な姿見用鏡があること。
- 使用済みの補装具を捨てる汚物入れがあること。
- 十分な量のトイレトーパーがあること。
- 換気扇などの換気設備があること。
- トイレの入り口にオストメイトが使える旨の標示があること。(設置に際して優先度の高い順番です)

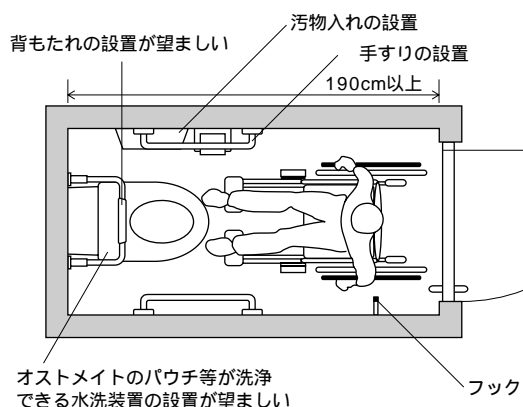


オストメイト
設備があります
【標示例】

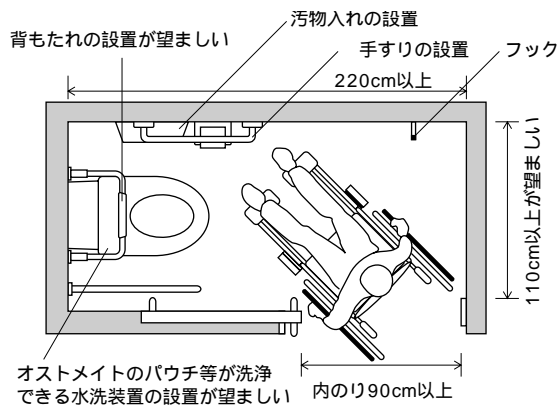


車いす使用者が利用できる最小限の便房

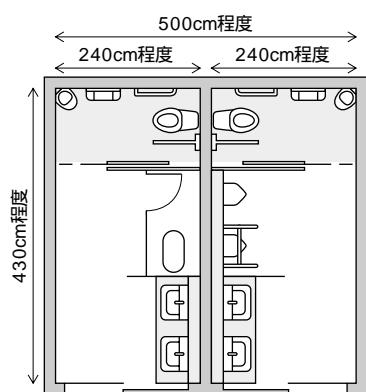
正面から入る場合



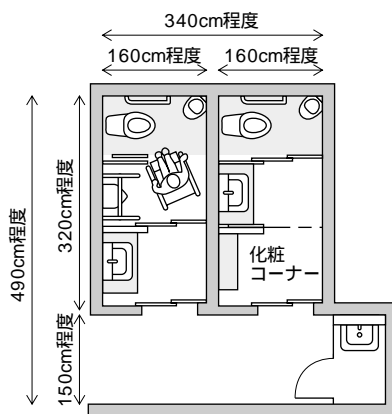
側面から入る場合



最小限の便房を配置した便所の例



和式便器を利用したい場合も想定されるため、両方を設けたプラン



利用者に応じてスペースが変えられるプラン

案内板の例 (みんなのトイレ)



車いすとおストメイトの機能の標示



車いすと大きめのシート機能の標示

一般用便所

ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すり配置されている便房を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。

- ・高齢者や障害者が利用できるよう、手すりをつけた腰掛け便座を1以上設けます。
 - ・洗浄装置、ペーパーホルダーのレバー等は、障害者が操作しやすい形状で適切な位置に設置する必要があります。
 - ・洗面器は、車いす使用者を考慮して床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の高さを5cm程度とします。
 - ・水栓器具は、レバー式や感应式などにより簡単に操作できるものが必要です。（基本事項 P.54）
- 各階ごとに、1以上手すり付腰掛け便器のある便所を設けることが望まれます。
一般用便所に歩行困難者の利用する洗面器を設けることが望まれます。

男子用小便器のある便所

ハ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。

- ・男女とも重度の障害者は大便器を使用し、男性で軽度の障害者は普通的小便器を使用します。車いす使用者でも一時的に自立できる人は小便器を利用する場合があります。
- ・床置き小便器は、小児の利用や尿だれの汚れ防止を考慮したものです。
- ・低リップ（たれ受部）型の壁掛式小便器であれば、床置き小便器と見なします。
- ・小便器の手すりは、つえ使用者等が前や横に体を預けながら用を足すためのもので、できるだけ小便器に近づけて設置します。両側の手すりの間隔は60cm程度、高さは83cm程度とします。前の手すりは、胸を支点にして寄りかかると腰が後ろにひけるので小便器に近づける高さは120cm程度とします。また、手すりは堅固に設置します。（基本事項 P.42）

二 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設（興行施設、遊技施設、自動車車庫、学校等、共同住宅等、事務所、工場及び火葬場を除く。）に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上設けること。

- ・買い物や飲食等で、乳幼児を連れた人が多く利用する施設には、ベビーチェアやベビーベッド等子育てを支援する環境の整備が求められています。

乳幼児いす等

(1) 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）が配置されている便房を1以上設けること。

- ・ベビーチェアは、乳幼児を側に座らせて便所を利用するための便房の設備です。

乳幼児ベッド等

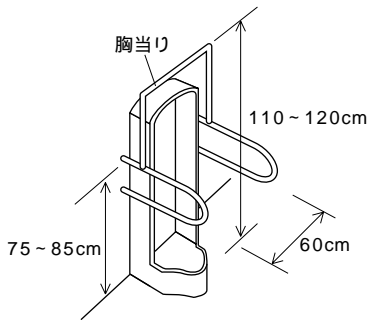
(2) 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。

- ・「みんなのトイレ」に設ける場合は、車いす使用者の利用に支障とならないよう適切なスペースを確保し設置する必要があります。
- ・「折り畳みシート」は、自立使用できる人から介助付きの人まで、幅広い障害に対応することができ、又、おむつ替え用ベビーベッドとしても使うことができます。

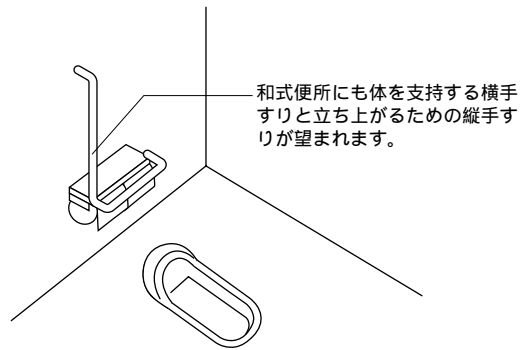
案内標示

(3) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口の付近には、これらの設備を設けている旨を見やすい方法で表示すること。

手すり付き男子小便器の例

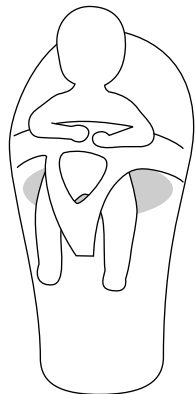


手すりを設けた和式便器の例

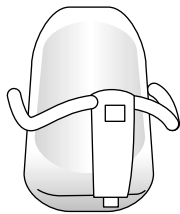


ベビーチェア・ベビーベッドの例

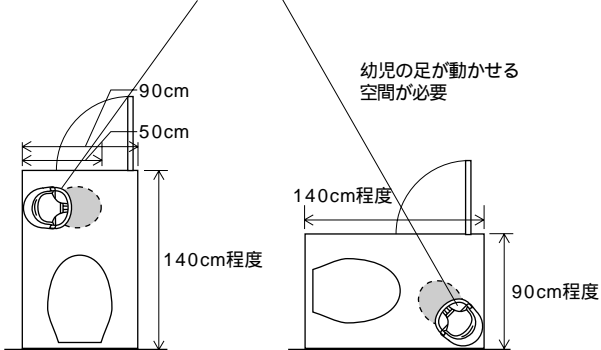
【チェアの例】



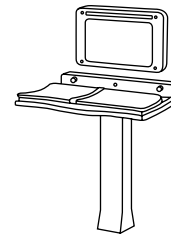
(5カ月～2歳半)



ベビーチェア



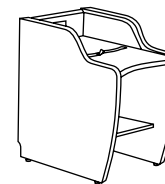
【ベビーベッドの例】



壁取付タイプ
(1ヶ月から2歳半まで)



壁・床取付タイプ



移動ベッド

標示(ピクトグラム)の例



乳幼児施設のピクトグラム



ベビーチェアのピクトグラム



ベビーベッドのピクトグラム

整備基準

6 駐車場

(機械式駐車場を除く)

(施行規則別表2 建築物)

設置位置

自動車は、日常生活において有効な外出手段です。したがって、不特定かつ多数の者が利用する建築物にも車いす使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましく、また、車いす使用者に配慮した駐車場から出入口までの通路を整備する必要があります。

イ 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

(1) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（口に定める構造の駐車場内の通路又は7の項イから二までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- ・車いす使用者の移動距離をできるだけ短くするため、玄関などの建物の出入口に出きるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入り口付近など）に設置します。
- ・車いすと自動車の座席との乗り降りの際に、車いすか傾斜で自走しないように、水平な場所に設けるよう配慮します。

車いす使用者用駐車施設は、次の台数を確保することが望まれます。

全駐車台数200台以下の場合：全駐車台数×1/50以上

全駐車台数200台超過の場合：全駐車台数×1/100+2以上

雪の配慮

(2) 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。

- ・落雪のない場所に設ける配慮が必要です。

雪が降っても車いす使用者が円滑に移動できるように、車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設から外部出入口へ通ずる通路には、屋根又はひさしを設けることが望まれます。

幅

(3) 幅は、350cm以上とすること。

- ・自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅です。
- ・「350cm」とは、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものです。

奥行きは600cm以上とすることが望まれます。

車いす使用者が車体のどちら側からでも乗降できるように、車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設けることが望まれます。

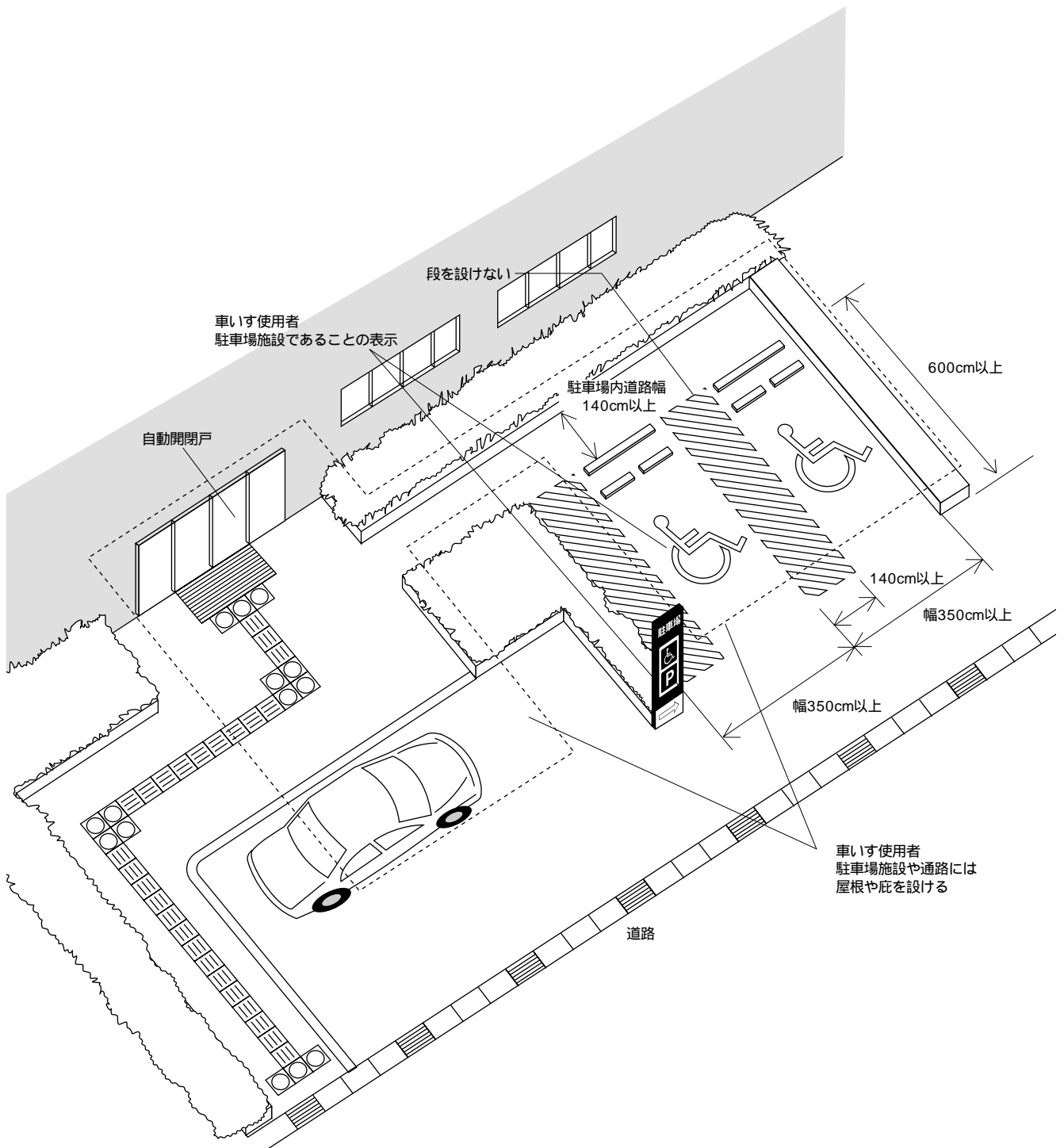
標示

(4) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。

- ・車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものです。
- ・車体用スペースの路面に「国際シンボルマーク」を塗装により表示します。
- ・積雪時等を考慮して、立て看板等により雪に埋もれないように運転席からも見やすいようにします。

車いす使用者用駐車場施設であることを明確にするために、路面にカラー塗装することが望まれます。

車いす使用者用駐車施設の整備例



案内標示

(5) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。

・道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、原則として車いす使用者用駐車施設がある旨を表示します。特に駐車区画が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあっては、出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路について誘導のための表示が必要です。

経路

□ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口（自動車のみの利用に供するものを除く。）から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項イからニまでに定める構造とすること。

・この項で対象とする通路は、駐車場内の通路及び屋内の駐車場に通ずる通路のことで、玄関等建物の出入口から屋外の駐車場に通ずる通路については、7敷地内の通路の基準が適用となります。

・車いす駐車場に一般車を停めないような工夫をすることが望まれます。

まとめ ちしき

4

ADA法（1990.7）

「障害を持つアメリカ人法」The Americans with Disabilities Act

ADA法の成立経過

アメリカ合衆国において80年代半ば「障害者が社会に完全に参加するためには、包括的な公民権法が必要だ」という結論の基に、多くの障害者の組織が作られ、1988年頃から、ワシントンでのデモ（合言葉：「Access is a civil right!」＝「アクセスは市民の権利」）や地元議員との面会などが行われ、1990年（H2）ジョージ・ブッシュ大統領のADAの署名によって法律が制定されました。

コンセプト・内容

差別を具体的に規定し、その全てを禁止しています。

物理的差別・社会的差別・心理的差別

入口の段差により建物にアクセスできないことなどが、ADA法では差別としている。

障害者は法の下で平等な権利を持ち、差別に対しては苦情申し立て、訴訟する法的基盤を持っている。

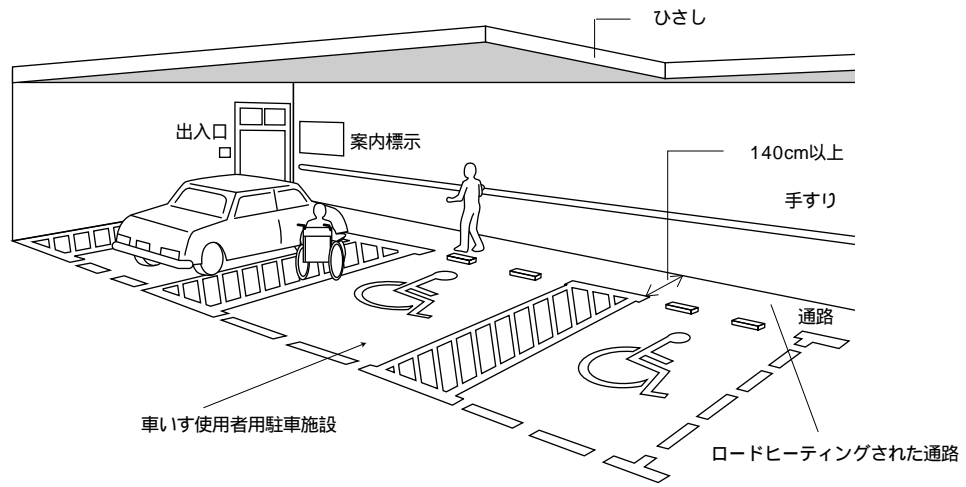
建築物におけるアクセスビリティを整備。（罰則規定あり）

通常使われる「障害者」という言葉を、「障害を持つ人」と表現することで「障害はその人の一部にしかすぎない」ということを示している。

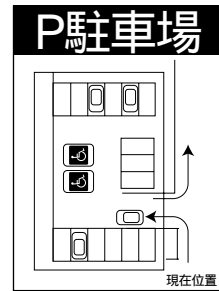
障害者の採用を拒否の禁止、就職面接時に障害の種類・有無を聞いてはならない。

冬季対策の例

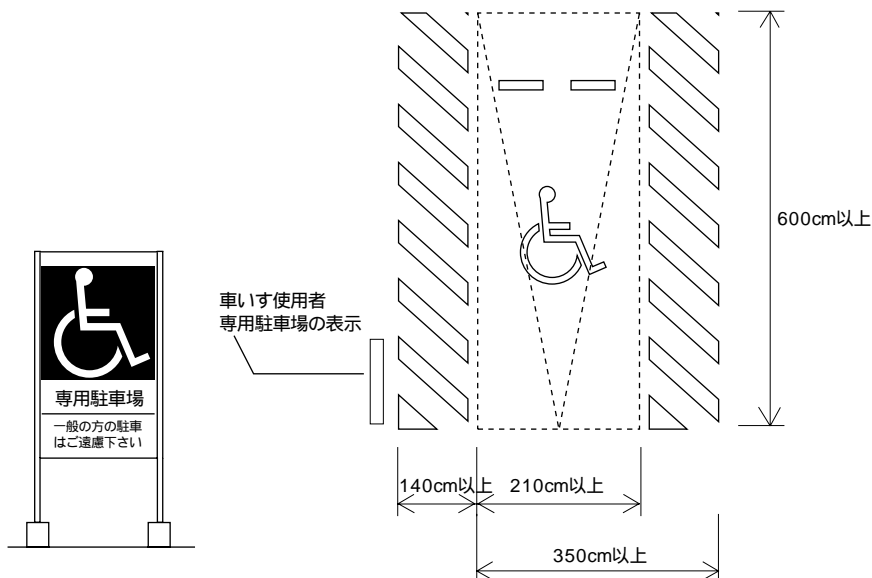
庇もしくは建物のピロティを利用する



車いす使用者駐車区画への誘導サイン例



車いす使用者駐車区画寸法の考え方 (1台駐車)



7 敷地内の通路

(施行規則別表2 建築物)

建物内には細かい配慮をしていますが、道路等からその建物の出入口にアプローチできなければ建物内を利用することはできません。道路等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、高齢者や身体障害者等すべての人が安全かつ、円滑に利用できるように配慮します。

動線は単純とし、車いす使用者のために段差のない勾配が緩やかなアプローチで、視覚障害者が建物の出入口の位置を認知できる配慮が必要です。また、建物を利用する様々な人が十分すれ違うことができる幅を確保し、障害の有無によらずすべての人が同じルートでアクセスできることが望まれます。

路面

イ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

・雨などにより濡れた状態でも滑りにくく、冬季間においては凍結防止剤散布等によるすべり防止対応ができる仕上げ、材料を選択します。(基本事項P49)

必要に応じて、積雪及び凍結時の通行に支障がないよう庇などを設けることが望まれます。

段の構造

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準ずるものとする。

・段を設けないことが基本ですが、やむを得ず設ける場合は、③階段の構造に準じた構造とします。

排水溝

ハ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。

・通路上に排水溝等が存在すると、車いすのキャスター、白杖及びハイヒール等が落ち込み円滑な通行を妨げる恐れがあります。

まとめ
ちしき

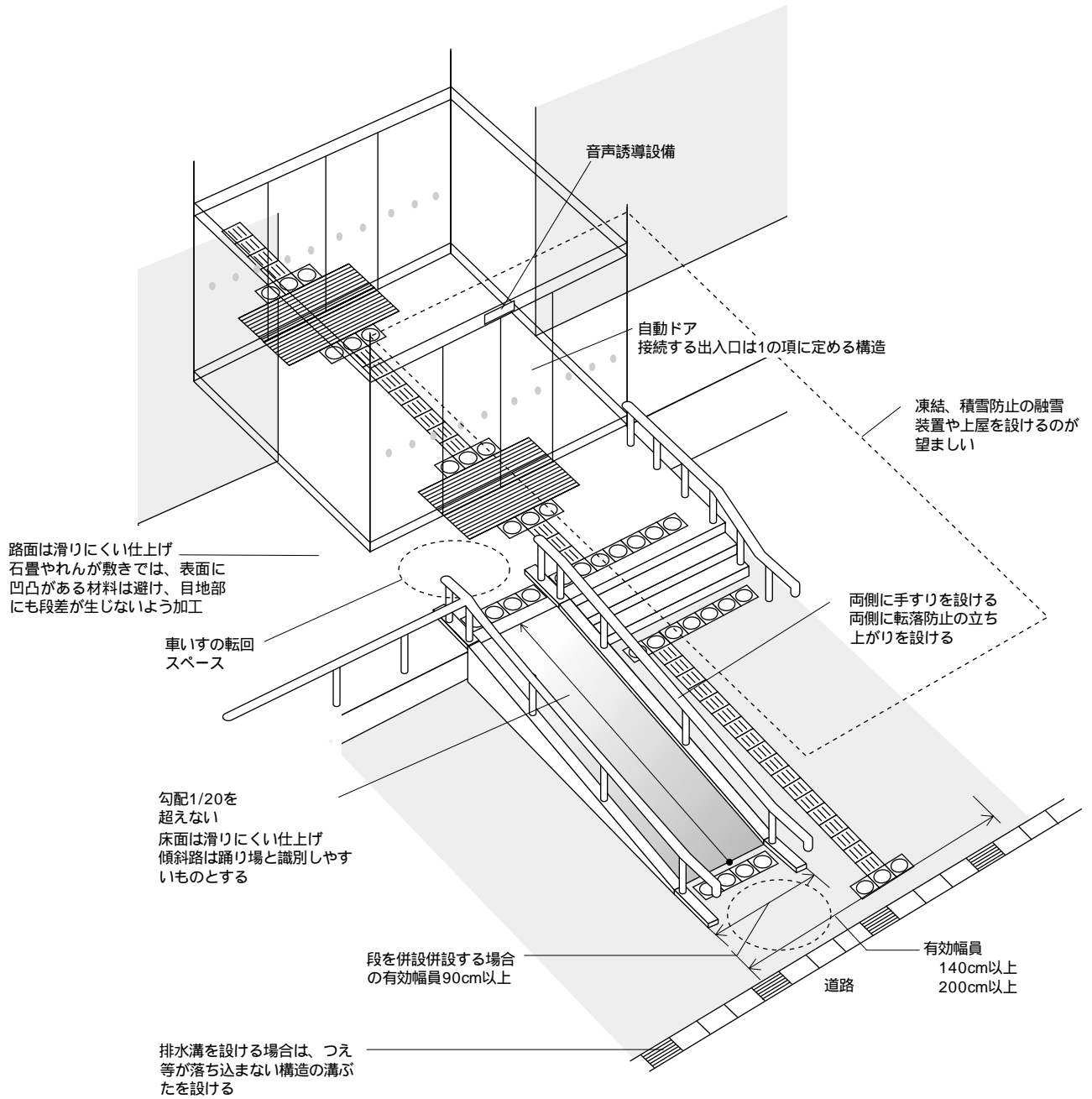
5

福祉のまちづくり条例

各都道府県や特定行政庁等において、福祉のまちづくり条例が制定されています。これは、高齢者も若者も、障害を持つ人も持たない人も、また大人も子どもも、全ての人々が住み慣れた地域に住み続け、働き、学び、遊ぶことのできる一人ひとりの生活を、地域で支援する仕組みが整い、社会のあらゆる分野に福祉的配慮が行き渡ったまちづくりを目指すことを定めた内容となっています。

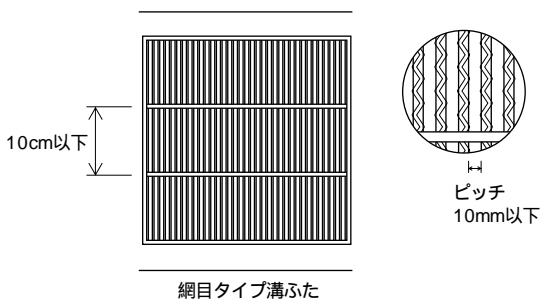
最初は、大阪府で福祉のまちづくり条例(平成4年大阪府条例第36号)を平成5年4月1日(1993)施行し、続いて兵庫県が同年10月1日施行しており、その動きは全国的に展開されました。

敷地内の通路の整備例



溝蓋の例

側溝の鋼製蓋は、車いすの前輪、ベビーカーの車輪などを考慮して、滑り止めの加工のある、細めの幅が望ましいです。



二 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該生活関連施設の敷地の接する道路若しくは建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地（以下「道路等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、当該出入口から道路等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道路等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

- ・「建物出入口から道等に通ずる敷地内の通路」と「建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路」について、それぞれ1つ以上設置する規定です。
- ・「ただし書き」の内容は、地形の特殊性などにより、規定する構造とすることが困難な場所などは、車いす使用者等は自動車で玄関等の建物出入口にアプローチすると考えられるため、建物出入口から道等に通ずる通路については適用を除外しても良いということです。しかし、そのような場合でも、車いす使用者用駐車施設と建物出入口までの通路については、車いす使用者が円滑な移動ができるよう配慮する必要がありますので適用を除外していません。

幅員

(1) 幅員は、140cm以上とすること。

- ・「140cm」とは人と車いす使用者とがすれ違うことができる幅です。
- 冬季の堆雪を考慮すれば、通路の有効幅は200cmを確保することが望まれます。

高低差の処理

(2) 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

- ・建物のエントランス部分には段差を設けず、段差や高低差が残る場合にはスロープまたは段差解消機等を用いて対応することが必要です。
- ・スロープの動線と階段の動線ができる限り離れないようにします。

水平の確保

(3) 1の項に定める構造の出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

- ・車いす使用者用特殊構造昇降機への安全な乗り降りに配慮します。
- ・外部出入口と特殊構造昇降機の前後には、安全上車いすが回転できる水平なスペースを確保することが必要です。

建物の敷地内から、道路の歩道まで平坦にすることが望まれます。

ホ 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設（自動車車庫、共同住宅、事務所及び工場を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道路等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

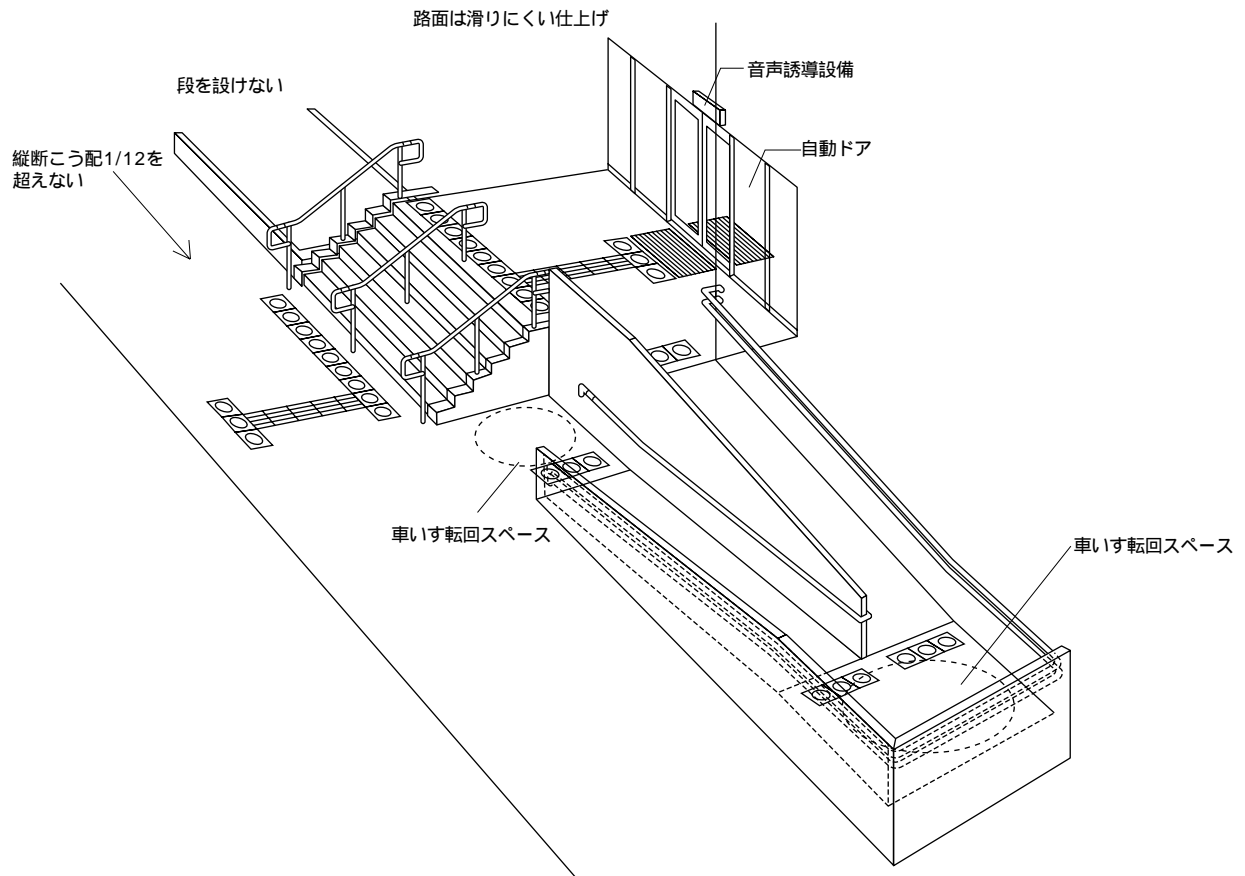
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設が求められるのは、建物出入口から歩道等に通ずる通路で、車いす使用者駐車場施設に至る通路には、視覚障害者に運転手等の視覚障害者以外の者が同行すると考えられるため求めています。

視覚障害者の誘導

(1) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

- ・「音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置」とは、音声誘導装置、誘導チャイムなどをいいます。
- ・道又は空地から出入口、受付等に至る経路に敷設します。

傾斜路を併設した敷地内の通路の整備例



視覚障害者誘導用 ブロックの敷設

(2) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- ・弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮して、傾斜路の上下端部と踊場、敷地内通路には視覚障害者誘導用ブロックを設けます。

へ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

- ・スロープは距離が長くなるため動線の配慮が必要です。

幅員

(1) 有効幅員は、140cm（段を併設する場合は、90cm）以上とすること。

- ・「140cm」とは、人と車いすがすれ違える幅です。
- ・段を併用する場合は車いす使用者が通過できるよう90cm以上を確保します。

勾配

(2) こう配は、20分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1、75cm以下の場合又は敷地の状況によりやむを得ない場合は12分の1）を超えないこと。

- ・屋外の傾斜路の勾配は、積雪時における路面凍結も考慮して20分の1以下となるようにします。

踊場

(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

- ・長くて急な傾斜路では、一般的にブレーキだけではスピードを制御できない場合があります。したがって、傾斜路が長く（勾配12分の1で9m以上）なる場合、途中で車いす使用者が休憩又は加（減）速できるような平坦な部分を設置する必要があります。
- ・踊り場で車いすが360度転回できるよう、踏幅は150cmを確保します。

手すり

(4) 手すりを設けること。

- ・手すりは高齢者等の歩行の手助けになります。（基本事項 P.42）
- 多様な利用者を考慮して、高低2段が望まれます。

転落防止

(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。

- ・車いすの脱輪防止や松葉つえを落とさないなど安全上の配慮です。

床面

(6) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

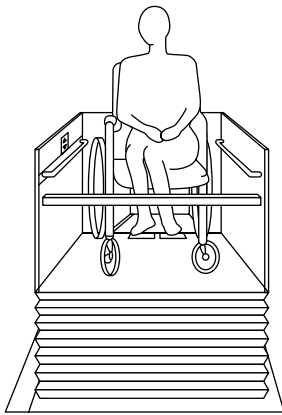
- ・車いすがスリップし昇降できなくなることに対する対応で、特に表面が濡れる恐れがある場合には表面の仕上げの他、濡れないようにする工夫も必要です。（基本事項 P.49）

傾斜路の識別

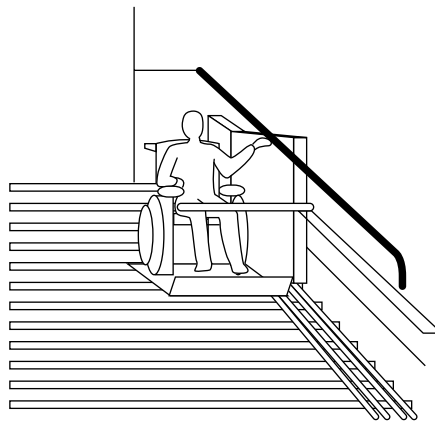
(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

- ・水平部分と傾斜路部分の違いが判断できるようにすることで注意を促します。

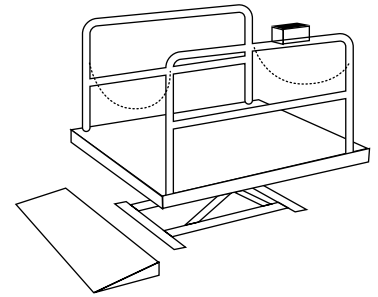
車いす使用者特殊構造昇降機の例



昇降台

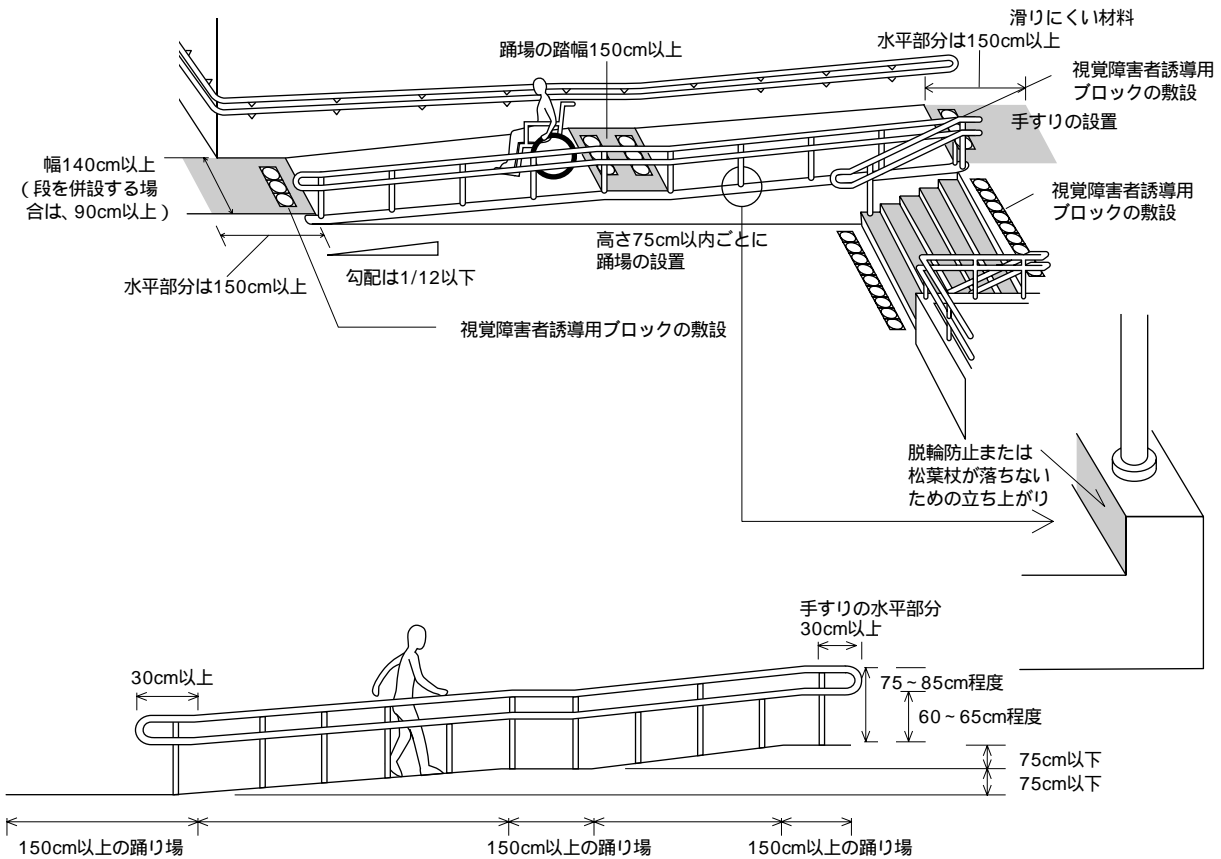


階段リフト



電動油圧リフト

傾斜路整備例



外の通路に屋根があると、赤ちゃんを抱きかかえているときには大変助かりますね。
車いすは走行しながら傘がさしづらいので屋根があると、雪や雨にあたらなくてすみます。

8 観覧席 及び客席

(施行規則別表2 建築物)

設置

イ 興行施設、集会施設又は運動施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、車いす使用者が利用することができる部分を1以上設けること。

- ・観客席は取り外し式客席などにより、介助者と並んで利用できるようにします。
- ・転落防止用立上りを設ける場合は、観客の支障とならないように配慮します。

車いす使用者用席数は次の算定式から導かれる席数を確保することが望まれます。

客席200席以下の場合： $(\text{全座席数} \times 1/50)$ 席

客席200席以上の場合： $(\text{全座席数} \times 1/100 + 2)$ 席

聴覚障害者が円滑に利用できるように、集団補聴器を1つ以上設けることが望まれます。

位置

ロ イの車いす使用者が利用することができる部分は、当該部分へ通ずる1の項に定める構造の出入口から円滑に到達することができ、かつ、観覧しやすい位置に設けること。

- ・車いす使用者の座席は、アプローチを容易にするため、出入口の近くか、または最前列か最後列に位置し、中間位置に配置する場合は、アクセススペースと車いす使用者用スペースは平らに仕上げます。

車いす対応観覧席は、見る位置を選択できるように複数の箇所に配置することが望まれます。

高齢者、障害者等が用意に舞台や楽屋等を利用できるように、ホールや主要な出入口からの経路において、段差のない動線や確保や昇降機の設置等に配慮することが望まれます。

一般席の通路側のひじ掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいように、跳ね上げ式にすることが望まれます。

一段上がったステージには客席からのアプローチのためのスロープを設けることが望まれます。

参考：ADA基準による座席数

ADA基準	
全座席数	車いす使用者席数
4～25席	1席
26～50席	2席
51～300席	4席
301～500席	6席
501席以上	$6 + (N - 500) / 100$ 席
1001以上	$20 + (N - 1000) / 100$ 席

N：全座席数

* 300席以上は2カ所に分散して設置する。

* 固定席の1%以上の通路に面した座席の肘掛けは可動にする。

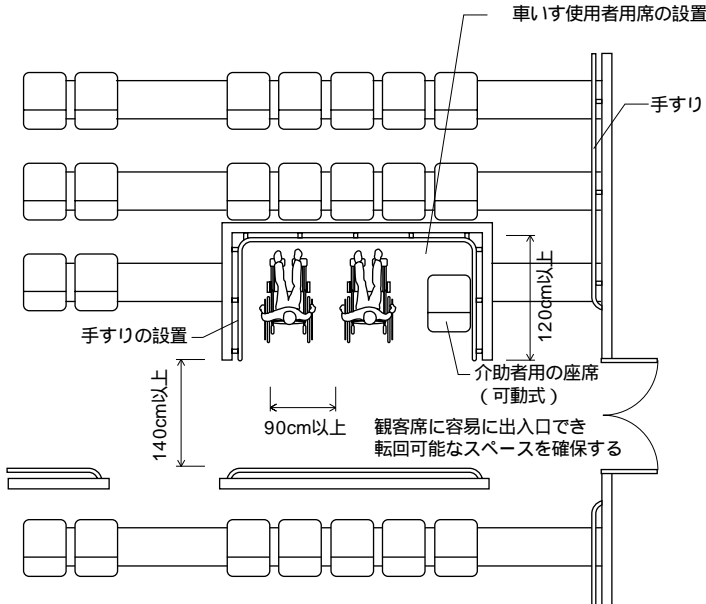
* 定員50人以上の固定席がある場合は2以上4%以上の補聴装置を設置する。

ADA：「障害を持つアメリカ人法」The Americans with Disabilities Act

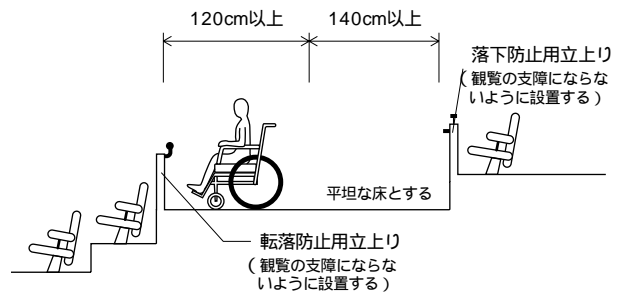
観客席の整備例

【平面図】

車いすと介助者が一緒になってみれるもの
出入口に近くかつ、一番後ろではない。



【側面図】



【聴覚障害者集団補聴器の例】

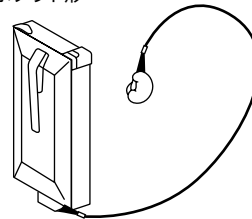


視覚障害者が使用しているピックアップ
コール内蔵の補聴器であれば磁気ループ
より音声を受信できる。

耳かけ形



ポケット形



参考：耳の聞こえ方

聴力レベル	難聴の分類	症状
26dB未満	正常	普通の会話に不自由する事はない。
26-40dB	軽度	普通の会話に不自由する事はないが、ささやき声や小さな声での会話は聞き取りにくい。
41-55dB	中等度	普通の会話や会議での話し声が聞き取りにくくなる。
56-70dB	やや高度	大きな声は聞き取れるが、普通の会話は聞き取りにくい。
71-90dB	高度	耳もとの大きな声はなんとか聞き取れる。
91dB以上	非常に高度	殆ど音を聞き取れない。

9 客室

(施行規則別表2 建築物)

用途面積が2,000平方メートル以上の宿泊施設の客室の構造の1以上は、車いす使用者等が室内で円滑に利用できる客室とします。

また、聴覚障害者は音声、視覚障害者は文字や光などにより避難時の情報を得ることが困難であるため、緊急避難に対する配慮することが望まれます。

用途面積が2,000㎡以上の宿泊施設の客室（宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。）のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。

- ・客室は車いす使用者にとって近づきやすい場所にあることや、ラウンジや食堂などへ行くのに便利な位置に設ける必要があります。
- ・同伴者がいるとき、最小の介助で宿泊できるようにします。

車いす使用者への配慮

イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保し、かつ、手すりその他の設備を適切に配置すること。

- ・車いすの移乗のしやすさからベッドを使用します。
- ・客室は様々な平面計画が規定されますが、円滑に利用できる空間を確保するためには、次の事項に配慮します。
 - (1) 戸を開閉するための袖壁がある。
 - (2) 浴室の戸は内のを80cm以上とし、段差を設けない。
 - (3) 浴室の内部は車いすが回転できる空間を確保する。
 - (4) ベッドに移乗するために、壁もしくはベッドの間隔は150cm以上とする。

便所

ロ 便所は、5の項イに定める構造とすること。

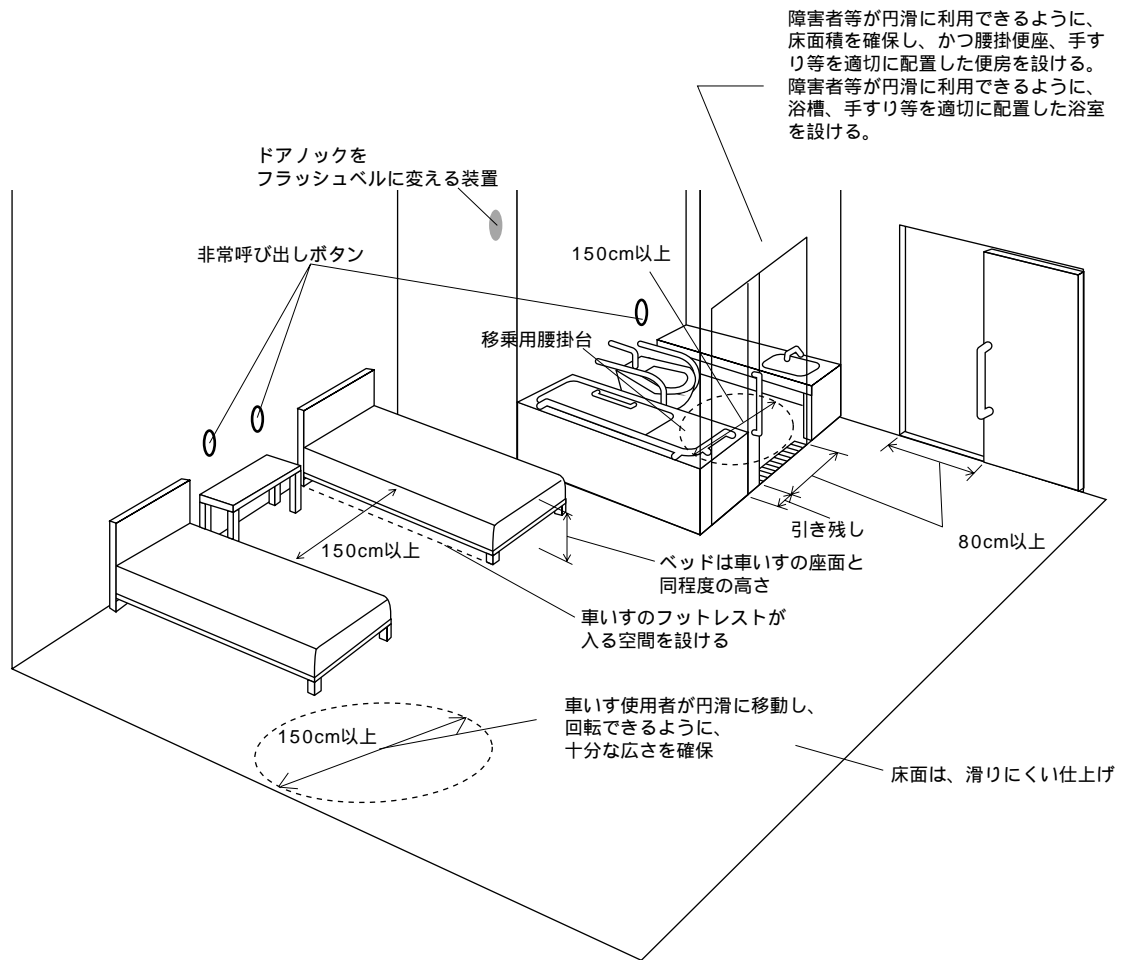
- ・便所を設置する場合は、5便所のイに定める構造とします。
- ・浴室との組み合わせにより、車いす使用者の回転できる広さを確保することが可能です。

浴室、脱衣室の構造

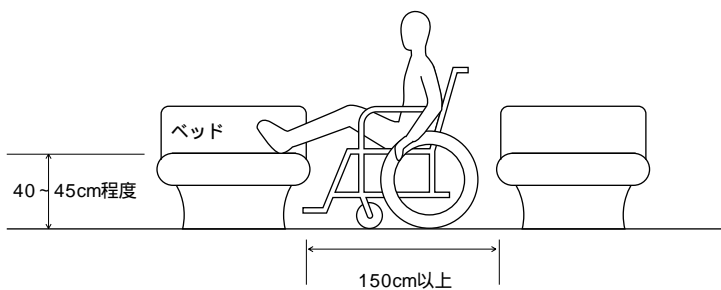
ハ 浴室は、10の項イからホまでに定める構造とすること。ただし、客室以外に同項に規定する浴室等を設ける場合は、この限りでない。

- ・客室には、10浴室のイ～ホに定める構造の浴室を設置することを求めています。
- ・ただし、当該客室以外に、不特定多数の人が利用できる10浴室に定める構造が設置されている場合は除外します。

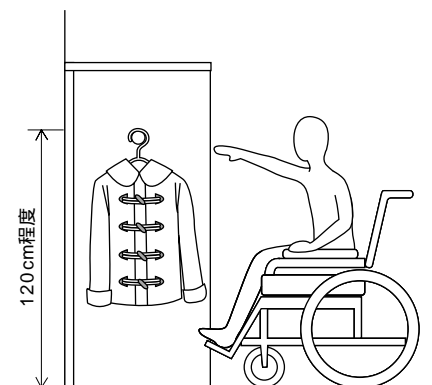
客室の整備例



【ベッド間隔】



【収納棚の高さの寸法例】



視覚障害者等への配慮

二 音声、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知せる装置を設けること。

・聴覚障害者及び視覚障害者への配慮として、光その他の方法により火災などの非常事態を知らせる非常警報装置を設置することが必要です。

点滅灯・音量増幅装置付き電話機や、点字付き電話機の設置、ファックスの設置、室の案内・非常用通路等の点字案内を備えつける等が望まれます。

まとめ
ちしき

6

身体障害者標識 (四つ葉のクローバーマーク)

道路交通法が改正(2002年6月1日施行)されて、初心運転者標識(若葉マーク)や高齢運転者標識(紅葉マーク)と同様に、新たに身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)が導入されました。

身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)について

「障害者マーク」といえば、駐車場の障害者優先スペースなどに表示されている(車いすのマーク)があります。これは、国際シンボルマークとして世界共通のマークになります。しかし、道路交通法が改正(2002年6月1日施行)されて、新たに初心運転者標識(若葉マーク)や高齢運転者標識(紅葉マーク)と同様に、身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)が導入されました。

誰がこのマークを付けるの?

身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)は、「肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された者が普通自動車を運転する場合において、その肢体不自由が運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、その普通自動車に表示するもの」で、表示の際には「自動車の前面及び後面に表示する」となっています。

どんな利点があるの?

このマークを掲示した自動車に対し、他の自動車は幅寄せや無理な割り込みなどを行うことができません。もし、幅寄せや無理な割り込みなどをした場合、罰金(5万円以下)が科せられます。

どんなマークなの?

「身体障害者標識」は、次のようなマークです。

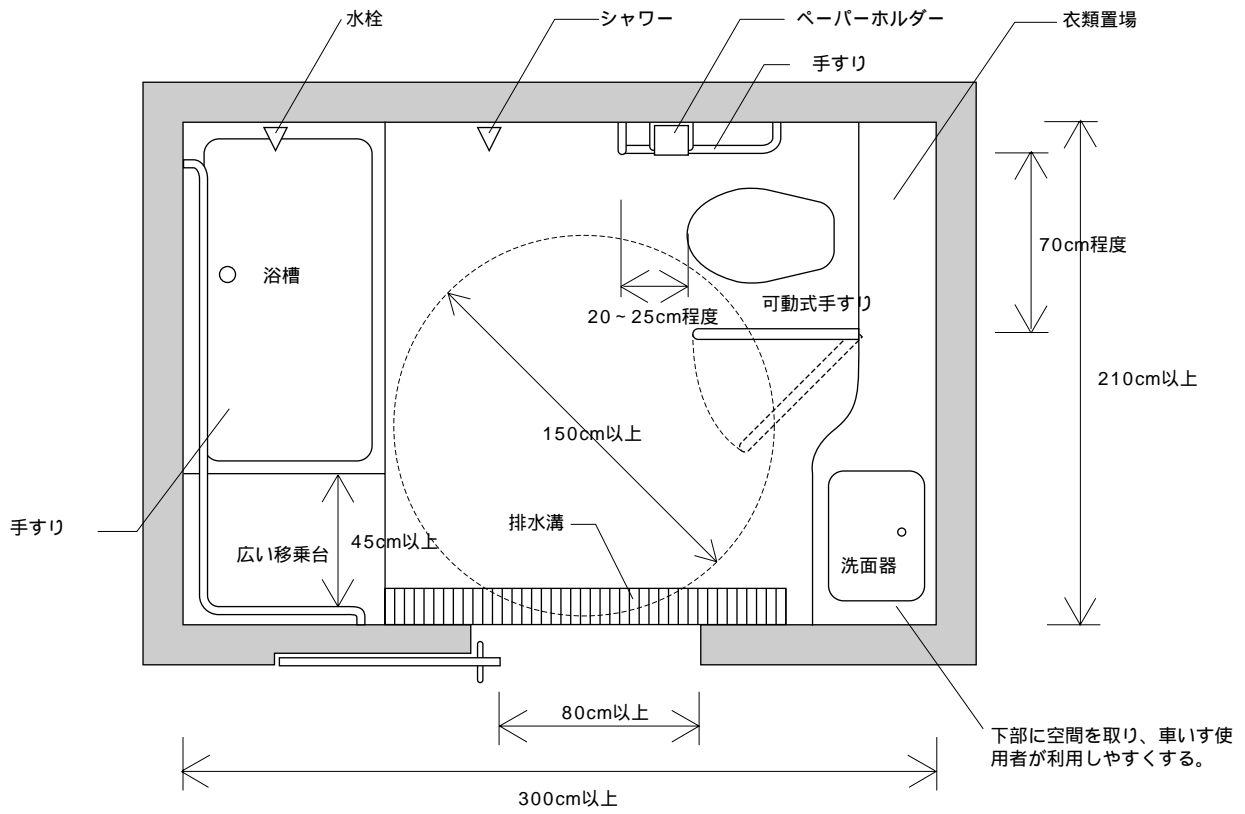
直径12.2センチの青色の円形で、中に白色の四つ葉のクローバーというデザインです。四つ葉のクローバーをデザインに選んだ理由を、警察庁交通局は「幸福と思いやりの心をイメージした」としています。



マークを付けるのは義務ですか?

このマークの表示は、義務化されている初心運転者標識と違って「努めなければならない」とされており、表示しなくても罰則等はありません。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道交法の規定で罰せられることになります。

客室における水廻りの整備例



整備基準

10 浴室及びシャワー室 (脱衣室及び更衣室を含む。 以下「浴室等」という。)

(施行規則別表2 建築物)

浴室・シャワー室は、車いす使用者も利用できるよう配慮するとともに、高齢者・障害者等にとって特に転倒等の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要があります。

脱衣室や更衣室では車いす使用者も円滑に利用できるよう、ゆとりを持ったスペースの確保することや、高齢者・障害者等が使いやすいように手すりを配置とすることが大切です。

医療施設、宿泊施設、福祉施設又は運動施設に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等（居室又は客室の内部に設けるものを除く。）を設ける場合及び公衆浴場においては、次に定める構造の浴室等を1以上（当該浴室等に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。

車いす使用者への配慮

イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。

- ・洗い場を設ける場合は車いす使用者が360度方向転換できるように直径150cm以上の円が内接する空間を確保します。

床面

ロ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・洗い場は滑りやすいため、仕上げや材料に配慮します。（粗面仕上げタイル等）
- ・洗い場と浴槽の底は滑りにくい肌ざわりのよい材料を使用します。

段の禁止

ハ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

- ・水仕舞との関係に工夫し、出入口から浴槽、シャワーブースまでの床面に段を設けないようにします。

手すり、腰掛け

ニ 手すり及び腰掛けを適切に配置すること。

- ・車いすで浴槽に接近できるスペースを確保し、浴槽に移動しやすいよう腰掛け等を配置する必要があります。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付けます。洗い場と浴槽の横移動に際しては、水平の手すりを取り付け、立ち上がる動作を補助するため、垂直タイプの手すりを取り付けます。必要に応じて連続させます。

水栓器具

ホ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる水栓器具を1以上設けること。

- ・レバー式等の操作しやすいものとします。（基本事項 P.58）
- ・取り付けの高さは座ったままでも操作できるように設置するとともに可動式のシャワーヘッド掛けを用いるなどの配慮もする必要があります。

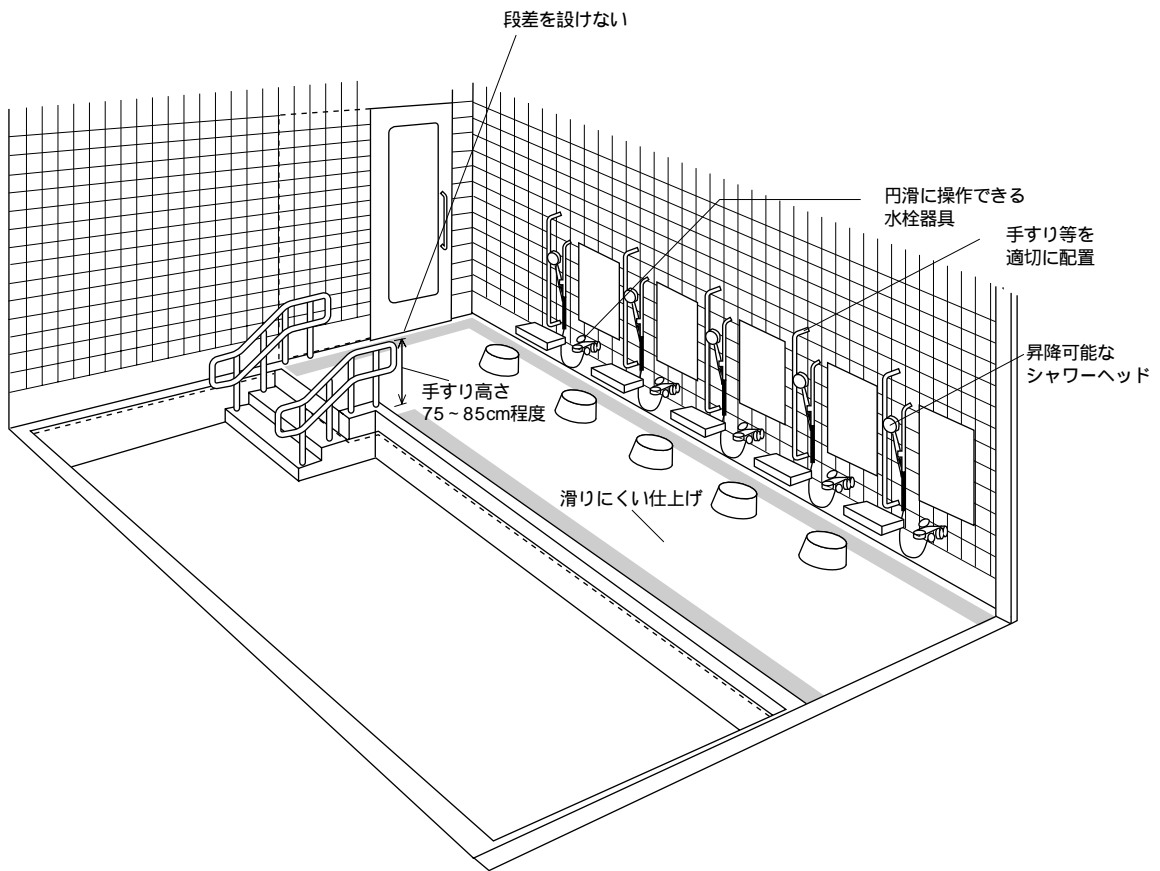
非常通報装置

ヘ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる非常通報装置を設けること。

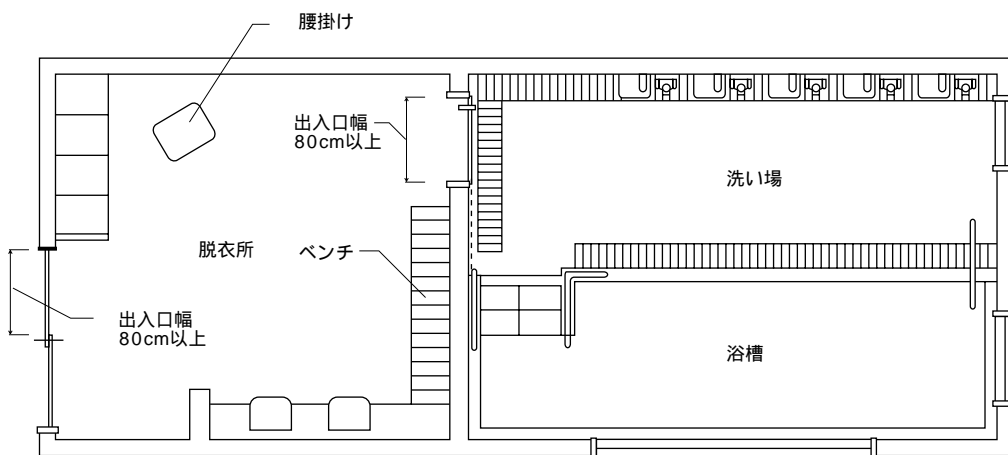
- ・緊急時に通報しやすいよう、分かりやすい位置に設置します。

浴室の整備例

【俯瞰図】



【平面図】



整備基準

11 授乳及び おむつ替え の場所

(施行規則別表2 建築物)

乳幼児連れの利用が多い施設には、父親、母親がともに利用できるおむつ替えの場所や母親が安心して利用できる授乳場所を設置します。

用途面積が2,000㎡以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設及び官公庁の庁舎には、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。

- ・オムツ替えのできる場所にはベビーベッド、いす、手洗い、荷物棚、流し台などが必要です。
- ・授乳、おむつ替えの場所としては、独立した部屋を設けることが望まれますが、スペースの確保が困難な場合には、休憩場所等の一部を利用して授乳コーナーとすることも可能です。
- ・プライバシーの確保に配慮するため、授乳、おむつ替えの場所には、カーテンやついたて等を設ける必要があります。

手洗い、流し台、給湯器の他、おむつ等を捨てるための大きな汚物入れを設けることが望まれます。ミルクを作るためのポットや用具を洗浄するための給水設備が望まれます。

まめ
ちしき

7

身体障害者 補助犬法

平成14年5月に「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月1日施行しました。国、地方公共団体及び公共施設や公共交通機関では、身体障害者が利用する場合に、補助犬の同伴を拒んではならないこととなりました。また、平成15年10月からは、デパート、スーパー、ホテル、飲食店などの不特定多数が利用する施設でも補助犬の同伴を拒んではならないこととなります。

これにより障害のある人たちの自立や社会参加の機会が増えると想定されます。皆さん一人一人の理解と協力が必要です。

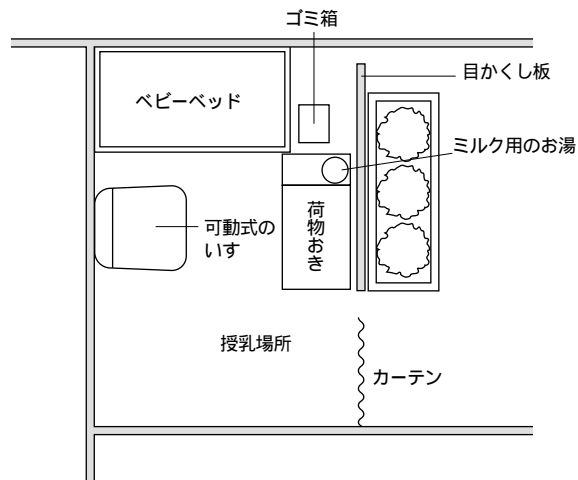
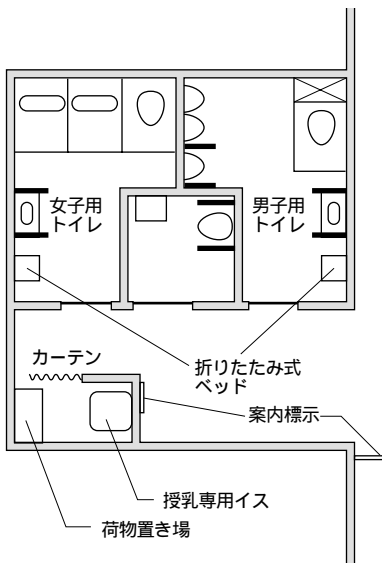
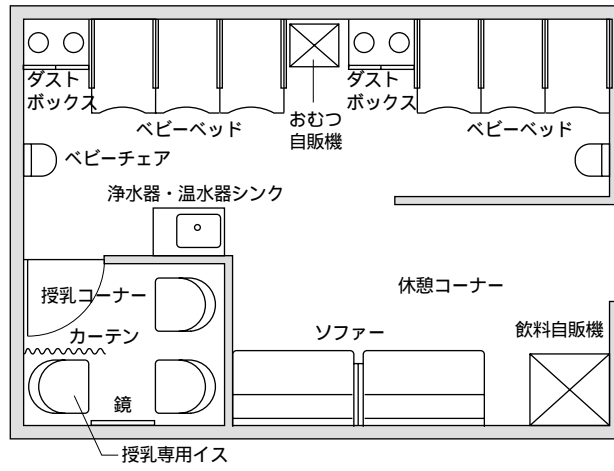
【補助犬の分類】

聴導犬：耳の不自由な人の代わりとなって、日常生活を手助けするよう訓練された犬。

介助犬：肢体の不自由な人の手となり、足となって動作を助けるように訓練された犬。

盲導犬：目の不自由な人の目となり、歩行の安全を確保するように訓練された犬。

授乳及びおむつ替えの場所の整備例



授乳室は、使用中であることを表示できれば、突然部屋に他の人が入ってくるのを防止できますね。

授乳室の明るさを調整できれば、寝かしつけるときに助かります。

12案内板等

(施行規則別表2 建築物)

表示方法

視覚障害者への配慮

高齢者や身体障害者が目的の場所に到達できるように障害の特性に応じた標示・誘導を適切に行います。案内標示等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように設置高さ等に配慮します。

イ 案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、次に定める構造とすること。

- ・案内版の掲示高さに配慮し、文字は大きく、照明の明るさ等に配慮します。

(1) 大きく分かりやすい平易な文字、記号及び図で表記する等高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。

- ・文字は大きく分かりやすくし、記号や図形で表記し、より多くの人が理解できるように配慮します。
- ・案内板等の高さは、原則として床面より50cm～150cmとし、車いす使用者等に見やすい高さに設けます。
- ・障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、車いす使用者が近づけるような十分なスペースを確保します。

(2) 点字を用いる等視覚障害者が理解しやすいものとする。

- ・弱視者に配慮し、大きく太い書体やわかりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけます。

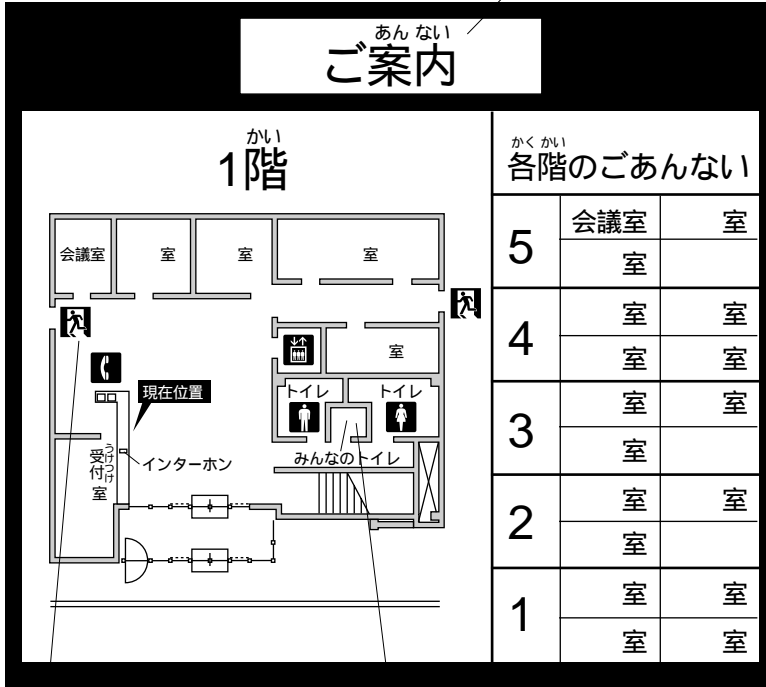
音声誘導装置による案内の併設、必要に応じての触知図の設置などの配慮をします。

ロ 5の項イに定める構造の便所を設ける場合においては、その位置を表示する案内板等を設けること。

- ・**5**便所のイに定める構造のトイレを設置した場合は、その配置を表示する案内板等を設置します。
- ・車いす使用者が利用できる便所の位置等の表示は「国際シンボルマーク」を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置します。

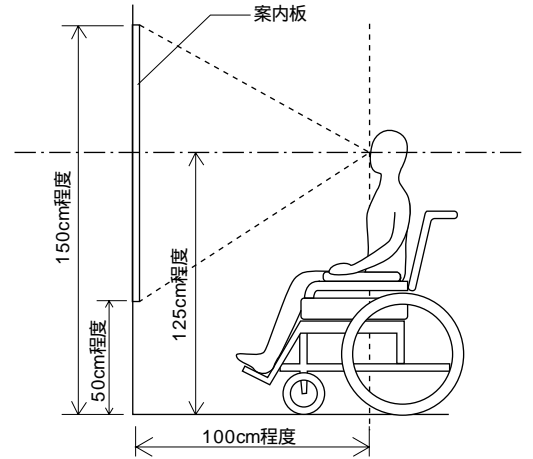
案内板の例

大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする

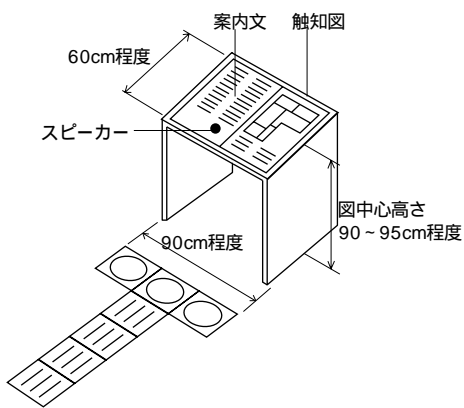


非常口の位置を表示

トイレの位置を表示



触知板の整備例



案内板のデザインは、統一されて文字が大きいものがいいですね。
総合案内で、トイレの位置が分かるようにしてほしいです。

整備基準以外に配慮が望まれる事項

13 カウンター、 記載台

カウンター、記載台を設置する場合は、物品の受け渡し、対話などの内容に応じて、車いす使用者等が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障害者、高齢者等の利用に配慮します。

不特定かつ多数の者の利用に供するカウンター又は記載台は、次に示す構造とすることが望まれます。

カウンター又は記載台の一部は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

- ・車いす使用者のひざが入るように、高さ60cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設けます。
- ・車いす使用者が受付カウンター等に近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が楽に方向転換できるスペース（直径150cm程度の範囲）を確保します。

病院や金融機関において利用者の呼出を行うカウンター等には、音声による他文字による呼出装置を設けるように努めること。

- ・視覚障害者と聴覚障害者に配慮して、音声や文字による呼び出し方法を併せて設けることが必要です。

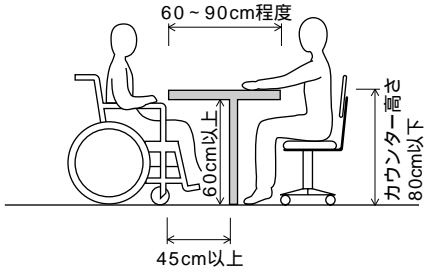
参考：ADA法によるカウンター数

ADA基準	
カウンター総数	アクセス可能な最低数
1～4	1以上
5～8	2
9～15	3
16以上	$3 + (N - 15) / 5$
売り場面積が5,000㎡以下は1以上	

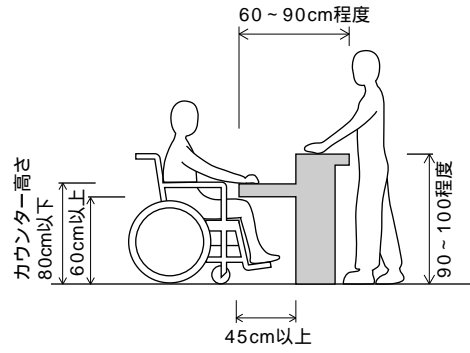
ADA：「障害を持つアメリカ人法」The Americans with Disabilities Act

カウンターの整備例

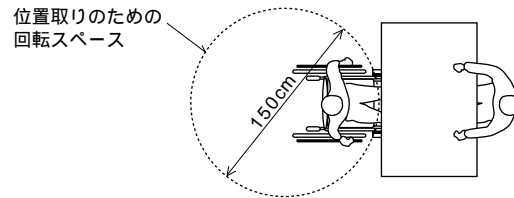
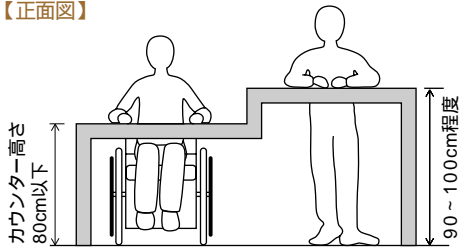
【側面図 両者着席の場合】



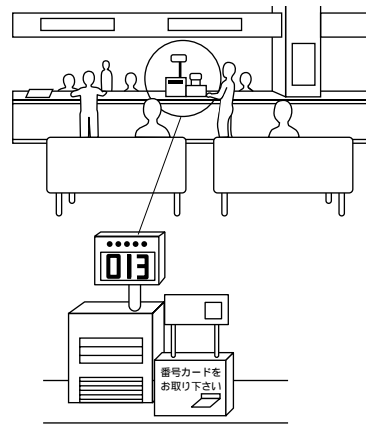
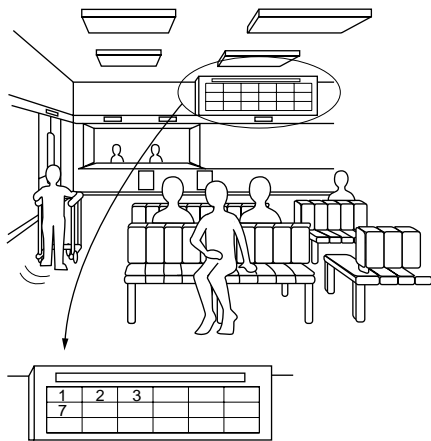
【側面図 受付が起立している場合】



【正面図】



カウンターの整備例



整備基準以外に配慮が望まれる事項

14 水飲み場、 自動販売機

高齢者や特に車いす使用者が円滑に接近でき、利用できるように配慮します。

不特定かつ多数の者が利用に供する水飲み場や自動販売機を設けるときは、1以上は次に定める構造とすることが望まれます。

障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。

- ・廊下に設ける場合は通行の妨げにならない場所に設置するなど、他の利用者との動線と交差しないようにします。

車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には十分な床面積を確保すること。また、高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。

- ・車いす使用者が楽に方向転換できるように直径150cm程度の範囲を確保します。

障害者、高齢者等が円滑に利用できる水栓器具を設けること。

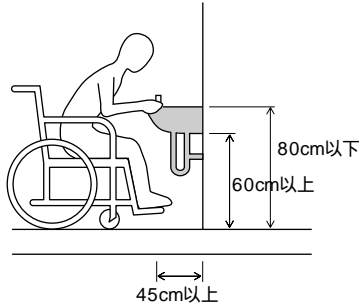
- ・施設内は、同一の水栓器具を設けるように配慮します。(基本事項 P.58)

床面は滑りにくい材料で仕上げること。

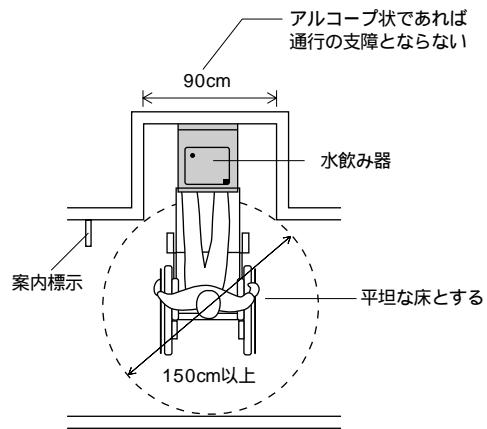
- ・水のみ場周辺は濡れて滑りやすくなる場合があるため、仕上げや材料に工夫をします。
(基本事項 P.49)

水飲み器の例

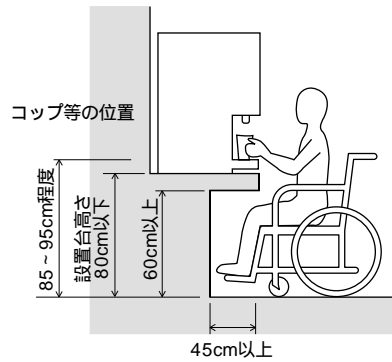
【側面図】



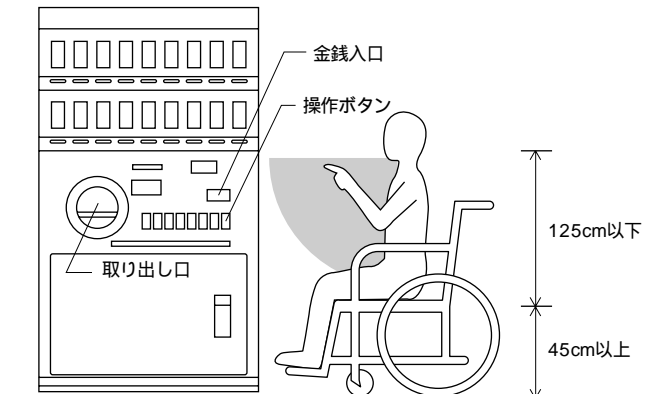
【平面図】



給水器の例



自動販売機の例



整備基準以外に配慮が望まれる事項

15 公衆電話台、
現金自動支払機

公衆電話を設置するときは、車いす使用者等が円滑に利用できるように押しボタンの位置やスペースに配慮する必要があります。また、聴覚障害者に配慮し音量増幅装置付電話を設置するといった配慮もします。

券売機やATMにおいても、車いす使用者や視覚障害者が円滑に利用できるようにボタン及び金銭投入口の位置や点字の表示などの配慮をします。

公衆電話台は、次の構造とすることが望まれます。

公衆電話台

公衆電話の台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

- ・車いす使用者のひざが入るように、高さ60cm以上、奥行き45cm以上の空間を設けます。
- ・車いす使用者が硬貨投入口やカード投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように受話器や押しボタンの中止位置の高さを90～100cmにします。

公衆電話の台の周囲には、車いす使用者が円滑に公衆電話機を利用することができるよう十分な水平面を確保すること。

- ・安定した状態で電話をかけることができるための配慮です。
- ・車いす使用者が公衆電話に近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が楽に方向転換できるスペース（直径150cm程度の範囲）を確保します。

公衆電話に通ずる出入口を設ける場合においては、1の項に定める出入口の構造とすること。

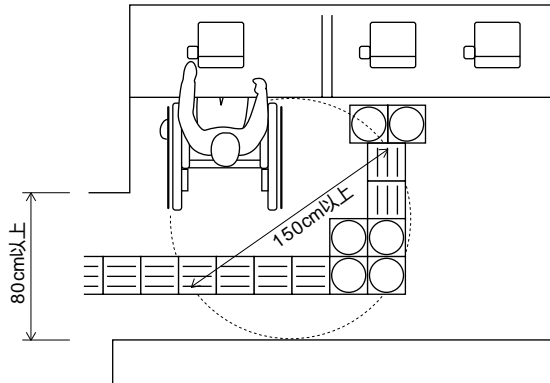
- ・建築物¹出入口の構造とすることが望まれます。

聴覚障害者及び視覚障害者の利用に対応した公衆電話を設けること。

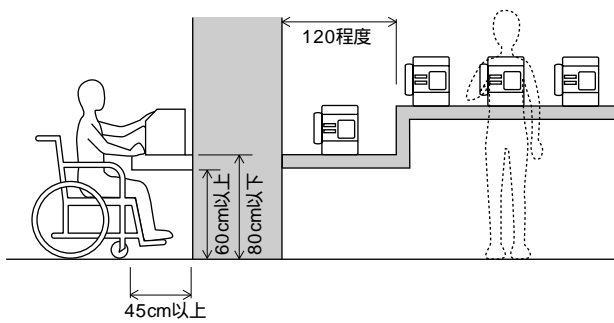
- ・点字表示や音量増大装置などが付加された公衆電話が考えられます。

公衆電話台の整備例

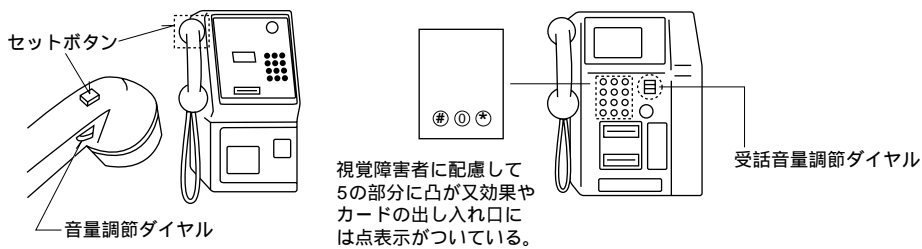
【公衆電話台の設置例】



【公衆電話台等の基本寸法例】



音量の調節できる電話機の例



公衆電話に、音量を調節できる機能があると助かります。

聴覚障害者にとっては、FAXがあると便利です。

視覚障害者には自動支払機のボタンは、タッチセンサー（感応式）ではなく点字付ボタン式でないことを確認できません。

現金自動支払機は、次の構造とすることが望まれます。

現金自動支払機

車いす使用者が利用しやすい場所に設置し、かつ、金銭投入口及びカード投入口、操作ボタンや取り出し口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。

- ・点字標示された機種は改札口や出入口にできるだけ近い位置に設けるとともに、通行の支障とならないように配慮します。
- ・カード投入口等は、80～120cmの間に設置します。

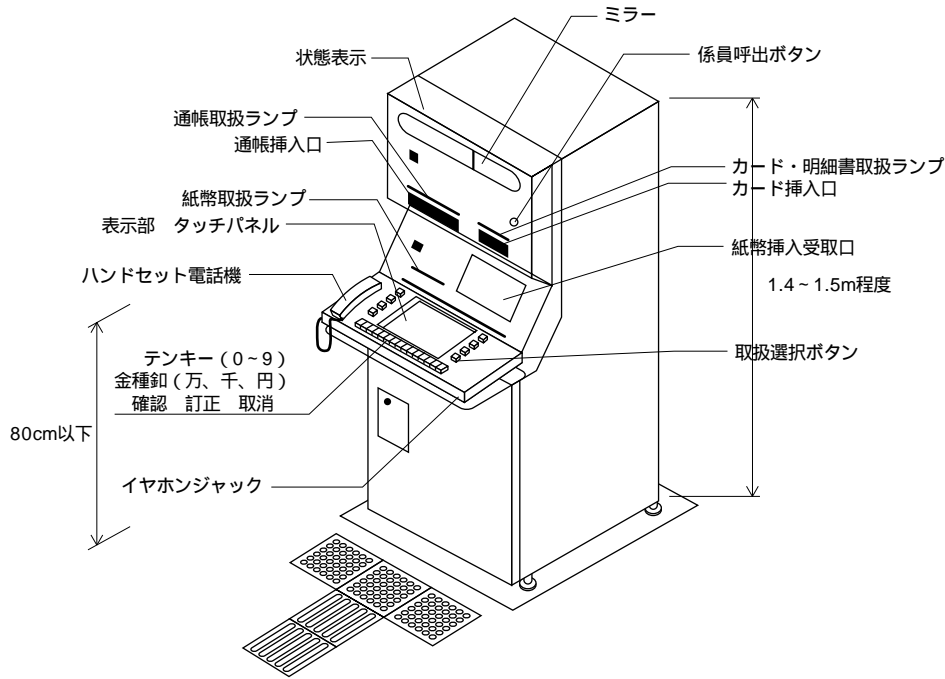
点字標示など視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。この場合、玄関灯と外部との主要な出入口から視覚障害者に配慮した券売機等への経路のうち1以上の経路には視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- ・例えば、出入口から視覚障害者に配慮した券売機等に至る経路が3つあるとするならば、そのうち1以上の経路については視覚障害者誘導用ブロックの敷設をするということです。このとき、出入口が複数ある場合には、それぞれの出入口から視覚障害者に配慮した券売機等への経路について同様のことを行います。

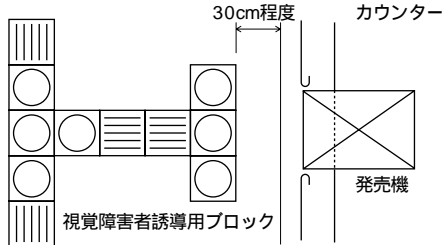
券売機等へ通ずる出入口を設ける場合においては、1の項に定める出入口の構造とすること。

- ・建築物¹出入口の構造とすることが望まれます。

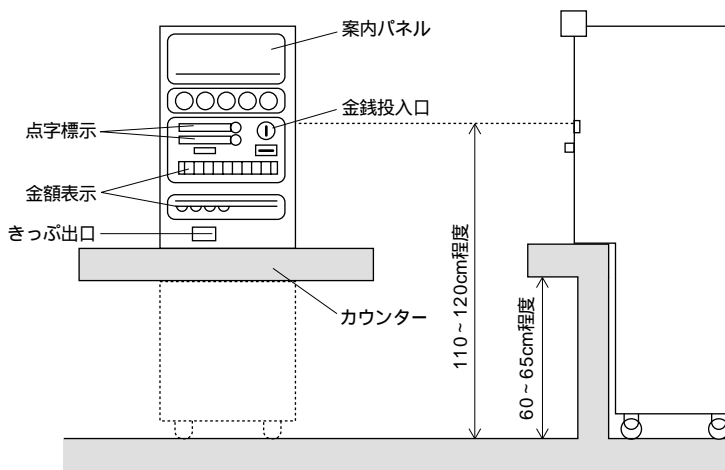
ATMの例



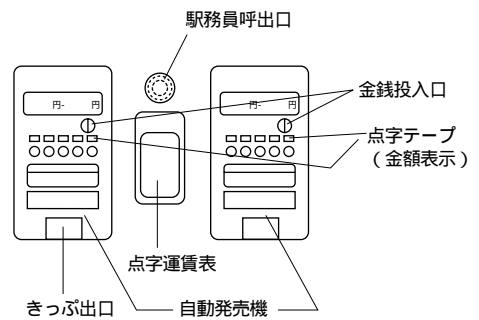
【券売機への誘導】



券売機の設置例



【点字運賃表の表示例】



整備基準以外に配慮が望まれる事項

16 避難設備 (緊急時の設備)

避難設備は、緊急時の情報を確実に伝えることができるものとします。また、避難経路は、最短でかつ円滑に移動できることが重要です。

緊急時に備え、次の避難設備を設けることが望まれます。

自動火災報知設備を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設けること。

- ・障害者、高齢者等は災害弱者になりやすいため、警報装置などは光や音によるものを設置することが必要です。

非常口の屋内から外部に至る主要な避難経路には、段差を設けないこと。

- ・避難通路は、できるだけ最短距離にて外部に至るようにし、転倒につながるような段差を設けないようにします。

防火戸に付帯するくぐり戸の下部は、またがない構造とすること。

まめ
ちしき

8

安全・安心の
まちづくり

安全安心に暮らしていくためには、バリアフリーのまちづくりとともに犯罪を防ぐ環境設計が必要です。県営住宅では、建物のバリアフリー化とともに防犯のまちづくりもなされています。

秋田市手形山県営住宅の防犯のまちづくり

各世帯が2階建てになっている棟です。

- ・玄関前に駐車スペースがあり、マイカーの管理にも目が行き届きます。
- ・お隣との境にブロック塀などの視線を遮るものがないので、各家々のプライバシーを保ちながらも、道路や隣近所への目が行き届きます。
- ・防犯灯もあり、夜も明るいので安心です。

3階建ての棟の共用通路です。

- ・ガラス張りになっているので明るく、外もよく見えるので、子どもが遊んでいても目が行き届きます。
- ・花壇の右手が駐車スペースで、各室のドアを開けるとすぐマイカーの状況がわかります。
- ・ドアには、ピッキングに強い錠を使っています。



防犯環境設計のポイント

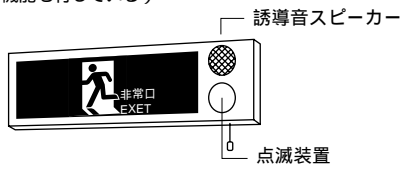
道 路：歩車道の分離・周囲からの見通し確保・夜間照明

公 園：周囲からの見通し確保・夜間照明・トイレへの防犯ベル等

共同住宅：共用部分見通し明るさの確保・頑丈な錠や窓・窓や防犯カメラのついた安全なエレベーター

非常警報装置の整備例

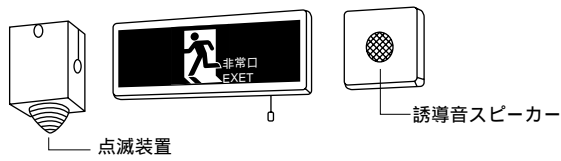
【誘導音装置付誘導灯の例】
(本例は点滅型の機能も有している)



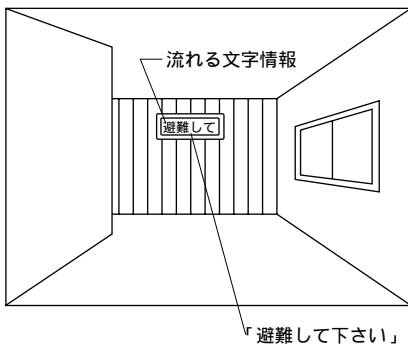
【点滅型誘導灯の例】



【既設誘導灯に追加取付する方法】



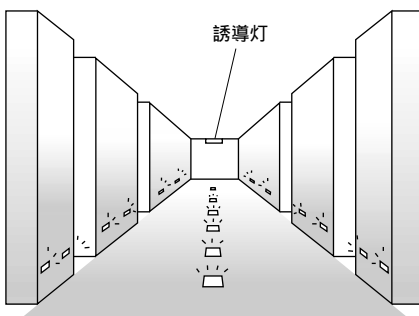
文字情報が流れる電光掲示板の例



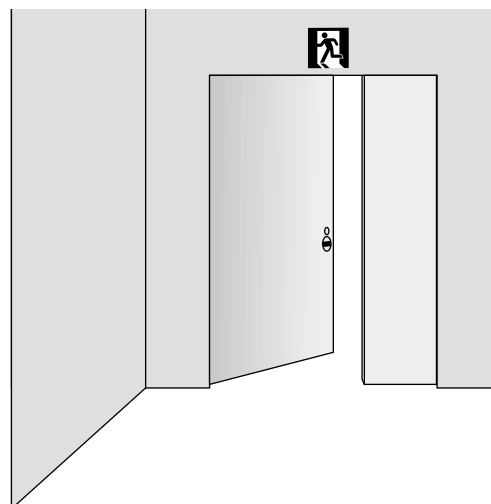
警報装置の例



光走行式避難誘導装置の例



防火扉の例



建築物

建築物の整備事例写真

出入口

出入口...①

簡易なスロープにより段差を解消した玄関



出入口...②

介助が必要な方のためのインターホンによる呼出



出入口...③

緩やかに段差を解消した玄関



出入口...④

大きな庇を設けた段差のない玄関



廊下

廊下...①

ゆったりとした幅の廊下に設けられたベンチ



廊下...②

滑りにくい床材（豆砂利洗出し仕上げ）



廊下... ③

車いす使用者に対応した低めの
カウンター



廊下... ④

吹抜けに設けた緩やかな勾配のスロープ



廊下... ⑤

出入口から総合案内までの
誘導用ブロックの敷設



廊下... ⑥

車いす使用者の利用に配慮した低めの
カウンターのある案内と誘導用ブロック



階段

階段... ①

階段手すりに設けた点字階数示



階段... ②

手すり端部の処理



建築物

エレベーター

エレベーター...①

エレベーター
制御装置



エレベーター...②

エレベーター内に設けたベンチ



トイレ

トイレ...①

ベビーシートのあるみんなのトイレ



トイレ...②

みんなのトイレ内に設けた
フィッティング台



トイレ...③

みんなのトイレ内の非常呼出装置と自動
洗浄装置



トイレ...④

みんなのトイレの表示をした公衆便所



トイレ...⑥

わかりやすいトイレの案内



トイレ...⑥

公衆トイレの案内表示



トイレ...⑦

便房の設備をドアに表示した
みんなのトイレ



トイレ...⑧

介助者のためにカーテンを便器回りに
設けたみんなのトイレ



トイレ...⑨

高齢者等の利用に配慮した
洗面台の手すり



トイレ...⑩

子供が使えるよう配慮した低い洗面台



建築物

トイレ...⑪

子供が使えるよう配慮した低い洗面台



トイレ...⑫

少し広めの簡易な多機能便房



トイレ...⑬

和式トイレの手すり



トイレ...⑭

男子トイレ内に設けたベビーチェア



駐車場

駐車場...①

車いす使用者用駐車スペースと車道から分離した通路



駐車場...②

出入口に近い場所に設置された車いす使用者用駐車スペースと通路



駐車場... ②

専用の駐車スペースである旨の表示



敷地内の通路

敷地内の通路... ①

わかりやすい段鼻の処理



敷地内の通路... ②

車道と分離された敷地内の通路



敷地内の通路... ③

視覚障害者等介助を必要とする人のために設けたインターフォン



敷地内の通路... ④

玄関の階段部分に設けた段差解消機



建築物

敷地内の通路...⑤

入口の幅の広い階段の中央に設けた手すり



敷地内の通路...⑥

積雪等を考慮し、屋根を設けたスロープ



敷地内の通路...⑧

動線を配慮したアプローチの処理、スロープと階段の位置関係



敷地内の通路...⑦

積雪等を考慮した歩道からのゆるやかなアプローチ



敷地内の通路...⑩

歩道の誘導用ブロックと連続した敷地内の通路の誘導用ブロック



敷地内の通路...⑪

歩道から出入口まで誘導用ブロックが連続的に敷設されたアプローチ



客席

客席...①

車いす使用者用席



客席...②

車いす使用者が観覧できる
スペースの確保



客室

客室...①

十分なスペースを
確保した客室



客室...②

トイレと一体化した客室の浴室



浴室等

浴室等...①

家族風呂としても使
える介助が可能な
浴室



浴室等...②

手すりや腰掛け台を設けた広めの
シャワー室



建築物

授乳およびおむつ替えの場所

授乳およびおむつ替えの場所...①

授乳室の案内



授乳およびおむつ替えの場所...②

ベビールーム



授乳およびおむつ替えの場所...③

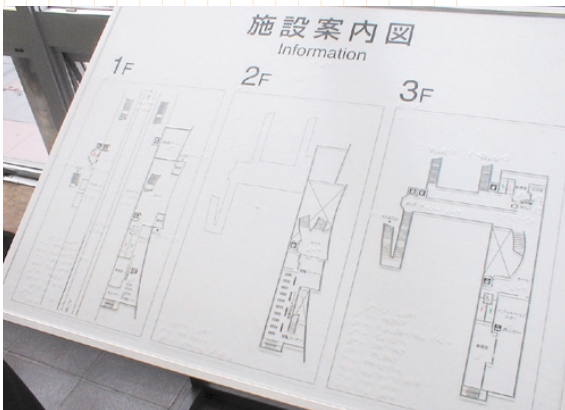
プライベートが確保された授乳室



案内板等

案内板等...①

出入口に設けた施設全体の案内触知図



案内板等...②

出入口の案内表示



その他

その他...①

視覚障害者や高齢者の利用に配慮したATM



その他...②

車いす使用者が利用しやすい水飲み器と電話台



その他...③

車いす使用者の利用に配慮した低く目のカウンター



その他...④

車いす使用者の利用に配慮した電話台



その他...⑤

車いす使用者の利用に配慮した水飲み器

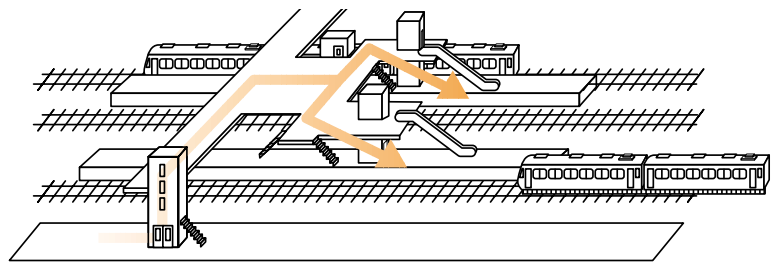


4 公共交通機関の施設

【整備基準】

1 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路	132
2 階段	142
3 案内設備	144
4 便所	146
5 乗車券販売所、待合所及び案内所	148
6 休憩設備	150
7 改札口	152
8 鉄道駅のプラットフォーム、バスターミナルの乗降場 及び旅客船ターミナルの乗降用設備	154
公共交通機関の施設の整備事例写真	156

公共交通機関の施設における整備基準等の適用範囲



条例では、公共用通路から乗降口のそれぞれ1以上の経路について整備基準を満たすことを定めています。

整備基準

1 高齢者、 障害者等の 円滑な通行に 適する経路

(以下「移動円滑化経路」という。)
(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

公共交通機関の施設では、高齢者や障害者等が、公共用通路から車両等の乗降へ安全でスムーズに移動できるような経路を確保することが必要です。

イ 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と旅客車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を、乗降場ごとに1以上設けること。

・公共用通路から、車両の乗降場までに円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置します。

ロ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又はホに定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上やむを得ない場合で、エレベーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。

・高低差がある場合は、建築物の②廊下等に定める構造の傾斜路（P.72）又は①移動円滑化経路に定める構造のエレベーター（P.138）を設置します。

屋外の傾斜路の踊場は、高さ60cm以内ごとに150cm以上の踊場を設けることが望まれます。両側に2段式の手すりを設置することが望まれます。

屋外に傾斜路を設置する場合は、庇を設けることが望まれます。

ハ 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、内のを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とすること。

・「90cm」とは車いす使用者が通過できる幅です。

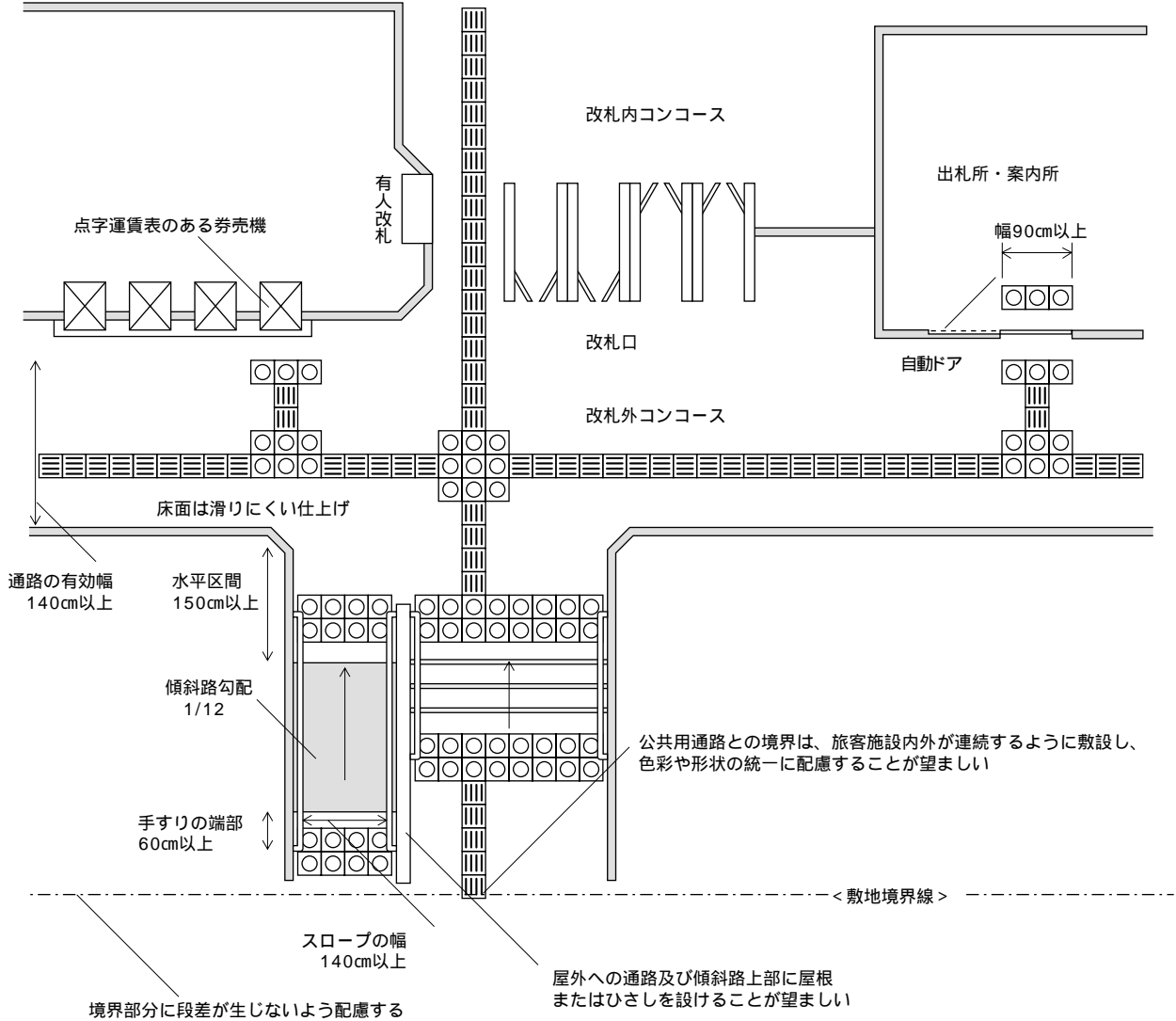
・「80cm」とは車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするばぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のを180cm以上（車いす同士がすれ違うことができる幅）とすることがなお望まれます。

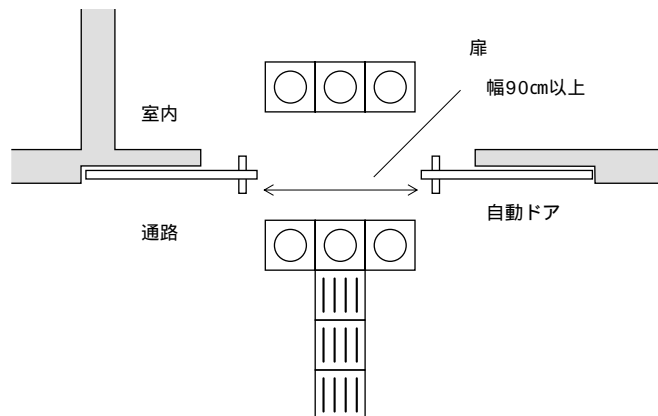
屋外に通じる出入口には大きめの庇を設けることが望まれます。

幅

移動円滑化経路の整備例



【扉のある出入口の例】



交通機関は他の交通機関との接続部の移動がスムーズだといいですね。
 駅を降りてすぐに、バスやタクシー乗り場があると助かります。
 プラットホームや階段が凍結していて怖いときがあります。

戸の構造

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ・車いす使用者にとって開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引き戸が最も利用しやすいです。
- ・段差のある溝や敷居は設けないようにします。
- ・回転扉は基本的に車いすでの利用は困難であると共に視覚障害者等にも危険が伴いやすいため避けるべきです。気密性等の関係によりやむを得ず設ける場合は、それ以外の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する必要があります。(基本事項 P.44)

戸の1以上は自動引き戸形式とすることが望まれます。

戸の自動開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式などの開閉操作不要とすることが望まれます。その場合、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が利用しやすいよう設定します。

戸が透明な場合、衝突を防止する措置を講じることが望まれます。

段の禁止

(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。

- ・車いす使用者が通過する際に支障とならない段とは、高低差が1cm程度で丸みを持たせた段などが該当します。
- ・戸を引き戸とする場合は、レールを埋め込み式とします。
- ・外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があります。その際には、車いす使用者の通行に支障とならない配慮を行うことが必要です。

二 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。

床面

(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・滑りにくく転倒しても衝撃の少ない床材料を使用します。
- ・雨天時等に表面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げする必要があります。(基本事項 P.49)

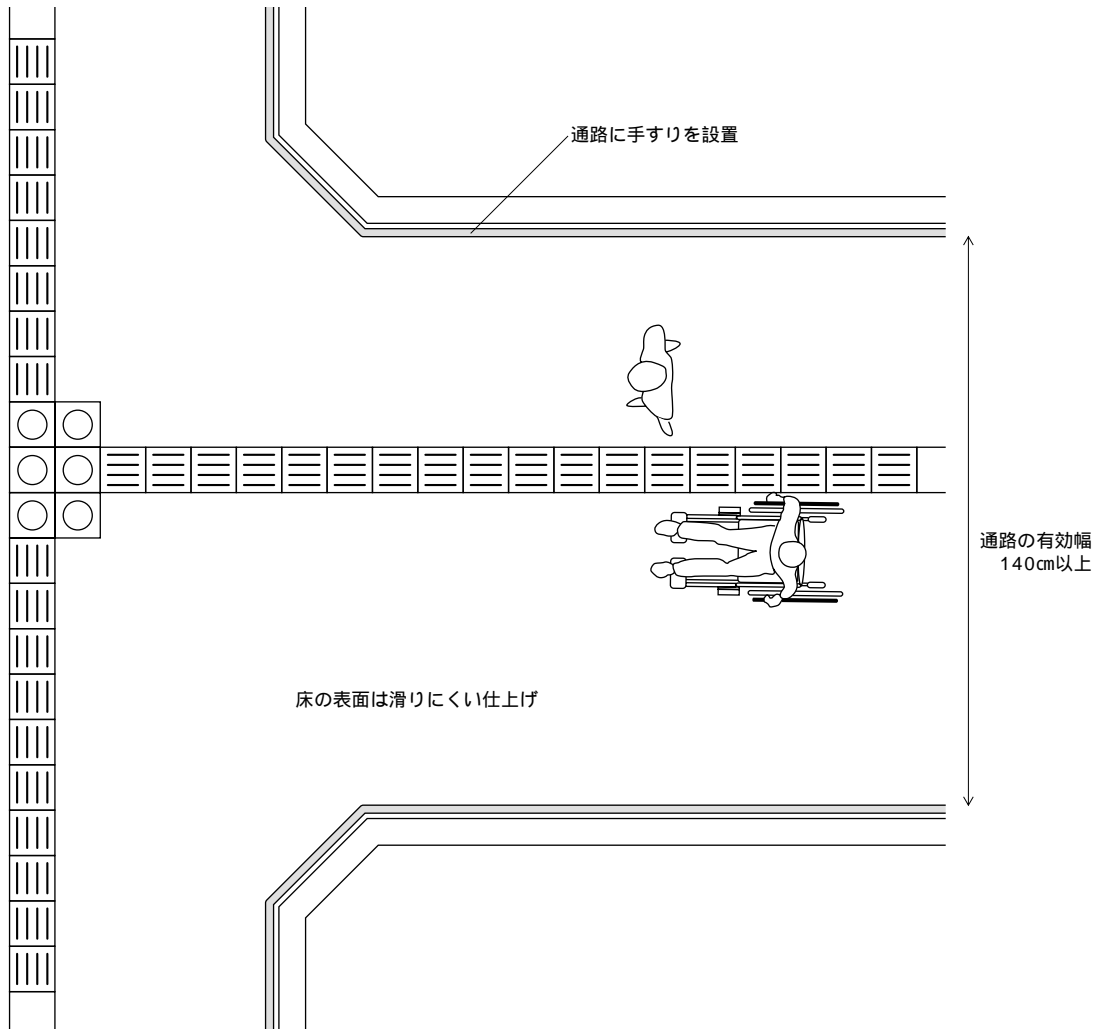
幅

(2) 幅は、内のを140cm(車いすが転回することができる構造の部分)を設ける場合は、120cm)以上とすること。

- ・「140cm」とは、人と車いすがすれ違える幅で、車いす使用者が180度方向転換できる幅です。
- ・車いす使用者が方向転換するためには最低140cmの幅を必要とします。したがって、やむを得ず140cmを確保できない場合は車いす使用者が方向転換できるスペースを適当な場所に設けます。
- ・「120cm」とは人が横向きの状態で車いすですれ違える幅です。

十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮することが望まれます。

通路の整備例



戸の構造

(3) 戸を設ける場合においては、当該通路の幅は、内のりを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とし、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ・車いす使用者にとって開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引き戸が最も利用しやすいです。
- ・段差のある溝や敷居は設けないようにします。
- ・回転扉は基本的に車いすでの利用は困難であると共に視覚障害者等にも危険が伴いやすいため避けるべきです。気密性等の関係によりやむを得ず設ける場合は、それ以外の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する必要があります。（基本事項 P.44）

戸の1以上は自動引き戸形式とすることが望まれます。

戸の自動開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式などの開閉操作不要とすることが望まれます。その場合、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が利用しやすいよう設定します。

戸が透明な場合、衝突を防止する措置を講じることが望まれます。

段の禁止

(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。

- ・「第1号の表2の項ホ」とは、建築物の³廊下等に定める構造の傾斜路（P.72）のことです。

視覚障害者への配慮

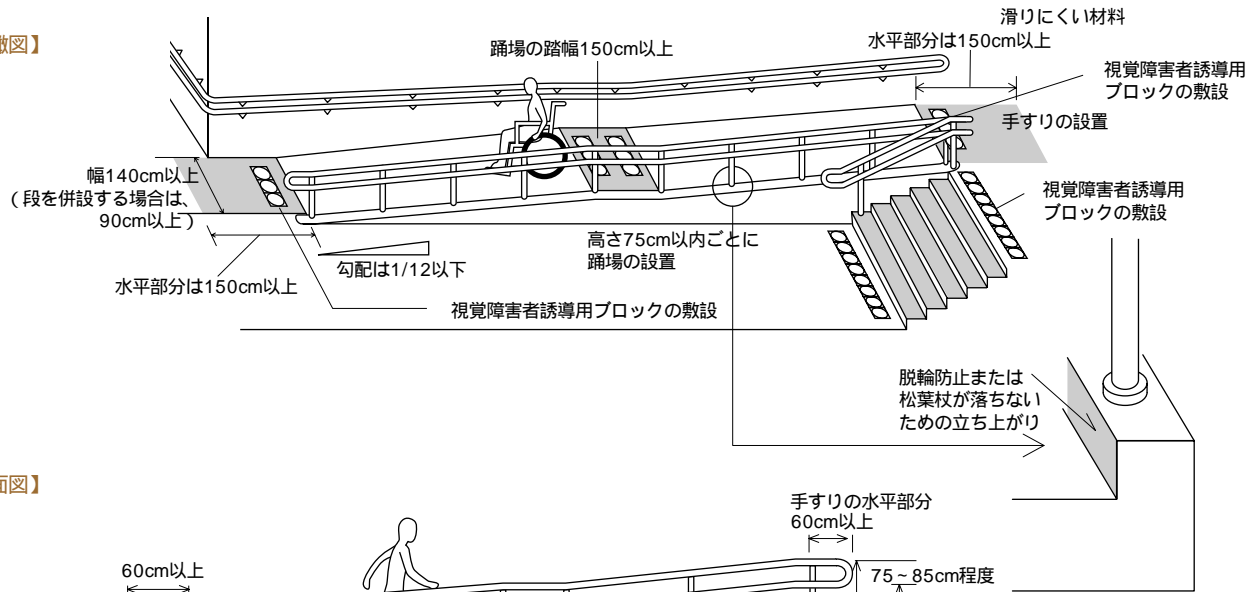
(5) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、この限りでない。

- ・視覚障害者に配慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。また、それに代わるものとして音声誘導装置などがあります。
- ・ただし、常駐する人がいる設備と常駐する人がいる設備との間が適切に誘導できる場合は除きます。

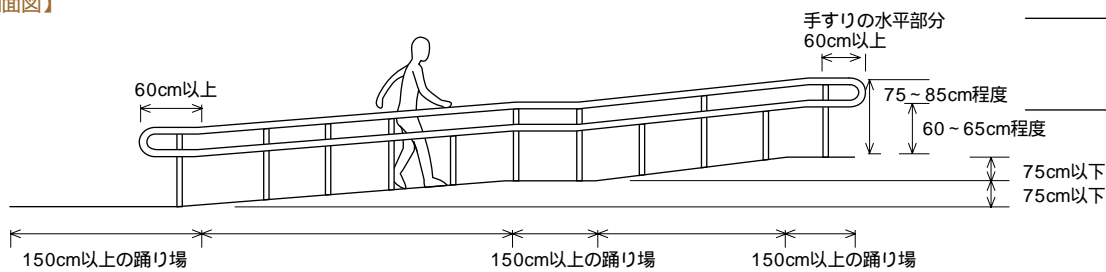
空中や壁面に突出物を設ける場合は、視覚障害者が感知できずに衝突してしまうことがないように配慮して設置する事が望まれます。

傾斜路の詳細

【俯瞰図】



【側面図】



まめ ちしき

交通バリアフリー法（平成12年5月17日法律第68号）

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

平成12年11月15日施行

法律の目的

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。

駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

基本的な仕組み

国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づけます。

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの「特定旅客施設（注）」を中心とした「重点整備地区」について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

（注）「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件をみたす旅客施設です。

- ・1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設
- ・当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数が上記の旅客施設と同程度と認められる旅客施設
- ・その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設。

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

かごの構造

ホ 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。

(1) かごの幅は、内のりを140cm以上とし、かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

- ・車いす使用者も一般の利用者同様にエレベーターでは前進で乗り込み、中で向きを変えて前進で降りられることが基本としています。
- ・JIS規格JIS T 9201の11人乗りの寸法を基本とします。
- ・ただし、スルー型のエレベーターは、転回しなくとも前進のまま乗降できるため適応しません。

(2) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

- ・かごの内部には、到着予定階と現在位置を知らせる装置を設置します。

(3) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

- ・かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けます。
- スルー型の場合は、開閉する側の戸を音声で知らせる装置を設置する事が望まれます。

(4) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。

- ・車いす使用者がエレベーターを乗降する時に、出入口が一方向しかない場合は、後方確認するための鏡が必要になります。

(5) かご内には、手すりを設けること。

- ・体を支える補助器具として手すりを設置します。

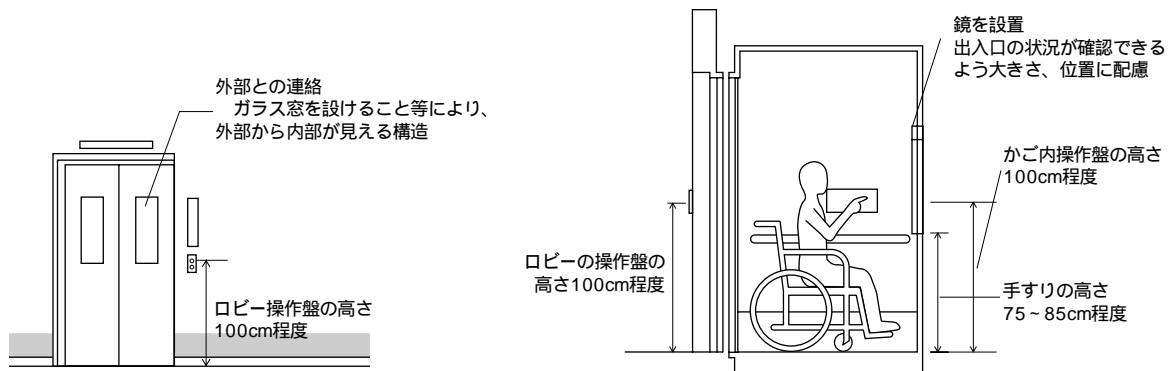
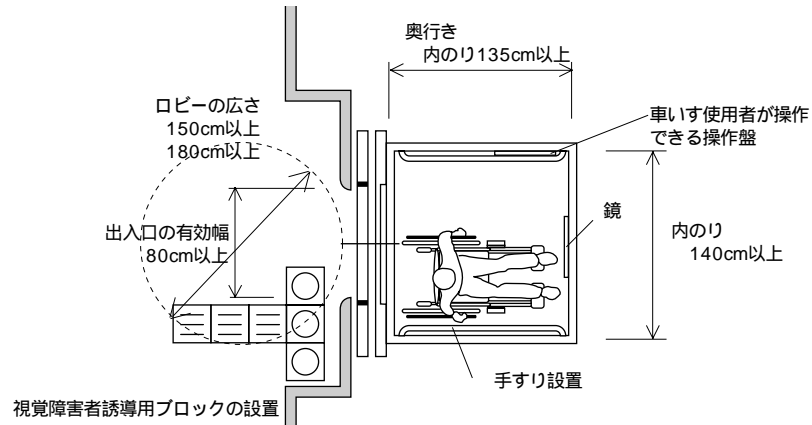
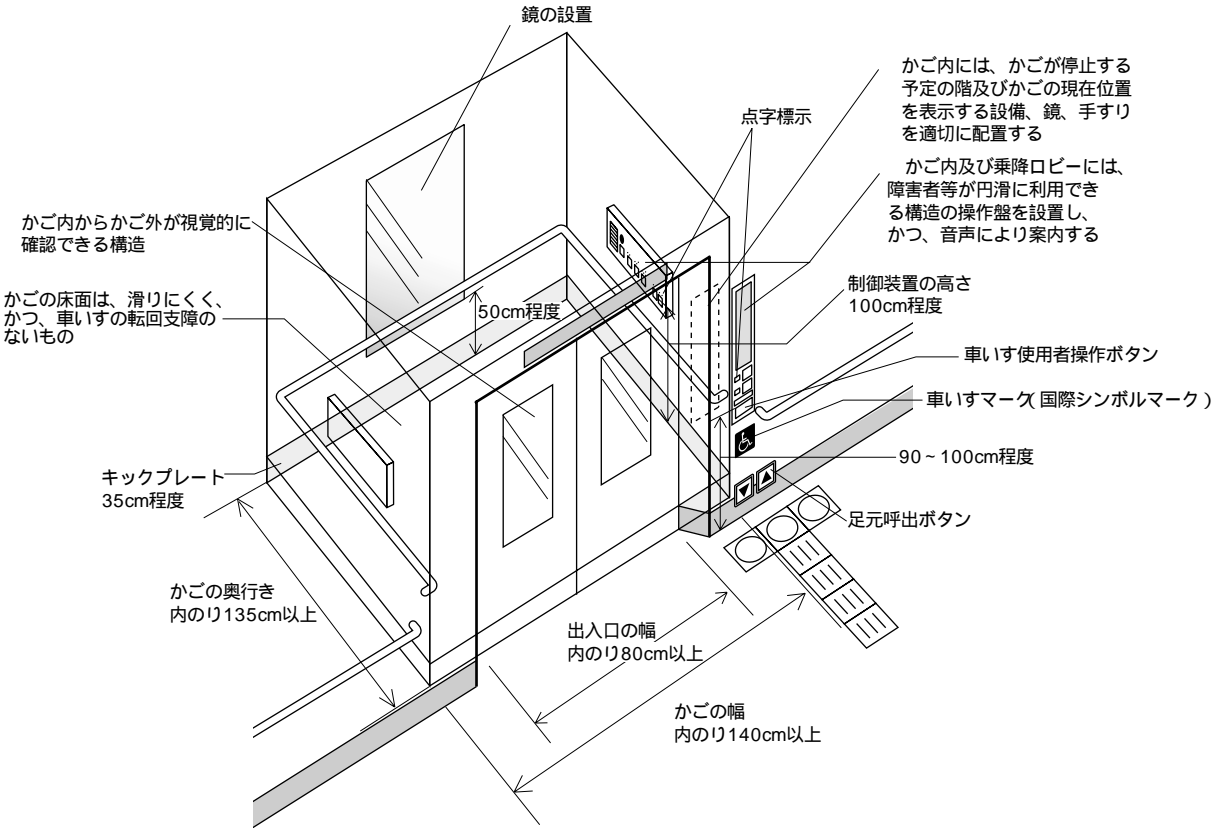
(6) かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。

- ・「80cm」とは、車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするればぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

(7) かご及び昇降路の出入口の戸は、ガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視認できる構造とすること。

- ・エレベーターは密室空間であり、特に管理者が付近に配置されていない場所にエレベーターを設置する場合は、防犯面での安全性確保や緊急時の対応に配慮する必要があります。
- ・乗降口などやかごの外からかごの内を確認できるようにします。

エレベーターの整備例



制御装置

(8) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

- ・車いす使用者用が乗降しやすいように扉の開閉時間を延長する機能が必要です。

(9) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

- ・車いす使用者が利用しやすい高さに制御装置を設置するように配慮します。

制御装置は、左右壁面中央付近に高さ100cm程度の位置に置くことが望まれます。

(10) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)に規定する制御装置を除く。) は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

- ・(9)に定める車いす使用者の制御装置について、視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には、介助者が見つことが想定されているためです。
 - ・制御装置は、点字標示などによって視覚障害者にとっても利用しやすいように配慮します。
- 制御装置のボタンは押しボタン式として、静電式のタッチボタンは避けることが望まれます。

乗降ロビー

(11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。

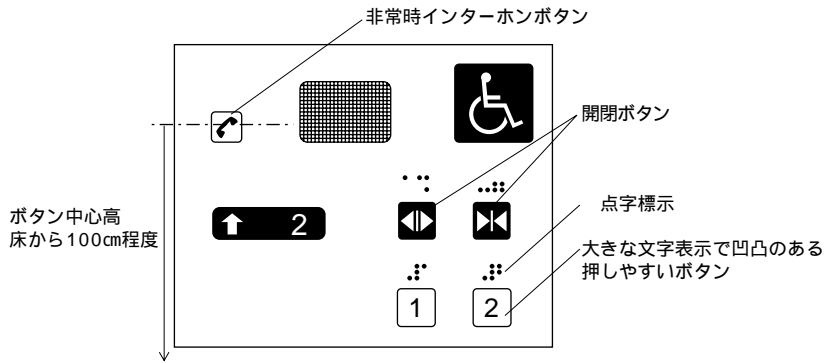
- ・「内のり150cm」とは、車いす使用者が方向転換できる寸法です。

乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のり180cm以上とすることが望まれます。

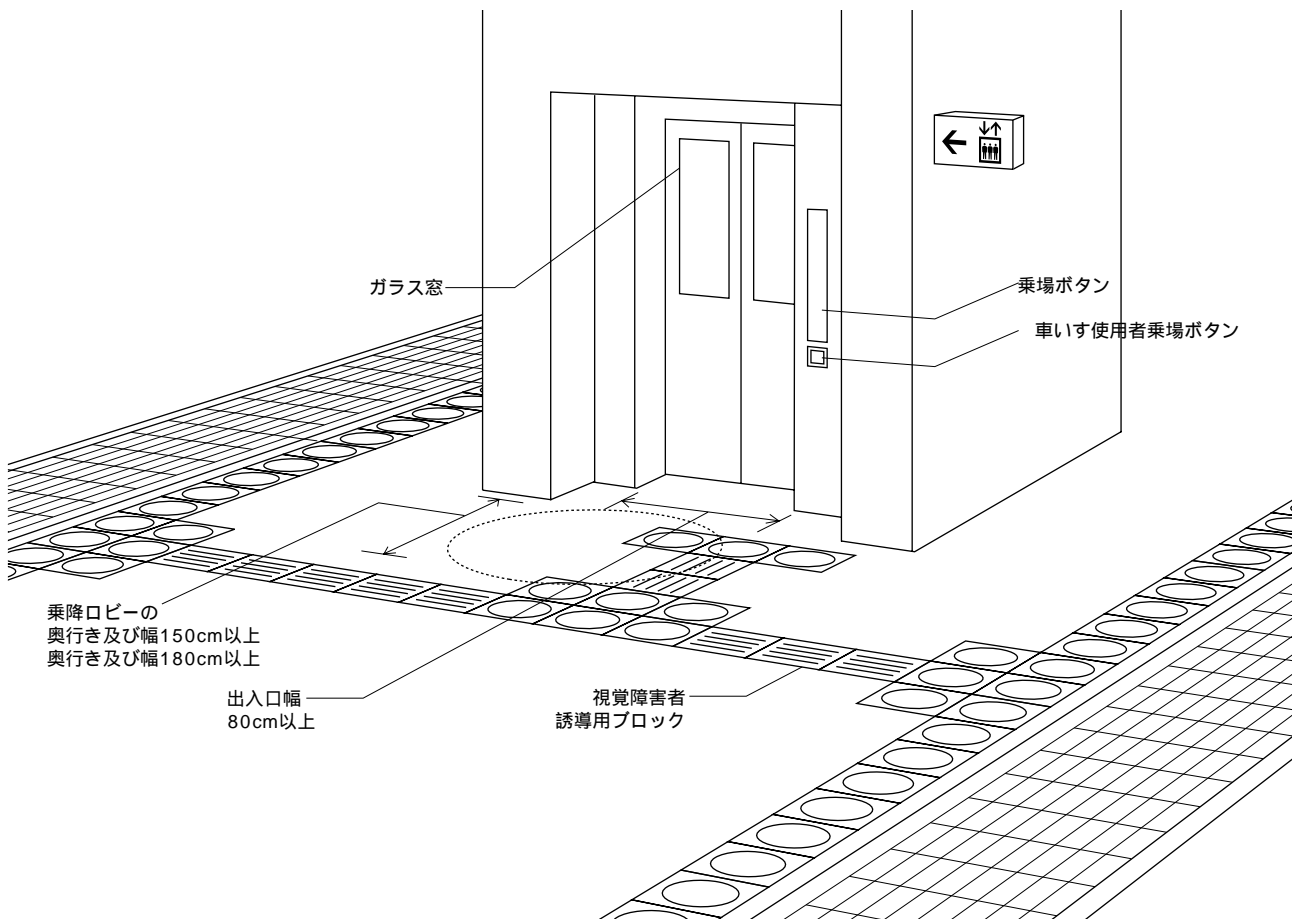
(12) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

- ・音声誘導は視覚障害者に配慮するもので、かご内においては現在位置を把握するために、乗降ロビーにおいては昇降方向を知らせるために設けます。

車いす使用者用制御装置の例



エレベーターと視覚障害者用床材の配置例



エレベータの音声案内が小さいと、聞こえないときもあって困ることがあります。エレベーターのかごに小窓があると、防犯上安心できますね。かごの中に、疲れたときにちょっと腰掛けできるようなベンチやイスがあると助かります。

整備基準

2 階段

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

階段は、高齢者、つえ使用者、視覚障害者等にとって昇降に大きな負担がかかるとともに転落等の事故の危険性が高い場所です。また、階段は避難経路としても利用されます。そのため、安全性等に対する十分な配慮をし、円滑な通行を確保することが必要です。

不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、第1号の表3の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。

・「第1号の表3の項」とは、建築物の③階段（P.76）の構造ことです。

幅は、120cm以上とすることが望まれます。

両側に2段式の手すりを設置することが望まれます。

階段の幅が4mを超える場合には、中間にも手すりを設置することが望まれます。

概ね高さ3m以内ごとに踊場を設置するのが望まれます。

踊場の長さは120cm以上とすることが望まれます。

階段は、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮することが望まれます。

視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうような階下の空間を設けないことが望まれます。やむを得ず設ける場合は柵などを設置します。

点字標示

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

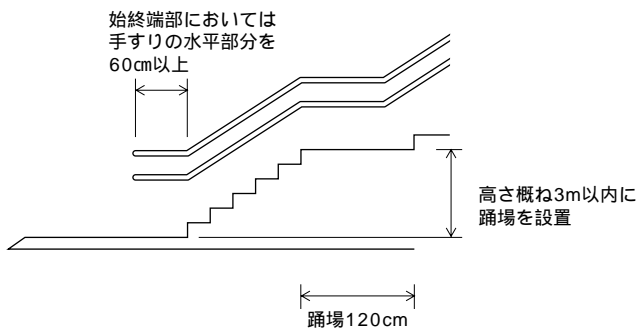
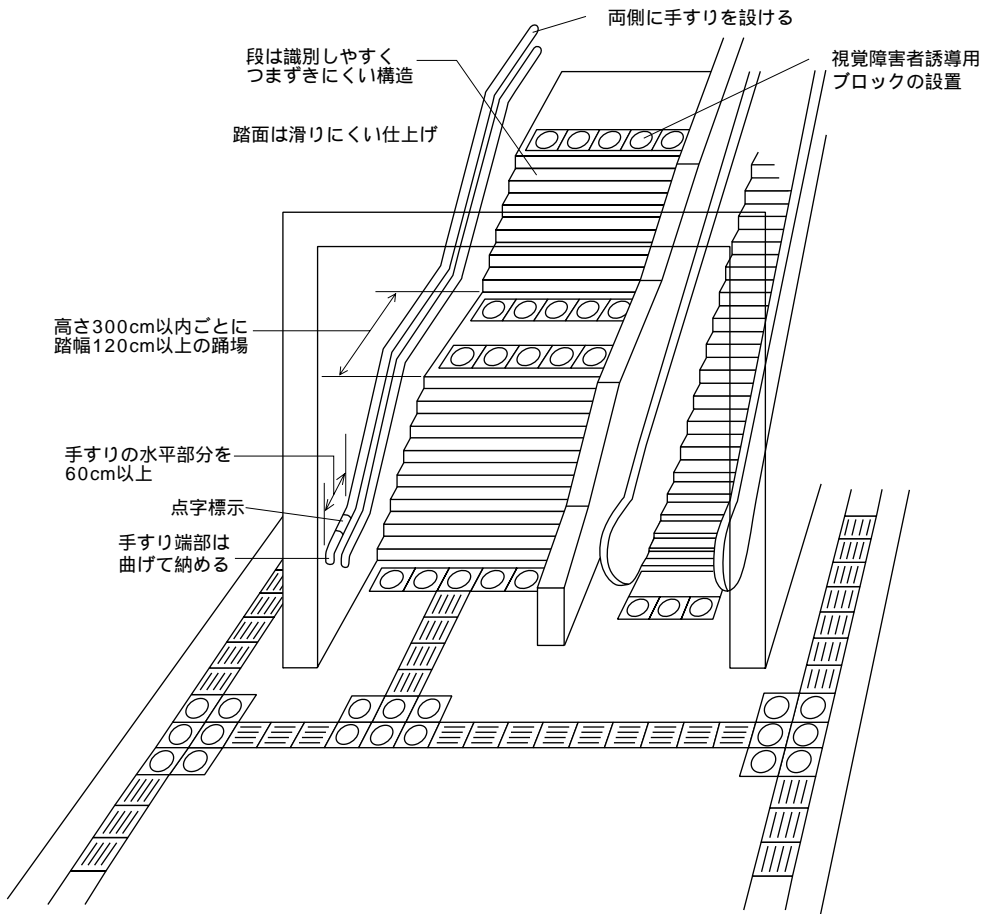
・視覚障害者に配慮して、階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示します。
(基本事項 P.43)

転落防止

ロ 両側には、転落を防止する措置を講ずること。

・松葉杖などを落とさないなど安全上の配慮です。

階段の整備例



整備基準

3 案内設備

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

情報設備

公共交通機関の施設では、不特定かつ多数の者が利用する施設となるために、案内設備には多様なニーズに応えることが必要となります。また、状況により変化する事項を的確に表示する方式を整備し、移動しながら情報を得たい利用者に分かりやすく情報を伝達することが基本条件となります。

イ 旅客車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備を設けること。

- ・視覚障害者や聴覚障害者に配慮し、音声や文字などにより運行情報を提供します。
- ・定期的な運行情報だけでなく、災害時などの緊急情報も提供できるようにします。

標示

ロ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「昇降機等」という。）の付近には、昇降機等がある旨を見やすい方法で表示すること。

- ・公共交通機関の施設では、円滑な移動のために、昇降機等の位置を見やすい方法で表示します。

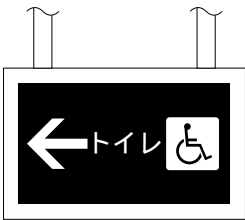
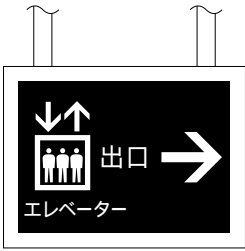
昇降機等の位置の表示

ハ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあつては、改札口を含む。二において同じ。）の付近には、昇降機等の位置を表示する案内板等を設けること。ただし、昇降機等を容易に視認できる場合は、この限りでない。

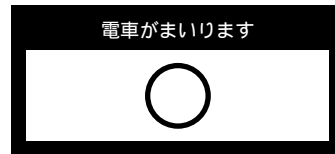
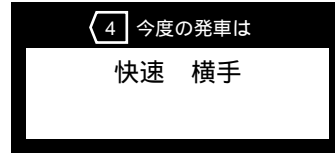
視覚障害者への配慮

ニ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の位置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

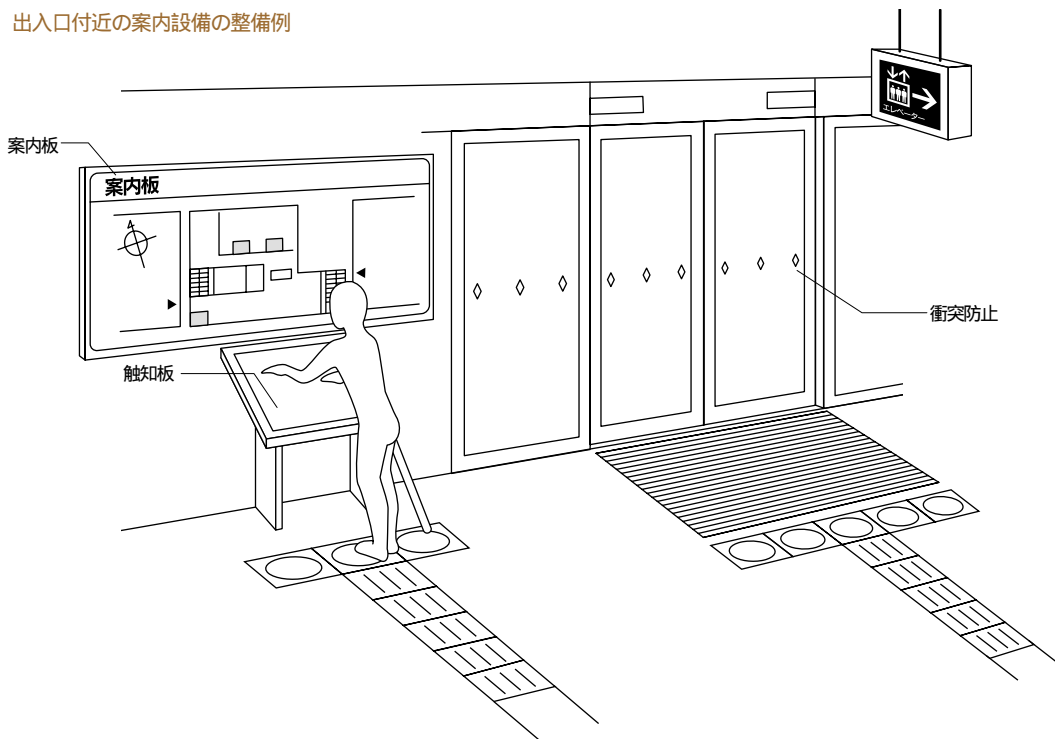
案内設備の例



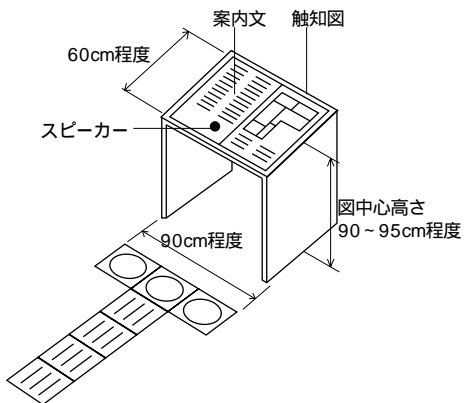
発車ご案内			
先発	2	普通	大館 13:15
次発	2	特急	大曲 14:30



出入口付近の案内設備の整備例



音声付き触知板の例



整備基準

4 便所

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

車いす使用者が
利用できる便所の設置

一般用便所

男子用小便器
のある便所

乳幼児いす等

経路

車いす使用者が外出する際に困ることとして利用できるトイレが少ないということがあります。したがって、公共交通機関の施設にトイレを設ける場合は、車いす使用者をはじめ誰もが円滑に利用できるよう配慮する必要があります。

イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、第1号の表5の項イに定める構造の便所を1以上設けること。

・「第1号の表5の項イ」とは、建築物の5便所（P.82）に定める構造です。

操作しやすい洗浄器具とすることが望まれます。

オストメイトに配慮した構造の便所とすることが望まれます。

車いす使用者も利用できるフックを設置することが望まれます。

ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すり配置されている便所を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。

・みんなのトイレ以外にトイレを設置する場合は、手すり付けの腰掛便座を設置します。

各階ごとに便所を設けることが望まれます。

一般用トイレに歩行困難者の利用する洗面器を設けることが望まれます。

ハ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。

・床置き小便器は、小児の利用や尿だれの汚れ防止を考慮したものです。また、女性用便所にも、子供連れに配慮し設置することが望まれます。

・低リップ（たれ受部）型の壁掛式小便器であれば、床置き小便器と見なします。

・小便器の手すりは、つえ使用者等が前や横に体を預けながら用を足すためのもので、できるだけ小便器に近づけて設置します。

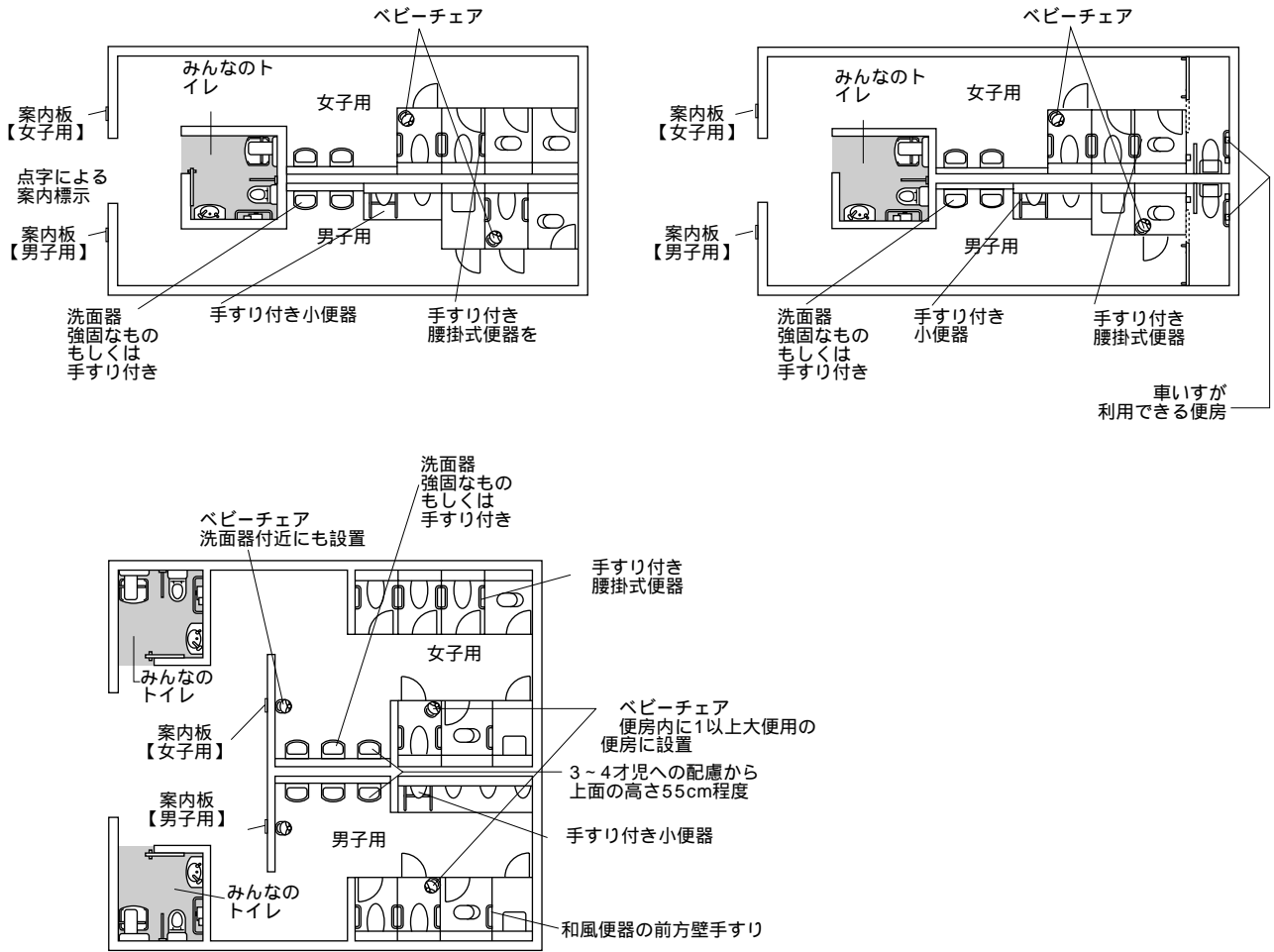
ニ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、乳幼児いす等が配置されている便所を1以上設けること。

・ベビーチェアを設置する場合、乳幼児の足が動く空間を確保できるように配慮します。

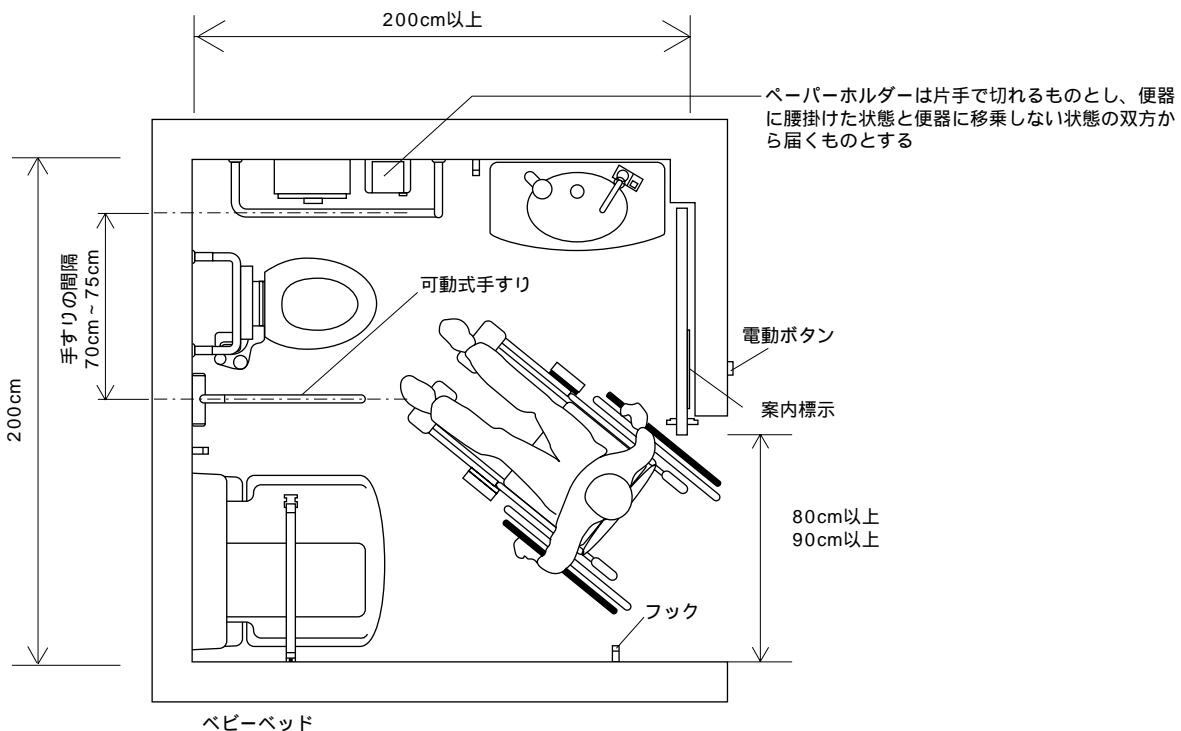
ホ 移動円滑化経路と便所との間の経路には、1の項二に定める構造の通路を1以上設けること。

・トイレまでの経路は、1移動円滑化経路の二の項に定める構造の経路（P.134）とします。

トイレの配置例



みんなのトイレの整備例



整備基準

5 乗車券販売所、待合所及び案内所 (以下「乗車券販売所等」という。)

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

経路

高齢者、障害者等円滑に利用できるように配慮する必要があります。

イ 移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路には、1の項二に定める構造の通路を1以上設けること。

ロ 出入口を設ける場合においては、次に定める構造の出入口を1以上設けること。

幅

(1) 幅は、内のを80cm以上とすること。

・「80cm」とは車いすが通過できる最低限の寸法で、通過しようとするばぶれなどが生じない正確な動作が必要となります。

1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内のを120cm以上とすることが望まれます。

1以上の直接地上へ通ずる出入口は、自動ドアとすることが望まれます。

戸の構造

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

・車いす使用者にとって開閉動作は、開き戸よりも引き戸が望ましく、一般的には自動引き戸が最も利用しやすい。

・段差のある溝や敷居は設けないようにします。

・回転扉は基本的に車いすでの利用は困難であると共に視覚障害者等にも危険が伴いやすいため避けるべきです。気密性等の関係によりやむを得ず設ける場合は、それ以外の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する必要があります。(基本事項 P44)

戸の前後には、150cm以上確保することが望まれます。

やむを得ず開き戸とする場合は、開閉速度を調節するためのドアチェックを設置し、袖壁との間に十分な開閉するための空間を確保することが望まれます。

段の禁止

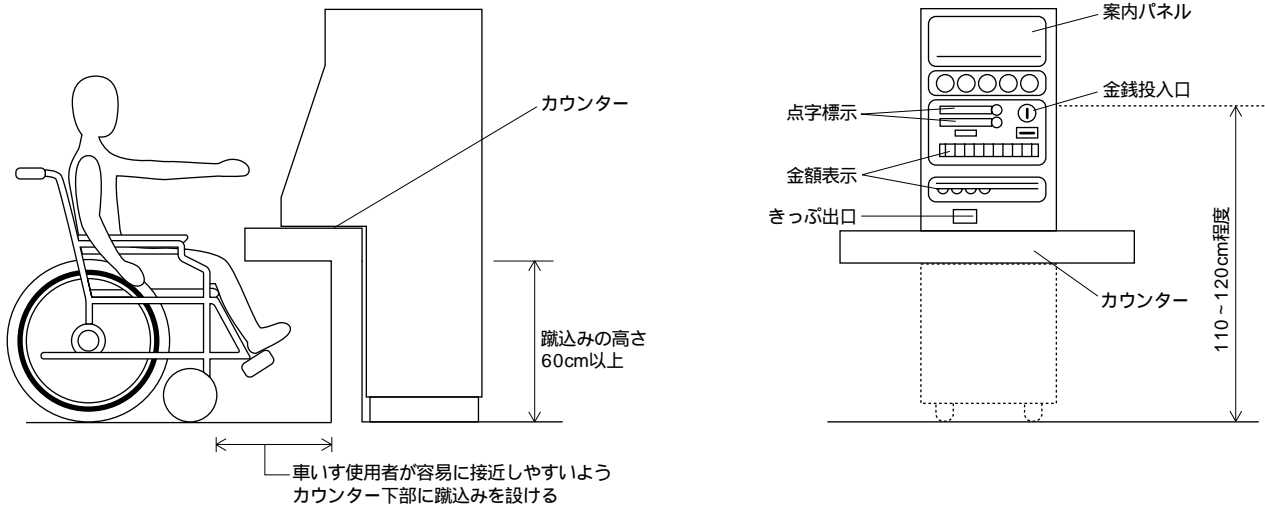
(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。

・車いす使用者が通過する際に支障とならない段とは、高低差が1cm程度で丸みを持たせた段などが該当します。

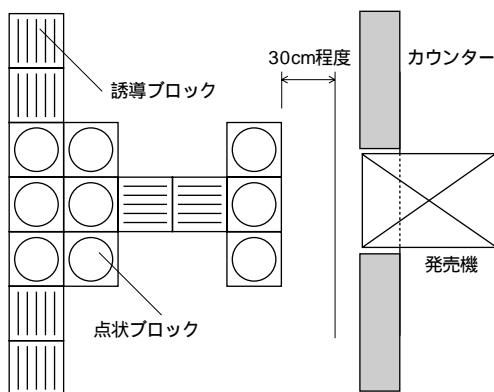
・戸を引き戸とする場合は、レールを埋め込み式とします。

・外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があります。その際には、車いす使用者の通行に支障とならない工夫が必要です。

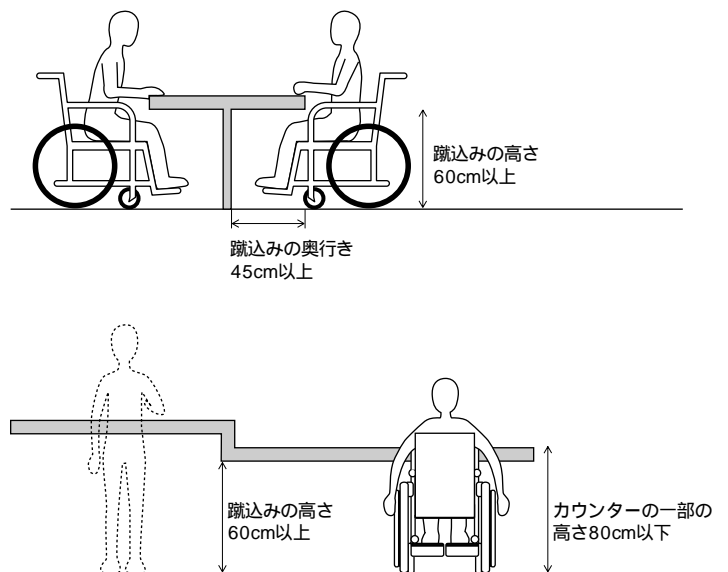
券売機の例



券売機への誘導例



カウンターの例



地域の声

大きな施設では、誰か案内する人が常駐してもらえると安心です。

時刻表は大きな文字だとわかりやすいですね。

筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者へのコミュニケーションに配慮することが望まれます。

整備基準

6 休憩設備

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

すべての利用者の安全で快適な移動を確保するためには、休憩や交流ができる場所を設けることも重要です。

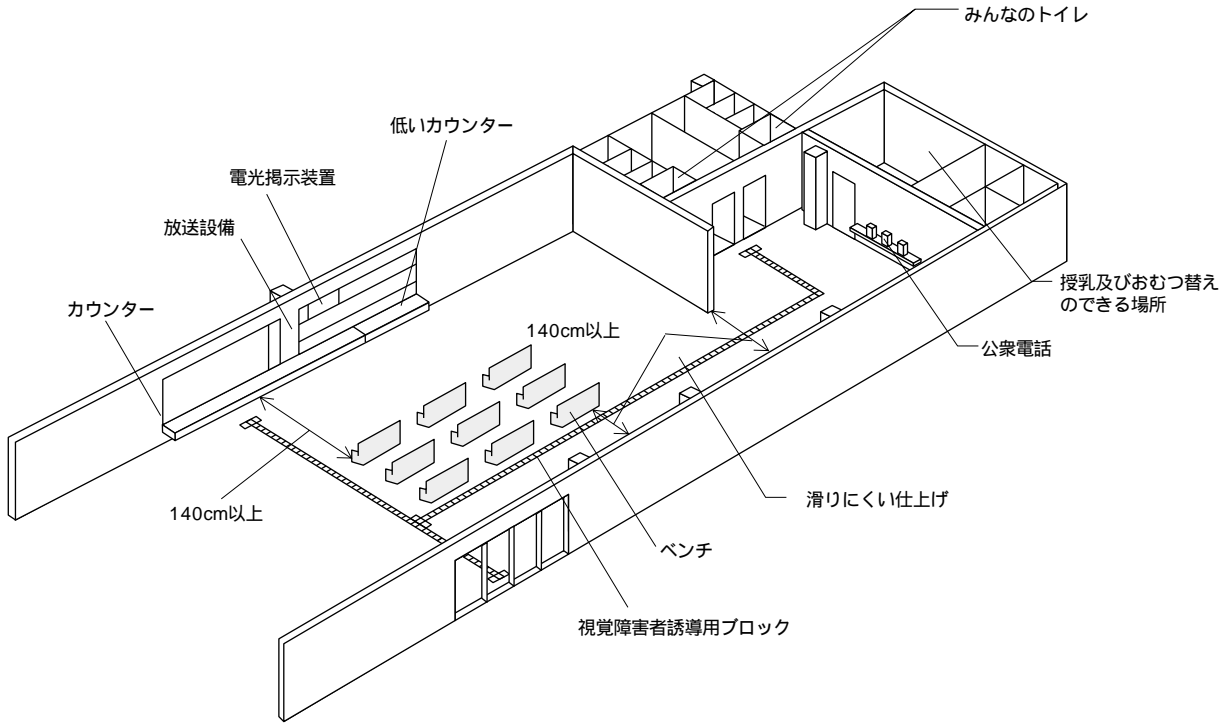
高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- ・ 通行者に支障とならないよう設置位置に配慮する必要があります。
- ・ 高齢者、障害者が利用しやすいベンチなどを設置するようにします。

休憩施設内は十分な明るさを確保することが望まれます。

旅客待合所に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを公共用通路から連続して設置することが望まれます。

休憩所の整備例



整備基準

7 改札口

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

改札口は車いす使用者や高齢者、障害者等、誰もが安全に、スムーズに利用できるように配慮します。

改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。

幅

イ 幅は、内のを80cm以上とすること。

・「80cm」とは、車いす使用者が通過できる最低限の寸法で、通過しようとするば、ぶれなどが生じない正確な動作が必要です。

幅は、90cm以上とすることが望まれます。

段の禁止

ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

・改札口の途中では静止し待つことが求められることが多いとともに、円滑に通過できることが求められることから、床は水平に保つことが必要です。

床面

ハ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

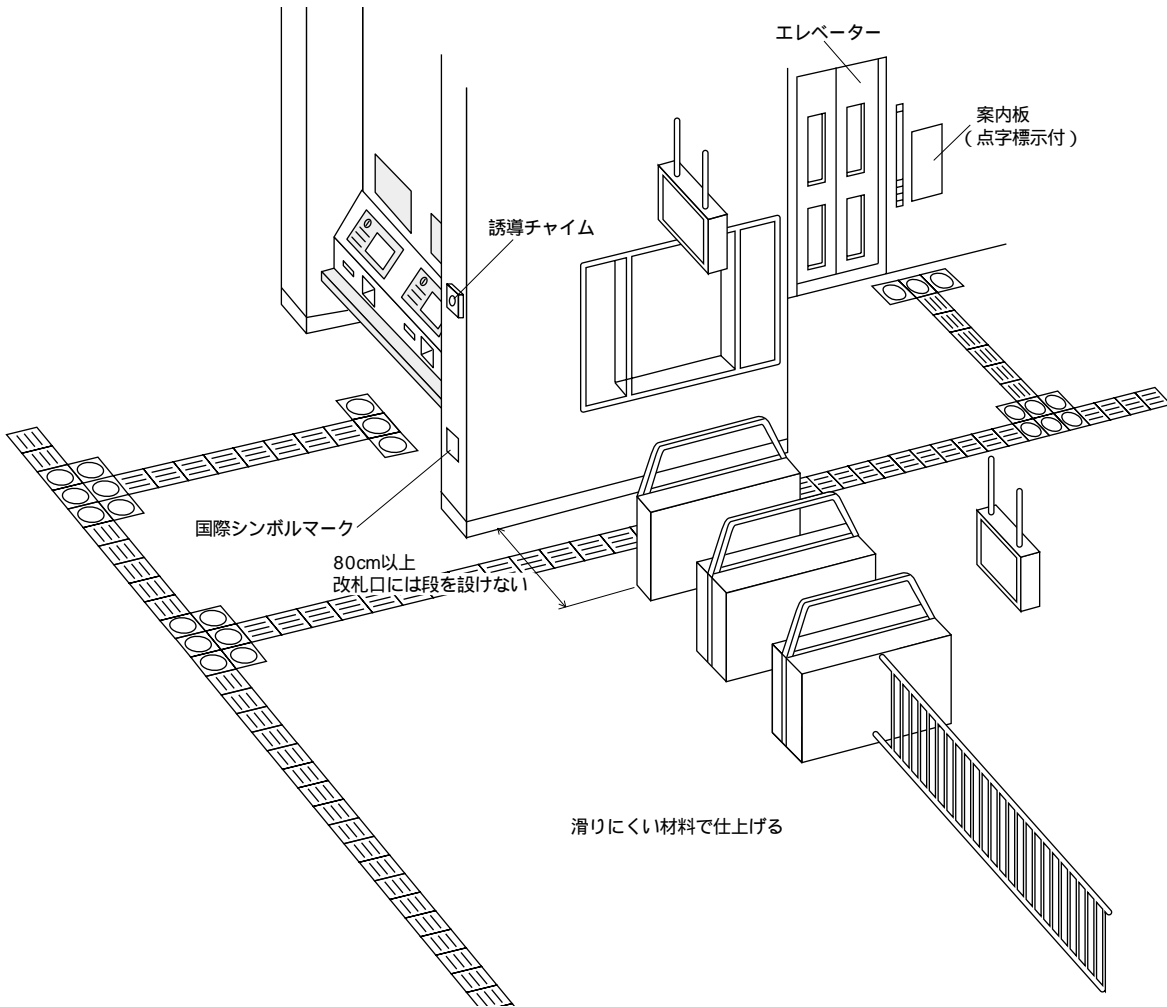
・傘の持ちこみ等により床面が濡れ、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択します。

視覚障害者誘導用 ブロックの敷設

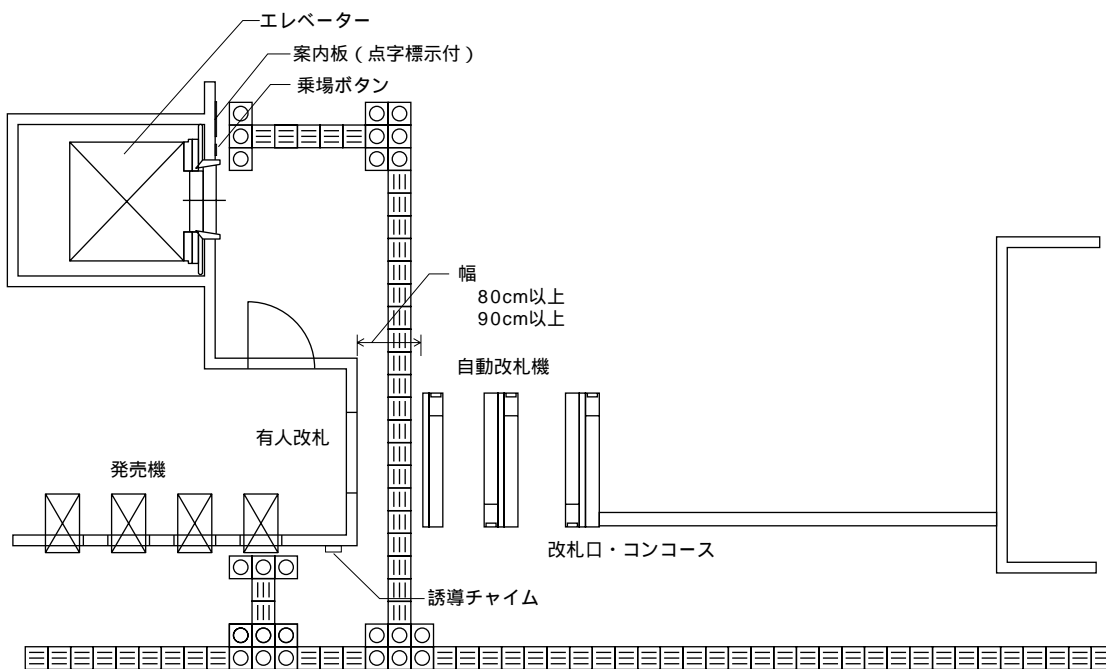
ニ 移動円滑化経路を構成する通路に敷設される視覚障害者誘導用ブロックと連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

・弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮して、連続して視覚障害者誘導用ブロックを設けます。

改札口の例



改札口の平面



整備基準

8 鉄道駅のプラットフォーム、バスターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備

(施行規則別表2 公共交通機関の施設)

床面

イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・乗降場は、傘の持ちこみ等により濡れる可能性大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択します。

横断勾配を設置する場合は1%以下とすることが望まれます。

転落防止

ロ 視覚障害者誘導用ブロック、さくその他視覚障害者の転落を防止する設備を設けること。

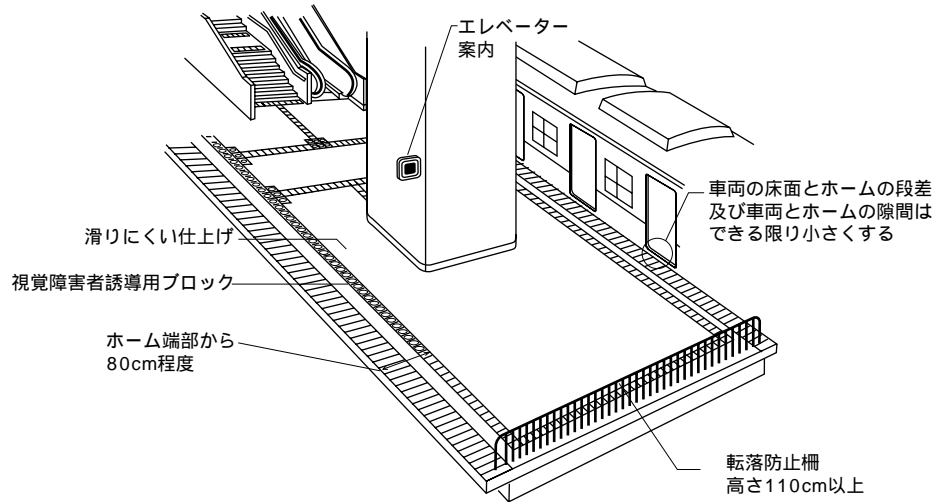
- ・乗降場においては、視覚障害者の場合転落の危険性があるため縁部に視覚障害者誘導用ブロックを敷設したり、柵を設置するなどして転落・接触を防止する必要があります。

ホームドア、可動式ホーム柵などによって転落を防止することが望まれます。

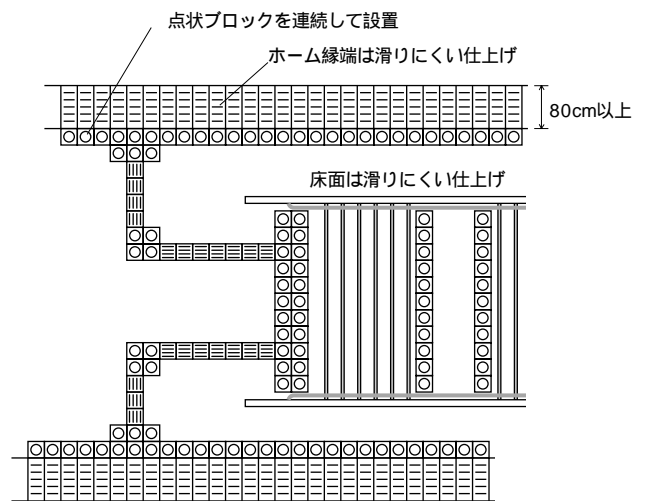
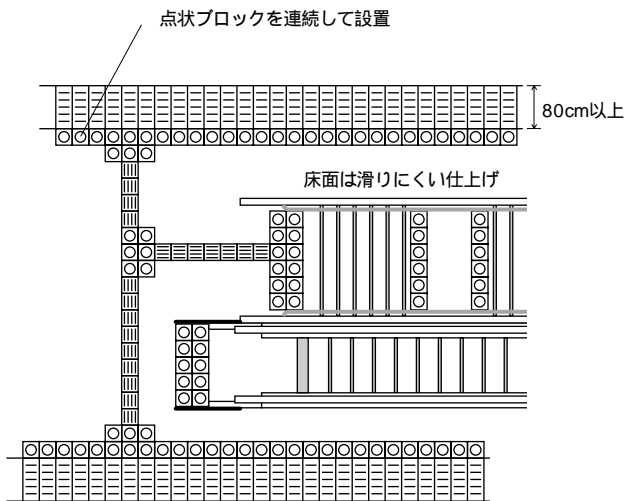
乗降する際のすき間や段差は、歩幅の小さな子供や高齢者等に配慮して、可能な限り小さくする事が望まれます。

乗降場の整備例

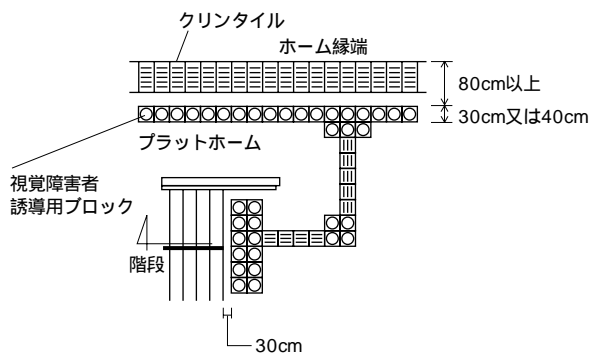
【駅舎としての例】



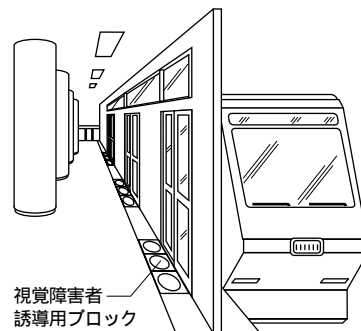
プラットホームの整備例



乗降場の縁の整備例



ホームドア整備例



公共交通機関の施設

公共交通機関の施設の整備事例写真

移動円滑化経路

移動円滑化経路...①

傾斜路が併設された移動円滑化経路と公共通路との出入口



移動円滑化経路...②

出入口からプラットフォームまでの移動円滑化経路



移動円滑化経路...③

視覚障害者に配慮した経路



移動円滑化経路...④

移動円滑化経路に設けられたエレベーター



階段

階段...①

段の識別、手すり、視覚障害者誘導用ブロックが配置された階段



乗車券販売所等

乗車券販売所等...①

券売機まで誘導と点字標示された時刻表や料金表



改札口

改札口...①

車いすが通過できる幅、移動円滑化経路と連続して設置された視覚障害者誘導用ブロック



プラットホーム

プラットホーム...①

改札口からの高低差のないプラットホーム



プラットホーム...②

プラットホームへ続く緩やかな勾配の傾斜路



その他

その他...①

駅からタクシー乗り場まで、連続して屋根が設置された通路



5 道路

【整備基準】

1 歩道等	160
2 立体横断施設	170

【整備基準以外に配慮が望まれる事項】

3 案内板等	174
4 休憩施設	176
5 乗合自動車停留所	178

道路の整備事例写真	182
-----------------	-----

高齢者、障害者等が多数利用する公共交通機関の施設や官公庁の庁舎、福祉施設、医療施設、文化施設や商店街を結ぶ主要な経路を、ネットワークとして形成し、重点的に整備する必要があります。

その整備にあたっては、交通バリアフリー法重点整備地区の基準等を参考としてください。

整備基準

1 歩道等

(施行規則別表2 歩道等)

歩車の分離

歩道等は、高齢者や身体障害者等の移動制約者を含むすべての歩行者にとって社会参加に関わる重要な要素です。そのため、歩行空間が連続し、すべての歩行者が安全で快適に利用できるように配慮して整備する必要があります。さらに、沿道にある施設への出入の容易性等も十分に配慮して整備することが望まれます。

イ 歩道等は、車道、路肩及び停車帯（以下「車道等」という。）と適切な方法により分離すること。

- ・安全で円滑な移動を確保するためには、歩道等と車道を明確に分離する必要があります。
- ・特に視覚障害者は、歩車道境界を白杖と足で認知することから、歩道から逸脱しないように連続的に縁石を設置することなどにより歩車道境界を明示します。
- ・植樹帯や防護柵などにより分離している場合でも、車両乗り入れ部や歩行者が横断する部分に歩車道境界を明示する必要があります。

有効幅員

ロ 有効幅員は、200cm以上とすること。

- ・「200cm」とは、車いす使用者同士が通行しながらすれ違うことのできる寸法です。
- ・連続する平坦部を可能な限り確保し、「波打ち歩道」が生じないようにすることが必要です。
- ・積雪時の堆雪や除雪作業を考慮し、幅員の確保に配慮します。
- ・道路付属施設等によって、歩行空間が狭められないように配慮します。

横断勾配

ハ 横断こう配は、2%以下とすること。

- ・横断勾配は排水のために設けます。
- ・「2%」とは、車いす使用者が横断方向に流されることなく直進できる値です。
- ・車道乗り入れ部のすりつけ部分は除きます。

縦断勾配

ニ 縦断こう配は、5%（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8%）以下とすること。

- ・「5%」とは、車いす使用者が通行が可能な勾配です。
- ・「8%」とは、車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配です。ただし、冬季間の凍結などを考慮して可能な限り小さくする必要があります。

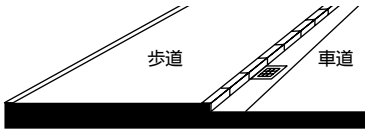
段差

ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道等と車道等の段差は、2cm以下とすること。

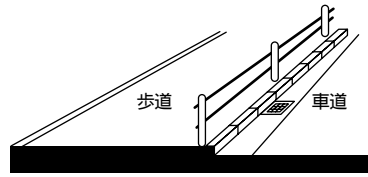
- ・視覚障害者は、白杖や足によって縁石の段差を歩車道境界と認知するため、2cmの段差を設ける必要があります。
- ・面取りされた2cm以下の段差は、車いす使用者等にとって通行可能です。
- ・段差を確保するのが困難な場合は、視覚障害者誘導用ブロックを設けます。
- ・歩行者の横断する部分において、路面排水が滞水し、通行の支障とならないように配慮します。

歩道の整備例

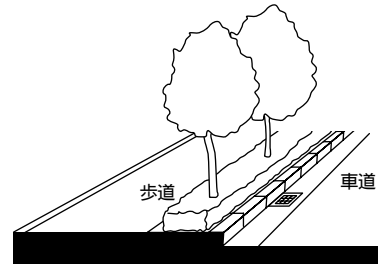
歩車道の分離の整備例



【縁石】

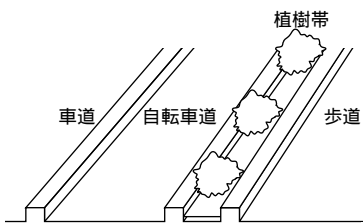


【縁石+防護柵】

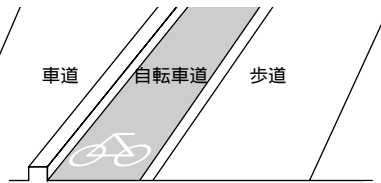


【縁石+植樹帯】

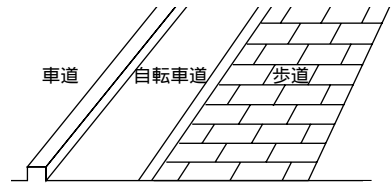
自転車道と歩道との分離の整備例



【植樹帯による分離】

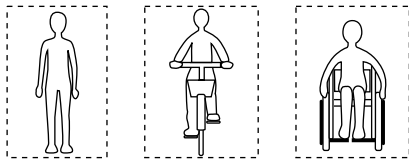


【路面標示による分離】



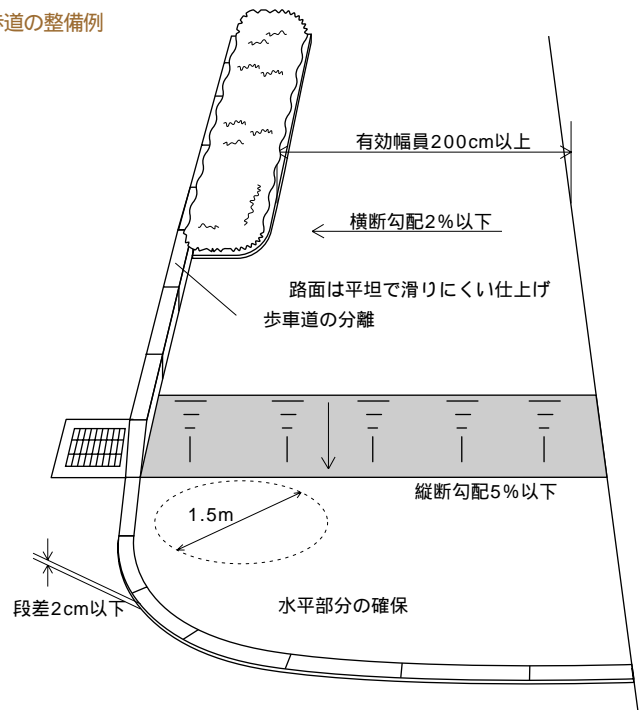
【材料による分離】

歩道の基本となる幅の考え方



	【歩行者】	【自転車】	【車いす】
通行時	75cm	100cm	100cm
停止時	45cm	60cm	70cm

歩道の整備例



水平区間

へ ホの段差に接する歩道等の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる水平な部分を設けること。

- ・交差点部等では歩行者が安全に滞留することのできるスペースを確保するために水平な部分を設けることが必要です。
- ・概ね1.5m程度の水平区間があれば、車いす使用者が転回できます。

路面

ト 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

- ・雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくく水はけのよい仕上げとする必要があります。
- ・排水等に十分に配慮し、水溜りが生じないようにする必要があります。
- ・インターロッキングブロック等のブロック舗装とする場合には、歩行者のつまずき防止と車いす使用者の通行性に配慮するために、目地幅及び深さを工夫し、できるだけ平坦性を確保する必要があります。
- ・部分補修や占用工事により、路面が不陸とならないよう配慮します。

排水溝

チ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。

- ・歩道上に排水溝等が存在すると、車いすのキャスター、白杖及びハイヒール等が落ち込み、円滑な通行を妨げる恐れがあります。

視覚障害者誘導用 ブロックの色

リ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合においては、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の路面との輝度比が大きいことにより容易に識別できる色とすること。

- ・形状はJISに適合したものとします。 (基本事項 P.50)
- ・視覚障害者(弱視)の適切な誘導が図ることができるように、対比効果が十分発揮できる色の組み合わせが必要です。
- ・一般的なアスファルト舗装と対比効果が図れるのは黄色になります。
- ・輝度比は、路面の状況や天候に応じて変化するために、経年変化にも配慮が必要です。
- ・色彩の決定にあたっては、沿道住民や利用者の意見にも配慮します。

参考：交通バリアフリー法 重点整備地区における整備基準

舗装

- ・平坦で、雨水を地下に浸透させる構造(排水・透水性舗装など)とすること。[第5条]

こう配

- ・縦断勾配は5%以下とすること。(やむを得ないときは8%以下)[第6条-1]
- ・横断勾配は1%以下とすること。(地形上やむを得ないときは2%以下)[第6条-2]

歩道等と車道等の分離

- ・歩道等には縁石線等を設けるものとすること。[第7条-1]
- ・縁石の高さは車道より15cm以上とすること。[第7条-2]
- ・必要に応じて歩道等と車道等の間は植樹帯、並木又はさくを設置すること。[第7条-3]

高さ

- ・歩道の高さは5cmを標準とすること。ただし横断歩道に接する歩道部分は除く。[第8条-1]
- ・バス停などの高さを考慮して定めること。[第8条-2]

横断歩道に接続する歩道の部分

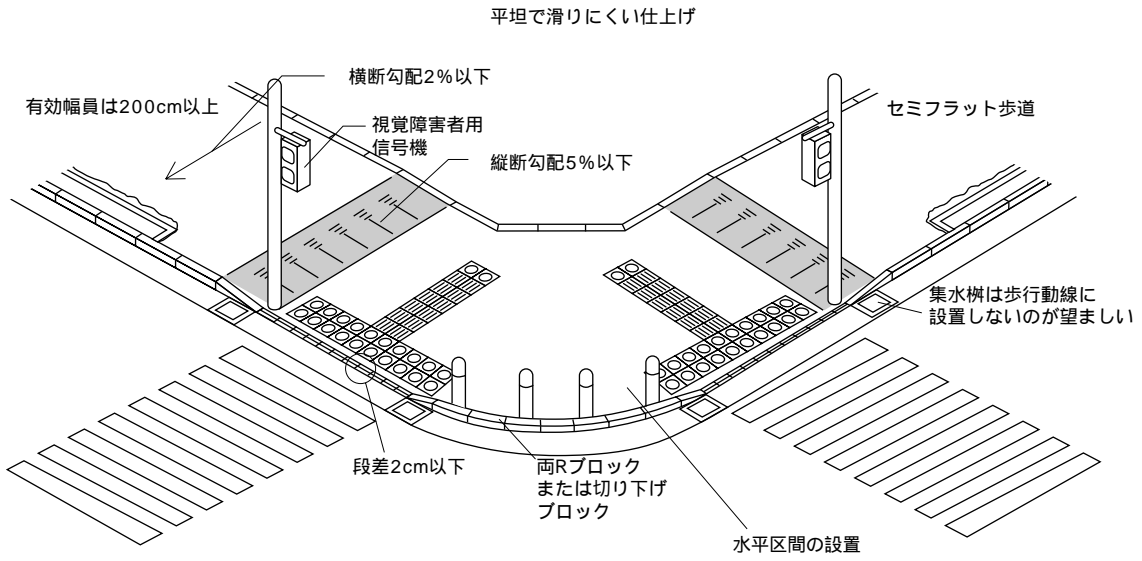
- ・横断歩道に接する端部の高さは2cmを標準とすること。[第9条]

車道乗入れ部

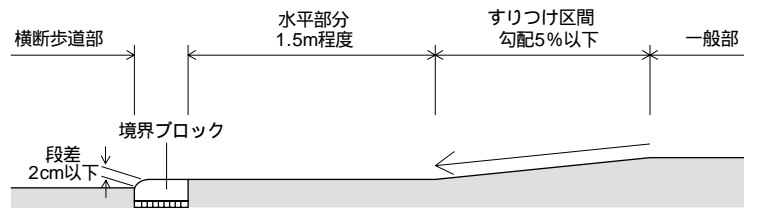
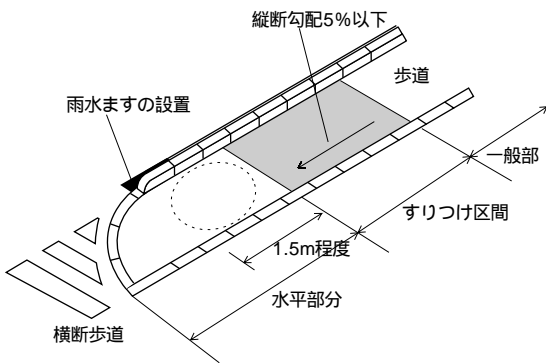
- ・車道乗入れ部横断勾配1%以下を満たす有効幅員は2m以上とすること。[第10条]

積雪を考慮して秋田県では20cmとしています。

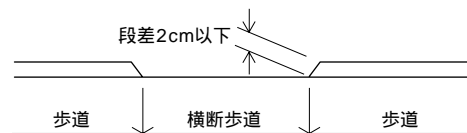
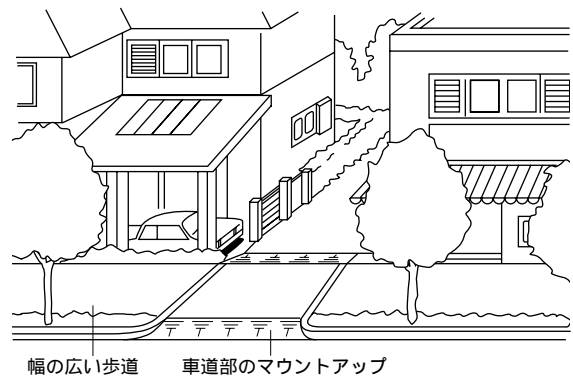
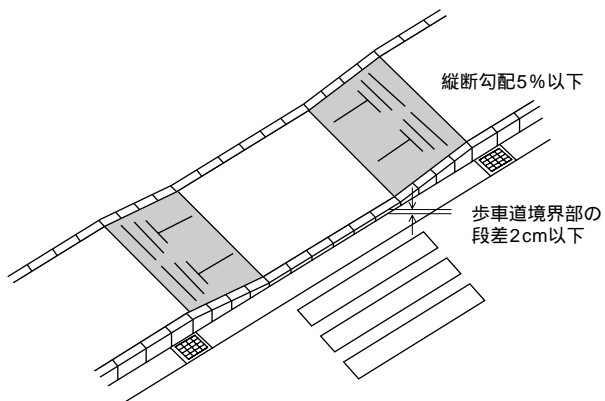
交差点部の整備例



横断歩道の整備例



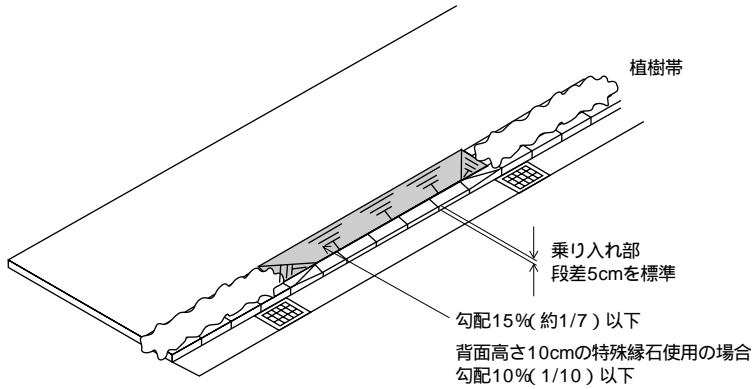
スムーズ横断歩道の整備例



【断面図】

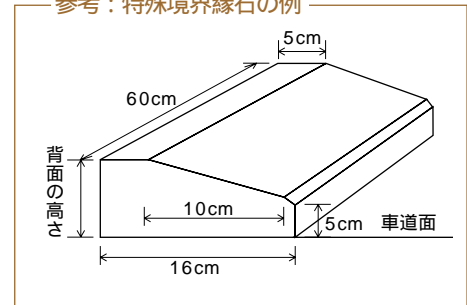
マウントアップ形式による車両乗り入れ部の整備例

植樹帯の幅ですりつけた場合

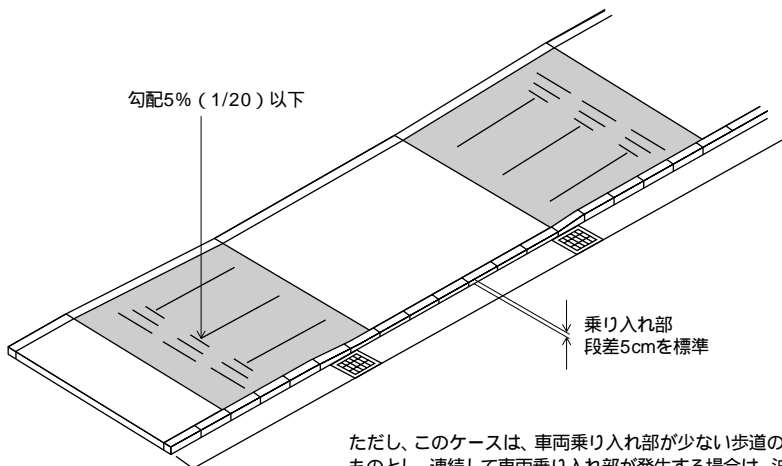


図は特殊縁石を使用し植樹帯の幅ですりつけた場合です。

参考：特殊境界縁石の例

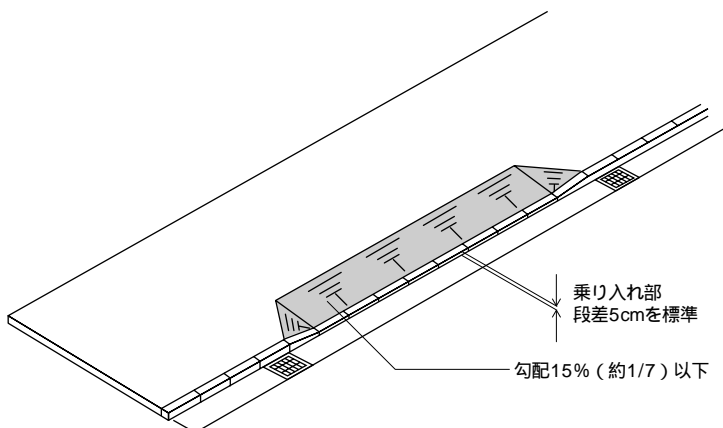


全面切下げの場合



ただし、このケースは、車両乗り入れ部が少ない歩道の場合に採用するものとし、連続して車両乗り入れ部が発生する場合は、波打ち歩道とならないように一定区間、歩道高さを連続して下げるなどの配慮が必要です。

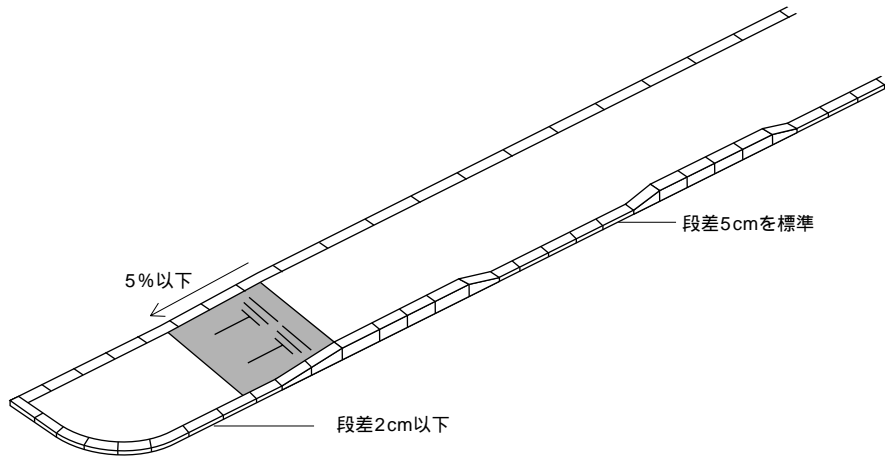
植樹帯等がない場合



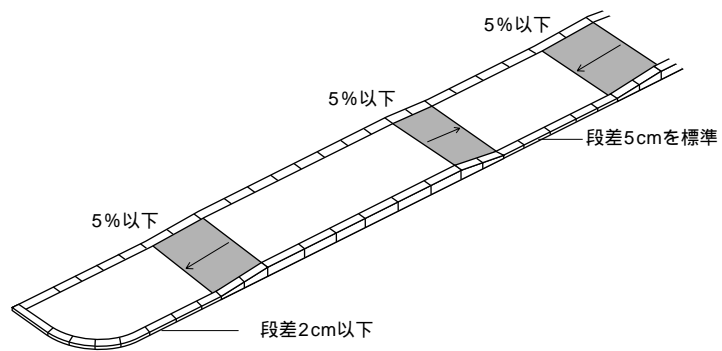
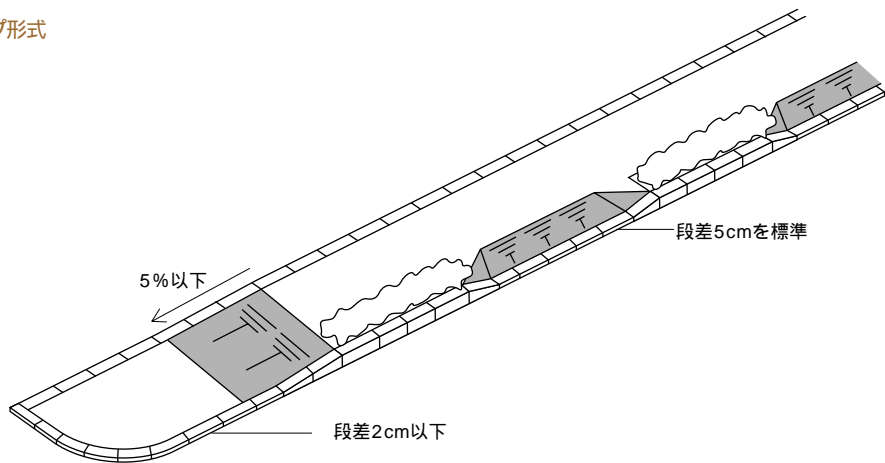
ただし、このケースは、勾配の変化があることを識別できるように、乗り入れ部の勾配部分を色や材質を変えるなどにより区別が必要です。

平坦部の確保の整備例

セミフラット形式



マウントアップ形式



勾配5%以下を遵守しても、乗り入れ部などが連続することで波打ち歩道になる場合があるので配慮が必要です。

まとめ ちしき

10

縁石の縁端構造

横断歩道に接続する歩道等の縁端の構造については、高齢者、車いす使用者、視覚障害者等の行動特性の違いにより、評価が分かれるため、各地で様々な工夫が進められていますが、全ての人にとって一律に望ましい縁端構造を示すことは難しいのが現状です。

交通バリアフリー法の重点整備地区における整備基準では、歩道の高さ5cm、横断歩道に接続する縁端部の段差2cmをそれぞれ標準としているため、そのすり付けに様々な構造が検討されています。縁端構造を決定する際には、次に記載する身体特性を十分に理解し、計画する道路の利用者の意見を伺い、理解を得た上で決定していく必要があります。

車いす使用者

- ・段差を上るときに力が必要となるため、段差が大きくなると走行性が悪化し、乗り越えることができなくなる場合があります。
- ・段差は少ないほど走行しやすくなります。

視覚障害者

- ・縁端の段差は、車道と歩道の境界を識別する重要な要素です。段差がなければ識別できなくなり、安全性に問題があります。
- ・車道と歩道を識別するために、段差などを白杖や足の裏で確認します。

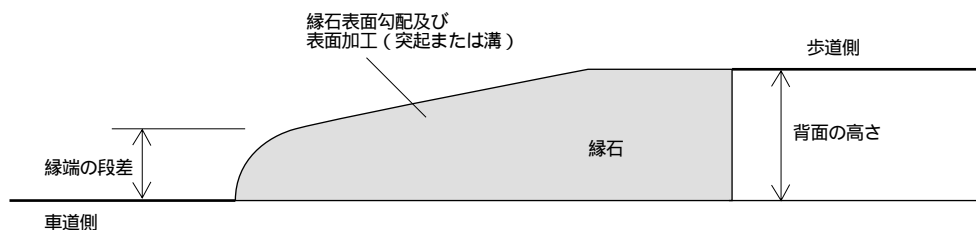
高齢者、杖使用者、妊婦等

- ・段差は、つまづきや転倒の原因となります。

県の整備基準では、歩道の高さについては規定しておらず、横断歩道に接続する縁端部の段差を2cm以下としているため、段差の全くないフルフラット形式の歩道も設置することができます。しかし、その場合は、視覚障害者の安全性を確保するために、歩道側に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど、歩道と車道の識別ができるような配慮が必要です。

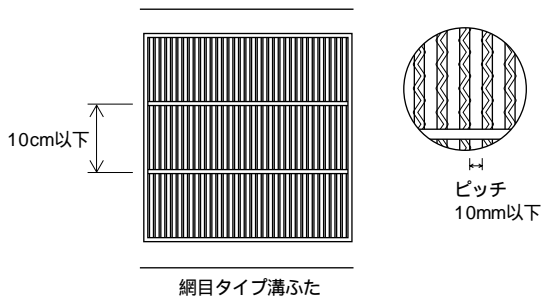
歩車道境界に用いられる縁石の縁端構造

- ・縁石には、「縁端の段差」と「背面高さ」の2とおり高低差の表し方があります。
- ・通常「段差」とは、縁端の段差を表します。
- ・縁石表面の勾配は、雨の日などの滑りの原因になることがあります。



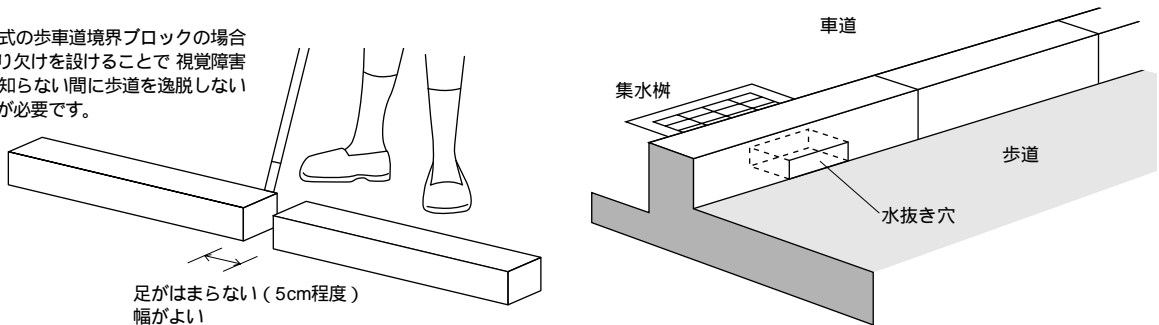
溝蓋の例

側溝の鋼製蓋は、車いすの前輪、ベビーカーの車輪などを考慮して、滑り止めの加工のある、細めの幅とします。



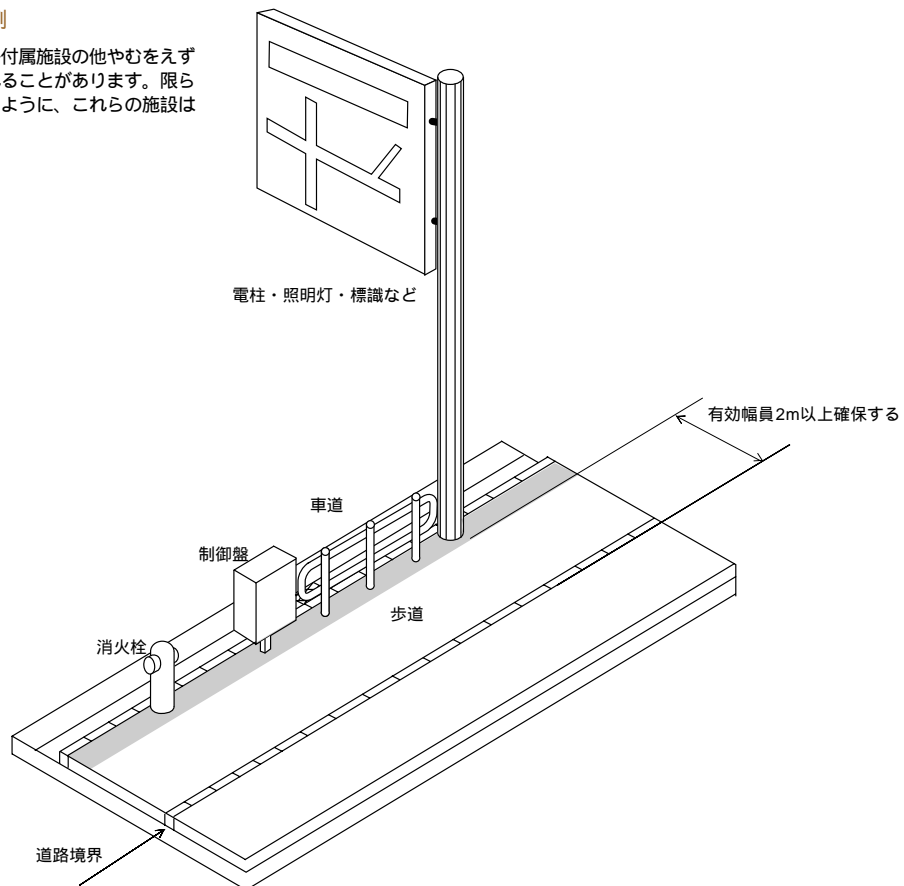
排水処理に対する配慮の例

フルフラット形式の歩車道境界ブロックの場合排水のための切り欠けを設けることで視覚障害者の白杖などが知らない間に歩道を逸脱しないような幅の配慮が必要です。

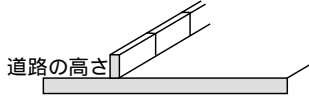
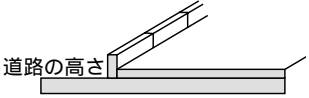
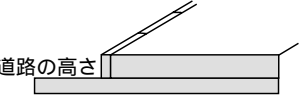


道路付属施設等の集約の例

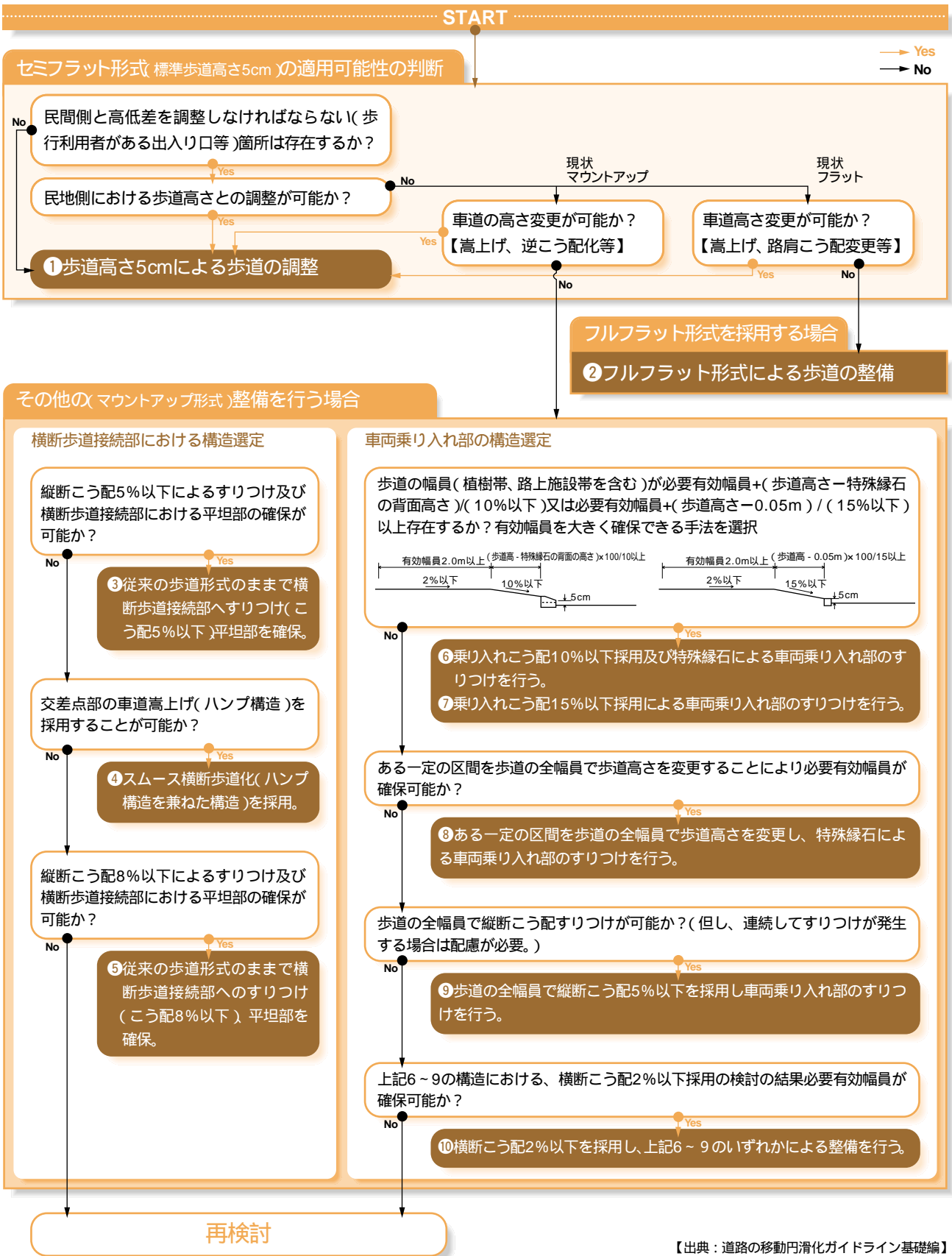
歩道には、街路灯などの道路付属施設他やむをえず電柱などの占有物が設置されることがあります。限られた空間を有効に利用できるように、これらの施設は片側に集約します。



歩道構造形式の定義と特徴(参考)

		フルフラット形式	セミフラット形式	マウントアップ形式
定義		歩道等面と車道面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する構造。	歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。	歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。
略図				
波打ち		発生しない。	発生しない。	発生する可能性がある。
車両乗り入れ部	視覚障害者	× 歩車道境界が確認しづらい。	縁石の構造によっては横断歩道接続部との区別が付かない場合がある。	すり付け勾配が発生するため、通行性が劣る。
	車いす使用者			すり付け勾配が発生するため、通行性が劣る。
	高齢者			すり付け勾配が発生するため、通行性が劣る。
対策		縁石の構造による工夫が必要である。	縁石の構造による工夫が必要である。	有効幅員外に車両乗り入れ部のすり付けを設ける。
横断歩道接続部	視覚障害者	歩車道境界が確認しづらい。	縁石の構造によっては認識しづらい場合がある。	
	車いす使用者		フラットと比較すると走行性が劣る(段差)	段差と勾配により通行性が劣る。
	高齢者		段差によりつまづく可能性がある。	段差と勾配により通行性が劣る。
対策		<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道接続部に視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置する。 縁石線により適切に区分する。 縁石の構造による工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 縁石の構造による工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道接続部等に視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 縁石の構造による工夫が必要である。 勾配の緩和や波打ち歩道にならない工夫が必要である。
排水		雨水が車道から流入する恐れがある。		
	対策	雨水ます等の設置が必要である。		
総合評価				

歩道構造形式の選定方法 (セミフラット形式を基本とした場合の例)



整備基準

2 立体横断施設

(施行規則別表2 歩道等)

立体横断施設は、横断歩行者の安全性を確保するための施設です。しかし、障害者、高齢者にとっては上下方向の移動が伴うために利用しにくい施設です。できる限り設置しないことが望まれますが、交通安全上やむを得ず設置する場合には、高齢者等の移動制約者にも円滑に利用できるように配慮することが必要です。

立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。

手すり

- ・立体横断施設の整備にあたっては、本整備基準のほか「立体横断施設技術基準・同解説」を基本として整備することとします。

イ 階段、傾斜路及びその踊場の両側には、手すりを設けること。

- ・高齢者や身体障害者の利用に配慮し設置するもので、利き手や昇降方向（上り、下り）に応じて左右どちらでも利用できるよう両側に連続して設置します。（基本事項 P.42）
- ・子供からお年寄りまで利用することを想定し、2段式の手すりを設置することを配慮します。
- ・手すりは、手すりの終わりもしくは始まりを確認するために、階段の終始端部から水平区間へ60cm以上延長します。
- ・終始端部には、文字と点字により通路の方向や現在位置などを表示することを配慮します。

回り段の禁止

ロ 階段には、回り段を設けないこと。

- ・高齢者等にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険があるため回り段を設けません。（基本事項 P.46）

路面

ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・特に雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げる必要があります。
- ・排水等に十分に配慮し水溜りが生じないようにする必要があります。

段の識別

ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

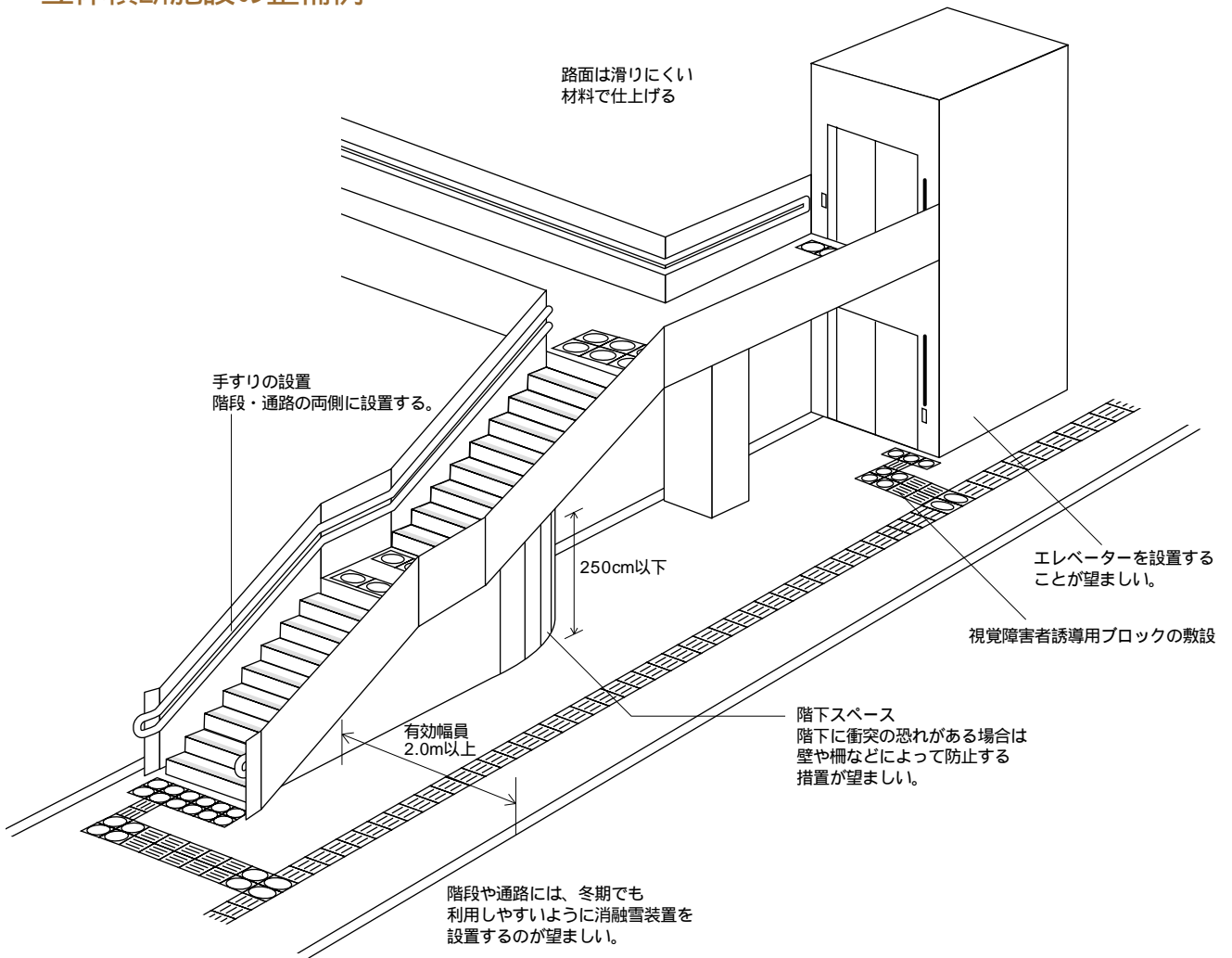
- ・弱視者にとって踏面の色がすべて同じであると階段を上から見た場合に、段の識別が困難です。そのため、踏面の端部は色を変えるなどして、各踏面の範囲と段の位置を明確にする必要があります。（基本事項 P.46）

エレベーター

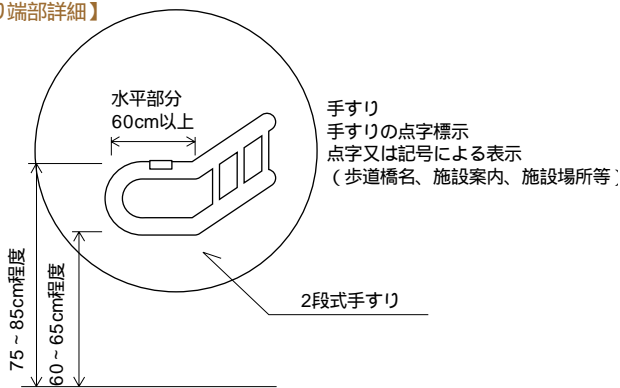
ホ エレベーターを設ける場合においては、当該エレベーターは、第2号の表1の項ホに定める構造とすること。

- ・立体横断施設にエレベーターを設置する場合は、公共交通機関の施設の移動円滑化経路に定めるエレベーターの構造とします。（公共交通機関の施設 P.138）

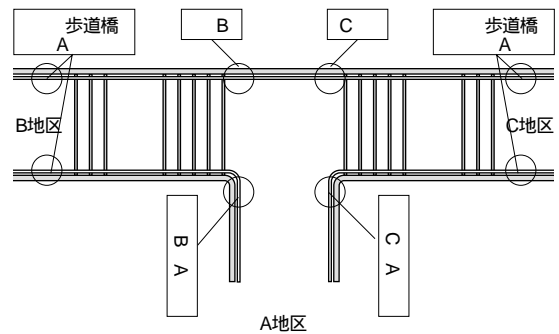
立体横断施設の整備例



【手すり端部詳細】



点字の誘導例



視覚障害者誘導用 ブロック

へ 階段及び傾斜路の上端及び下端並びにエレベーターの昇降口に近接する歩道及び路並びに踊場の部分には、1の項りに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- ・視覚障害者が段を認識できるように、階段の上下端や踊場の部分には視覚障害者誘導用ブロックが必要です。
- ・エレベーターを設置する場合、昇降口に至る経路に視覚障害者誘導用ブロックが必要です。

参考：交通バリアフリー法 重点整備地区における整備基準

立体横断施設

- ・移動円滑化のために必要であると認められた箇所に、立体横断施設を設置すること。[第11条 - 1]
- ・立体横断施設にはエレベーター設置すること。やむを得ない場合は傾斜路とすることができる。[第11条 - 2]
- ・立体横断施設には交通の状況により必要がある場合はエスカレーターを設けること。[第11条 - 3]

傾斜路)

- ・有効幅員は2m以上とすること。(やむを得ない場合は1mとすることができる。)[第13条 - 1]
- ・縦断勾配は5%以下とすること。(やむを得ない場合は8%以下とすることができる。)[第13条 - 2]
- ・横断勾配を設けないこと。[第13条 - 3]
- ・2段式の手すりを両側に設けること。[第13条 - 4]
- ・手すりの端部付近には、傾斜路の通ずる場所の点字をはり付けること。[第13条 - 5]
- ・路面は、平たんで、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとすること。[第13条 - 6]
- ・傾斜路の勾配部分は、歩道等と通路の勾配部分は色などにより識別できるものとする。[第13条 - 7]
- ・傾斜路の両側には立ち上がりまたは柵を設けること。ただし側面が壁面の時は除く。[第13条 - 8]
- ・傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下となる部分には侵入を防ぐ柵その他の工作物を設けること。[第13条 - 9]
- ・高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊場を設けること。[第13条 - 10]

通路)

- ・有効幅員は2m以上とすること。[第15条 - 1]
- ・縦断勾配及び排水勾配を設けないこと。やむを得ない場合においてはこの限りでない。[第15条 - 2]
- ・2段式の手すりを両側に設けること。[第15条 - 3]
- ・手すりの端部付近には、傾斜路の通ずる場所の点字をはり付けること。[第15条 - 4]
- ・路面は、平たんで、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとすること。[第15条 - 5]
- ・通路の両側には立ち上がりまたは柵を設けること。ただし側面が壁面の時は除く。[第15条 - 6]

階段)

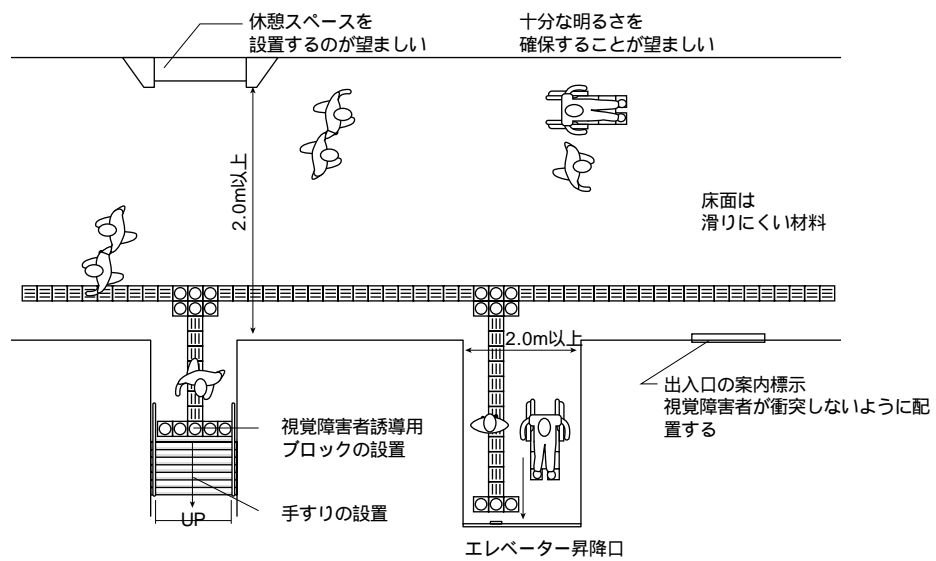
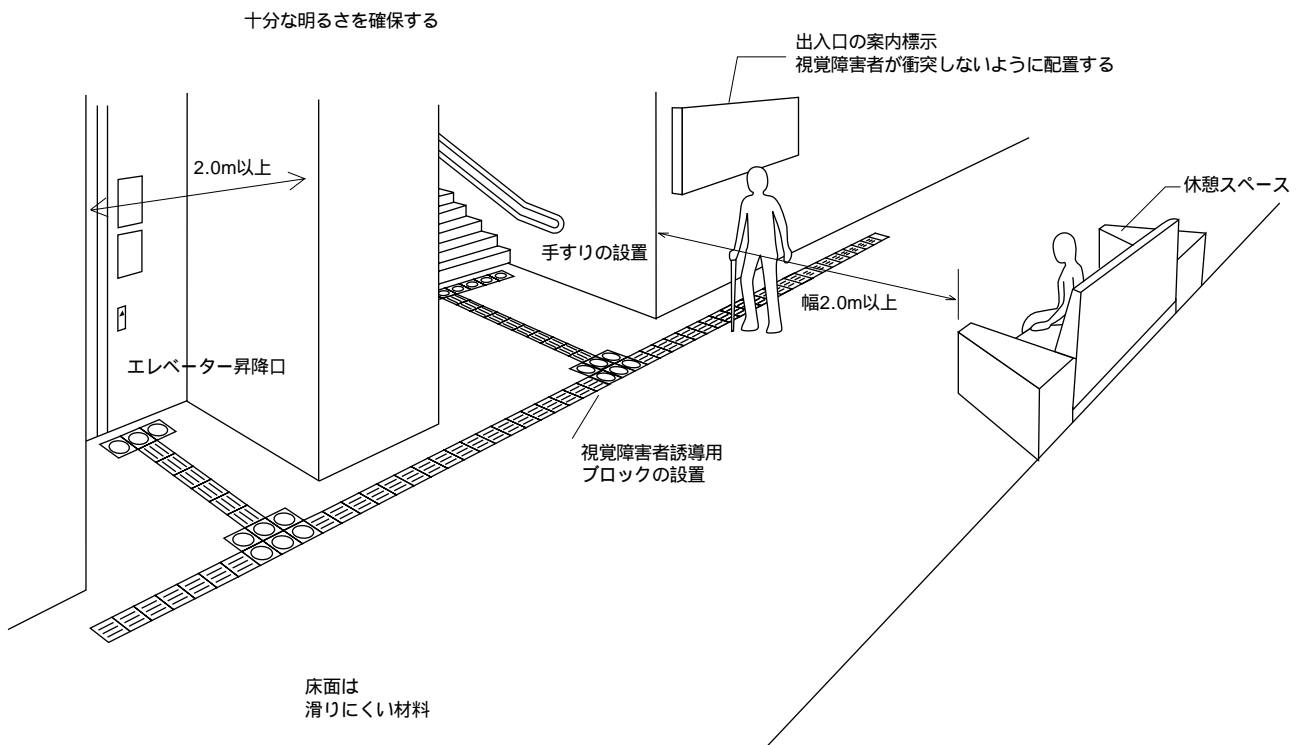
- ・有効幅員は1.5m以上とすること。[第16条 - 1]
- ・2段式の手すりを両側に設けること。[第16条 - 2]
- ・手すりの端部付近には、傾斜路の通ずる場所の点字をはり付けること。[第16条 - 3]
- ・路面は、平たんで、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとすること。[第16条 - 5]
- ・踏面の端部とその周辺の部分は色などにより識別できるものとする。[第16条 - 6]
- ・段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。[第16条 - 7]
- ・階段の両側には立ち上がりまたは柵を設けること。ただし側面が壁面の時は除く。[第16条 - 8]
- ・階段の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下となる部分には侵入を防ぐ柵その他の工作物を設けること。[第16条 - 9]
- ・階段の高さが3mを超える場合は、その途中に踊場を設けること。[第16条 - 10]
- ・踊場の踏幅は1.2m以上(直階段)とし、その他の場合は階段の幅員以上とすること。[第16条 - 11]

照明施設)

- ・歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。[第36条]

地下横断歩道の例

【地下の整備例】



3 案内板等

すべての人が目的の場所まで、安全かつ円滑、確実に到達できるように表示・誘導を適切に行う必要があります。案内標示等の設置にあたっては、周辺の景観にも十分配慮しながら、道路利用者の通行の妨げにならないよう配慮する必要があります。

案内板等を設ける場合は、次の構造とすることが望まれます。

表示方法

大きく分かりやすい平易な文字、記号及び図で表記する等高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。

[文字・大きさ]

- ・弱視者に配慮し、大きく太い書体やわかりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけます。

[設置]

- ・交差点、駅前広場、その他移動の方向を示す必要がある箇所に設置します。
- ・案内板等は車いす使用者や子供などにも見やすい高さとし、
- ・案内板等が歩行者の通行を妨げないように設置位置に配慮する必要があります。

[内容]

- ・目的地まで安全で快適にたどり着くため、周辺施設などの必要な情報などを計画的に配置します。

視覚障害者への配慮

点字を用いる等視覚障害者が理解しやすいものとする。

- ・音声誘導装置による案内の併設、必要に応じての触知図の設置などの配慮をします。

参考：交通バリアフリー法 重点整備地区における整備基準

案内標識

- ・交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、見やすい位置に、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

[第33条 - 1]

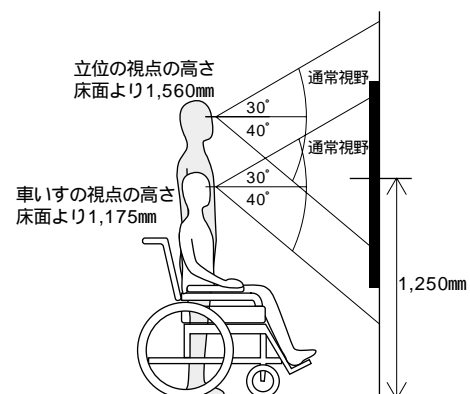
- ・前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。[第33条 - 2]

まめ ちしき

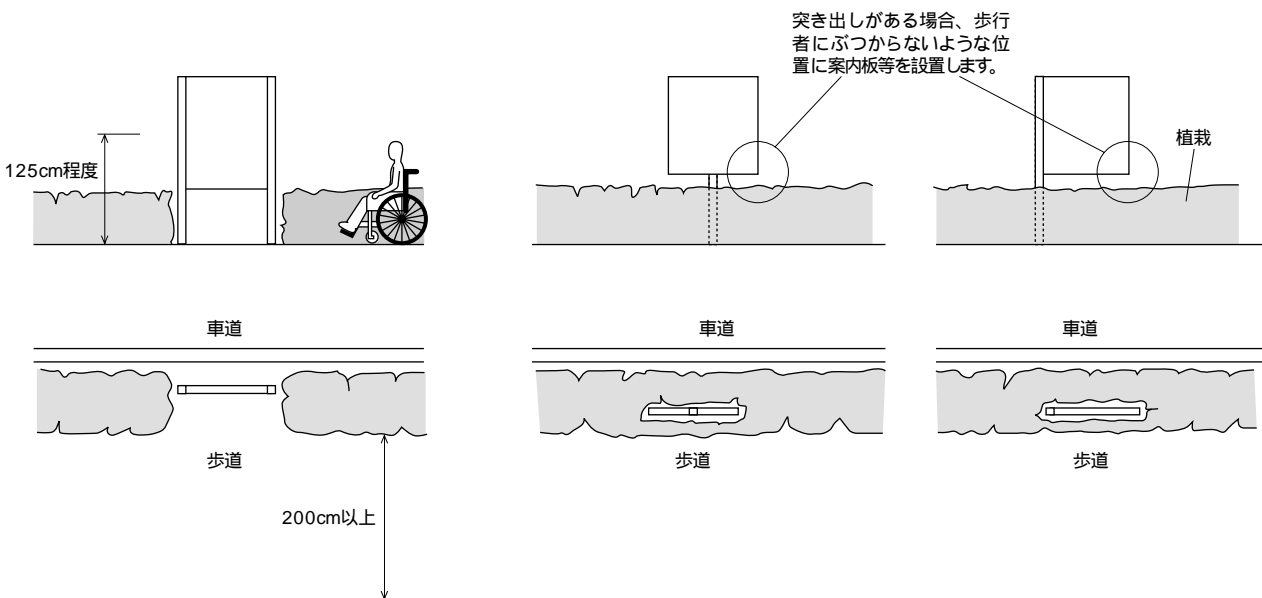
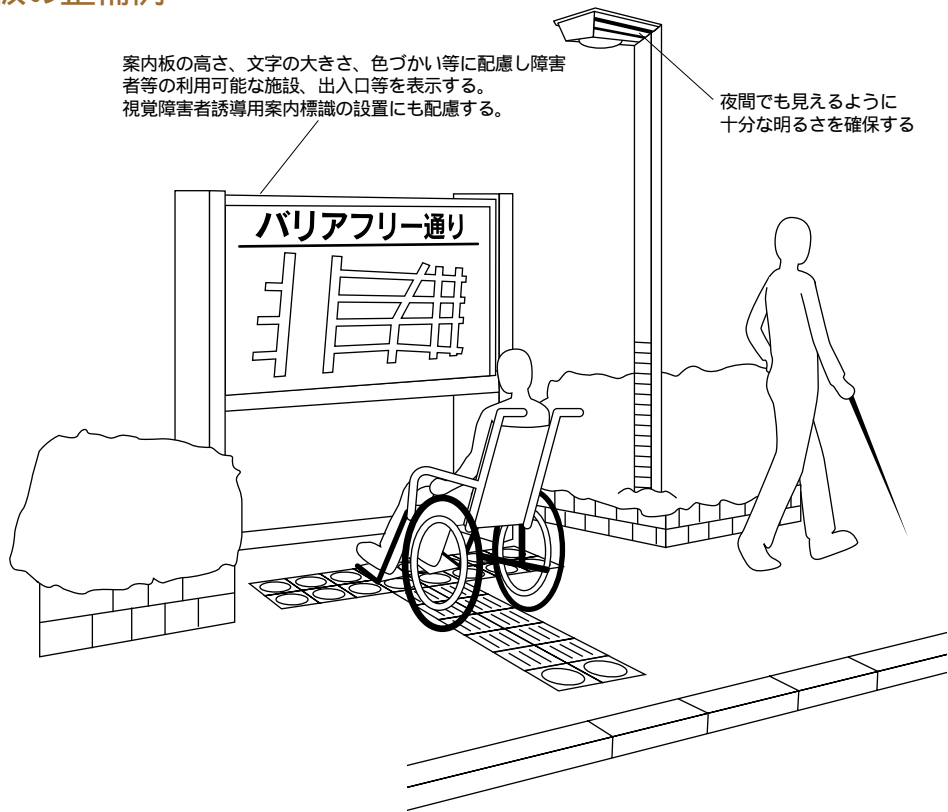
11

案内板等の 設置高さとしき

案内板等の大きさは、視距離を50cm程度とし、1.0m四方見渡せることを前提にすると、高さが1,250mmだと立位でも車いす使用者でも見やすい位置と考えられています。立位の視点高さ1,560mm、車いす使用者の視点高さ1,175mmと両者には385mmの高さの差があります。



案内板の整備例



【植樹帯に設ける場合】

【支柱が1本の場合の例】

整備基準以外に配慮が望まれる事項

4 休憩施設

安全で快適に移動できる歩行空間とするためには、休憩や交流することができる施設を整備することが望まれます。ただし、沿道に休憩がとれる施設がある場合や通行の用に供する部分が確保できないなど、やむを得ない場合はこの限りではありません。ベンチや上屋を設置する場合には、利用者の意見を踏まえつつ、空間を有効に活用する配慮が必要です。

休憩施設を設ける場合は、次の構造とすることが望まれます。

[構造]

- ・風雨を避ける上屋や直射日光を避ける樹木などを設置します。
- ・快適に利用できるベンチ等の休憩施設を設けます。その場合、歩道等の通行者に支障とならないよう設置することが必要です。
- ・車いす使用者と介助者が並んで休憩できるベンチを設置します。

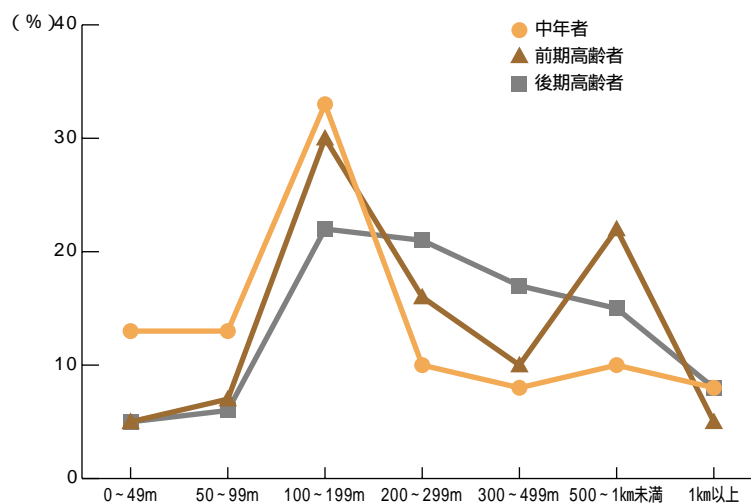
参考：交通バリアフリー法 重点整備地区における整備基準

休憩施設

- ・歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。[第35条]

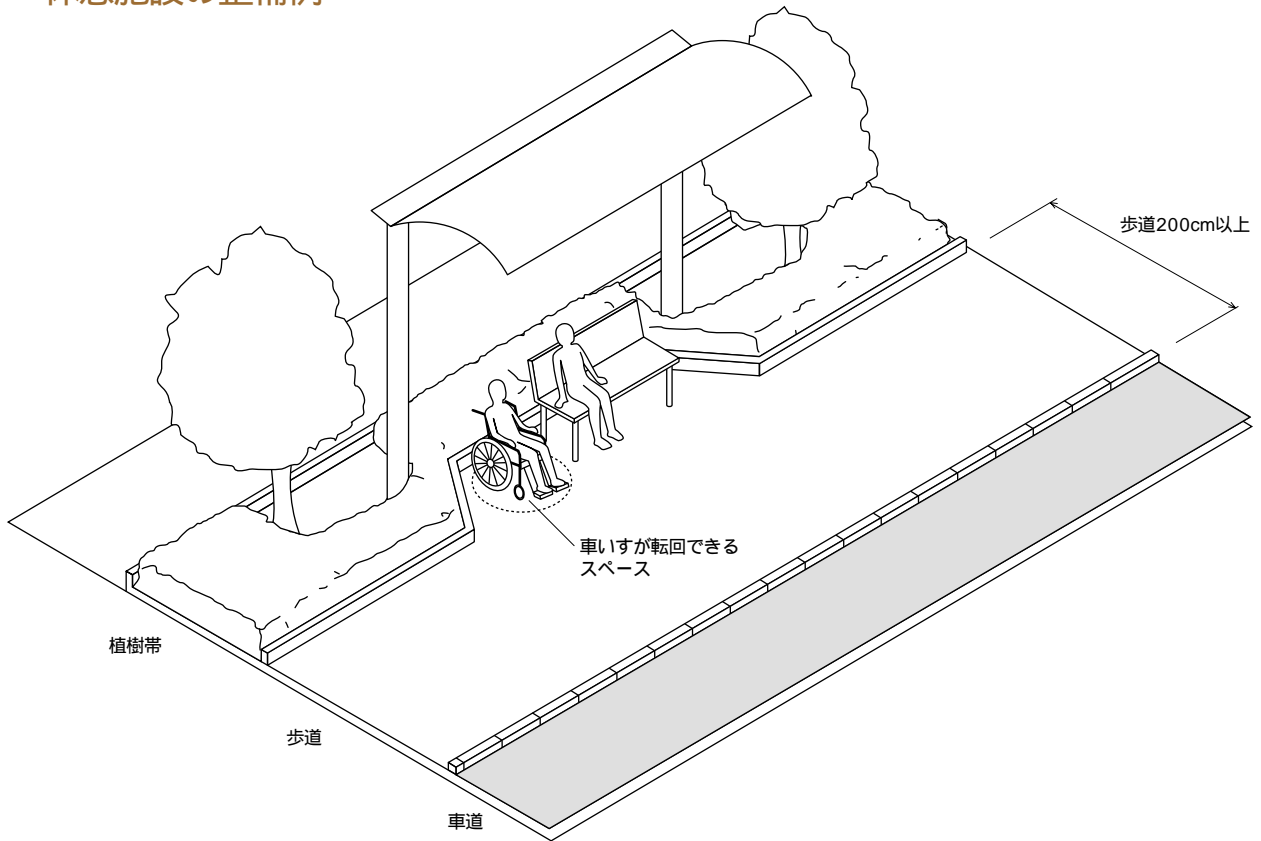
参考：休憩施設の設置間隔に関する研究例

休憩施設の設置間隔については、体力の低下した高齢者や歩行困難な障害者等が休憩なしに歩ける距離を目安に設置することが考えられます。なお、既存研究によると高齢者が望むベンチの設置間隔は「100～200m程度」が最も多く、また、都市内における通常の場合のもとで歩行者が抵抗なく歩ける距離は200～400m程度といわれています。

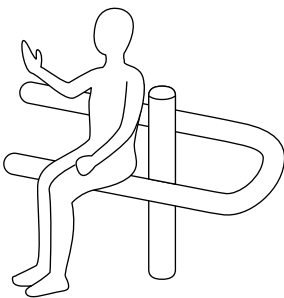


参考文献：「高齢者を考慮した歩行空間の休憩施設に関する研究」
(三星昭宏、北川博巳他 土木計画学研究・論文集 1999.10)

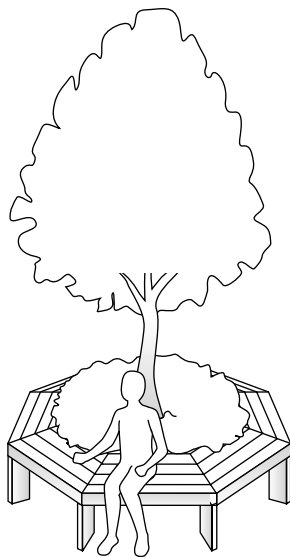
休憩施設の整備例



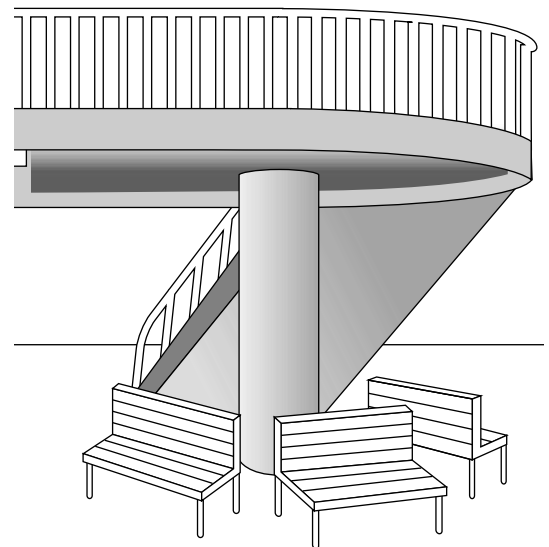
【柵兼用ベンチ】



【植樹帯保護ベンチ】



【歩道橋の下にベンチを設けた例】



整備基準以外に配慮が望まれる事項

5 乗合自動車 停留所

バスやタクシーは高齢者、障害者等にとって重要な交通手段です。そのため、乗合自動車停留所の構造は、乗合自動車に円滑に乗降でき、歩行者の動線に支障のないものとし、雨天や風雪時を考慮したものが望まれます。

乗合自動車停留所の乗降部分の構造は次に定める構造が望まれます。

[構造]

- ・バス停の乗降部分の歩道構造は、利用者の乗り降りのしやすさを考慮し、マウントアップ形式とします。
- ・雨天・風雪を考慮した上屋を設けます。
- ・風が強い地域では、上屋等の他に風雨を避ける壁面を設置します。その場合、透明な壁面にするなど乗合自動車の接近が分かるような措置をします。
- ・快適に利用できるようベンチ等の休憩施設を設けます。その場合、歩道等の利用者に支障とならないよう設置することが必要です。

[標示]

- ・停留所に示す標識は、標示高さや文字の大きさ、内容等が利用者に見やすく分かりやすいものとする事とします。
- ・病院や公共施設のある停留所には、点字表示又は音声誘導装置等により視覚障害者に配慮した設備を設けます。

参考：交通バリアフリー法 重点整備地区における整備基準

高さ

- ・乗合自動車停留所の歩道等の高さは車道等に対する高さは15cm を標準とすること。[第17条]

ベンチ及び上屋

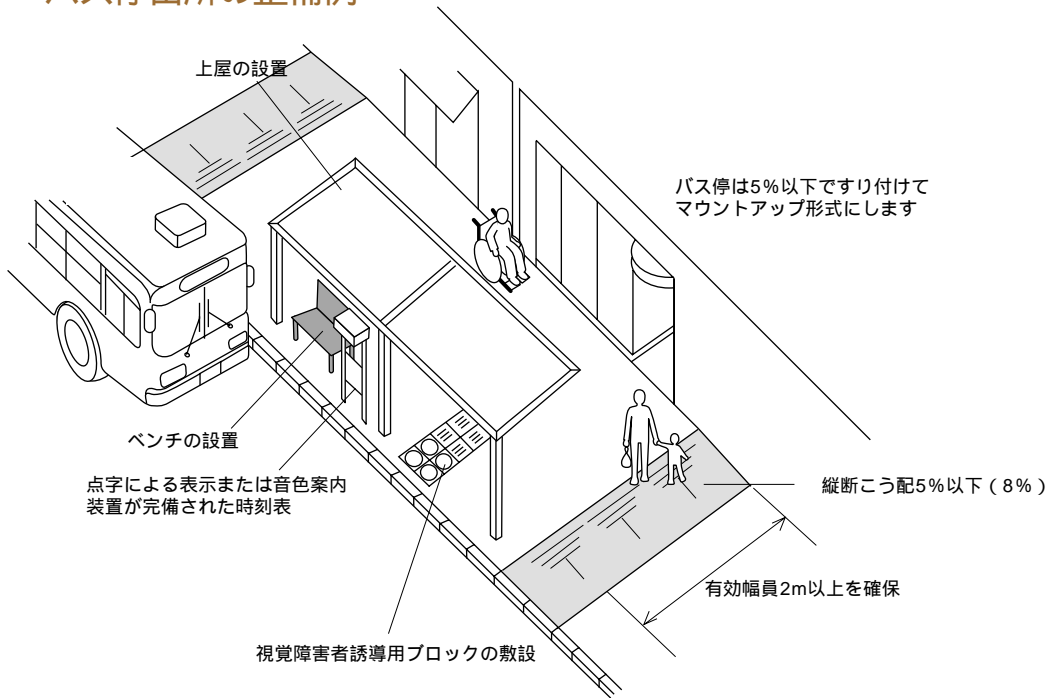
- ・ベンチ及び上屋を設けるものとする。既存代替施設がある場合、または地形上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。[第18条]

照明施設

- ・乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。[第36条 - 2]

積雪を考慮して秋田県では20cmとしています。

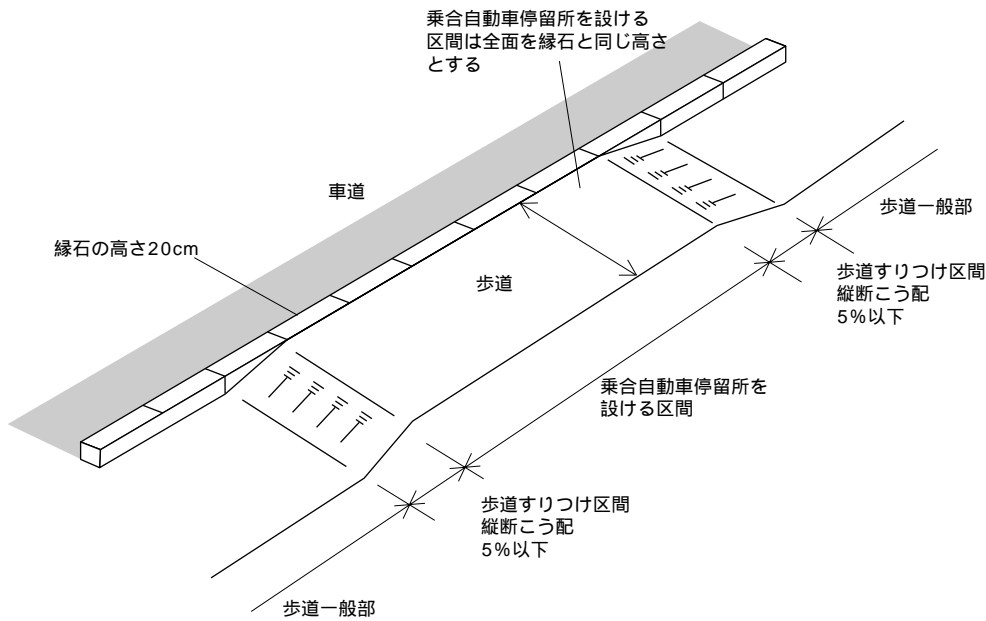
バス停留所の整備例



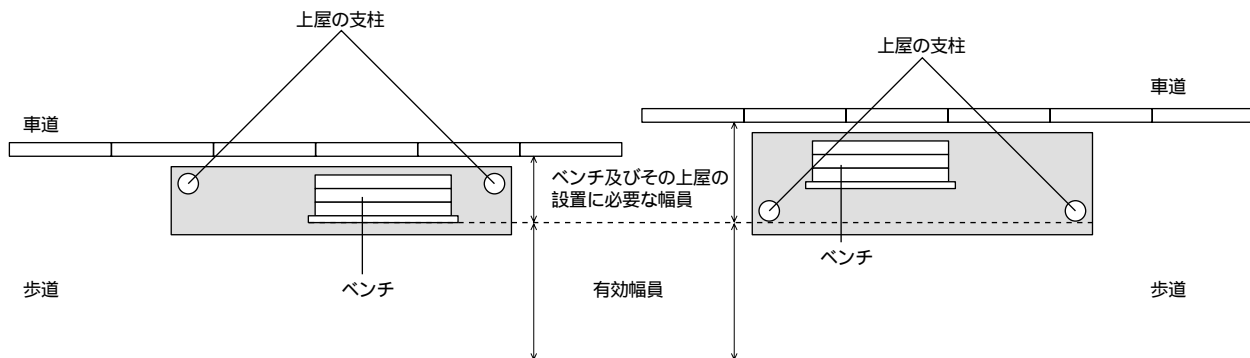
バスが到着する際に、到着をランプで知らせてくれるバス停は安心して待つことができますね。バス時刻の文字が大きいと見やすく助かります。雪や雨のときに、屋根がないバス停で待っているのは大変です。

道路

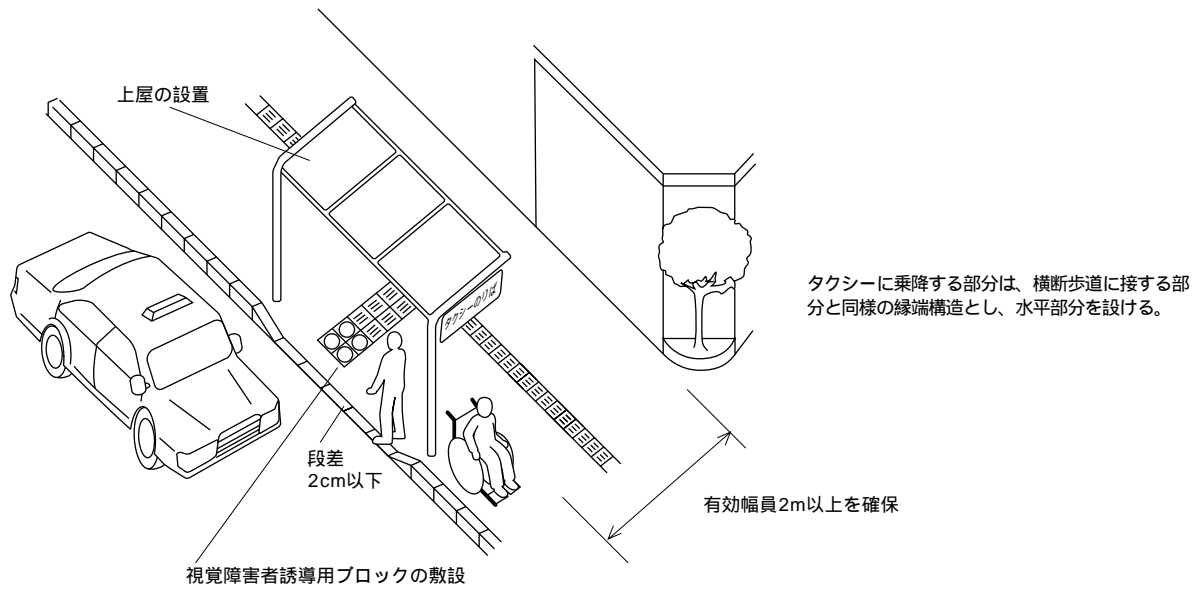
乗降場の整備例



有効幅員の考え方



乗降場の整備例



低床バス

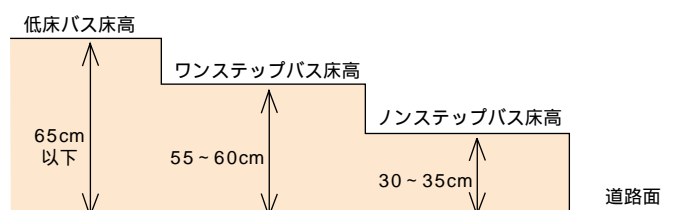
移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（第3章車両等）にて、低床バスの高さは「運輸大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、65cm以下でなければならない。」と規定されています。通常のバスでは、85cm程度の高さになります。

ワンステップバス

床を低くすることで乗降口の階段を1段にし、バスの床高を路面から55～60cm程度と低くして、乗降口と歩道の段差を軽減しています。

ノンステップバス

床を低くして乗降口の階段をなくし、バスの床高を路面から30～35cm程度と低いものとしています。乗降口の階段をなくすだけでなく、空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置により、車高を5～9cm引き下げられます。この場合、冬期間の除雪体制の整備がなお一層必要となります。



道路

道路の整備事例写真

歩道

歩道...①

植樹帯で車両乗り入れ部をすりつけ、連続して平坦部分を確保したマウントアップ歩道



歩道...②

平坦部を確保した車両乗り入れ部



歩道...③

水平部分が確保された横断歩道部



歩道...④

水平部分と視覚障害者が識別するための段差を確保した歩道



歩道...⑤

視覚障害者に配慮した横断歩道



歩道...⑥

歩車道境界での滞水防止の排水溝



歩道... ⑦

道路付属物の集約



立体横断施設

立体横断施設... ①

雨風に影響なく施設間を移動できる立体横断施設



立体横断施設... ②

昇降の方法が選択できる立体横断施設



立体横断施設... ③

外部からかごが視認できる構造のエレベーター

その他

その他...①

通行の支障とならない位置に設置した
休憩施設



その他...②

横からの風などに配慮したバス停



その他...③

民地側の協力によって設置された
休憩施設



その他...④

幅員が確保されたバス停



6 公園等

【整備基準】

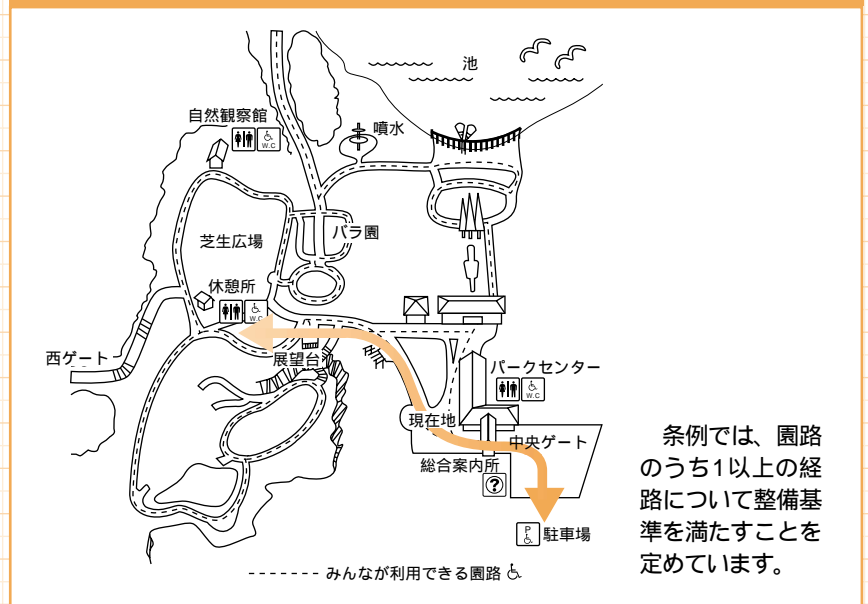
1 出入口	186
2 園路	188
3 便所	194
4 案内板等	196
5 駐車場	198

【整備基準以外に配慮が望まれる事項】

6 付帯設備	200
--------------	-----

公園等の整備事例写真	202
------------------	-----

公園等における整備基準等の適用範囲



整備基準

1 出入口

(施行規則別表2 公園等)

公園の出入口のうち1以上は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように、必要な幅の確保や段差の解消などについて配慮しなければなりません。

出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

幅

イ 幅は、120cm以上とすること。

- ・「120cm」とは、松葉杖使用者が通行しやすい幅です。
- ・また、人が横向きの状態で車いす使用者とすれ違える幅です。

幅は車いす同士がすれ違うことのできる最低幅180cm以上とすることが望まれます。

車止め柵の間隔

ロ 車止めのさく等を設ける場合においては、さく等とさく等の間隔は、90cm以上とすること。

- ・「90cm」とは、車いす使用者が通過しやすい幅です。
- ・車止め柵は、視覚障害者などが衝突したり、つまずいたりするおそれがあるので、配置や形状に配慮する必要があります。

段の禁止

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- ・原則、段差は設けませんが、排水等の理由によりやむを得ず設ける場合は、面取りされた2cm以下の段差とします。
- ・面取りされた2cmの段差は車いす使用者等にとって通行可能です。

路面

ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げる必要があります。

排水性舗装など水はけが良い仕上げにすることが望まれます。

視覚障害者への配慮

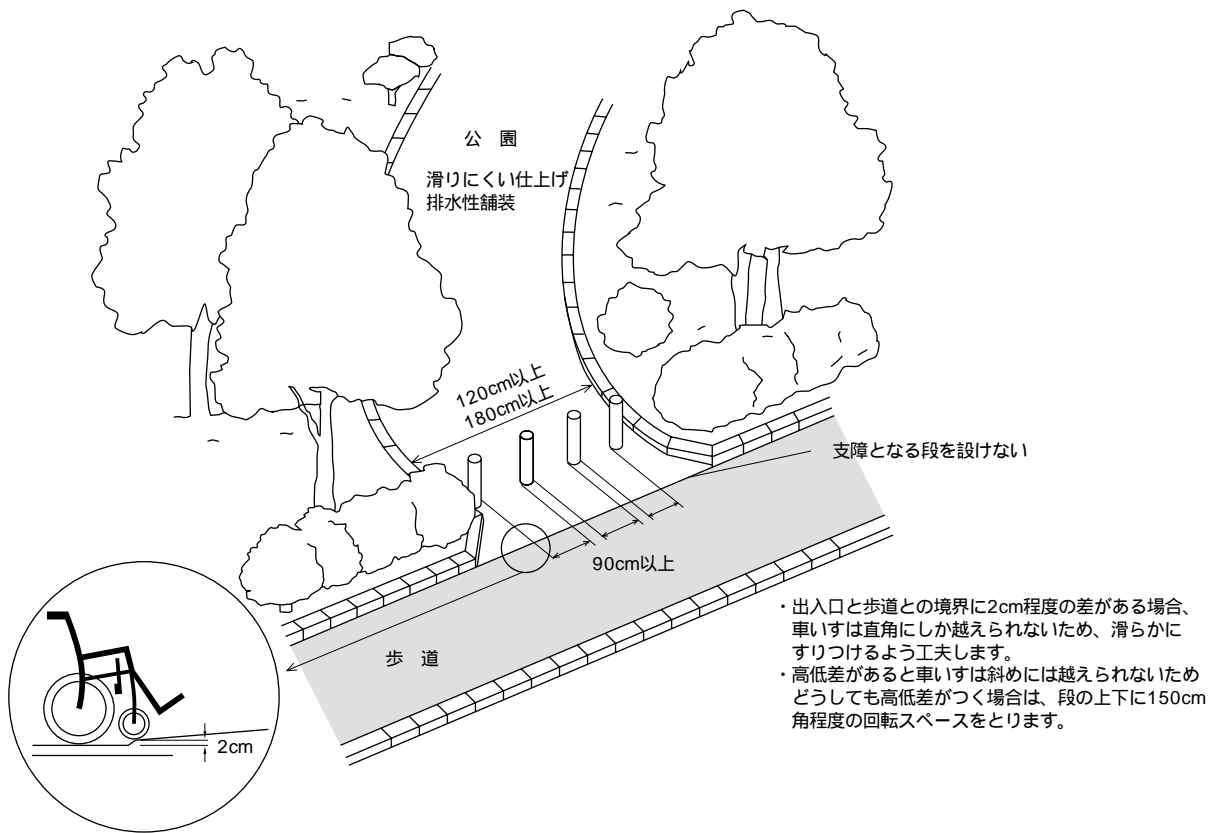
ホ 出入口が車道等に接する場合においては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、舗装材を変化させる等により車道等と識別しやすいものとすること。

- ・出入口が直接車道に接している場合、視覚障害者が公園から出たことに気がつかず、そのまま車道へ飛び出してしまふ恐れがあるため、道路との境界を明確にする必要があります。

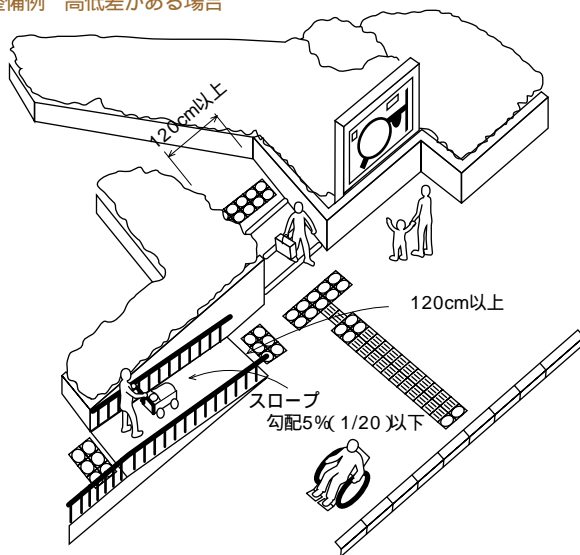
(基本事項 P.50)

出入口の整備例

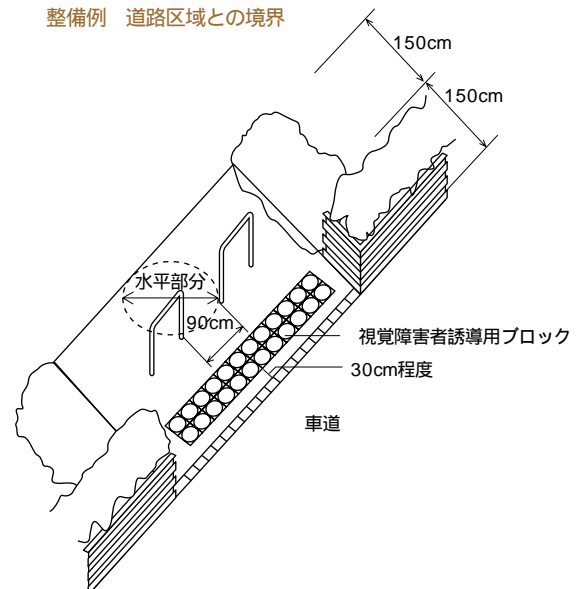
整備例 車止めのある場合



整備例 高低差がある場合



整備例 道路区域との境界



地域の
声

公園の出入口が明ると安心できます。
樹木があると日影もあっていいですね。
ベビーカーを押しているとき、子供の目線でお花があると楽しいですね。

2 園路

(施行規則別表2 公園等)

公園の園路のうち1以上は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように必要な幅員の確保や段差の解消などについて配慮します。やむを得ず段差が生じる場合は、車いすが円滑に利用できる傾斜路を併設します。

イ 園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。

幅員

(1) 幅員は、120cm以上とすること。

- ・「120cm」とは、松葉杖使用者が通行しやすい幅です。
- ・また、人が横向きの状態で車いす使用者とすれ違える幅です。

車いす同士がすれ違うことのできる最低幅180cm以上とすることが望まれます。

縦断勾配

(2) 縦断こう配は、5%（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8%）以下とすること。

- ・縦断勾配5%とは、車いす使用者が勾配区間を昇降する時に通行が可能な勾配ですが、可能な限り小さくする必要があります。また、勾配8%は車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配です。

水平部分

(3) こう配が3%以上で延長が30m以上の園路には、延長30m以内ごとに長さ150cm以上の水平な部分を設けること。

- ・車いす使用者が休憩又は減速できるような平坦な部分を設置することが必要です。
- ・3%以上の縦断勾配では、車いす使用者が操作しなくても下り勾配方向に自走し始めます。

段の禁止

(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、八に定める構造の傾斜路を併設するときは、この限りでない。

- ・やむを得ず段を設ける場合は、八に定める構造の傾斜路（P.192）を併設します。
- ・車いす使用者にとって面取りされた2cm以下の段差であれば通行ができます。

路面

(5) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げる必要があります。
- ・排水等に十分配慮し、水溜りが生じないようにする必要があります。

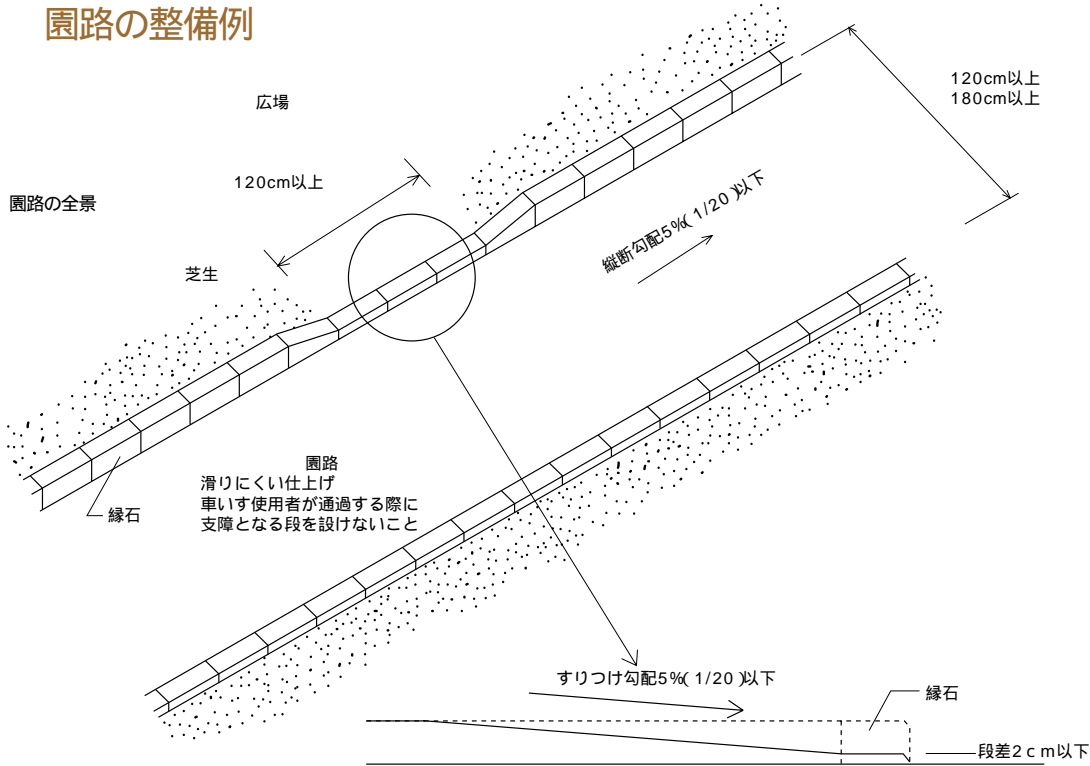
舗装は、排水性舗装などにより雨水が路面に溜まらない構造が望まれます。

排水溝

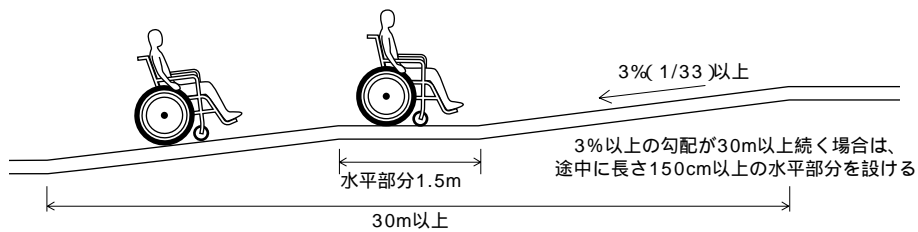
(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。

- ・園路上に排水溝等が存在すると、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込み、円滑な通行を妨げる恐れがあります。

園路の整備例

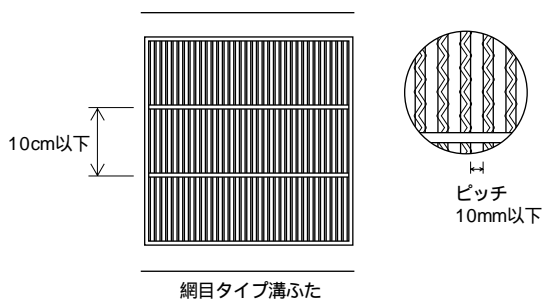


園路が長い場合の例



排水溝の例

側溝の鋼製蓋は、車いすの前輪、ベビーカーの車輪などを考慮して、滑り止めの加工のある、細めの幅とします。



地域 の 声

園路の素材は、水はけがよく、クッション性のある足に優しいものだと助かります。排水溝の蓋に、ベビーカーの車輪がはまると怖いですね。

□ 園路に設けられる階段は、次に定める構造とすること。

(基本事項 P.46)

幅員

(1) 幅員は、120cm以上とすること。

- ・「120cm」とは、松葉杖使用者が通行しやすい幅です。
- ・園路の幅員120cmに合わせ、連続性を確保する必要があります。

手すり

(2) 手すりを設けること。

- ・手すりは高齢者の歩行の手助けにもなりますので、連続して設けます。

手すりは両側に設置することが望まれます。

階段の幅広いときは、階段の中央にも手すりの設置が望まれます。

手すりは、階段の終始端部から水平区間へ30cm程度延長して設置することが望まれます。

(基本事項 P.42)

回り段の禁止

(3) 回り段を設けないこと。

- ・高齢者等にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険があるため回り段を設けないようにしなければなりません。

踏面

(4) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

- ・雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げる必要があります。
- ・排水等に十分配慮し、水溜りが生じないようにする必要があります。

踊場

(5) 高さが3mを超える階段には、高さ3m以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けること。

- ・「3m」とは、歩道橋形式にする場合の桁厚を50cm程度と想定し、これを歩行空間の建築限界250cmに加えたものです。
- ・「120cm」とは、松葉杖使用者にとって必要な幅です。

階段の水平部分

(6) 階段の上端及び下端に接する園路には、長さ120cm以上の水平な部分を設けること。

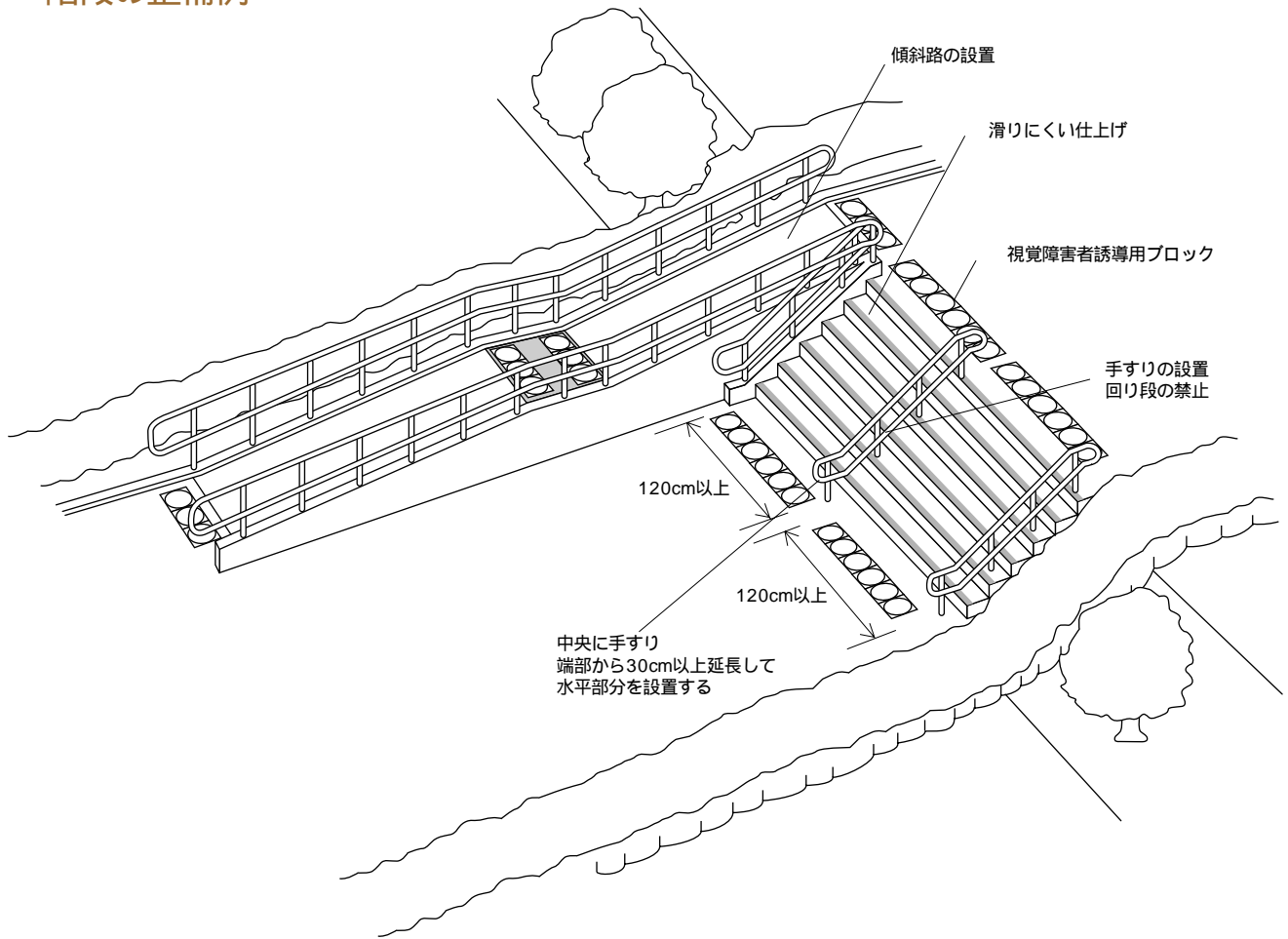
- ・階段の昇降口部には、利用者が休憩できる水平部分が必要です。
- ・「120cm」とは、松葉杖使用者にとって必要な幅です。

視覚障害者誘導用 ブロックの敷設

(7) 階段の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

- ・階段の昇降口部は、視覚障害者にとってつまずきや転落の危険を伴うため、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することで、事前に階段の存在を知らせる必要があります。

階段の整備例



まめ ちしき

13

五感を生かした ユニバーサル公園

「公園は高齢者や障害にある人にとって、生きがいを感じる場所になるためには、単にそこに行けるからではなく、そこに行きたいという目的の場所で行なければならない」との目的で大阪府営大泉緑地の「ふれあいの庭」は整備されました。大阪府堺市に位置し、日本最初のユニバーサル公園です。面積0.2haほどの小さな公園ですが、誰もが五感を感じて、憩いや安らぎを感じとれます。

5つのゾーン

エントランスゾーン
キッチンの庭
香りの庭
色の庭
音の庭

視覚

色とりどりの
草花モニュメントなど
各施設に及び全体の
風景

嗅覚

香りのする植物

味覚

ハーブや野菜など、
味覚に関する
植物の花壇

聴覚

水琴窟、壁泉の音、
風にそよぐ植物

触覚

壁泉・池の水・草花
などの感触、芝生や
ボートデッキ上を
ある感覚を楽しむ

八 園路に設けられる傾斜路及びその踊場（口に定める構造の階段に併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。

幅員

(1) 幅員は、90cm以上とすること。

・「90cm」とは、車いす使用者が通行できる幅です。

車いす同士がすれ違うことのできる最低幅180cm以上とすることが望まれます。

縦断勾配

(2) こう配は、5%（傾斜路の高さが16cm以下の場合は12%、75cm以下の場合は8%）以下とすること。

・「5%」とは、車いす使用者が勾配区間を昇降するときに通行が可能な勾配ですが、可能な限り小さくする必要があります。

・「8%」とは、車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配です。

踊場

(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

・車いす利用者の利用に配慮して、傾斜路の途中に休憩できる平坦部（踊場）を設ける必要があります。

・また、傾斜路の始末端部では、車いす使用者が転回できるスペースとして、150cm以上の平坦部（踊場）が必要となります。

手すり

(4) 手すりを設けること。

・手すりは高齢者の歩行の手助けにもなりますので、連続して設けます。

・手すりは両側に設けることが基本ですが、構造上やむを得ない場合は少なくとも片側に設けます。

（基本事項 P.42）

転落防止

(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。

・車いすの脱輪防止や松葉つえを落とさないなど安全上の配慮が必要です。

路面

(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

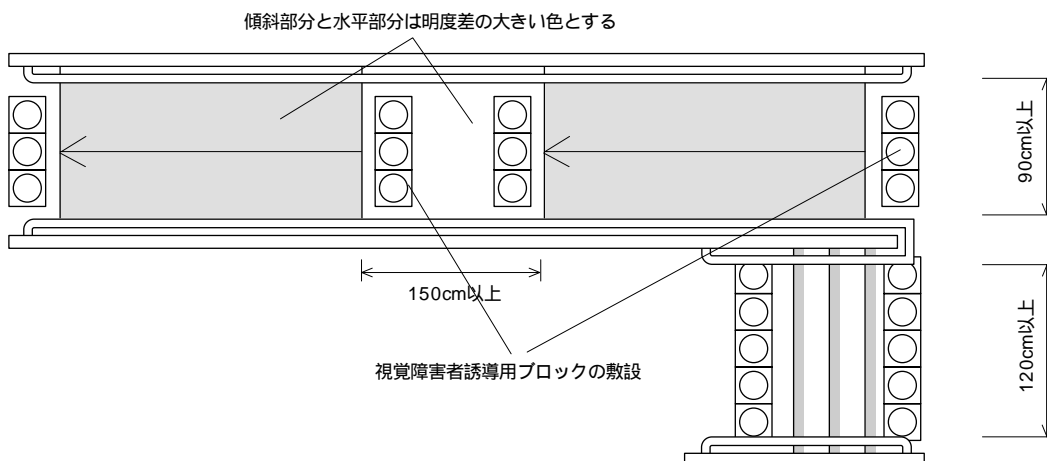
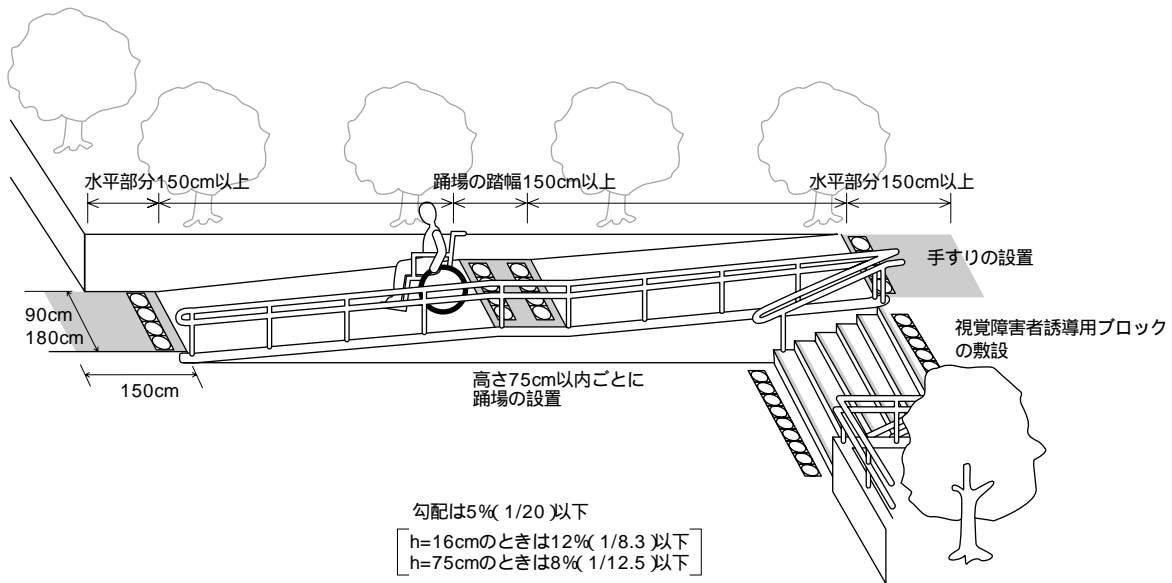
・車いすがスリップし、昇降できなくなることへの対応で、特に表面が濡れるおそれがある場合には表面の仕上げの他、濡れないようにする工夫も必要です。

視覚障害者誘導用
ブロックの敷設

(7) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

・終始端部は、視覚障害者にとってつまずきや転落の危険を伴うため、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することで、事前に階段の存在を知らせることが必要です。

階段に傾斜路を併設する場合の整備例



階段の踏み面の色が、みんな一緒だと降りるときに段差が認識できなくて、スロープに思えることがあり、大変怖い思いをすることがしばしばあります。
 杖で階段を探していると、階段の端から杖が落ちてしまうことがあります。

整備基準

3 便所

(施行規則別表2 公園等)

車いす使用者が
利用できる
便房の設置

一般用トイレ

男子用小便器

経路

車いす使用者が外出する際に困ることとして、利用できるトイレが少ないということがあります。したがって、不特定多数の利用者が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保や設備の配置に配慮する必要があります。さらに、①出入口から②園路を經由してトイレにアクセスできるようにすることが必要です。

イ 便所を設ける場合においては、第1号の表5の項イに定める構造の便所を1以上設けること。

・「第1号の表5の項イ」とは、建築物の⑤便所（P.82）についての記述のことです。

ロ イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。

・複数の大便器を設ける場合は、足腰の不自由な人や高齢者に配慮して1以上腰掛便座を設置します。
・手すりは補助器具となるよう適所に設置します。（基本事項 P.54）

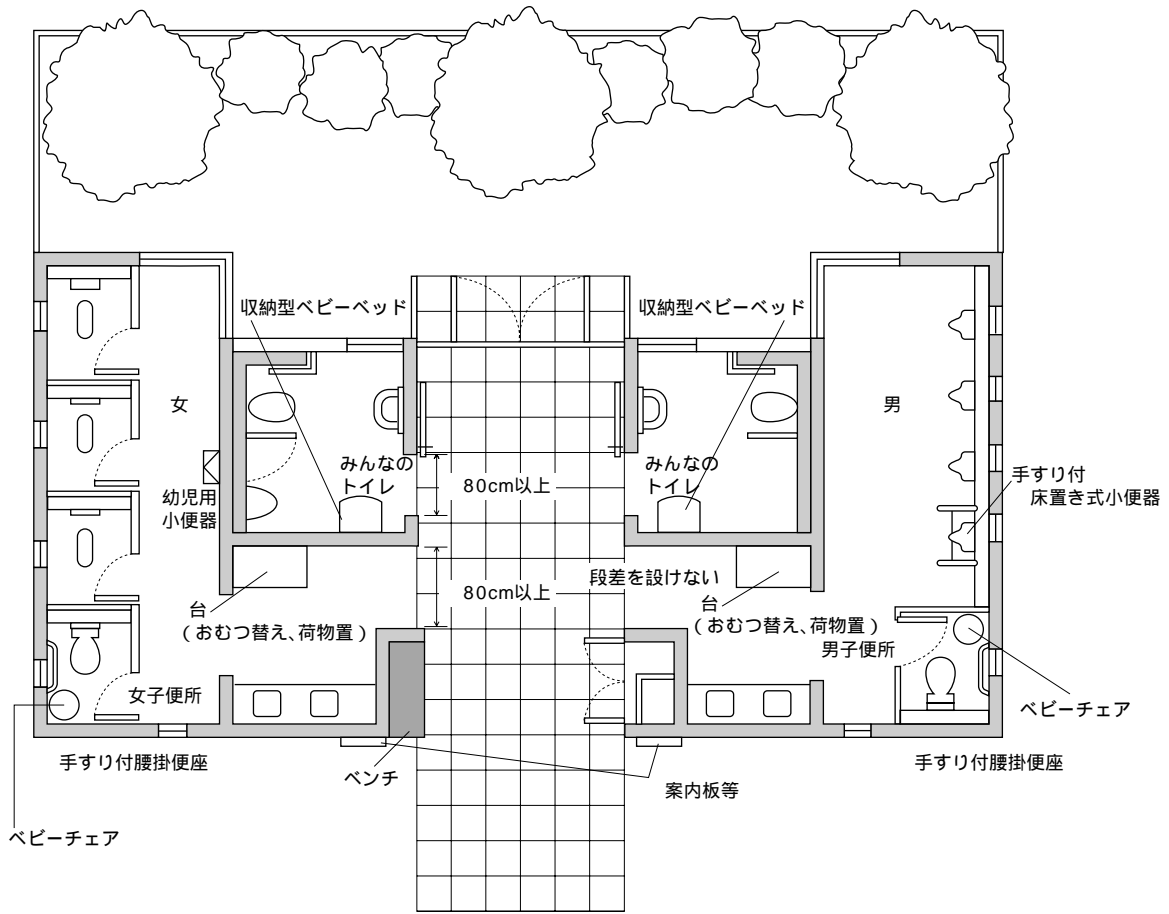
ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。

・低リップタイプのものであれば、壁掛式便器も床置き式小便器とみなします。
・小便器の手すりは、つえ使用者等が前や横に体を預けながら用を足すためのもので、できるだけ小便器に近づけて設置します。

ニ 出入口は、2の項イに定める構造の園路に接すること。

・「2の項イ」とは、②園路（P.188）に出入口についての記述のことです。
・車いす使用者等が、便所を利用できるように円滑化された園路に接している必要があります。

公園の便所の整備例



4 案内板等

(施行規則別表2 公園等)

すべての人が案内板等の場所まで、安全かつ円滑、確実に到達できるように標示・誘導を適切に行う必要があります。案内板等の設置にあたっては、利用者の通行の妨げにならないよう配慮する必要があります。

案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、第1号の表12の項イに定める構造とすること。

- ・「第1号の表12の項イ」とは、建築物の12案内板等（P.108）についての記述のことです。

まめ
ちしき

14

みんなが楽しめる公園の例
その1

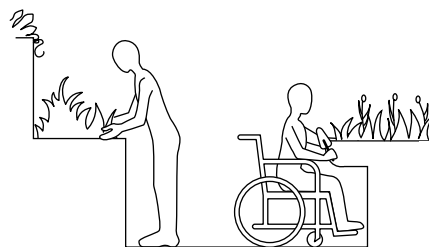
高齢者等が座りながら作業したり、車いす利用者もみんなと一緒に楽しめることができる花壇の位置が高い「レイズドベッド」の構造があります。これにより、楽に作業のしやすい位置とすることができます。

【レイズドベッド】

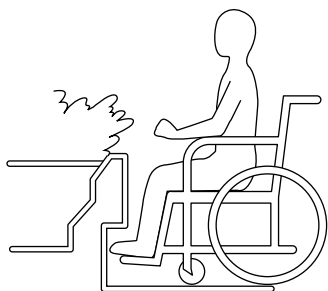


レイズドベッドは、さまざまな形状のものを設置することが望ましいが、車いす使用者に配慮して、花壇下部にフットレストスペースをとります。

【レイズドベッド（作業用）】



【レイズドベッドのフットレストスペース】

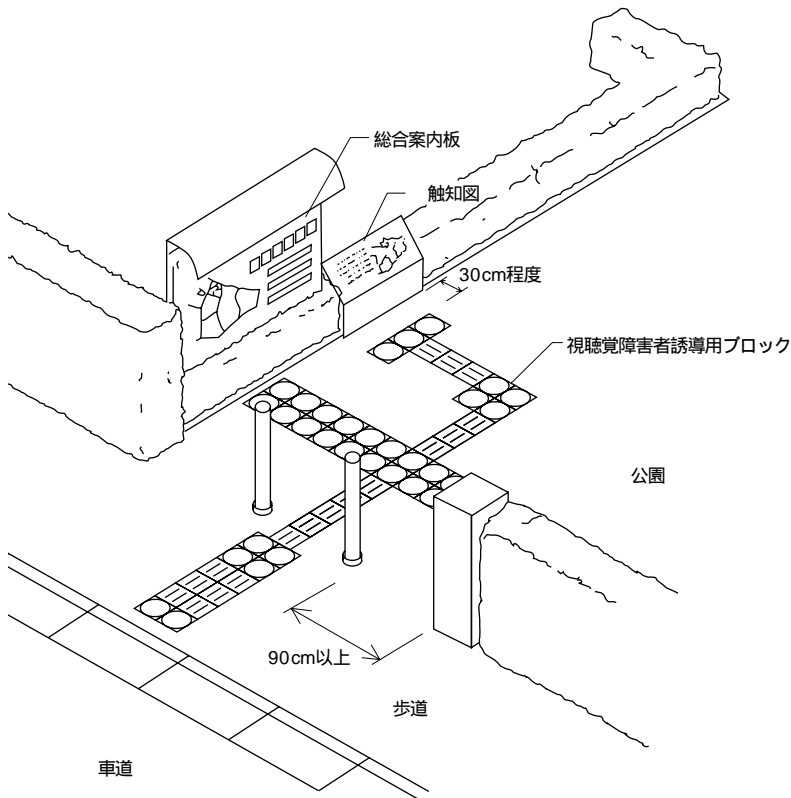


車いすのフットレストのためのスペースは高さ30cm、奥行き10cm程度が必要です。

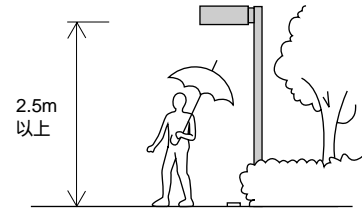
街区公園などで車いす使用者や杖使用者が花壇管理に参加する場合は、作業が行いやすい形状が必要です。



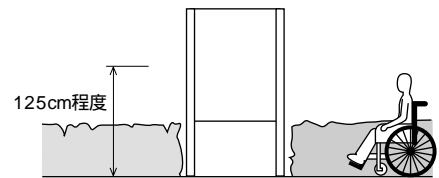
出入口における案内板の整備例



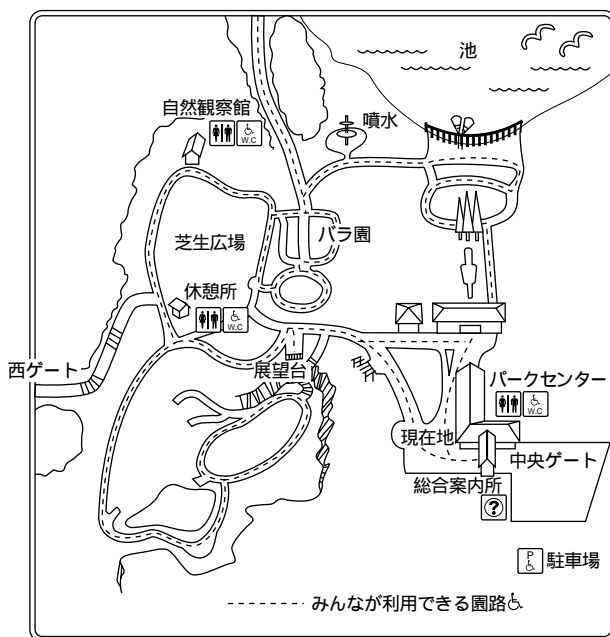
園路に突出する場合の例



案内板の設置の高さの例



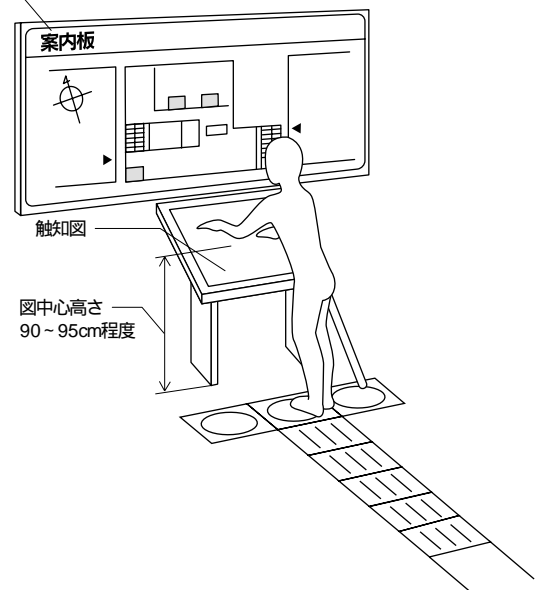
移動経路の案内標示例



視覚障害者への配慮として、触知板があります。板は汚れにくく、夏は高温にならない素材として、板中心高さは90～95cm程度とします。

触知板図

案内板



5 駐車場

(施行規則別表2 公園等)

すべての人にとって駐車場は必要な施設ですが、車いす使用者にとって特に自動車は有効な交通手段の1つです。このため、乗降スペースが必要となる車いす使用者用の専用スペースを、公園内の園路や施設を利用しやすいような位置に確保する必要があります。

イ 駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものに限る。)を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

構造

(1) 幅は、350cm以上とすること。

- ・自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へと容易に乗降できる幅を確保した幅です。
- ・「350cm」とは、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものです。

車いす使用者が車体のどちら側からでも乗降できるように、車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設けることが望まれます。

標示

(2) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。

- ・車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものです。
- ・車体用スペースの床面に「国際シンボルマーク」を塗装により表示します。
- ・積雪時等を考慮して、立て看板等により雪に埋もれないように運転席からも見やすいようにします。

車いす使用者用駐車施設であることを明確にするために、路面にカラー舗装することが望まれます。

誘導標示

(3) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。

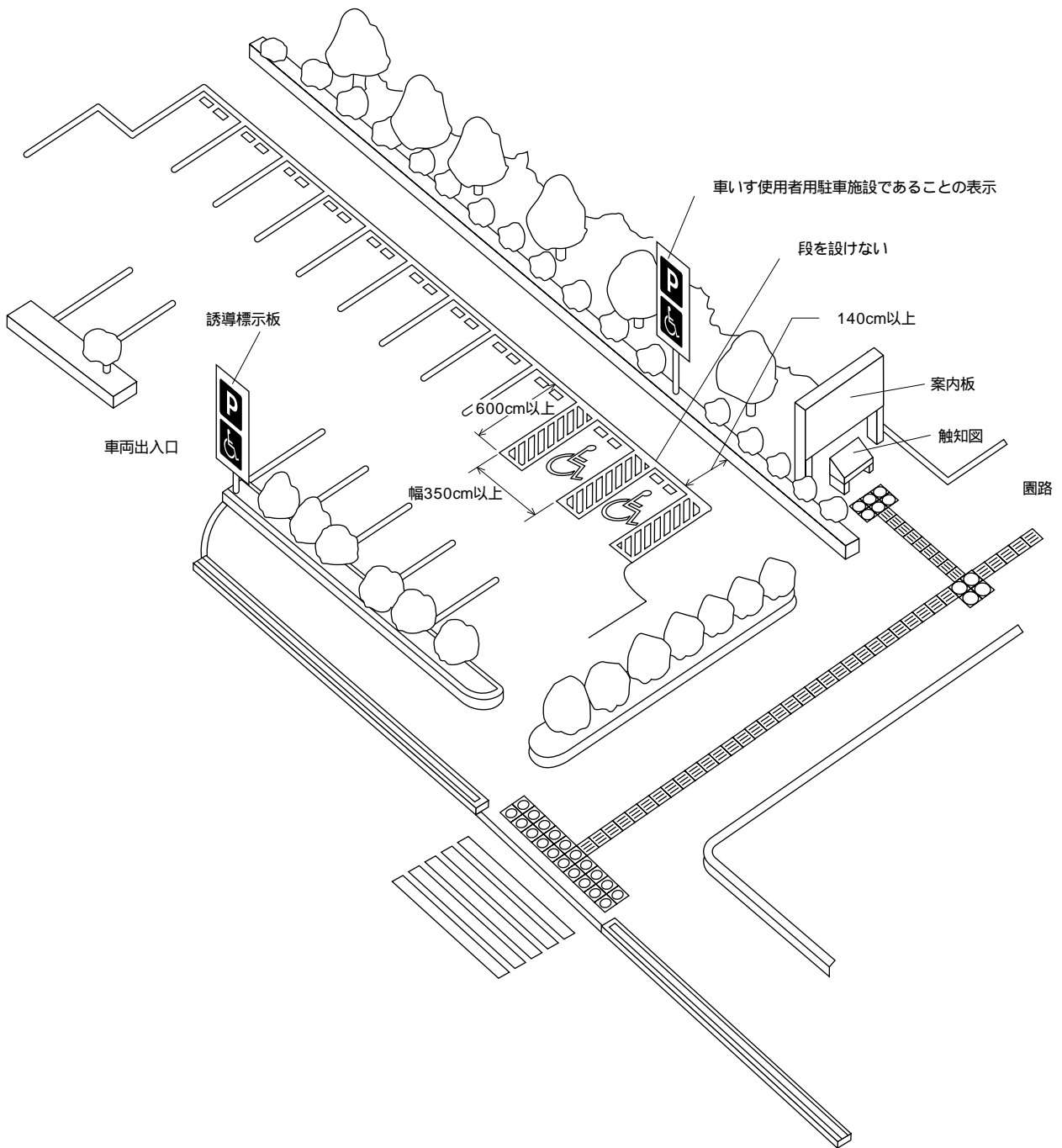
- ・駐車場を利用する際には、速やかに車いす使用者用駐車施設に移動できるように、その位置や経路について誘導標示することが必要です。

ロ 車いす使用者用駐車施設と2の項に定める構造の園路との間の経路には、移動円滑化経路を1以上設けること。

- ・「移動円滑化経路」とは、**2**園路(P.188)に定める構造の記述のことです。

車いす使用者用駐車施設及び経路は建築物等からの落雪などがない場所に設置することが望まれます。

駐車場の整備例



整備基準以外に配慮が望まれる事項

6 付帯設備

公園内にベンチや野外卓などの付帯設備を設ける場合は、すべての人に利用しやすいものとする必要があります。また、草木の生長によって付帯設備が利用できなくならないように配慮し、維持・管理しやすいものが望まれます。

ベンチ、野外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とすることが望まれます。

- ・付帯設備が複数設置される場合は、1以上は高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とすること。

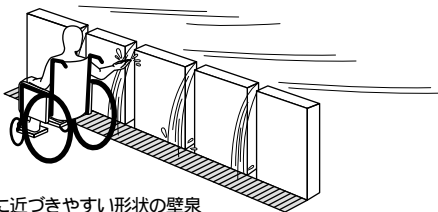
まとめ
ちしき

15

みんなが楽しめる公園の例 その2

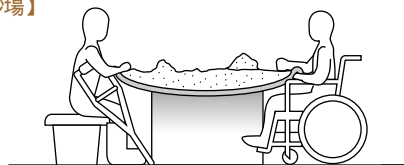
触覚や聴覚などの感覚を刺激するために、水音や水しぶきの形状が楽しめる「壁泉」や「レイズボンド」などがあります。また、想像力や造作力が養われる「砂場」はみんなが楽しめるような構造にします。

【壁泉】



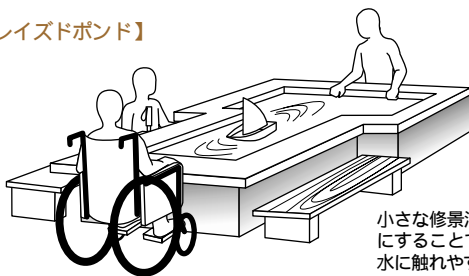
水に近づきやすい形状の壁泉

【砂場】



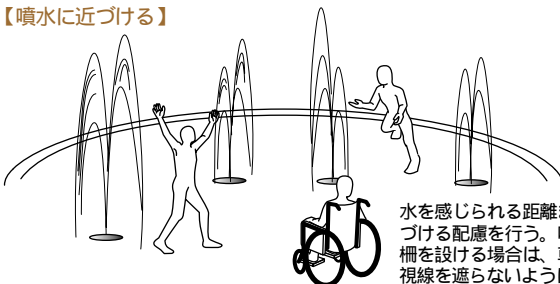
車いす使用者にも使いやすい形状のものも設ける。

【レイズドボンド】

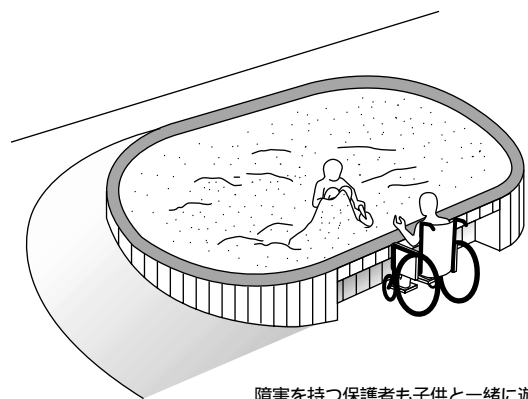


小さな修景池をレイズドボンド形式にすることで車いす使用者や幼児が水に触れやすくなる。

【噴水に近づける】

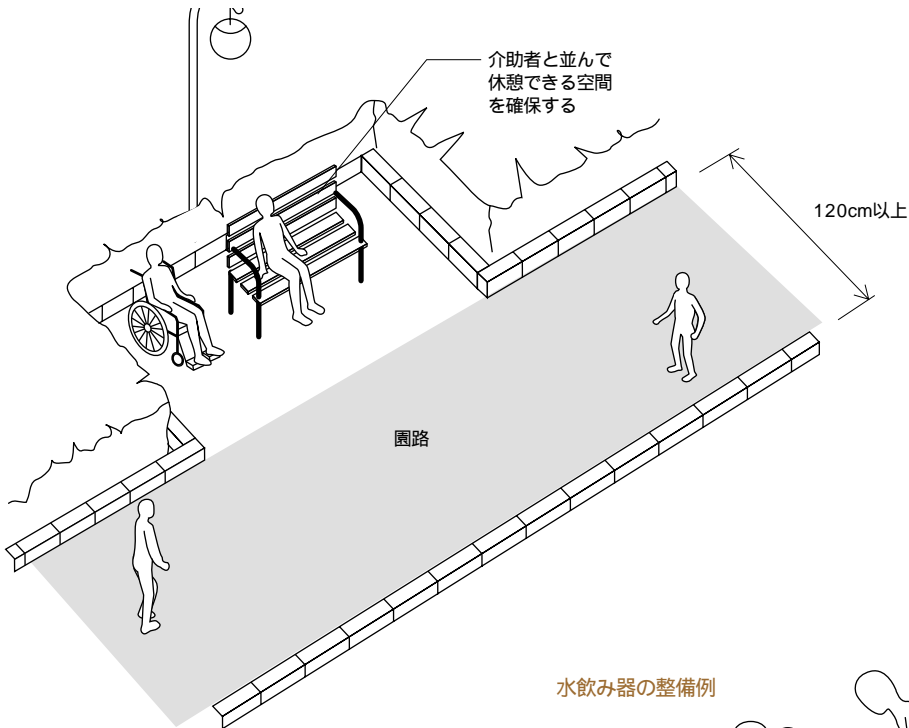


水を感じられる距離まで来園者が近づける配慮を行う。噴水周りに安全柵を設ける場合は、車いす使用者の視線を遮らないように注意する。

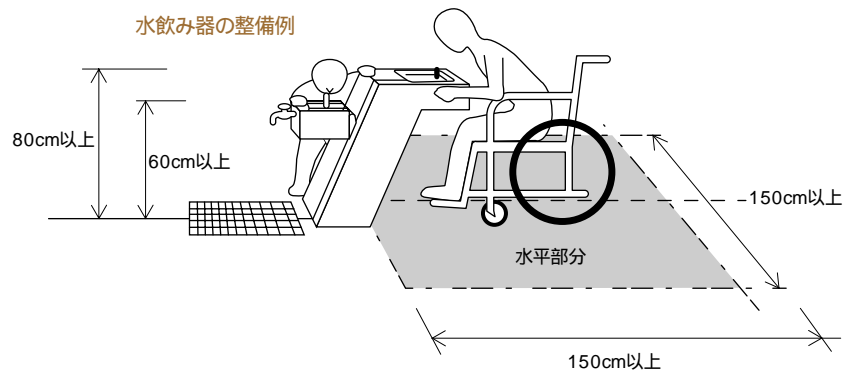


障害を持つ保護者も子供と一緒に遊べるように配慮した形状の砂場。

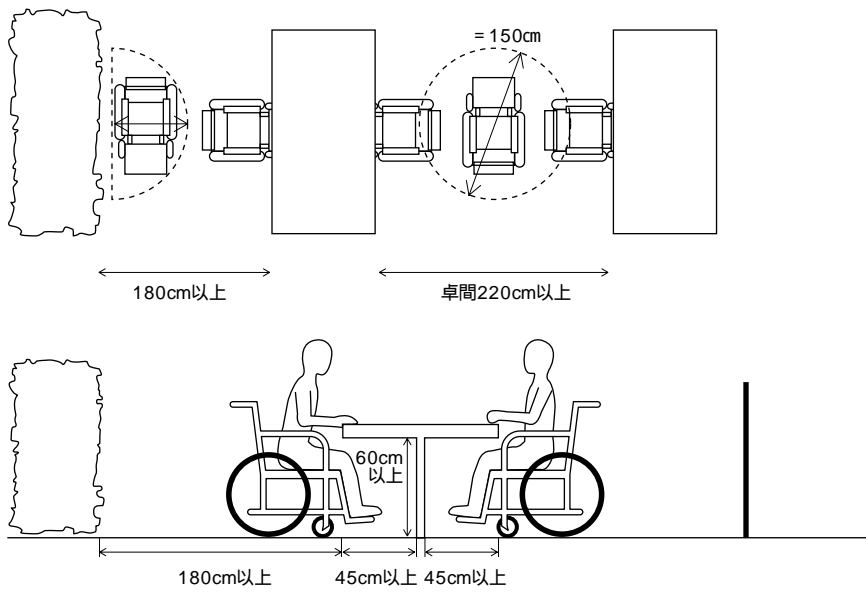
ベンチの整備例



水飲み器の整備例



野外卓の整備例



公園等の整備事例写真

出入口

出入口...①

車いすが通過できる車止め柵



出入口...②

バイクは通過できないが、車いすが通過できる柵



園路

園路...①

利用しやすい幅員と勾配を確保した園路



園路...②

段が識別しやすい階段



園路...③

車いす使用者やベビーカーに適した花壇の高さ



園路...④

自然なアプローチで併設した傾斜路と階段



便所

便所... ①

公園に設けたみんなのトイレ



便所... ②

円滑化された園路に設置された溝蓋



案内板等

案内板等... ①

視覚障害者に配慮した案内板



公園等

駐車場

駐車場... ①

一般者用と区別された駐車場



7 路外駐車場

【整備基準】

① 出入口	206
② 車いす使用者用駐車施設.....	208
③ 駐車場内の通路	208

整備基準

1 出入口

(施行規則別表2 路外駐車場)

駐車場の整備については、高齢者や身体障害者等の利用を考慮し、その乗降に支障のないように配慮した駐車スペースを設けるとともに、出入口の位置や標識についても利用しやすいように考慮して計画する必要がある。

出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

幅

イ 幅は、90cm以上とすること。

・「90cm」とは、車いす使用者が通過しやすい幅です。

段の禁止

ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

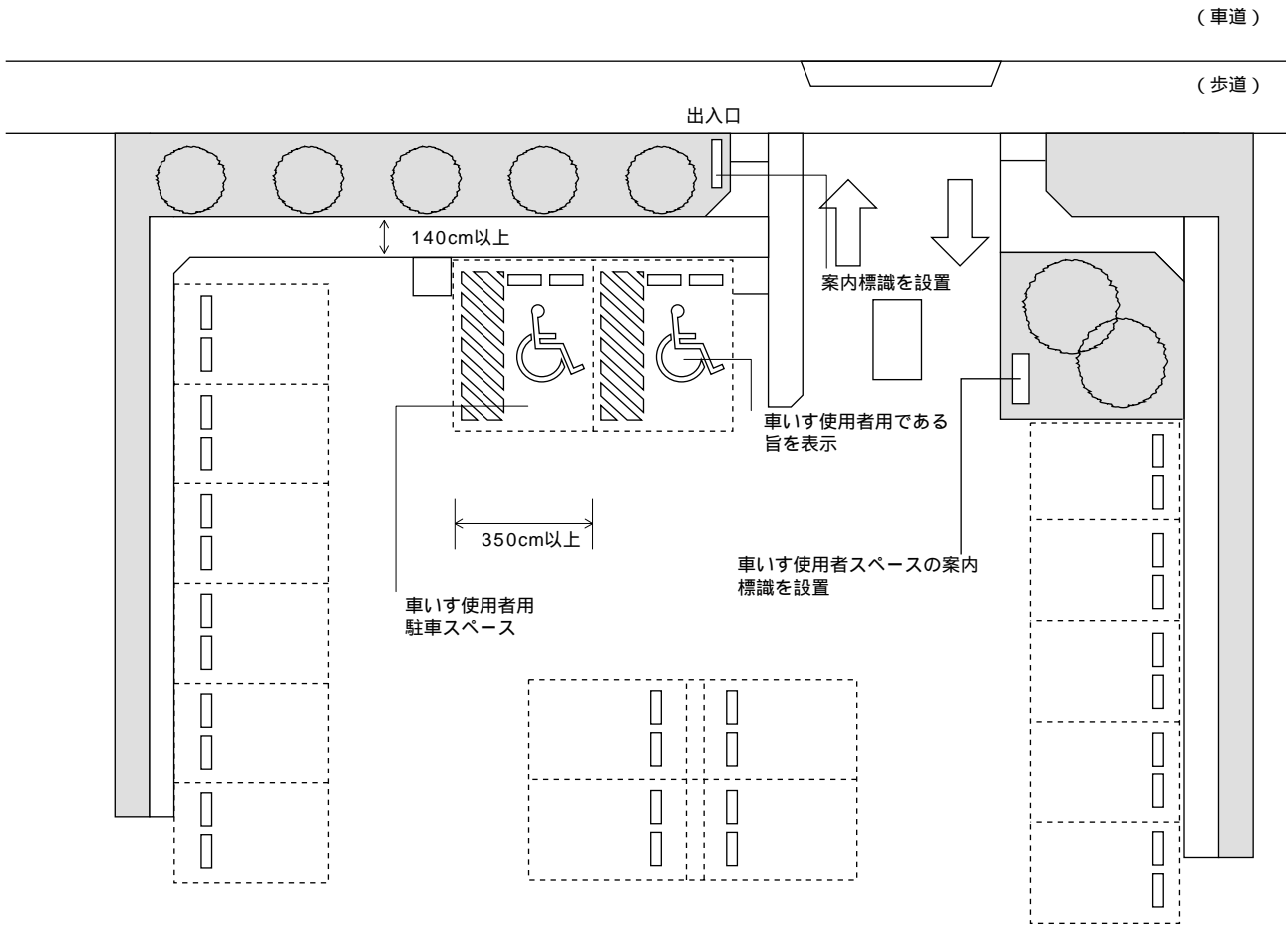
- ・原則、段差は設けませんが、排水等の理由によりやむを得ず設ける場合は、面取りされた2cm以下の段差とします。
- ・面取りされた2cmの段差は車いす使用者等にとって通行可能です。

路面

ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

・雨天時等に路面が濡れていることで滑りやすくなるために、滑りにくい材料で仕上げる必要があります。

路外駐車場の例



車いす使用者用駐車施設に、一般車がとまっていると困ります。
 車いすで車から移乗する際には、両手を使うために傘がさせません。ですから、上屋があると助かります。

整備基準

2 車いす使用者用 駐車施設

(施行規則別表2 路外駐車場)

次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。

位置

イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。

・建築物等からの落雪やつらなどの影響がないよう、安全な位置に設置することが必要です。
雪が降っても車いす使用者が円滑に移動できるように、車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設から外部出入口へ通ずる通路には、屋根又はひさしを設けることが望まれます。

幅

ロ 幅は、350cm以上とすること。

・自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へと容易に乗降できる幅を確保するためのものです。
・規定している幅員350cmとは、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペースを見込んだものです。

バックドアから乗降することを考慮して、奥行きは600cm以上とすることが望まれます。
車いす使用者が車体のどちら側からでも乗降できるように、車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設けることが望まれます。

標示

ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。

・車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものです。
・標示には、車体用スペースの床面に「国際シンボルマーク」を塗装により表示する。
・積雪時等も考慮し、立て看板などにより車いす専用である主旨を運転席からも判断しやすいようにします。

案内標示

ニ 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。

・駐車場を利用する際には、速やかに車いす使用者用駐車施設に移動できるように、その位置や経路について誘導標示することが必要です。

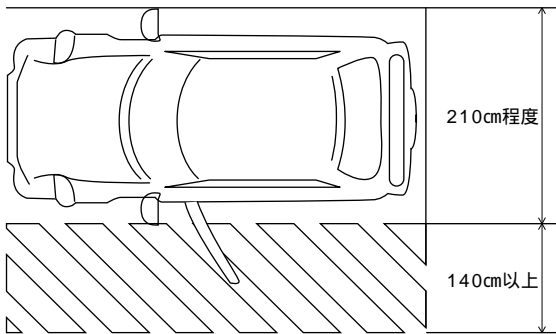
整備基準

3 駐車場内の 通路

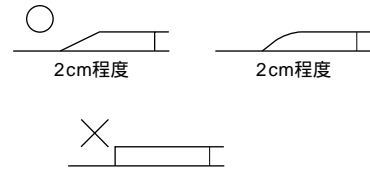
(施行規則別表2 路外駐車場)

1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表7の項イから二までに定める構造とすること。

駐車場の寸法例の例

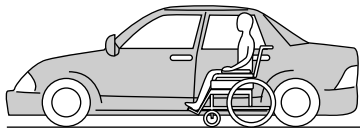


段差



車イス使用者が登れない恐れがある。
また、歩行者がつかずきやすい。

乗降スペースは極力水平に



まめ
ちしき

16

あらかわ福祉 体験広場

【あらかわ福祉体験広場のイメージ】



国土交通省荒川下流工事事務所では、福祉の荒川づくり計画に基づき“人づくり”と“仕組みづくり”を目指しています。その一環として、東京都足立区荒川河川敷に「あらかわ福祉体験広場」を設置しています。事前に申込をすることで、河川敷内にある第1～6の各ステージを、路面や幅員、段差、スロープなどの様々な条件を車いすに実際に乗って体験することができます。



第1ステージ 幅員の体験



第2ステージ 溝・段差の体験

国土交通省関東地方建設局荒川下流工事事務所「福祉の荒川づくり推進室」
TEL03-3902-3220(代) <http://www.ara.or.jp/simin/fukusi/>

関連資料

1. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
2. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則
3. 生活関連施設整備項目調書(チェックリスト)
4. ハートビル法
5. 交通バリアフリー法
6. 長寿社会対応住宅設計指針
7. 社団法人日本エレベーター協会標準
8. 安全・安心のまちづくり
9. その他

1. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

平成14年3月29日 秋田県条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策（第7条 第17条）

第3章 生活関連施設の整備等

第1節 生活関連施設の整備（第18条 第21条）

第2節 特定生活関連施設の整備（第22条 第28条）

第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備（第29条 第31条）

第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会（第32条 第36条）

第5章 雑則（第37条 第39条）

附則

私たちは、豊かな自然と雪国の風土の中で多彩な文化を培い、共に助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、若者の流出や少子化による人口減少と急速な高齢化に加え、就業構造の変化、核家族化の進行等は人々の意識や価値観に変化をもたらし、地域社会は大きく変わりつつある。

さらに、近年、高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適に生活できる社会を目指すための取組が強く求められている。

このような私たちを取り巻く環境の中で、1人ひとりが個人として尊重され、安全に安心して生活を営むことのできる社会を構築するためには、県民が一体となって、様々な障壁を取り除いていく必要がある。

ここに、県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会を形成するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、当該社会の形成に関する基本方針及び施策の基本的な事項を定め、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限等を受ける者をいう。
- 2 バリアフリー社会 高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会をいう。
- 3 生活関連施設 病院、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 4 特定生活関連施設 生活関連施設のうち特に整備が必要な施設で規則で定めるものをいう。
- 5 旅客車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車等で規則で定めるものをいう。
- 6 公共工作物 信号機、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 7 施設等 生活関連施設、旅客車両等、公共工作物及び住宅をいう。

(県の責務)

第3条 県は、市町村と連携し、事業者及び県民の協力を得て、バリアフリー社会の形成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、県民の意見を聴き、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、バリアフリー社会の形成のために自ら設置し、又は管理する施設等の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、バリアフリー社会の形成に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等のために整備された施設等、物品又はサービスの高齢者、障害者等による利用を妨げないようにしなければならない。

(県、事業者及び県民の連携)

第6条 県、事業者及び県民は、バリアフリー社会の形成に関するそれぞれの責務を自覚し、連携してバリアフリー社会の形成に努めるものとする。

第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策

(基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成に取り組むものとする。

- 1 県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること。
- 2 高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること。
- 3 高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、前条の基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 バリアフリー社会の形成に関する目標
 - 2 バリアフリー社会の形成に関する施策の方向
 - 3 前2号に掲げるもののほか、バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項
- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積雪への配慮)

第9条 県は、積雪地域であることに配慮して、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう除雪、防雪等の措置を講ずるように努めるものとする。

(安全の確保)

第10条 県は、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動)

第11条 県は、事業者及び県民に対し、バリアフリー社会の形成に関する理解を深め、自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第12条 県は、バリアフリー社会の形成に関する情報を収集し、適時に、事業者及び県民に提供するものとする。

2 県は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活に関する情報を円滑に活用することができる手段の確保に努めるものとする。

(学校教育の充実等)

第13条 県は、児童及び生徒がバリアフリー社会の形成に関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむよう教育の充実に努めるものとする。

2 県は、事業者及び県民がバリアフリー社会の形成に関する活動に取り組むことができるよう学習の機会の提供に努めるものとする。

3 県は、バリアフリー社会の形成に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

(支援活動の促進)

第14条 県は、バリアフリー社会の形成に関し、ボランティア活動その他の県民による支援活動を促進するための施策を推進するものとする。

(調査等の促進及び成果の普及)

第15条 県は、バリアフリー社会を形成するため、施設等、物品及びサービスに係る調査、研究及び技術開発を促進するとともに、これらの成果の普及を図るものとする。

(技術的援助等)

第16条 県は、バリアフリー社会の形成に関する施策の推進上必要があると認めるときは、事業者及び県民に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第17条 知事は、バリアフリー社会の形成に著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

第3章 生活関連施設の整備等

第1節 生活関連施設の整備

(整備基準の策定)

第18条 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他知事が必要と認めるものについて、生活関連施設の種別及び規模に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第19条 生活関連施設の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。)をいう。以下同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設(当該新築等に係る部分に限る。)について整備基準を遵守しなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事由により整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 生活関連施設を所有し、又は管理する者(以下「生活関連施設所有者等」という。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるように努めなければならない。

(維持保全)

第20条 生活関連施設所有者等は、整備基準に適合している部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第21条 生活関連施設所有者等は、規則で定めるところにより、知事に対し、その所有し、又は管理する生活関連施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第2節 特定生活関連施設の整備

(協議)

第22条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第23条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第24条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該特定生活関連施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第25条 知事は、前条及び次条（第4項を除く。）から第28条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第26条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が第22条第1項の規定による協議をすることなく当該新築等の工事に着手したときは、その者に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第22条第1項の規定により協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第22条第2項又は第24条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく、当該指導及び助言に従わないときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者に対し、立入調査に必ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第27条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定生活関連施設に関する報告等)

第28条 知事は、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準への適合の状況について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備

(旅客車両等の整備)

第29条 旅客車両等を所有し、又は管理する者は、当該旅客車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第30条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第31条 県民は、その所有する住宅について、居住者の身体機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会

(設置及び所掌事務)

第32条 知事の諮問に応じ、バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県バリアフリー社会形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、バリアフリー社会の形成に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第34条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第37条 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして規則で定めるもの(以下「国等」という。)については、第3章第2節の規定は、適用しない。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があった場合において必要があると認めるときは、国等に対し、整備基準に適合させることその他の必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(市町村の条例との関係)

第38条 生活関連施設に関し、市町村の条例により、この条例の規定による整備と同等以上の整備が行われると知事が認めるときは、当該生活関連施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない。

(規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条、第8条、第4章及び附則第3項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第22条第1項の規定は、この条例の施行の前日に新築等の工事に着手した者については、適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年秋田県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表中「社会福祉審議会の委員及び臨時委員」を「社会福祉審議会の委員及び臨時委員
バリアフリー社会形成審議会の委員」に改める。

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成11年秋田県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中1の項を1の2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

<p>1 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成14年秋田県条例第13号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第21条第1項の規定による適合証の交付の請求の受理</p> <p>ロ 条例第21条第2項の規定による適合証の交付</p> <p>ハ 条例第21条第3項の規定による生活関連施設が整備基準に適合している旨の公表</p> <p>ニ 条例第22条第1項の規定による協議の申請の受理</p> <p>ホ 条例第22条第1項の規定による協議の申請の県への送付</p> <p>ヘ 条例第22条第1項の規定による特定生活関連施設の新築等の計画の協議</p> <p>ト 条例第22条第2項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>チ 条例第23条の規定による工事完了の届出の受理</p> <p>リ 条例第24条第1項の規定による特定生活関連施設の整備基準への適合の状況の検査</p> <p>ヌ 条例第24条第2項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>ル 条例第25条第1項の規定による整備基準への適合状況の調査及び関係者への質問(条例第26条及び第27条に係るものを除く。)</p> <p>ヲ 条例第28条の規定による整備基準への適合状況の報告の徴収並びに必要な指導及び助言</p> <p>ワ 条例第37条第1項の規定による通知の受理</p> <p>カ 条例第37条第1項の規定による通知の県への送付</p> <p>コ 条例第37条第2項の規定による整備基準への適合その他必要な措置の要請</p>	<p>市町村(イからハまで、ヘからヲまで及びヨに掲げる事務(大館市にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。)にあっては秋田市及び大館市に、ホ及びカに掲げる事務(大館市にあっては、同号に掲げる建築物に係るものを除く。)にあっては秋田市を除く市町村に限る。)</p>
---	---

第2条の表15の項中「昭和25年法律第201号。」を削る。

2. 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則

秋田県規則第67号
平成14年11月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成14年秋田県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、同表の特定生活関連施設の欄に掲げるものとする。

(旅客車両等)

第4条 条例第2条第5号の規則で定める鉄道の車両、自動車等は、次に掲げるものとする。

- 1 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する車両(旅客車に限る。)
- 2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号八に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 3 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

(公共工作物)

第5条 条例第2条第6号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- 2 公衆電話所
- 3 バスの停留所
- 4 病院、官公庁の庁舎その他の公共施設の位置、名称等を表示するための案内板その他の設備(以下「案内板等」という。)のうち、生活関連施設の設備以外のもの

(整備基準)

第6条 条例第18条第2項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付の請求等)

第7条 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付申請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、条例第23条の規定による届出をするときは、当該請求は、第11条の届出書にその旨を付記してすることができる。

- 2 条例第21条第1項に規定する適合証の様式は、様式第2号によるものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生活関連施設所有者等に対し、当該生活関連施設に係る適合証を返還させることができる。

- 1 生活関連施設所有者等が偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたとき。
- 2 生活関連施設が整備基準に適合しなくなったとき。
- 3 生活関連施設の用途を変更して生活関連施設以外の施設としたとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当と認めるとき。

(特定生活関連施設の新築等の協議)

第9条 条例第22条第1項前段の規定による協議は、特定生活関連施設新築等協議書(様式第3号)により、当該特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに行うものとする。

2 条例第22条第1項後段の変更に係る協議は、特定生活関連施設変更協議書(様式第4号)により行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第22条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 1 変更後の計画において整備基準に適合させるべき部分の整備基準への適合の状況に変動を生じない変更
- 2 前号に規定する部分以外の部分の変更
- 3 工事着手予定日又は工事完了予定日の変更

(工事完了の届出)

第11条 条例第23条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書(様式第5号)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第6号によるものとする。

(適合状況の報告)

第13条 条例第28条に規定する報告は、特定生活関連施設適合状況報告書(様式第7号)により行うものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる者)

第14条 条例第37条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 建築基準法 昭和25年法律第201号 第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- 2 土地開発公社
- 2 条例第37条第1項ただし書の規定による通知は、特定生活関連施設新築等通知書(様式第8号)により行うものとする。

(添付書類)

第15条 第7条第1項の申請書、第9条第1項及び第2項の協議書、第13条の報告書並びに前条第2項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 生活関連施設の種類に応じ、別表第3に掲げる図書
- 2 知事が別に定める様式による生活関連施設整備項目調書
- 2 前項の規定にかかわらず、国等が前条第2項の通知に係る特定生活関連施設について第7条第1項の申請書を提出するときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、当該通知の内容に変更(第10条各号に掲げる変更を除く。)がある場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成15年4月30日までの間に特定生活関連施設の新築等の工事に着手する場合における条例第22条第1項前段の規定による協議についての第9条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定生活関連施設の新築等の工事に着手する日の30日前まで」とあるのは、「平成15年4月1日」とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
1 医療施設	病院、診療所、助産所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条に規定する施術所、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所、薬局その他これらに類するもの	すべてのもの
2 興行施設	興行場	当該生活関連施設の用途に供する建築物又は建築物の部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が100㎡以上のもの
3 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	すべてのもの
4 展示施設	自動車展示場、住宅機器展示場その他これらに類するもの	用途面積が100㎡以上のもの
5 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が100㎡以上のもの
6 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設	用途面積が100㎡以上のもの
7 福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第20条に規定する母子福祉施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センターその他これらに類するもの	すべてのもの
8 運動施設	体育館、水泳プール、ボーリング場、スキー場、スケート場、スポーツの練習場その他これらに類するもの	すべてのもの
9 遊技施設	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業の用に供する施設、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項（同令第17条の7において準用する場合を含む。）に規定する場外設備、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条第3項に規定する場外車券売場、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第1条第2項に規定する場外発売場その他これらに類するもの	用途面積が100㎡以上のもの
10 文化施設	博物館、図書館、公民館その他これらに類するもの	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	用途面積が100㎡以上のもの
12 飲食店	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号に規定する飲食店営業（旅館、仕出し屋及び弁当屋を除く。）及び同条第2号に規定する喫茶店営業の用に供する施設	用途面積が100㎡以上のもの
13 理容所等	理容所及び美容所	すべてのもの

14 サービス業を営む店舗	クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのための施設に限る。) 質屋営業の用に供する営業所、銀行の本店及び営業所、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の営業所又は事務所、給油所その他のサービス業を営む店舗	用途面積が100㎡以上のもの
15 自動車車庫	不特定かつ多数の者の利用に供する自動車車庫	自動車の駐車のために供する部分の床面積が500㎡以上のもの
16 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
17 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。)	すべてのもの
18 公益事業の営業所	郵便局、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事業場、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事業場、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第6条第2項に規定する第1種電気通信事業の用に供する事業場その他これらに類するもの	すべてのもの
19 学校等	学校(専修学校及び各種学校を含む。) 自動車教習所、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設	すべてのもの
20 共同住宅等	共同住宅及び寄宿舍	用途面積が2,000㎡以上のもの
21 事務所	事務所	用途面積が2,000㎡以上のもの
22 工場	工場その他これに類するもの	用途面積が2,000㎡以上のもの
23 火葬場	火葬場	すべてのもの
24 複合施設	1の項から23の項までに掲げる2以上の生活関連施設(これらの施設のうち1以上が、他の施設が属する項と異なる項に掲げられるものである場合に限る。)で構成される施設(それぞれの施設が明確に区分され、かつ、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。)	当該生活関連施設を構成する施設の1以上が、特定生活関連施設であるもの

備考 複合施設を構成する生活関連施設は、それぞれ独立した生活関連施設として条例及びこの規則の適用があるものとする。

2 公共交通機関の施設

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公共交通機関の施設	停車場、バスターミナル、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設、空港及びこれらの施設に隣接し、かつ、当該施設の利用を目的とする不特定かつ多数の者の通行の用に供する施設	すべてのもの

3 道路

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
道路	一般交通の用に供する道路（自動車のみ交通の用に供するものを除く。）	歩道その他これに類するもの（以下「歩道等」という。）又は横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）を有するもので、国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第4項に規定する施行地区（その面積が10,000㎡以上のものに限る。以下同じ。）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域（その面積が10,000㎡以上のものに限る。以下同じ。）内に設置するもの

4 公園等

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公園等	公園、緑地、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの（当該施設内にある建築物である施設を除く。）	国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域内に設置するもの

5 路外駐車場

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
路外駐車場	不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場（建築物である施設及び機械式駐車場を除く。）	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で同法第12条の規定により届け出なければならないもの及び道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のもの

別表第2（第6条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のある階及び4の項口に定める構造のエレベーターが停止する階に設けられるものに限る。以下同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の幅は、内のりを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とし、不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 全面が透明な戸を設ける場合においては、当該戸に衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ハ 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口及び駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項口に定める構造のエレベーターを設置するときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>(1) 幅は、内のりを140cm（車いすが転回することができる構造の部分の部分を設ける場合は、120cm）以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合においては、ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。を設けること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の出入口並びに4の項口に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 壁面には、突出物を設けないこと。ただし、やむを得ず突出物を設ける場合で、視覚障害者の通行に支障が生じないよう必要な措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>ニ 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から人又は12の項イに定める構造の案内板等により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、当該出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内のりを140cm（構造上やむを得ない場合は、120cm）以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。</p> <p>(2) こう配は、12分の1（高さが16cm以下の傾斜路にあっては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

1 建築物

<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（自動車車庫、共同住宅等、事務所及び工場にあっては、イからニまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 両側には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ハ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
<p>4 エレベーター</p>	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する生活関連施設（用途面積が2,000㎡以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用することができる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている場合に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>ロ イに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>（1）かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。</p> <p>（2）かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。</p> <p>（3）かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとすること。</p> <p>（4）かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>（5）かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>（6）かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>（7）かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>（8）かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（（7）に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>（9）乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。</p> <p>（10）乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>
<p>5 便所</p>	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上設けること。</p> <p>（1）車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設けること。ただし、用途面積が2,000㎡未満の生活関連施設において、当該空間を確保することが困難な場合で、車いす使用者が利用することができる便房を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（2）（1）に定める構造の便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>（3）（1）に定める構造の便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>（4）床には、段を設けないこと。</p> <p>（5）床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（6）（1）に定める構造の便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の付近には、当該便房を設けている旨及び車いす使用者以外の者も当該便房を利用できる旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。</p> <p>ハ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。</p>

	<p>二 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設（興行施設、遊技施設、自動車車庫、学校等、共同住宅等、事務所、工場及び火葬場を除く。）に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上設けること。</p> <p>(1) 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）が配置されている便所を1以上設けること。</p> <p>(2) 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口の付近には、これらの設備を設けている旨を見やすい方法で表示すること。</p>
<p>6 駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）</p>	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（口に定める構造の駐車場内の通路又は7の項イから二までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。</p> <p>(3) 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p> <p>ロ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口（自動車のみの利用に供するものを除く。）から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項イから二までに定める構造とすること。</p>
<p>7 敷地内の通路</p>	<p>イ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準ずるものとすること。</p> <p>ハ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>二 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該生活関連施設の敷地の接する道路若しくは建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地（以下「道路等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、当該出入口から道路等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道路等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>(1) 有効幅員は、140cm以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ホ 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設（自動車車庫、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道路等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

1 建築物

	<p>へ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、140cm(段を併設する場合は、90cm)以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、20分の1(傾斜路の高さが16cm以下の場合には8分の1、75cm以下の場合又は敷地の状況によりやむを得ない場合は12分の1)を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p>
8 観覧席及び客席	<p>イ 興行施設、集会施設又は運動施設に固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用することができる部分を1以上設けること。</p> <p>ロ イの車いす使用者が利用することができる部分は、当該部分へ通ずる1の項に定める構造の出入口から円滑に到達することができ、かつ、観覧しやすい位置に設けること。</p>
9 客室	<p>用途面積が2,000㎡以上の宿泊施設の客室(宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。)のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保し、かつ、手すりその他の設備を適切に配置すること。</p> <p>ロ 便所は、5の項イに定める構造とすること。</p> <p>ハ 浴室は、10の項イからホまでに定める構造とすること。ただし、客室以外に同項に規定する浴室等を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 音声、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる装置を設けること。</p>
10 浴室及びシャワー室(脱衣室及び更衣室を含む。以下「浴室等」という。)	<p>医療施設、宿泊施設、福祉施設又は運動施設に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等(居室又は客室の内部に設けるものを除く。)を設ける場合及び公衆浴場においては、次に定める構造の浴室等を1以上(当該浴室等に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上)設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</p> <p>ロ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 手すり及び腰掛けを適切に配置すること。</p> <p>ホ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる水栓器具を1以上設けること。</p> <p>へ 高齢者、障害者等が円滑に操作することができる非常通報装置を設けること。</p>
11 授乳及びおむつ替えの場所	<p>用途面積が2,000㎡以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設及び官公庁の庁舎には、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。</p>
12 案内板等	<p>イ 案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい平易な文字、記号及び図で表記する等高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとすること。</p> <p>(2) 点字を用いる等視覚障害者が理解しやすいものとすること。</p> <p>ロ 5の項イに定める構造の便所を設ける場合においては、その位置を表示する案内板等を設けること。</p>

2 公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）</p>	<p>イ 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と旅客車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を、乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>ロ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場又はホに定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上やむを得ない場合で、エレベーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。</p> <p>ハ 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1）幅は、内のりを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とすること。</p> <p>（2）戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>（3）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p> <p>ニ 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（1）床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>（2）幅は、内のりを140cm（車いすが転回することができる構造の部分の幅を設ける場合は、120cm）以上とすること。</p> <p>（3）戸を設ける場合においては、当該通路の幅は、内のりを90cm（構造上やむを得ない場合は、80cm）以上とし、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>（4）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p> <p>（5）視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。</p> <p>ホ 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>（1）かごの幅は、内のりを140cm以上とし、かごの奥行きは、内のりを135cm以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>（2）かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>（3）かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>（4）かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>（5）かご内には、手すりを設けること。</p> <p>（6）かご及び昇降路の出入口の幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>（7）かご及び昇降路の出入口の戸は、ガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視認できる構造とすること。</p> <p>（8）かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。</p> <p>（9）かご内及び乗降口ピーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>（10）かご内及び乗降口ピーに設ける制御装置（（9）に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>（11）乗降口ピーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを150cm以上とすること。</p> <p>（12）乗降口ピーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>

2 階段	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、第1号の表3の項に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ロ 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p>
3 案内設備	<p>イ 旅客車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備を設けること。</p> <p>ロ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「昇降機等」という。）の付近には、昇降機等がある旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>ハ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、改札口を含む。二において同じ。）の付近には、昇降機等の位置を表示する案内板等を設けること。ただし、昇降機等を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の位置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
4 便所	<p>イ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、第1号の表5の項イに定める構造の便所を1以上設けること。</p> <p>ロ イに定める構造の便所以外に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便房を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。</p> <p>ハ 不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>ニ 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、乳幼児いす等が配置されている便房を1以上設けること。</p> <p>ホ 移動円滑化経路と便所との間の経路には、1の項ニに定める構造の通路を1以上設けること。</p>
5 乗車券等販売所、待合所及び案内所（以下「乗車券販売所等」という。）	<p>イ 移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路には、1の項ニに定める構造の通路を1以上設けること。</p> <p>ロ 出入口を設ける場合においては、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>（1）幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>（2）戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>（3）車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、第1号の表2の項ホに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。</p>
6 休憩設備	<p>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
7 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。</p> <p>イ 幅は、内のりを80cm以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ニ 移動円滑化経路を構成する通路に敷設される視覚障害者誘導用ブロックと連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
8 鉄道駅のプラットホーム、バスターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備	<p>イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロック、さくその他視覚障害者の転落を防止する設備を設けること。</p>

3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>イ 歩道等は、車道、路肩及び停車帯（以下「車道等」という。）と適切な方法により分離すること。</p> <p>ロ 有効幅員は、200cm以上とすること。</p> <p>ハ 横断こう配は、2%以下とすること。</p> <p>ニ 縦断こう配は、5%（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8%）以下とすること。</p> <p>ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道等と車道等の段差は、2cm以下とすること。</p> <p>ヘ ホの段差に接する歩道等の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる水平な部分を設けること。</p> <p>ト 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>チ 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>リ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合においては、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の路面との輝度比が大きいことにより容易に識別できる色とすること。</p>
2 立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 階段、傾斜路及びその踊場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>ホ エレベーターを設ける場合においては、当該エレベーターは、第2号の表1の項ホに定める構造とすること。</p> <p>ヘ 階段及び傾斜路の上端及び下端並びにエレベーターの昇降口に近接する歩道及び通路並びに踊場の部分には、1の項リに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

4 公園等

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、120cm以上とすること。</p> <p>ロ 車止めのさく等を設ける場合においては、さく等とさく等の間隔は、90cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 出入口が車道等に接する場合においては、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、舗装材を変化させる等により車道等と識別しやすいものとする。</p>
2 園路	<p>イ 園路のうち、1以上の園路は、1の項に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、5%（地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、8%）以下とすること。</p> <p>(3) こう配が3%以上で延長が30m以上の園路には、延長30m以内ごとに長さ150cm以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合で、ハに定める構造の傾斜路を併設するときは、この限りでない。</p> <p>(5) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>ロ 園路に設けられる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 回り段を設けないこと。</p> <p>(4) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	<p>(5) 高さが3mを超える階段には、高さ3m以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(6) 階段の上端及び下端に接する園路には、長さ120cm以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(7) 階段の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ハ 園路に設けられる傾斜路及びその踊場（口に定める構造の階段に併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、90cm以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、5%（傾斜路の高さが16cm以下の場合は12%、75cm以下の場合は8%）以下とすること。</p> <p>(3) 高さが75cmを超える傾斜路には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
3 便所	<p>イ 便所を設ける場合においては、第1号の表五の項イに定める構造の便所を1以上設けること。</p> <p>ロ イに定める構造の便所以外に便所を設ける場合においては、腰掛便座及び手すりが配置されている便所を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれの区分ごとに1以上）設けること。</p> <p>ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設けること。</p> <p>ニ 出入口は、2の項イに定める構造の園路に接すること。</p>
4 案内板等	案内板等を設ける場合においては、当該案内板等は、第1号の表12の項イに定める構造とすること。
5 駐車場	<p>イ 駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(1) 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p> <p>ロ 車いす使用者用駐車施設と2の項イに定める構造の園路との間の経路には、移動円滑化経路を1以上設けること。</p>

5 路外駐車場

整備項目	整備基準
1 出入口（自動車のみの利用に供するものを除く。）	<p>出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、90cm以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
2 車いす使用者用駐車施設	<p>次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 積雪、落雪、路面凍結等に十分配慮し、車いす使用者が安全に利用することができる場所に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車施設の位置及び自動車の利用に供する出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路を表示すること。</p>
3 駐車場内の通路	1の項イに定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表7の項イから二までに定める構造とすること。

別表第3（第15条関係）

生活関連施設の種類	図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、協議等に係る建築物と他の建築物との別、建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、視覚障害者誘導用ブロックの位置、手すりの位置並びに敷地内の通路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、廊下等の位置及び幅、視覚障害者誘導用ブロックの位置、手すりの位置、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅員、その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地の接する公共用通路の位置、協議等に係る公共交通機関の施設と他の施設との別並びに公共交通機関の施設及びその出入口の位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、移動円滑化経路の位置、視覚障害者誘導用ブロックの位置、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、改札口の位置及び幅、乗降場の位置その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、歩道等の位置及び幅員、視覚障害者誘導用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法
公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、園路の位置、幅員及び縦断こう配、視覚障害者誘導用ブロックの位置、建築物の位置及び用途、車いす使用者が利用できる便房のある便所の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、出入口の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用駐車施設から出入口までの通路の位置及び幅員その他整備基準に適合させるべき部分の位置及び寸法

3. 生活関連施設整備項目調書（チェックリスト）

様式第1号 適合証交付申請書（第7条関係）

（A4判）

適合証交付申請書

秋田県知事 様

年 月 日

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第21条第1項の規定により、適合証の交付を受けた
いので次のとおり申請します。

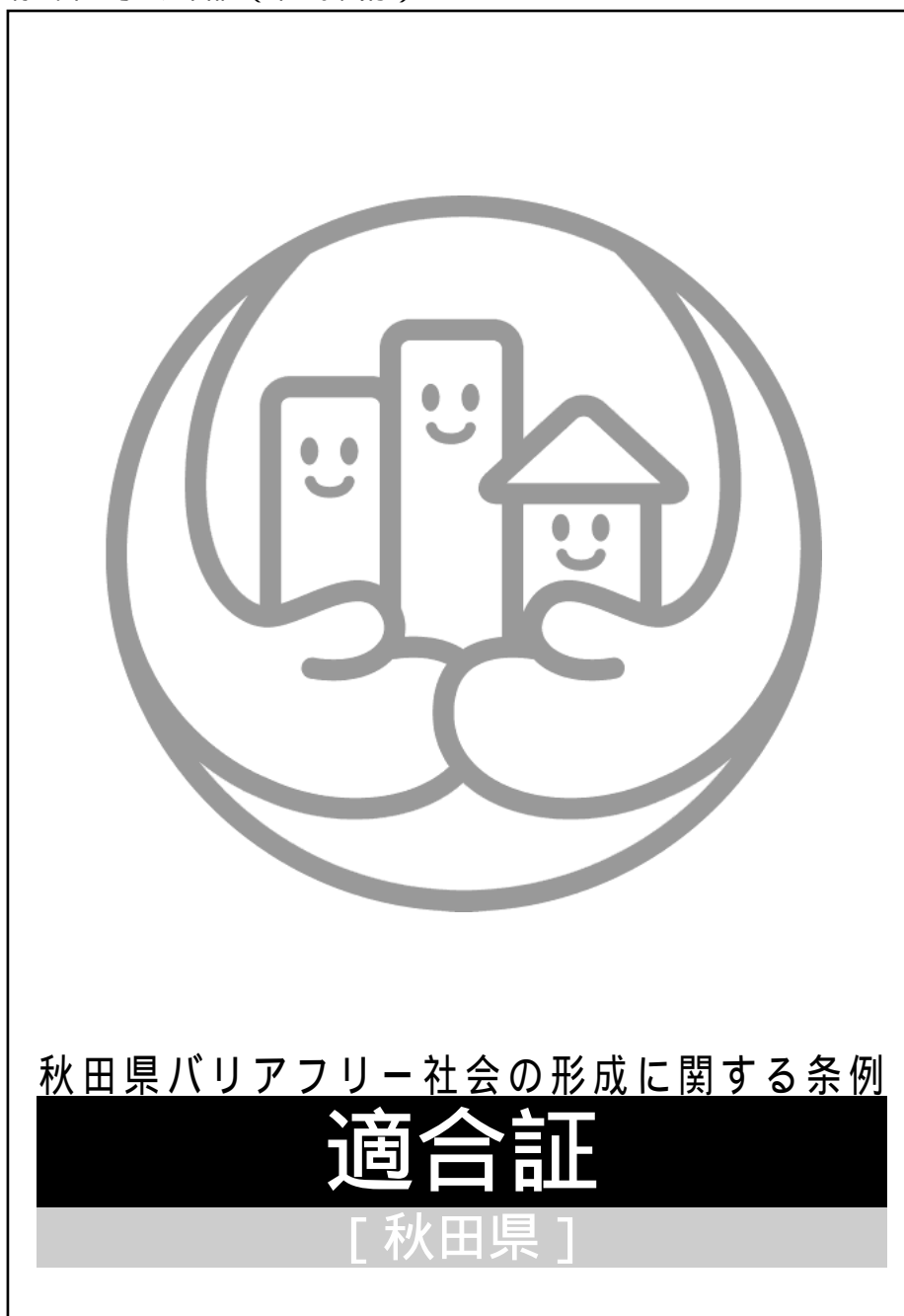
施設 の 名 称						
施設 の 所 在 地						
施設 の 区 分		建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場				
施設 の 概 要	建 築 物	主要な用途		構 造	階 数	
				造	地上 階/地下 階	
	公 共 交 通 機 関 の 施 設	規 模	新築等の部分		それ以外の部分	計
			m ²		m ²	m ²
	道 路	延 長		m		
	公 園 等	敷地面積		m ²		
路外駐車場	駐車のために供する部分の面積		m ²			
担 当 者 連 絡 先		住 所				
		氏 名		電話番号		

※ 受 付	※ 処 理
—	
年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第2号 適合証（第7条関係）



備考

- 1 大きさは、縦297mm、横210mmとする。
- 2 材質は、アクリル樹脂製とする。
- 3 マークの地色及び「[秋田県]」の周囲の色は黄、マークの輪郭線及び「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」の文字の色は橙、「適合証」の周囲の色及び「[秋田県]」の文字の色は青とする。

特定生活関連施設新築等協議書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり協議します。

施設 の 名 称						
施設 の 所 在 地						
施設 の 区 分		建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場				
新築等の種別		新築・新設・増築・改築・用途の変更				
施設 の 概 要	建 築 物	主要な用途		構 造	階 数	
				造	地上 階/地下 階	
	公 共 交 通 機 関 の 施 設	規 模	新築等の部分		それ以外の部分	計
			m ²		m ²	m ²
	道 路	延 長		m		
	公 園 等	敷地面積		m ²		
路外駐車場	駐車のに供する部分の面積		m ²			
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日 年 月 日		
担当者連絡先		住 所				
		氏 名		電話番号		

※ 県 受 付	※ 市町村受付	※ 処 理
—	—	
年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄及び施設の工事種別の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第4号 特定生活関連施設変更協議書(第9条関係)

(A4判)

特定生活関連施設変更協議書			
秋田県知事 様		年 月 日	
		住 所 氏 名	
		電話番号	
[法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]			
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり協議します。			
施設の名称			
施設の所在地			
施設の区分	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場		
特定生活関連施設新築等協議書	県受付番号	—	
	県受付年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
担 当 者 連 絡 先	住 所		
	氏 名	電話番号	
※ 県 受 付	※ 市町村受付	※ 処 理	
—	—		
年 月 日	年 月 日		

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

特定生活関連施設工事完了届出書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
施設 の 区 分	建築物 ・ 公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場
特定生活関連施設新築等協議書	県受付番号 ー 県受付年月日 年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
条例第21条第1項の規定による適合証の交付申請	申請する ・ 申請しない
担当者連絡先	住 所
	氏 名
	電話番号


※ 受 付	※ 処 理
ー	
年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 条例第21条第1項の規定による適合証の交付申請の欄は、どちらかを で囲んでください。
- 3 印欄には、記入しないでください。

様式第6号 立入調査身分証明書(第12条関係)

(表 面)

第 号	身 分 証 明 書
	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第25条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日 交付</p> <p>秋田県知事 印</p>	

(裏 面)

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第25条 知事は、前条及び次条(第4項を除く。)から第28条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

特定生活関連施設適合状況報告書

年 月 日

秋田県知事 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第28条の規定により、次のとおり報告します。

施設の名称						
施設の所在地						
施設の区分		建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場				
施設の概要	建築物	主要な用途	構造	階数		
			造	地上	階/地下	階
	公共交通機関の施設	規模	新築等の部分	それ以外の部分	計	
			m ²	m ²	m ²	
	道路	延長	m			
	公園等	敷地面積	m ²			
路外駐車場	駐車のに供する部分の面積	m ²				
担当者連絡先	住所					
	氏名		電話番号			

※ 受付	※ 処理
—	
年 月 日	

備考

- 1 施設の区分の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

様式第8号 特定生活関連施設新築等通知書(第14条関係)

(A4判)

特定生活関連施設新築等通知書						
秋田県知事 様				年 月 日		
				住 所		
				氏 名		
				〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
				電話番号		
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第37条第1項ただし書の規定により、次のとおり通知します。						
施設の種類		建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場				
新築等の種別		新築・新設・増築・改築・用途の変更				
施設概要	建築物	主要な用途		構造	階数	
				造	地上階/地下階	
	公共交通機関の施設	規模	新築等の部分		それ以外の部分	計
			m ²		m ²	m ²
	道路	延長	m	立体横断施設	横断歩道橋・地下横断歩道	
	公園等	敷地面積	m ²	工事区域の面積	m ²	
路外駐車場	駐車の用に供する部分の面積	m ²				
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日 年 月 日		
担当者連絡先		住 所				
		氏 名		電話番号		
※ 県 受 付		※ 市町村受付		※ 処 理		
—		—				
年 月 日		年 月 日				

備考

- 1 施設の区分の欄及び新築等の種別の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 2 印欄には、記入しないでください。

生活関連施設整備項目調書(建築物用)

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

1 出入口		適合状況	摘要	
直接地上に通ずる 1以上の出入口の 構造	イ 出入口の幅	内のり90cm以上(構造上やむを得ない場合80cm以上)		
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能な構造		
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置		
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない		
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ		
駐車場へ通ずる 1以上の出入口 の構造	イ 出入口の幅	内のり90cm以上(構造上やむを得ない場合80cm以上)		
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能な構造		
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置		
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない		
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ		
不特定かつ多数の 者が利用する各室 の1以上の出入口 の構造	イ 出入口の幅	内のり80cm以上		
	ロ 戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過可能		
	ハ 衝突防止	全面が透明な戸の衝突防止措置		
	ニ 段の禁止	車いす使用者の通過の際に支障となる段を設けない		
	ホ 床面	平坦で滑りにくい仕上げ		
2 廊下等		適合状況	摘要	
イ 床面		滑りにくい仕上げ		
ロ 段の構造		3に定める階段の構造に準じた構造		
ハ 建物出入口及び 駐車場に通ずる 出入口から建物 内出入口に至る 経路における1 以上の廊下等の 構造	(1)幅	内のり140cm以上 (車いすが転回できる場所を設ける場合120cm以上)		
	(2)高低差の処理	高低差がある場合のホの傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	(3)水平の確保	1に定める出入口の部分		
		4に定めるエレベーターの昇降路の出入口に接する部分		
		車いす使用者用特殊構造昇降機の出入口に接する部分		
(4)突出物	壁面の突出物を設けない			
ニ 視覚障害者誘導用ブロック等		建物出入口から受付又は案内板等までの廊下への視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置等の設置		
ホ 傾斜路及びその 踊場の構造	(1)幅	内のり140cm(段を併設する場合は90cm)以上		
	(2)勾配	1/12(高低差16cm以下の場合1/8)を超えない		
	(3)踊場	高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置		
	(4)手すり	手すりの設置		
	(5)転落防止	両側に転落防止の措置		
	(6)床面	滑りにくい仕上げ		
	(7)傾斜路の識別	傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの		
	(8)視覚障害者誘 導用ブロック の敷設	傾斜路の上下端に近接する廊下等の部分		
踊場部分				

3 階段(自動車車庫、共同住宅等、事務所、工場はイ~二の基準のみ適用)			適合状況	摘要
イ 手すり	両側に手すりの設置			
ロ 回り段の禁止	主たる階段には回り段を設けない			
ハ 踏面	滑りにくい仕上げ			
ニ 段の識別	段を識別しやすく、つまずきにくい構造			
ホ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する廊下等の部分 踊場部分			
4 エレベーター			適合状況	摘要
イ 設置	用途面積 2,000㎡以上の施設に設置			
ロ エレベーターの構造	かごの構造	(1)床面積1.83㎡以上		
		(2)奥行きは内のり135cm以上		
		(3)平面形状は車いすの転回に支障がないもの		
		(4)かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
		(5)かご内に到着階及び戸の開鎖を音声で知らせる装置の設置		
		(6)かご及び昇降路の出入口の幅は内のり80cm以上		
	制御装置	(7)車いす使用者が利用しやすい位置に設置		
		(8)視覚障害者が円滑に操作できる構造 ((7)の制御装置は除く)		
	乗降ロビー	(9)幅及び奥行きは内のり150cm以上		
		(10)音声案内装置の設置		
5 便所			適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数の者の利用に供する1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便所の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所の設置		
		用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便所の設置		
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上		
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	床に段を設けない		
	(5)床面	滑りにくい仕上げ		
(6)標示	便所及び便房の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示			
ロ 一般用便所	腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置			
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置			
ニ 用途面積2,000㎡以上の施設における1以上の便所の構造(興行施設、遊戯施設、自動車車庫、学校等、共同住宅等、事務所、工場を除く)	(1)乳幼児いす等	乳幼児いす等乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設置		
	(2)乳幼児ベッド等	乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えできる設備を1以上設置(おむつ替えのできる設備が他に設置される場合は除く)		
	(3)案内標示	便房及び便所の出入口に(1),(2)の設備が設置されている旨の表示		
6 駐車場(機械式駐車場を除く)			適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数が利用する駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積500㎡以上)を設ける場合、次の構造の車いす使用者駐車場を1以上設置	(1)設置位置	1に定める出入口からの距離ができるだけ短い位置		
	(2)雪の配慮	積雪・落雪・路面凍結等に配慮し、安全に利用できる場所に設置		
	(3)幅	350cm以上		
	(4)標示	車いす使用者用である旨を見やすく表示		
	(5)案内標示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示		
ロ 駐車場内通路の構造	7に定める敷地内通路のイから二に定める構造			

7 敷地内の通路		適合状況	摘要
イ 路面	滑りにくい仕上げ		
ロ 段の構造	3に定める階段のイからロの構造に準じた構造		
ハ 排水溝	つえ及び車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		
ニ 建物出入口から道又は車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路の構造	(1)幅員	140cm以上	
	(2)高低差の処理	へに定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置	
	(3)水平の確保	1に定める出入口に接する部分 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分	
ホ 用途面積が2,000㎡以上の生活関連施設(自動車車庫、共同住宅等、事務所、工場を除く)における直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内通路のうちそれぞれ1以上の敷地内通路の構造	(1)視覚障害者の誘導	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置の設置(常時勤務者が誘導できる場合などは可)	
	(2)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	車路に接する部分	
		車路を横断する部分	
		段の上端に近接する部分	
		段の踊場部分	
	傾斜路の上端に近接する部分		
	傾斜路の踊場部分		
ヘ 傾斜路及びその踊場の構造	(1)幅員	有効幅員140cm以上(段を併設する場合90cm以上)	
	(2)勾配	1/20(高さ16cm以下の場合は1/8、75cm以下の場合は1/12)を超えないこと	
	(3)踊場	高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置	
	(4)手すり	手すりの設置	
	(5)転落防止	両側に転落防止の措置	
	(6)床面	滑りにくい仕上げ	
	(7)傾斜路の識別	傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの	
8 観覧席及び客席(対象:興行施設、集会施設、運動施設)		適合状況	摘要
イ 設置	固定式の観覧席又は客席を設ける場合、車いす使用者が利用できる部分を1以上設置		
ロ 位置	1に定める出入口から円滑に到達可能で観覧しやすい位置に設置		
9 客室		適合状況	摘要
用途面積が2,000㎡以上の宿泊施設における1以上の客室の構造	イ 車いす使用者への配慮	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保 手すりその他の設備を適切に配置	
	ロ 便所	5に定める便所のイの構造に準じたもの	
	ハ 浴室、脱衣室の構造	10に定める浴室等のイからホの構造に準じたもの(浴室等が他に設置される場合は除く)	
	ニ 視覚障害者等への配慮	視覚障害者、聴覚障害者に音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置の設置	

10 浴室及びシャワー室(脱衣室及び更衣室を含む)			適合状況	摘要
医療施設、宿泊施設、福祉施設、運動施設、公衆浴場における1以上の浴室等の構造(男女の区分がある場合それぞれ1以上)	イ 車いす利用者への配慮	車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保		
	ロ 床面	滑りにくい仕上げ		
	ハ 段の禁止	床、出入口には車いす使用者が支障となる段を設けない		
	ニ 手すり、腰掛	手すり、腰掛を適切に配置		
	ホ 水栓器具	高齢者、障害者等が円滑に操作できる水洗器具を1以上設置		
	ヘ 非常通報装置	高齢者、障害者等が円滑に操作できる非常通報装置の設置		
11 授乳及びおむつ替えの場所			適合状況	摘要
用途面積が2,000㎡以上の医療施設、集会施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、文化施設、官公庁の庁舎に授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設置				
12 案内板等			適合状況	摘要
イ 案内板等の構造	(1)表示方法	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいもの(大きく分かりやすい文字、記号、図など)		
	(2)視覚障害者への配慮	点字等を用いて視覚障害者が見やすいもの		
ロ 5に定める便所を設置した場合のその位置を示す案内板等の設置				

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合
- ・整備基準に適合していない場合 x
- ・整備基準が該当しない場合 /

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又はxを記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

生活関連施設整備項目調査(公共交通機関の施設用)

施設の名 称	
施設の所在地	

1 移動円滑化経路			適合状況	摘要
イ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置				
ロ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合の傾斜路又はエレベーターの設置				
傾斜路を設置する場合の傾斜路の構造	(1)幅	内のり140cm以上、ただし、段を併設する場合は90cm以上		
	(2)勾配	1/12(高低差16cm以下の場合1/8)を超えない		
	(3)踊場	高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置		
	(4)手すり	手すりの設置		
	(5)転落防止	両側に転落防止の措置		
	(6)床面	滑りにくい仕上げ		
	(7)傾斜路の識別	傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの		
	(8)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	傾斜路の上下端に近接する廊下等の部分 踊場部分		
エレベーターを設置する場合		ホに定める構造のエレベーター		
ハ 移動円滑化経路と公共用通路の出入口の構造	(1)幅	内のり90cm以上		
	(2)戸の構造	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(3)段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段を設けない		
ニ 移動円滑化経路を構成する通路の構造	(1)床面	滑りにくい仕上げ		
	(2)幅	内のり140cm以上(車いすが転回できる場所を設置する場合は120cm以上)		
	(3)戸の構造	幅は内のり90cm以上 自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段を設けない		
	(5)視覚障害者への配慮	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置の設置		
ホ 移動円滑化経路を構成するエレベーターの構造	かごの構造	(1)幅は内のり140cm以上、奥行きは内のり135cm以上		
		(2)停止予定階、現在位置を表示する装置		
		(3)音声によりかごの到着する階、戸の開閉を知らせる装置		
		(4)車いす使用者の乗降の際、かご、昇降路の出入口を確認するための鏡		
		(5)手すりの設置		
		(6)内のり80cm以上		
		(7)かご外からかご内が視認できる構造		
		(8)開閉時間を延長する機能がある		
	制御装置	(9)車いす使用者が利用しやすい位置に設置		
		(10)視覚障害者が円滑に操作できる構造((9)の制御装置を除く)		
	乗降口ピー	(11)幅及び奥行きは150cm以上		
		(12)昇降方向を知らせる音声案内装置の設置		

2 階段			適合状況	摘要
第1号の表3に定める構造	イ 手すり	両側に手すりの設置		
	ロ 回り段禁止	主たる階段には回り段を設けない		
	ハ 踏面	滑りにくい仕上げ		
	ニ 段の識別	段を識別しやすく、つまずきにくい構造		
	ホ 視覚障害者への配慮	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する廊下 踊場部分	
イ 点字標示	手すり端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字のはり付け			
ロ 転落防止	階段の両側に転落防止の措置			
3 案内設備			適合状況	摘要
イ 情報設備	車両等の運行情報を文字で表示する設備及び音声による情報提供設備の設置			
ロ 標示	昇降機、便所、乗車券販売所がある旨を見やすい方法で表示			
ハ 昇降機等の位置の表示	公共用通路に直接通ずる出入口付近に昇降機等の位置を表示した案内板等その他設備の設置(容易に視認できる場合は除く)			
ニ 視覚障害者への配慮	公共用通路に直接通ずる出入口付近に施設の構造、昇降機等の位置を点字で表示した案内板等の設置			
4 便所			適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数の者の利用に供する1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便所の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所の設置 (用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便房とすることができる)		
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上		
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	床に段を設けない		
	(5)床面	滑りにくい仕上げ		
	(6)標示	便所及び便房の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示		
ロ 一般用便所	腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置			
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置			
ニ 乳幼児いす等	幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設置			
ホ 経路	移動円滑化経路と便所との間の経路には、1に定める移動円滑化経路の二に定める構造の通路を1以上設置			
5 乗車券販売所等			適合状況	摘要
イ 経路	移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路には、1に定める移動円滑化経路の二に定める構造の通路を1以上設置			
ロ 出入口を設ける場合の構造	(1)幅	内のり80cm以上		
	(2)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過できる構造		
	(3)段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段を設けない		
6 休憩設備			適合状況	摘要
高齢者、障害者等の休憩できる設備を1以上設置				
7 改札口			適合状況	摘要
改札口を設ける場合の1以上の改札口の構造	イ 幅	内のり80cm以上		
	ロ 段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段差を設けない		
	ハ 床面	滑りにくい仕上げ		
	ニ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	移動円滑化経路を構成する通路に連続して敷設する		
8 鉄道駅のプラットフォーム、バスターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備			適合状況	摘要
イ 床面	滑りにくい仕上げ			
ロ 転落防止	視覚障害者誘導用ブロック、さくその他視覚障害者の転落等を防止するための設備の設置			

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目 番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合
- ・整備基準に適合していない場合×
- ・整備基準が該当しない場合/

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又は×を記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

生活関連施設整備項目調査(道路用)

路線の名称	
箇所名	

1 歩道等		適合状況	摘要
イ 歩車の分離	歩道等と車道等の分離		
ロ 有効幅員	200cm以上		
ハ 横断勾配	2%以下		
ニ 縦断勾配	5%以下		
ホ 段差	交差点、横断歩道に接する歩道等と車道等の段差は2cm以下		
ヘ 水平区間	ホの段差に接する部分に水平区間を設置		
ト 路面	平坦で滑りにくい仕上げ		
チ 排水溝	つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		
リ 視覚障害者誘導用ブロックの色	黄色その他周囲の路面と容易に識別できる色		
2 立体横断施設		適合状況	摘要
イ 手すり	階段、傾斜路、踊場の両側には手すりを設置		
ロ 回り段の禁止	回り段を設けない		
ハ 路面	滑りにくい仕上げ		
ニ 段の識別	段は識別しやすく、つまずきにくい構造		
ホ エレベーター	「公共交通機関の施設」1の移動円滑化経路のホに定めるエレベーターの構造		
ヘ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段及び傾斜路の上下端 エレベーターの昇降口に近接する歩道及び通路 踊場		

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合
- ・整備基準に適合していない場合×
- ・整備基準が該当しない場合/

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又は×を記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

生活関連施設整備項目調査(公園用)

公園の名称	
公園の所在地	

1 出入口			適合状況	摘要
1以上の出入口の構造	イ 幅	120cm以上		
	ロ 車止め柵の間隔	柵等と柵等の間隔90cm以上		
	ハ 段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない		
	ニ 路面	滑りにくい仕上げ		
	ホ 視覚障害者への配慮	出入口が直接車道と接する場合、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は舗装材の変化等による車道等との識別		
2 園路			適合状況	摘要
イ 1に定める出入口に接する1以上の園路の構造	(1)幅員	120cm以上		
	(2)縦断勾配	5%以下		
	(3)水平部分	3%以上の勾配が30m以上連続する場合の30m以内ごと長さ150cm以上の水平部分の設置		
	(4)段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない		
	(5)路面	滑りにくい仕上げ		
	(6)排水溝	つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		
ロ 階段の構造	(1)幅員	120cm以上		
	(2)手すり	手すりの設置		
	(3)回り段の禁止	回り段を設けない		
	(4)踏面	滑りにくい仕上げ		
	(5)踊場	高さ3mを超える階段の高さ3m以内ごと長さ120cm以上の踊場の設置		
	(6)階段の水平部分	階段の上下端に接する園路に、長さ120cm以上の水平部分の設置		
	(7)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する園路の部分 踊場部分		
ハ 傾斜路及び踊場の構造(口の階段に併設するものに限る)	(1)幅員	90cm以上		
	(2)縦断勾配	5%(高さ16cm以下の場合は12%、高さ75cm以下の場合は8%)以下		
	(3)踊場	高さ75cmを超える場合、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
	(4)手すり	手すりの設置		
	(5)転落防止	両側には転落を防止する措置		
	(6)路面	滑りにくい仕上げ		
	(7)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する園路の部分 踊場部分		

3 便所			適合状況	摘要
イ 便所を設ける場合の1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便所の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所の設置		
		用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便所の設置		
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上		
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	床に段を設けない		
	(5)床面	滑りにくい仕上げ		
	(6)標示	便所及び便房の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示		
ロ 一般用便所	腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置			
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置			
二 便所の出入口は、2に定める構造の園路と接すること				
4 案内板等			適合状況	摘要
イ 案内板等の構造	(1)表示方法	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいもの(大きく分かりやすい文字、記号、図など)		
	(2)視覚障害者への配慮	点字等を用いて視覚障害者が見やすいもの		
5 駐車場			適合状況	摘要
イ 駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積500㎡以上)を設ける場合、次の構造の車いす使用者駐車場を1以上設置	(1)構造	幅350cm以上		
	(2)標示	車いす使用者用である旨を見やすく表示		
	(3)誘導表示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示		
ロ 経路	2に定める園路との間の経路には、移動円滑化経路を1以上設置			

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合
- ・整備基準に適合していない場合 x
- ・整備基準が該当しない場合 /

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又はxを記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

生活関連施設整備項目調査(路外駐車場用)

駐車場の名称	
駐車場の所在地	

1 出入口(自動車のみの用に供するものを除く)			適合状況	摘要	
1以上の出入口の構造	イ 幅	90cm以上			
	ロ 段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない			
	ハ 路面	滑りにくい仕上げ			
2 車いす使用者用駐車施設			適合状況	摘要	
次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設置	イ 位置	積雪・落雪・路面凍結等に配慮した安全に利用できる場所に設置			
	ロ 幅	350cm以上			
	ハ 標示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示			
	ニ 案内標示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示			
3 駐車場内の通路			適合状況	摘要	
1に定める出入口から車いす使用者駐車場へ至る通路の構造	イ 路面	滑りにくい仕上げ			
	ロ 段を設ける場合の段の構造	(1)手すり	両側に手すりの設置		
		(2)回り段の禁止	回り段を設けない		
		(3)踏面	滑りにくい仕上げ		
		(4)段の識別	段を識別しやすく、つまずきにくい構造		
	ハ 排水溝	つえ及び車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたの設置			
	ニ 通路は、次に定める構造とする	(1)幅員	140cm以上		
		(2)高低差の措置	高低差がある場合へに定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設置		
		(3)水平の確保	1に定める出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平とする		

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合
- ・整備基準に適合していない場合×
- ・整備基準が該当しない場合/

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又は×を記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。

4. ハートビル法

ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

(平成6年法律第44号)最終改正 平成7年2月26日法律第13号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 特定建築物に係る措置等(第2条~第11条)

第3章 雑則(第12条~第16条)

第4章 罰則(第17条~第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2章 特定建築物に係る措置等

(特定建築主の努力)

第2条 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する政令で定める建築物(建築物の部分を含む。以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の建設省令で定める施設(以下「特定施設」という。)を高齡者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下単に「高齢者、身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずよう努めなければならない。

(特定建築主の判断の基準となるべき事項)

第3条 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齡者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第4条 都道府県知事は、特定建築物について第2条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものの特定施設を高齡者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が前条に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齡者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計画の認定)

第5条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 特定建築物に設ける特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 特定建築物の建築の事業に関する資金計画
 - 五 その他建設省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が第3条に規定する判断の基準となるべき事項に適合し、かつ、前項第4号に規定する資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、認定（以下「計画の認定」という。）をすることができる。
- 4 計画の認定の申請をする者は、都道府県知事に対し、当該申請に併せて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築の計画が当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の建築主事の通知（第7項及び第8項において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた都道府県知事は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。
- 7 都道府県知事が、適合通知を受けて計画の認定をしたときは、当該計画の認定に係る特定建築物の建築の計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたものとみなす。
- 8 建築基準法第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（計画の変更）

第6条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第7条 都道府県知事は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定建築物」という。）の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第8条 都道府県知事は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第9条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

（資金の確保等）

第10条 国及び地方公共団体は、認定建築物の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例）

第11条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が次に掲げる基準に適合し、特定行政庁（建築基準法第2条第32号に規定する特定行政庁をいう。次項において同じ。）が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該昇降機については、同法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定は適用しない。

- 一 昇降機及び当該昇降機の設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が建設省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 昇降機の制御方法及びその作動状態の監視方法が建設省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

第3章 雑則

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例）

第12条 特定施設の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、建設大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で必要と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を建築基準法第52条第8項第1号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

（研究開発の促進のための措置）

第13条 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解を深める等のための措置）

第14条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第15条 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

（大都市等の特例）

第16条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第4章 罰則

（罰則）

第17条 第4条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第18条 第7条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

附則第32条の3第20項中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項の表中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の一項を加える。

指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第1項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第7条に規定する計画の認定を受けた計画（平成8年3月31日までに同法第5条第3項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。）を受けたものに限る。）に従って建築する同法第7条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第2条に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新增設事業所床面積（当該特定施設のうち政令で定める部分に係るものに限る。）に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第5条第3項の規定による認定を受けた日から3年を経過する日

までの間に行われたときに限り、第701条の32第1項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第701条の34第10項の規定を準用する。附則第38条第11項、第39条第11項及び第40条第8項中「附則第32条の3第19項」を「附則第32条の3第20項」に、「第18項」を「第19項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和23年法律第113号)の一部を次のように改正する。

第3条第45号中「及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)」を「、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)」に改める。

ハートビル法施行令

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律施行

(平成6年政令第311号)

(特定建築物)

第1条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定するもの及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第83条の3第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第5号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。)とする。

- 一 病院又は診療所
- 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 展示場
- 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 体育館、水泳場、ポーリング場又は遊技場
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 公衆浴場
- 十一 飲食店
- 十二 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十四 一般公共の用に供される自動車車庫
- 十五 公衆便所
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

(都道府県知事による指示の対象となる特定建築物の規模)

第2条 法第4条第2項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000㎡とする。

(報告及び立入検査)

第3条 都道府県知事は、法第4条第3項の規定により、同条第2項の政令で定める規模以上の特定建築物の特定建築主に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に係るものに関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、法第4条第3項の規定により、その職員に、同条第2項の政令で定める規模以上の特定建築物又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成6年9月28日）から施行する。
- 2 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を次のように改正する。
附則第16条の2の8第31項中「第18項まで」を「第19項まで」に、「及び第18項後段」を「、第18項後段及び第19項後段」に改め、同項を同条第35項とし、同条第30項中「第18項」を「第19項」に改め、同項を同条第34項とし、同条第29項中「第18項」を「第19項」に、「附則第16条の2の8第29項」を「附則第16条の2の8第33項」に改め、同項を同条第33項とし、同条中第28項を第32項とし、第27項の次に次の4項を加える。
28 法附則第32条の3第19項に規定する政令で定める認定事業者は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第1項に規定する認定事業者（建築物の用途を変更して同法第2条に規定する特定建築物としようとするものを除く。）とする。
29 法附則第32条の3第19項に規定する政令で定める認定建築物は、高齢者、身体障害者等（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第2条に規定する高齢者、身体障害者等をいう。次項及び第31項において同じ。）が円滑に利用できるものとして自治省令で定める昇降機を設置する認定建築物とする。
30 法附則第32条の3第19項に規定する政令で定める特定施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるものとして自治省令で定める廊下、階段、昇降機及び便所とする。
31 法附則第32条の3第19項に規定する政令で定める部分は、前項に規定する廊下及び階段にあつては当該施設に係る事業所床面積（第56条の43第4項に規定する部分に係るものを除く。）に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た面積に対応する部分とし、前項に規定する昇降機にあつてはその全部とし、同項に規定する便所にあつては高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるものとして自治省令で定める便所の全部とする。

区 分		割 合
一 廊下	イ 両側に居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。）があるもの	9分の1
	ロ その他のもの	3分の1
二 階段	イ 建築基準法施行令第23条第1項の表の（2）に該当するもの	10分の3
	ロ 建築基準法施行令第23条第1項の表の（3）に該当するもの	2分の1
	ハ 建築基準法施行令第23条第1項の表の（4）に該当するもの	4分の3

附則第21条第13項及び第22条第6項中「附則第16条の2の8第29項から第31項」を「附則第16条の2の8第33項から第35項」に、「附則第16条の2の8第29項」を「附則第16条の2の8第33項」に、「第18項まで」を「第19項まで」に、「同条第30項」を「同条第34項」に、「同条第31項」を「同条第35項」に、「及び第18項後段」を「、第18項後段及び第19項後段」に改める。

(建設省組織令の一部改正)

- 3 建設省組織令（昭和27年政令第394号）の一部を次のように改正する。
第9条第8号中「及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」を「、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」に改める。
第34条第5号中「第71条第8号」を「第71条第9号」に改める。
第36条第3号中「第72条第3号」を「第72条第4号」に改める。
第68条第3号中「第72条第4号」を「第72条第5号」に改める。
第71条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを一号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の一号を加える。
七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関すること（次条第2号に規定するものを除く。）
第72条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加える。
二 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する事務のうち、同法第12条に規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例に関すること。

ハートビル法施行規則

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則

(平成6年建設省令第26号)

(特定施設)

第1条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条の建設省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(第3条の表において「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 昇降機
- 五 便所
- 六 駐車場
- 七 敷地内の通路

(身分証明書の様式)

第2条 法第4条第4項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(計画の認定の申請)

第3条 法第5条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、特定建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いすを使用している者が円滑に利用できる部分の位置及び幅、敷地内の通路の位置及び幅員(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅員を含む。)、敷地内の通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いすを使用している者の利用に供するものをいう。以下同じ。)、手すり及び視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起するための床材(以下「視覚障害者用床材」という。)の位置並びに敷地内の通路の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、人又は標識により視覚障害者に特定建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所の位置、廊下等の位置及び幅(当該廊下等が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。)、廊下等に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機、特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備、突出物、手すり及び視覚障害者用床材の位置、幅及び形状、階段に設けられる手すり及び視覚障害者用床材の位置、エレベーター(車いす使用者用特殊構造昇降機を除く。以下同じ。)の位置、車いすを使用している者が円滑に利用できる便所(以下「車いす使用者用便所」という。)のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便所(車いす使用者用便所を除く。以下同じ。)のある便所、床置き式の小便器のある便所及びこれら以外の便所の位置、駐車場の位置、駐車場のうち車いすを使用している者が円滑に利用できる部分の位置及び幅、駐車場へ通ずる出入口から当該部分に至る駐車場の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路もしくはその踊場を有する場合には、それらの位置及び幅を含む。))並びに当該通路に設けられる車いす使用者用特殊構造昇降機の位置	
縦断面図	廊下等若しくは敷地内の通路に設けられる段又は階段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	廊下等又は敷地内の通路に設けられる傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーター	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造 かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、車いす使用者用便所のある便所の構造、車いす使用者用便所並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便所の構造並びに床置き式の小便器の構造

(計画の記載事項)

第4条 法第5条第2項第5号の建設省令で定める事項は、特定建築物の建築の事業の実施時期とする。

(認定通知書の様式)

第5条 都道府県知事は、法第5条第3項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第3号様式による通知書に第3条の申請書の副本(法第5条第7項の規定により適合通知を受けて計画の認定をした場合にあつては、第3条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条第1項の申請書の副本)を添えて行うものとする。

(法第6条第1項の建設省令で定める軽微な変更)

第6条 法第6条第1項の建設省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

(法第11条第1項第1号の建設省令で定める安全上及び防火上の基準)

第7条 法第11条第1項第1号の建設省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機の設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該昇降機の設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該昇降機の昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり(当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。)が不燃材料で造られたものであること。

(法第11条第1項第2号の建設省令で定める安全上の基準)

第8条 法第11条第1項第2号の建設省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降機のかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いすを使用している者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 昇降機は、当該昇降機のかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いすを使用している者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

附則

この省令は、法の施行の日(平成6年9月28日)から施行する。

ハートビル法に基づく告示

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく告示

特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための判断基準

平成6年9月27日建設省告示第1987号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を次のように定める。

第1 基礎的基準

特定施設（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項であって、都道府県知事が法第4条第1項又は第2項の規定に基づき指導及び助言又は指示を行うに当たり勘案し、又は照らすべきものは、次のとおりとする。

一 出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室（床面積の合計が2,000㎡未満の特定建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2において同じ。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、三に定める構造に準じたものとする。

(3) 直接地上へ通ずる一に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる一に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の一に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、四(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

ロ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

ハ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

二 一に定める構造の出入口並びに四(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から又は標識により視覚障害者に特定建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。

ロ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。

ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

二 傾斜路には、手すりを設けること。

ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

へ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該特定建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次のイから二までに定める構造）とすること。

イ 手すりを設けること。

ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ニ 踏面の色を上げの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

ホ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

四 昇降機

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、身体障害者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。

(2)(2)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。

イ かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

ロ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。

ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

へ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。

ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。

又 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

五 便所

(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。

ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。

六 駐車場

(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。

(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は七(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。
- ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、七(1)から(3)までに定める構造とすること。

七 敷地内の通路

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、三のイから二までに定める構造に準じたものとする。 (3) 直接地上へ通ずる一に定める構造の各出入口から当該特定建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる一に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
- イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。
- ロ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (4) 特定建築物（一般公共の用に供される自動車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
- イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
- ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
- (5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、二(5)のイからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

第2 誘導的基準

特定施設（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項であって、都道府県知事が法第5条第3項の規定に基づき計画の認定を行うに当たり当該計画が適合すべきものは、次のとおりとする。

一 出入口

- (1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。
- イ 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。この場合において、1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を内法で120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。
- イ 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする。
- ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下等

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、三に定める構造に準じたものとする。
- (3) 直接地上へ通ずる一(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる一(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の一(2)に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。
- イ 幅は、内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分）を設ける場合においては、140センチメートル）以上とすること。

- ロ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- ハ 一に定める構造の出入口並びに四(2)又は(3)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- ニ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ホ 特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
- (4) 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうちの1以上の出入口)から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を150センチメートル(段を併設する場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。
 - ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ト 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
 - チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

三 階段

- 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(当該特定建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次のイからトまでに定める構造)とすること。
 - イ 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。
 - ロ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
 - ハ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
 - ニ 両側に手すりを設けること。
 - ホ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
 - ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ト 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
 - チ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

四 昇降機

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定建築物には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。
- (2) (1)に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。
 - イ かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
 - ロ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
 - ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
 - ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。
 - ト かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(トに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

4. ハートビル法

リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。

又 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(3)(1)に規定するエレベーターのうち(2)に定める構造のエレベーター以外のものは、第一の四(2)のイから八まで、へ及びりに規定す構造とすること。

五 便所

(1)不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)には、次に定める基準に適合する便所を設けること。

イ 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ニ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。

(2)不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置式の小便器がある便所を1以上設けること。

六 駐車場

(1)車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。

(2)車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は七(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。

ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(3)車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、七(1)から(3)までに定める構造とすること。

七 敷地内の通路

(1)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2)段を設ける場合においては、当該段は、三のイからトまでに定める構造に準じたものとする。

(3)直接地上へ通ずる一(1)に定める構造の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる一(1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

イ 幅員は、180センチメートル以上とすること。

ロ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

(4)特定建築物(一般公共の用に供される自動車車庫を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

(5)敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、二(5)のイ及びハからへまで並びに次のイ及びロに定める構造とすること。

イ 勾配は、15分の1を超えないこと。

ロ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

附則

この告示は、法の施行の日(平成6年9月28日)から施行する。

5. 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

(平成12年5月17日法律第68号)

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置(第4条・第5条)

第3章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進(第6条~第14条)

第4章 指定法人(第15条~第19条)

第5章 雑則(第20条~第24条)

第6章 罰則(第25条~第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「高齢者、身体障害者等」とは、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

2 この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう。

3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)を営む者

六 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第1号、第4号又は第5号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

4 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

5 この法律において「特定旅客施設」とは、旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

7 この法律において「重点整備地区」とは、特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいう。

一 特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。

- 二 特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路（以下「特定経路」という。）を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設（以下「一般交通用施設」という。）及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 三 当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 8 この法律において「特定事業」とは、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業をいう。
- 9 この法律において「公共交通特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業
 - 二 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変更する事業
 - 三 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用する旅客の運送を行うために使用する自動車（以下「特定車両」という。）を床面の低いものとするその他の特定車両に関する移動円滑化のために必要な事業
- 10 この法律において「道路管理者」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 11 この法律において「道路特定事業」とは、次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
 - 一 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
 - 二 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 12 この法律において「交通安全特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（以下「信号機等」という。）の同法第4条第一項の規定による設置に関する事業
 - 二 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る自転車その他の車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化のために必要な特定経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

（基本方針）

- 第3条 主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 移動円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第6条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ニ ハに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第109号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動円滑化のために考慮すべき基本的な事項その他必要な事項
 - 四 移動円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

（基準適合義務等）

- 第4条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動円滑化のために必要な構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「移動円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、新設旅客施設等を移動円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、身体障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供しよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（基準適合性審査等）

- 第5条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、移動円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認める場合には、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設又は車両等を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

第3章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

（移動円滑化基本構想）

- 第6条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。
- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 - 四 前号に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項
 - 3 基本構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想到に即したものでなければならない。
 - 4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議しなければならない。
 - 5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
 - 6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
 - 7 前二項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなければならない。
 - 9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
 - 10 第4項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（公共交通特定事業の実施）

- 第7条 前条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想到に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。
- 2 公共交通特定事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公共交通特定事業の対象となる特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

- 第8条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第2号に掲げる事項が基本方針及び移動円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同項第2号及び第3号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
 - 4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業の実施に係る命令等)

- 第9条 市町村は、第7条第1項の規定による公共交通特定事業が実施されていないと認めるときは、公共交通事業者等に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた公共交通事業者等が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
 - 3 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、公共交通事業者等が正当な理由がなくて第1項の公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該公共交通特定事業を実施すべきことを勧告することができる。
 - 4 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた公共交通事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該公共交通事業者等の事業について高齢者、身体障害者等の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、第5条第3項の規定により命令をすることができる場合を除くほか、当該公共交通事業者等に対し、移動円滑化のために必要な措置を講ずべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあつては、当該命令によるものとする。

(道路特定事業の実施)

- 第10条 第6条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による道路特定事業は、当該道路が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
 - 4 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 5 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
 - 6 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

- 7 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 8 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

- 第11条 第6条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による交通安全特定事業(第2条第12項第1号に掲げる事業に限る。)は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かななければならない。
 - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(一般交通用施設又は公共用施設の整備等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するため、その管理する施設について移動円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

- 第13条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整合法第3条第3項又は第3条の2から第3条の4までの規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構想において第6条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整合法第104条第11項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第108条第1項中「第3条第3項若しくは第4項」とあるのは「第3条第3項」と、「第104条第11項」とあるのは「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第13条第2項において準用する第104条第11項」と読み替えるものとする。
 - 3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整合法第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 土地区画整合法第85条第5項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
 - 5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整合法第123条、第126条、第127条の2及び第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債の特例等)

- 第14条 地方公共団体が、第8条第2項又は第3項の規定により認定を受けた公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第5号に規定する経費とみなす。

- 2 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第4章 指定法人

(指定)

第15条 主務大臣は、旅客施設及び車両等に係る移動円滑化を促進することを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同条に規定する事業を行う者として指定することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(事業)

第16条 指定法人は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 公共交通事業者等に対して、移動円滑化のための事業の実施に関し必要な助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。
- 三 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業を促進するために必要な業務を行うこと。

(公共交通事業者等の指定法人に対する通知)

第17条 公共交通事業者等は、指定法人の求めがあった場合には、主務省令で定めるところにより、移動円滑化のための事業の実施状況を当該指定法人に通知しなければならない。

(改善命令)

第18条 主務大臣は、指定法人の第16条に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

- 第19条 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑則

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第20条 国は、移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、移動円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。
- 3 国は、広報活動等を通じて、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国民は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めなければならない。

(運輸施設整備事業団の業務の特例)

第21条 運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）は、運輸施設整備事業団法（平成9年法律第83号。以下「事業団法」という。）第20条第1項から第3項までに規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 移動円滑化のための事業であって主務省令で定めるものを実施する公共交通事業者等に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付すること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第13条第3号中「若しくは同条」とあるのは「、同条」と、同号中「その他の者」とあるのは「その他の者若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第2条第3項に規定する公共交通事業者等」と、事業団法第28条第1号中「並びに同条第2項の業務」とあるのは「、同条第2項の業務並びに高齢者等移動円滑化法第21条第1項の業務」と、事業団法第36条第2項中「第20条第2項第1号から第4号まで」とあるのは「第20条第2項第1号から第4号まで及び高齢者等移動円滑化法第21条第1項第1号」と、事業団法第38条第2項及び第39条第1項中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者等移動円滑化法」と、事業団法第45条第3号中「第20条第1項から第3項まで」とあるのは「第20条第1項から第3項まで又は高齢者等移動円滑化法第21条第1項」とする。
- 3 主務大臣は、第1項第1号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

（報告及び立入検査）

- 第22条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

- 第23条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第2号に掲げる事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については国土交通省大臣、国家公安委員会及び自治大臣とする。
- 2 第5条、第8条第1項から第3項まで及び第5項、第9条第2項から第4項まで、第15条、第18条、第19条、第21条第3項並びに前条第1項及び第2項における主務大臣は、国土交通省大臣とし、第6条第8項及び第9項（これらの規定を同条10項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通省大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第11条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

- 第24条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に対する経過措置を含む。）を定めることができる。

第6章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第5条第3項又は第9条第4項の規定による命令に違反した者
- 三 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第26条 第22条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第25条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第28条 第17条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項及び第3項、第25条第2号（第5条第3項に係る部分に限る。）並びに第27条の規定中車両等（自動車を除く。）に係る部分は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に建設又は第4条第1項の主務省令で定める大規模な改良の工事中の旅客施設については、同項の規定は、適用しない。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第4条 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成12年法律第47号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第2項中「第20条第1項第4号から第10号まで」を「第20条第1項第4号から第16号まで」に改める。

附則第10条中外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成8年法律第71号）

附則第2条の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の1条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第3条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項及び第2項中「第20条第1項から第3項まで」を「第20条第1項から第4項まで」に改める。

附則第12条の次に次の1条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第12条の2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第20条第2項第1号から第4号まで」とあるのは「」を「及び第20条第2項第1号から第4号まで」とあるのは「並びに」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第5条 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の一部を次のように改正する。

第1227条の次に次の1条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第1227条の2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、第23条第1項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「国土交通省大臣、国家公安委員会及び自治大臣」を「国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣」に改め、同条第2項中「第4項まで」の下に「、第15条、第18条、第19条、第21条第3項」を、「前条第1項」の下に「及び第2項」を加え、「、軌道に関する事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣」を「国土交通大臣とし、第6条第8項及び第9項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第11条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

第23条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「運輸省令又は建設省令」を「国土交通省令」に改め、同項を同条第4項とする。

(運輸省設置法の一部改正)

第6条 運輸省設置法（昭和24年法律第157号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第10号の3の次に次の1号を加える。

十の四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の施行に関すること。

第4条第1項第10号の3の次に次の1号を加える。

十の四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は必要な処分をすること。

(建設省設置法の一部改正)

第7条 建設省設置法(昭和23年法律第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号中及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)を「、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第8条 自治省設置法(昭和27年法律第261号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号の10の次に次の1号を加える。

三の十一 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)の施行に関する事務を行うこと。

第5条第3号の8の次に次の1号を加える。

三の九 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、基本方針を定めること。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

(平成12年10月4日 政令第442号)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(同法附則第1条ただし書規定する規定を除く。)の施行期日は平成12年11月15日とし、同法附則第1条ただし書に規定する規定の施行期日は平成14年5月15日とする。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本方針

(平成12年11月15日 国家公安委員会・運輸省・建設省・自治省 告示第1号)

我が国においては、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増大してきており、その前提の一つとして、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上(以下「移動円滑化」という。)が急務となっている。

本方針は、このような移動円滑化の実現に向け、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、国、地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者が互いに連携しつつ移動円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

一 移動円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動円滑化の意義

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっている。来るべき高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のためには、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきている。

このように我が国においては、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築する重要性が増大してきており、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。公共交通機関を利用した移動は、高齢者、身体障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動円滑化の効果としては、高齢者、身体障害者等の社会参加が促進され、社会的・経済的に活力ある社会が維持されるほか、高齢者、身体障害者を含めすべての利用者に利用しやすい施設・設備の整備が実現することが挙げられる。

なお、移動円滑化を進めるに当たっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動円滑化の目標

移動円滑化を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するとともに、旅客施設の周辺において連続した移動経路を形成する歩道、駅前広場、通路等を整備することが重要である。

したがって、法では、公共交通事業者等が旅客施設を新設するとき若しくは一定の大規模な改良を行うとき又は車両等を新たに事業の用に供しようとするときは、当該旅客施設及び車両等の移動円滑化基準への適合が義務付けられているほか、市町村が重点整備地区における移動円滑化に係る公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業その他の事業の重点的かつ一体的な推進に関して作成する基本構想に即して事業を実施することとしている。

移動円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、以下に掲げる事項を達成することを目標とする。

旅客施設

(1) 鉄道駅及び軌道停留場

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅及び軌道停留場に関し、平成22年までに、エレベーター又はエスカレーターを高低差5メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

(2) バスターミナル

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であるバスターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべてのバスターミナルについて実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

(3) 旅客船ターミナル

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客船ターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての旅客船ターミナルについて実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

(4) 航空旅客ターミナル施設

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である航空旅客ターミナル施設に関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての航空旅客ターミナル施設について実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。

車両等

(1) 鉄道車両及び軌道車両

平成22年までに、総車両数約51,000両のうち約30パーセントに当たる約15,000両を移動円滑化された車両とする。

(2) バス車両

バス車両（現時点においては、総車両数約60,000万台）に関し、原則として、10年から15年で低床化された車両に代替する。また、ノンステップバスについては、向こう3年間で5年間を目途に標準化を図ること等の措置を講ずることにより、新規導入車両に占める割合を逐次高めることとし、これによって平成22年までに、バス総車両数の20パーセントから25パーセントをノンステップバスとする。

(3) 船舶

平成22年までに、総隻数約1,000隻のうち約50パーセントに当たる約550隻を移動円滑化された船舶とする。

(4) 航空機

平成22年までに、総機数約420機のうち約40パーセントに当たる約180機を移動円滑化された航空機とする。

一般交通用施設

重点整備地区内の主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、原則として平成22年までに、移動円滑化を実施する。

信号機等

平成22年までに、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動円滑化を原則としてすべての特定経路を構成する道路において実施する。

なお、重点整備地区内の特定旅客施設又は主要な特定経路を構成する一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園等の公共施設であって、基本構想に位置付けられたものについて、上記(1)から(4)までの移動円滑化と併せて、移動円滑化を実施する。

二 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

公共交通事業者等は、交通サービスを提供する主体として、利用者の利便の向上を図る観点から、公共交通機関の旅客施設及び車両等の整備、適切な情報の提供、職員に対する適切な教育訓練のそれぞれについて関係者と連携しながら適切な措置を講ずることにより、移動円滑化を進めることが必要である。

公共交通事業者等がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、できる限り旅客施設外との連続性に配慮した措置を実施するとともに、複数の事業者間や鉄道とバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動円滑化にも十分配慮することが重要である。また、公共交通事業者等は、実施計画を策定すること等により、順次計画的に移動円滑化を進めていくことが重要である。さらに、公共交通機関の旅客施設及び車両等の整備に当たっては、高齢者、身体障害者等を区別するのではなく、障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るいわゆるユニバーサルデザインの考え方に十分留意することが重要である。

1 旅客施設及び車両等の移動円滑化

移動円滑化を図るためには、まず、旅客施設及び車両等のハード面の整備が必要である。したがって、法では、公共交通事業者等が旅客施設を新設するとき若しくは一定の大規模な改良を行うとき又は車両等を新たに事業の用に供しようとするときは、当該旅客施設及び車両等の移動円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既に事業の用に供している旅客施設及び車両等については、公共交通事業者等は、当該旅客施設及び車両等を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等について移動円滑化のために必要な措置を講ずる際には、以下のような観点が重要である。

- イ 旅客施設にあっては、当該旅客施設の出入口からすべての乗降場に至るまで、高齢者、身体障害者等が円滑に移動するために必要な施設・設備を整備し、連続した移動経路を1以上確保すること。
- ロ 車両等にあっては、高齢者、身体障害者等の乗降や車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。
- ハ 運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。
- ニ 便所等附属する設備を設置する場合は、1以上は身体障害者対応型にするなど、高齢者、身体障害者等の利用に配慮したものにすること。

なお、移動円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動円滑化に資すると考えられる措置については、公共交通事業者等はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

2 案内情報等の適切な提供

移動円滑化を図るためには、旅客施設及び車両等のハード面の整備のみならず、公共交通事業者等が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、身体障害者等のニーズ、施設・設備の用途等に応じて、路線案内、運賃案内、運行情報等の公共交通機関の利用に当たって必要となる情報について、視覚情報として大きな文字やはっきりした色彩で見やすく表示すること、また聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。

3 職員に対する適切な教育訓練

移動円滑化を図るためには、旅客施設及び車両等のハード面の整備のみならず、職員による適切な対応が必要である。

したがって、公共交通事業者等は、その職員が高齢者、身体障害者等の多様なニーズ・特性を理解した上でその者への対応を適切に行うことができるよう、研修の実施、高齢者、身体障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備等により職員の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、法第6条第1項の移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成する場合には、以下の事項に基づいて作成する必要がある。公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、以下の事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動円滑化の意義に関する事項

重点整備地区における移動円滑化の意義

移動円滑化を速やかにかつ効果的に実現するためには、基本構想において、特定旅客施設を中心とした一定の地区を重点整備地区として定め、移動円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、以下の基本的視点が重要である。

(1) 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区の特性を十分に把握している市町村が、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

(2) 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

基本構想の作成は市町村が行うが、移動円滑化に係る事業の実施主体となる公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者がこれに積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

(3) 地域住民等の理解と協力

重点整備地区における移動円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解と協力が重要である。

基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動円滑化を推進するため、以下の事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

(1) 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動円滑化について、市町村を始め、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、できる限り具体的かつ明確な目標を設定する。

(2) 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

(3) 地方公共団体の基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

(4) 地方公共団体の移動円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。

(5) 各種事業の連携と集中実施

移動円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、公共交通事業者等、道路管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間や鉄道とバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動円滑化にも十分配慮する。

さらに、公共交通特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

(6) 高齢者、身体障害者等の意見の反映

公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

重点整備地区の要件

法では、市町村は、特定旅客施設を中心とする地区であって法第2条第7項各号に掲げる要件に該当するものを、移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。

重点整備地区の中心となる特定旅客施設については、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第443号）第1条で定める要件に該当するものの中から、市町村が旅客の構成や移動の状況等地域の実情を勘案して定めることが必要である。

また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、以下の法第2条第7項の要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

- (1) 「特定旅客施設と間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」（法第2条第7項第1号）

公共交通機関の利用に当たっては、当該公共交通機関と出発地及び目的地との間において徒歩による移動が必要になるという観点から、重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内であって相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設の所在地をその区域内に含むことが必要である。このような施設は、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。
- (2) 「特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路（以下「特定経路」という。）を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設（以下「一般交通用施設」という。）及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第2条第7項第2号）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。
このための判断基準として、特定旅客施設、一般交通用施設及び公共用施設について、高齢者、身体障害者等の利用の状況及びこれらの施設の移動円滑化に係る整備状況等から総合的に判断して、移動円滑化のための事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。
- (3) 「当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第2条第7項第3号）

高齢者、身体障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、有効かつ適切であると認められることが必要である。

留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 基本的考え方
重点整備地区の具体的な設定については、それぞれの市町村ごとに多様であると考えられるが、高齢者、身体障害者等の徒歩又は車いすによる移動の状況、土地利用や諸機能の集積の実態及び将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能となるような地区とすることが必要である。
- (2) 重点整備地区の数
市町村内に特定旅客施設が複数ある場合、複数の重点整備地区を設定することもあり得るが、当該特定旅客施設間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。
- (3) 重点整備地区の範囲
重点整備地区は、特定旅客施設からの徒歩圏内であることを要件としており、特定旅客施設からおおむね五百メートルから1キロメートル以内の範囲であると想定されるが、具体的な区域の設定は、高齢者、身体障害者等の特定旅客施設からの移動の状況、施設の分布状況等市町村が地域の実情に応じて判断することが必要である。
- (4) 複数の市町村の協力
特定旅客施設の利用者が複数の市町村にまたがって流動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。
- (5) 重点整備地区の境界
重点整備地区の境界は、できる限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

- 3 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

移動経路

本事項で対象となる事業は、基本構想において定められる高齢者、身体障害者等の円滑な移動の経路を確保するための事業であり、事業が実施されるおおむねの移動経路を基本構想に記載するものとする。

特定事業

特定事業としては、具体的には、特定旅客施設及び特定車両について公共交通特定事業、道路等について道路特定事業、信号機の設置等について交通安全特定事業があり、移動経路に応じ各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

その他の事業

その他の事業としては、駅前広場、通路等の整備、特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園、緑地の整備等があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会と十分に協議することが必要である。

また、特定旅客施設及び特定車両、道路並びに信号機等については、公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会に対して、それぞれの特定事業に関する事項について基本構想の案の提出を求めることができるが、これらの案が提出されたときには、市町村は、当該案の内容が十分反映されるよう努めるものとされていることに留意する必要がある。

さらに、事業の記載に当たっては、高齢者、身体障害者等の移動の状況、都市計画や市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。あわせて、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならないとされていることに留意する必要がある。

特定事業については、合理的かつ効率的な施設の整備及び管理を行うことを念頭に、特定旅客施設及び特定経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに特定経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、視覚障害者誘導用ブロック上への自転車の放置の防止、横断歩道上の違法駐車車の防止等、移動円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

- 4 3に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動円滑化のために考慮すべき基本的な事項その他必要な事項

土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動円滑化を図るために実施される3に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況や特定旅客施設、一般交通用施設、公共用施設等の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

(1) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業は、3に規定する事業と併せて行われる面的整備事業であり、すなわち土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業である。

3に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、身体障害者等の移動の状況、都市計画や市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

(2) 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設（土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第2条第5項に規定する公共施設を除く。）で基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

その他必要な事項

(1) 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階や基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、必要に応じ連絡会議を設置するなど、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることが必要である。

(2) 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重や創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 公共交通特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して公共交通特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の意見を聴取すること等により、それらが特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 高齢者、身体障害者等への適切な情報提供

その他基本構想作成上の留意事項公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、身体障害者等に対して、重点整備地区における移動円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

(3) その他基本構想作成上の留意事項

基本構想は、市町村の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項について基本構想に記載することを妨げるものではない。

市町村は、基本構想が作成された後も、特定旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等の移動の状況や重点整備地区における移動円滑化のための施設・設備の整備状況等を把握するとともに、必要に応じ、基本構想の見直しを行うことが望ましい。

四 移動円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動円滑化の促進に関する事項

1 国が講ずべき措置

国は、全国的に一定の基準の施設整備を確保するという観点から、関係省庁間で緊密な連携を確保しながら、以下に掲げる措置を講ずるよう努める。

設備投資等に対する支援、調査及び研究開発等

公共交通事業者等による移動円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、移動円滑化を目的とした旅客施設及び車両等に係る新たな設備等の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、公共交通事業者等に提供する。

さらに、地方公共団体による移動円滑化のための施設整備等に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

移動円滑化のための事業の実施状況に関する情報の提供等

高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動するためには、移動円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要がある。このため、国が指定する法人が、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施状況に関する情報を収集し、利用しやすいよう加工した上で、利用者に提供する。

国民に対する広報等

移動円滑化を進めるためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の改善、道路、駅前広場、通路その他の施設の整備だけでなく、国民の高齢者、身体障害者等に対する理解と協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動円滑化のための措置を講ずることの必要性、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に対して国民が協力することの重要性等について、国民の理解を深めるよう努める。

2 地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、地域の実情に即して、移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

3 国民の理解と協力

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を実現するためには、公共交通機関の旅客施設及び車両等の改善、道路、駅前広場、通路その他の施設の整備だけでなく、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。

したがって、国民は、高齢者、身体障害者等に対する理解を深めるとともに、高齢者、身体障害者等による公共交通機関の利用を妨げないことはもちろん、必要に応じ高齢者、身体障害者等の移動を手助けすること等の支援により、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保することに積極的に協力することが重要である。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令

(平成12年10月4日 政令第443号)

(特定旅客施設の要件)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第5項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数(当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み)が5,000人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数(当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数の見込み)が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総務省令・自治省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数が、全国の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する身体障害者の人数以上であること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであって、当該旅客施設の利用の状況からみて、当該旅客施設について移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。
 - イ 当該旅客施設と間の移動が通常徒歩で行われる範囲(以下「徒歩圏」という。)内に、当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設が所在していること。
 - ロ 当該旅客施設、徒歩圏内に所在する一般交通用施設及び当該旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される公共用施設の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効果的かつ効果的であること。

(法第5条の政令で定める規定)

第2条 法第5条第1項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項、第9条第1項(同法第12条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第12条第1項及び第3項並びに第13条第1項及び第2項、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第七22号)第9条第1項並びに本州四国連絡橋公団法(昭和45年法律第81号)第31条第1項
- 二 軌道法(大正10年法律第76号)第5条第1項及び第10条
- 三 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第3条及び第11条第1項

- 2 法第5条第2項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法第9条第3項（同法第12条第4項において準用する場合を含む。）及び第12条第2項
 - 二 軌道法施行令（昭和28年政令第2258号）第6条第1項ただし書
 - 三 自動車ターミナル法第11条第3項
- 3 法第5条第3項ただし書の法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。
- 一 鉄道事業法第23条第1項第3号
 - 二 軌道法第26条において準用する鉄道事業法第23条第1項第3号
 - 三 道路運送法（昭和26年法律第183号）第31条第3号
 - 四 航空法（昭和27年法律第231号）第120条第4号

（法第9条第4項ただし書の政令で定める規定）

第3条 法第9条第4項ただし書の法律の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第23条第1項第3号
- 二 軌道法第26条において準用する鉄道事業法第23条第1項第3号
- 三 道路運送法第31条第3号

（保留地において特定旅客施設等を設置する者）

第4条 法第13条第1項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（特定旅客施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第5条 法第13条第3項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

附 則（省略）

重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

(平成12年11月15日建設省令第40号)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条～第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条～第16条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第17条～第18条）
- 第5章 路面電車停留場等（第19条～第21条）
- 第6章 自動車駐車場（第22条～第32条）
- 第7章 移動円滑化のために必要なその他の施設等（第33条～第37条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、道路法（昭和27年法律第180号）道路構造令（昭和45年政令第320号）及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この省令における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 有効幅員

歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗入れ部

車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 法第2条第7項第2号の特定経路を構成する道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、道路構造令第11条第3項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の歩道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第10条の2第2項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の自転車歩行者道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該道路の高齢者、身体障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（こう配）

第6条 歩道等の縦断こう配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断こう配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

- 第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。
- 2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該道路の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

(高さ)

- 第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

- 第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。
- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

- 第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

- 第11条 法第2条第7項第2号の特定経路を構成する道路には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、身体障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。
- 2 移動円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、移動円滑化された立体横断施設には、高齢者、身体障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

- 第12条 移動円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。
- 一 かがの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- 二 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- 三 かが及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- 四 かが内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- 五 かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかが内が視覚的に確認できる構造とすること。
- 六 かが内に手すりを設けること。
- 七 かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- 八 かが内に、かがが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- 九 かが内に、かがが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- 十 かが内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- 十一 かが内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- 十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- 十三 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

- 第13条 移動円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。
- 一 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。

- 二 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 三 横断こう配は、設けないこと。
- 四 2段式の手すりを両側に設けること。
- 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 七 傾斜路のこう配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該こう配部分を容易に識別できるものとする。
- 八 傾斜路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。
- 十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

- 第14条 移動円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。
- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
 - 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
 - 三 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
 - 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - 五 くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
 - 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
 - 七 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

- 第15条 移動円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。
- 一 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、身体障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
 - 二 縦断こう配及び横断こう配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

- 三 2段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

- 第16条 移動円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。
- 一 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
 - 二 2段式の手すりを両側に設けること。
 - 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - 七 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
 - 八 階段の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
 - 九 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。
 - 十 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
 - 十一 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

- 第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

- 第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- 四 横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側にさくを設けること。
- 七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路のこう配)

第20条 乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、そのこう配は、次に定めるところによるものとする。

- 一 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 二 横断こう配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(身体障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、身体障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下「身体障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

- 2 身体障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 身体障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - 一 当該身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

- 二 幅は、3.5メートル以上とすること。
- 三 身体障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(身体障害者用停車施設)

第23条 自動車の出入口又は身体障害者用駐車施設を設ける際には、身体障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「身体障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 身体障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - 一 当該身体障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - 二 車両への乗降の用に供する部分の幅は1.5メートル以上とし、奥行きは1.5メートル以上とする等、身体障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - 三 身体障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- 一 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該身体障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- 二 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- 三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(身体障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター(前項のエレベーターを除く。)について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車施設、身体障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 身体障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 身体障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに同条第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、身体障害者等が見やすい位置に、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、身体障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、法の施行の日（平成12年11月15日）から施行する。

(経過措置)

- 2 移動円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する歩道等の区間における当該歩道等の有効幅員については、第四条の規定にかかわらず、当分の間、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 3 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当分の間、第十条中「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用することができる。

移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準

(平成12年11月1日運輸省・建設省令第10号)

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 旅客施設
 - 第1節 総則(第3条)
 - 第2節 共通事項
 - 第1款 移動円滑化された経路(第4条)
 - 第2款 通路等(第5条~第8条)
 - 第3款 案内設備(第9条~第11条)
 - 第4款 便所(第12条~第14条)
 - 第5款 その他の旅客用設備(第15条~第17条)
 - 第3節 鉄道駅(第18条~第20条)
 - 第4節 軌道停留場(第21条)
 - 第5節 パスターミナル(第22条)
 - 第6節 旅客船ターミナル(第23条~第25条)
 - 第7節 航空旅客ターミナル施設(第26条~第28条)
- 第3章 車両等
 - 第1節 鉄道車両(第29条~第32条)
 - 第2節 軌道車両(第33条)
 - 第3節 自動車(第34条~第40条)
 - 第4節 船舶(第41条~第55条)
 - 第5節 航空機(第56条~第61条)

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 視覚障害者誘導用ブロック
線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
 - 二 線状ブロック
視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
 - 三 点状ブロック
視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
 - 四 車いすスペース
車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)の用に供するため車両等に設けられる場所であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

- ロ 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。)が設けられていること。
- ハ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ニ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- ホ 車いすスペースである旨が表示されていること。
- 五 鉄道駅 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 六 軌道停留場 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 七 パスターミナル 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるパスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 八 旅客船ターミナル 海上運送法(昭和24年法律第187号)による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降待合いその他の用に供するものをいう。
- 九 航空旅客ターミナル施設 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十 鉄道車両 鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十一 軌道車両 軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二 自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十三 船舶 海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十四 航空機 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一時使用目的の旅客施設又は車両等）

第2条 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備については、この省令の規定によらないことができる。

第2章 旅客施設

第1節 総則

（適用範囲）

第3条 旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

第2節 共通事項

第1款 移動円滑化された経路

（移動円滑化された経路）

第4条 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。

2 移動円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第6項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第7項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、身体障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の

移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 移動円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 有効幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

5 移動円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 有効幅は、140センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120メートル以上とすることができる。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

6 移動円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一 有効幅は、120センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

二 こう配は、1/12以下であること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、1/8以下とすることができる。

三 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

7 移動円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 かご及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 かごの内法幅は140センチメートル以上であり、内法奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
 - 三 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造であること。
 - 五 かご内に手すりが設けられていること。
 - 六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
 - 七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
 - 八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
 - 九 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
 - 十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
 - 十一 乗降ロビーの有効幅は150センチメートル以上であり、有効奥行きは150センチメートル以上であること。
 - 十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。
- 8 移動円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
 - 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
 - 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 三 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
 - 四 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

- 五 くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
- 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- 七 有効幅は、80センチメートル以上であること。
- 八 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

第2款 通路等

（通路）

第5条 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものであること。
 - ロ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造のものであること。

（傾斜路）

第6条 傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（階段）

第7条 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものであること。
- 六 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造のものであること。
- 七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(視覚障害者誘導用ブロック等)

第8条 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)

であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第4条第7項第10号の基準に適合する乗降口ピーに設ける操作盤、第11条第2項の規定により設けられる点字による案内板その他の設備、便所の出入口及び第15条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。

第3款 案内設備

(運行情報提供設備)

第9条 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(標識)

第10条 昇降機、便所又は乗車券等販売所(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けなければならない。

(移動円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

- 第11条 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備(第4条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けなければならない。

第4款 便所

(便所)

- 第12条 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備が設けられていること。

- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器が設けられていること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

- 2 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - 一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - 二 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第13条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 移動円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口の有効幅は、80センチメートル以上であること。

三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、80センチメートル以上であること。

ロ 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第14条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに同条第2項第2号から第4号までの規定は、第12条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第5款 その他の旅客用設備

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第15条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 移動円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 有効幅は、80センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

1 有効幅は、80センチメートル以上であること。

2 車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ 二に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

(券売機)

第16条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(休憩設備)

第17条 高齢者、身体障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

第3節 鉄道駅

(改札口)

第18条 鉄道駅において移動円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上でなければならない。

(プラットフォーム)

第19条 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。

二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。

三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四 排水のための横断こう配は、1パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

六 ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

八 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項第4号及び第8号の規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットフォームについては適用しない。

(車いす使用者用乗降口の案内)

第20条 鉄道駅の適切な場所において、第31条第1項の規定により列車に設けられる車いすスペースに通ずる第30条第3号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

第4節 軌道停留場

(準用)

第21条 前節の規定は、軌道停留場について準用する。

第5節 バスターミナル

(乗降場)

第22条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

三 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

第6節 旅客船ターミナル

(乗降用設備)

第23条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備(以下この節において「乗降用設備」という。)を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 有効幅は、90センチメートル以上であること。
- 二 手すりが設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外)

第24条 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第八条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(転落防止設備)

第25条 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

第7節 航空旅客ターミナル施設

(保安検査場の通路)

第26条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場(航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。)において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

- 2 前項の通路の有効幅は、90センチメートル以上でなければならない。
- 3 保安検査場の通路に設けられる戸については、第4条第5項第2号口の規定は適用しない。

(旅客搭乗橋)

第27条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第2号及び第3号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 有効幅は、90センチメートル以上であること。
 - 二 こう配は、1/12以下であること。
 - 三 手すりが設けられていること。
 - 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 旅客搭乗橋については、第8条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(改札口)

第28条 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上でなければならない。

第3章 車両等

第1節 鉄道車両

(適用範囲)

第29条 鉄道車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(旅客用乗降口)

第30条 旅客用乗降口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 旅客用乗降口の床面の縁端とプラットホームの縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。
- 二 旅客用乗降口の床面とプラットホームとは、できる限り平らであること。
- 三 旅客用乗降口のうち1列車ごとに1以上は、有効幅が80センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 旅客用乗降口の床面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 旅客用乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備が設けられていること。
- 六 車内の段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、車内の段を容易に識別できるものであること。

(客室)

第31条 客室には、1列車ごとに1以上の車いすスペースを設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 通路及び客室内には、手すりを設けなければならない。
- 3 便所を設ける場合は、そのうち1列車ごとに1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 前条第3号の基準に適合する旅客用乗降口と第1項の規定により設けられる車いすスペースとの間の通路のうち1以上及び当該車いすスペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち1以上の有効幅は、それぞれ80センチメートル以上でなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 客室には、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

(車体)

- 第32条 鉄道車両の連結部（常時連結している部分に限る。）には、プラットフォーム上の旅客の転落を防止するための設備を設けなければならない。ただし、プラットフォームの設備等により旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- 2 車体の側面に、鉄道車両の行き先及び種別を見やすいように表示しなければならない。ただし、行き先又は種別が明らかかな場合は、この限りでない。

第2節 軌道車両

(準用)

第33条 前節の規定は、軌道車両について準用する。

第3節 自動車

(適用範囲)

第34条 自動車の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(乗降口)

- 第35条 乗降口の踏み段は、その端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段を容易に識別できるものでなければならない。
- 2 乗降口のうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備（運輸大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

(床面)

- 第36条 運輸大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、65センチメートル以下でなければならない。
- 2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

(車いすスペース)

- 第37条 自動車には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを1以上設けなければならない。
- 一 車いすを固定することができる設備が備えられていること。ただし、車いす使用者が後ろ向き状態で利用する車いすスペースであって背あてが設けられているものについては、この限りでない。
 - 二 車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。
 - 三 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている自動車である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について運輸大臣の定める基準に適合するものであること。

(通路)

- 第38条 第35条第2項の基準に適合する乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの有効幅）は、80センチメートル以上でなければならない。
- 2 通路には、運輸大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

(運行情報提供設備等)

- 第39条 車内には、次に停車する停留所の名称その他の当該自動車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。
- 2 自動車には、車外用放送設備を設けなければならない。
- 3 自動車の前面、左側面及び後面に、自動車の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(基準の適用除外)

- 第40条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した自動車については、第35条から前条まで（第35条第1項及び第36条第2項を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。
- 2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。
- 3 第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 車名及び型式
 - 三 車台番号
 - 四 使用の本拠の位置
 - 五 認定により適用を除外する規定
 - 六 認定を必要とする理由
- 4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。
- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
 - 二 第2項の規定による条件に違反したとき。

第4節 鉄道車両

(適用範囲)

第41条 船舶の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(乗降用設備)

- 第42条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。
 - 二 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 三 手すりが設けられていること。
 - 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(出入口)

第43条 旅客が乗降するための出入口(舷門又は甲板室の出入口をいう。)のうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- 2 車両区域の出入口のうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
 - 三 高齢者、身体障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「乗降場所」という。)が設けられていること。
 - イ 有効幅は、350センチメートル以上であること。
 - ロ 車両区域の出入口に隣接して設けられていること。ただし、乗降場所と車両区域の出入口との間に有効幅が80センチメートル以上である通路を1以上設ける場合は、この限りでない。
 - ハ 乗降場所であることを示す表示が設けられていること。

(客席)

第44条 航行予定時間が8時間未満の船舶の客席のうち旅客定員25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 いす席、座席又は寝台であること。
 - 二 高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - 三 手すりが設けられていること。
 - 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 航行予定時間が8時間以上の船舶の客席のうち旅客定員25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 いす席、座席又は寝台であること。
 - 二 いす席が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、前項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。
 - 三 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、前項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

(車いすスペース)

第45条 旅客定員100人ごとに1以上の車いすスペースを車いす使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が8時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

- 2 前項の規定により設けられた車いすスペース(以下単に「車いすスペース」という。)には、車いすを固定することができる設備を設けなければならない。

(通路)

第46条 第43条第1項の基準に適合する出入口及び同条第2項の基準に適合する車両区域の出入口と第44条第1項又は第2項の基準に適合する客席(以下「基準適合客席」という。)及び車いすスペースとの間の通路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 手すりが設けられていること。
 - 三 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 五 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
 - 六 通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものであること。
- 2 前項の規定は、基準適合客席及び車いすスペースと船内旅客用設備(便所(第49条第3項の規定により準用される第12条第2項の基準に適合する便所に限る。))第50条の基準に適合する食堂、1以上の売店(もっぱら人手により物品の販売を行うための設備に限る。))及び総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板(通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板(通路と兼用のものは除く。))であって、基準適合客席と同一の甲板上にあるものをいう。以下同じ。をいう。以下同じ。との間の通路のうちそれぞれ1以上について準用する。この場合において、前項第1号中「80センチメートル」とあるのは「120センチメートル」と、同項第6号中「支障のないものであること」とあるのは「支障のないものであり、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の通路に戸(暴露されたものを除く。)を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- 一 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(階段)

第47条 第7条 同条第1号ただし書及び第3号ただし書を除く。)の規定は、前条第1項及び第2項の通路に設置される階段について準用する。この場合において、第7条第1号中「手すりが両側に」とあるのは、「手すりが」と読み替えるものとする。

(昇降機)

第48条 第43条第1項の基準に適合する出入口及び同条第2項の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は車いすスペースが別甲板にある場合には、第46条第1項の基準に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造のものを1以上設けなければならない。

- 2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 かごの広さは、車いす使用者が乗り込むのに十分なものであること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 3 第4条第7項第1号、第5号、第7号及び第11号の規定は、第1項の規定により設けられるエレベーターについて準用する。この場合において、同号中「有効幅は150センチメートル以上」とあるのは「有効幅は140センチメートル以上」と、「有効奥行きは150センチメートル以上」とあるのは「有効奥行きは135センチメートル以上」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により設けられるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 エスカレーターが1のみ設けられる場合にあっては、昇降切換装置が設けられていること。
 - 二 勤務する者を呼び出すための装置が設けられていること。
- 5 第4条第8項(同項第1号及び第六号を除く。)の規定は、第1項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。
- 6 基準適合客席又は車いすスペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第46条第2項の基準に適合する通路にエレベーターを1以上設けなければならない。
- 7 第4条第7項(同項第4号を除く。)の規定は、前項の規定により設けられるエレベーターについて準用する。

(便所)

- 第49条 便所を設ける場合は、腰掛便座及び手すりが設けられた便所を1以上設けなければならない。
- 2 第12条第1項の規定は、船舶に便所を設ける場合について準用する。
 - 3 第12条第2項、第13条(同条第1項第1号及び第3号ただし書並びに第2項第3号を除く。)及び第14条の規定は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。この場合において、第13条第2項第4号中「水洗器具」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と、第14条中「前条第1項第1号から第3号まで」とあるのは「前条第1項第2号、第3号(ただし書を除く。)と、「同条第2号から第4号まで」とあるのは「同条第2号及び第4号」と読み替えるものとする。

(食堂)

- 第50条 もっぱら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 出入口の有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - 二 出入口には段がないこと。
 - 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 四 食堂には、いすの収容数100人ごとに1以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。

(遊歩甲板)

- 第51条 遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口の有効幅は、80センチメートル以上であること。
- 二 段を設ける場合は、スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。
- 三 戸(遊歩甲板の出入口の戸を除く。)を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 有効幅は、80センチメートル以上であること。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、身体障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 手すりが設けられていること。

(点状ブロック)

- 第52条 階段及びエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点状ブロックを敷設しなければならない。

(運航情報提供設備)

- 第53条 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

(基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内)

- 第54条 基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。
- 2 基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けなければならない。

(基準の適用除外)

- 第55条 総トン数5トン未満の船舶については、この省令の規定によらないことができる。
- 2 地方運輸局長(海運監理部長を含む。以下この条において同じ。)が、その構造又は航行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した船舶については、第42条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。
 - 3 第40条第2項から第4項まで(同条第3項第2号を除く。)の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第3項第3号中「車台番号」とあるのは「船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号」と、同項第4号中「使用の本拠の位置」とあるのは「就航航路」と読み替えるものとする。
 - 4 前項の規定により準用される第40条第3項の申請書は、海運支局長を経由して提出することができる。

第5節 航空機

(適用範囲)

- 第56条 航空機の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

(通路)

第57条 客席数が60以上の航空機の通路は、第59条の規定により備え付けられる車いすを使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。

(可動式のひじ掛け)

第58条 客席数が30以上の航空機には、通路に面する客席(構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除く。)の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設けなければならない。

(車いすの備付け)

第59条 客席数が60以上の航空機には、当該航空機内に利用できる車いすを備えなければならない。

(運航情報提供設備)

第60条 客席数が30以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

(便所)

第61条 通路が2以上の航空機には、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有する便所を1以上設けなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、法の施行の日(平成12年11月15日)から施行する。ただし、第3章(第3節を除く。)の規定は、法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成14年5月15日)から施行する。

(経過措置)

第2条 第3章(第3節を除く。)の規定の施行前に製造された鉄道車両であって、公共交通事業者等が当該規定の施行後に新たにその事業の用に供するものうち、地方運輸局長が認定したものについては、この省令の規定のうちから当該地方運輸局長が当該鉄道車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 車種及び記号番号
- 三 車両番号
- 四 使用区間
- 五 製造年月日
- 六 認定により適用を除外する規定
- 七 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があったとき。

二 第2項の規定による条件に違反したとき。

5 第1項から前項までの規定は、第3章(第3節を除く。)の規定の施行前に製造された軌道車両であって、公共交通事業者等が当該規定の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第1項、第3項及び前項中「地方運輸局長」とあるのは、「運輸大臣及び建設大臣」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、この省令の施行前に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び次条の規定によりこの省令の規定を適用しないこととされた自動車であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第3項第2号中「車種及び記号番号」とあるのは「車名及び型式」と、同項第3号中「車両番号」とあるのは「車台番号」と、同項第4号中「使用区間」とあるのは「使用の本拠の位置」と、同項第5号中「製造年月日」とあるのは「自動車検査証の交付を受けた年月日」と読み替えるものとする。

7 第1項から第4項まで(第3項第2号を除く。)の規定は、第3章(第3節を除く。)の規定の施行前に船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書の交付を受けた船舶であって、公共交通事業者等が第3章(第3節を除く。)の規定の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第1項及び第3項各号列記以外の部分中「地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、同項第3号中「車両番号」とあるのは「船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号」と、同項第4号中「使用区間」とあるのは「就航航路」と、同項第5号中「製造年月日」とあるのは「船舶検査証書の交付を受けた年月日」と、第4項中「地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と読み替えるものとする。

8 前項の規定により準用される第3項の申請書は、海運支局長を経由して提出することができる。

9 第1項から第4項まで(第3項第4号を除く。)の規定は、第3章(第3節を除く。)の規定の施行前に航空法第10条第1項に規定する耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空証明を受けた航空機その他これに準ずるものとして運輸大臣が認める航空機であって、公共交通事業者等が第3章(第3節を除く。)の規定の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第1項及び第3項各号列記以外の部分中「地方運輸局長」とあるのは「運輸大臣」と、同項第2号中「車種及び記号番号」とあるのは「種類及び型式」と、同項第3号中「車両番号」とあるのは「国籍記号及び登録記号」と、同項第5号中「製造年月日」とあるのは「耐空証明を受けた年月日(これに準ずるものとして運輸大臣が認める航空機にあっては、その準ずる事由及び当該準ずる事由が生じた年月日)」と、第4項中「地方運輸局長」とあるのは「運輸大臣」と読み替えるものとする。

第3条 この省令の公布前に公共交通事業者等が購入する契約を締結した自動車であって、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供するものについては、この省令の規定は適用しない。

6. 長寿社会対応住宅設計指針

長寿社会対応住宅設計指針

21世紀の本格的長寿社会を控え、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域社会で安心して生活できるようにすることが求められています。

このためには、生活の基盤である住宅が、高齢期においても住み続けられるようなものとなっていることが重要です。

このため今後建設される住宅の指針として、「長寿社会対応住宅設計指針」が建設省により策定され、平成7年6月23日付けで都道府県等に通知されました。

長寿社会対応住宅設計指針の概要

(1) 適用範囲

主として新築（建替を含む）される住宅を対象
一般的な設計上の配慮事項を示すもの

(2) 指針の構成及び考え方

設計指針本体と、具体的な寸法、仕様等を示す補足基準から構成

基準は、加齢等に伴う一定の身体弱化（杖類及び歩行器の補助具を利用して自立した生活可能な状態）に対して、そのまま又は比較的軽微な改造により対応を可能とする使用を確保するという考え方に基づき設定

一部の項目については、安全性、快適性をより高めることや日常生活に介助を要する場合（例えば介助用車いす等を利用して動きまわられる状態）にもより適切に対応を可能とする使用を推奨基準として提示

（なお、補足基準については、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う）

(3) 内容

指針は、

イ 戸建住宅及び集合住宅の住戸専用部分に関する部屋の配置、段差、手すり、通路・出入口の幅員、玄関、階段、便所、浴室等
ロ 屋外空間及び集合住宅の共用部分に関するアプローチ、共用階段について、全体で44項目を設定

主な内容は、

- ・玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室はできる限り同一階に配置
- ・住戸内の床は、原則として段差のない構造
- ・階段、浴室には手すりを設置又は設置準備
- ・通路、出入口は介助用車いすの使用に配慮した幅員（通路78cm以上、出入口75cm以上）
- ・階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- ・便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

知 事 殿

長寿社会対応住宅設計指針について

建設省住備発第63号

平成7年6月23日

建設省住宅局長

21世紀の本格的長寿社会を控え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域社会で安心して生活できるようにすることが住宅施策の重要な課題となっている。このため、今後建設される住宅については、健康者にとって住みやすいだけでなく、加齢等により一定の身体機能の低下や障害が生じた場合においても、基本的にそのまま住み続けることを可能とし、居住者が出来るかぎり長い間、自立した日常生活を送れるよう建築当初から配慮することが必要とされている。また、社会福祉施策においては在宅介護の充実が重要な課題となっており、その円滑な推進を図るため、住宅の設計に当たっては介助のしやすさにも配慮する必要がある。

このため、昨年制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）の第14条の規定に基づく高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるための教育活動、広報活動等の一環として、別紙のとおり、長寿社会対応住宅設計指針を策定したので送付する。

貴職においては、本指針の趣旨を踏まえ、公営住宅、特定優良賃貸住宅、公社住宅等公的機関が建設する住宅をはじめ広く一般の住宅の設計にあたって、本指針が活用されるよう努められたい。また、貴管下市町村（政令市を除く。）地方住宅供給公社及び建築士会等関係団体に対しても、この旨周知徹底されるようお願いする。

長寿社会対応住宅設計指針

第1 総則

1 指針の目的

この指針は、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができるような住宅の設計について指針を示すことにより、高齢社会に対応した住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、主として新築（建替を含む）される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すものであり、現に特定の身体機能の低下や障害が生じている居住者のために個別的な配慮を行うときは、その居住者の状況に応じ、本指針に示すもの以外の設計上の工夫を行う必要がある場合がある。
- (3) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅（集合住宅の場合は住戸専用部分）の設計指針

1 通則

(1) 部屋の配置

- (イ) 玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室、居間・食事室及び高齢者等の寝室は、できる限り同一階に配置する。
- (ロ) 高齢者等の寝室と便所、洗面所、居間・食事室は、できる限り近接配置とする。
- (ハ) 本指針において、高齢者等の寝室とは、住宅新築時に高齢者等が居住しない部屋であっても、将来高齢者等の寝室に用いることが想定される居室を含む。
- (ニ) 便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される住宅の場合は、少なくともこれらの複数設置された部屋の1ヶ所は本指針によるものとする。

(2) 段差

住戸内の床は、原則として段差のない構造のものとする。ただし、玄関の出入口及び上がりかまち、浴室出入口、バルコニー等への出入口にあっては、この限りではない。

(3) 手すり

- (イ) 階段、浴室には、手すりを設ける。
- (ロ) 玄関、便所、洗面所、脱衣室、居間・食事室、高齢者等の寝室等及び廊下等には、手すりを設けるか設置できるようにする。
- (ハ) 手すりは、使用しやすい形状、材質とし、適切な位置に設置する。

(4) 通路・出入口の幅員

住戸内の廊下等の通路及び出入口は、できる限り歩行補助具及び介助用車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

(5) 床・壁の仕上げ

住戸内の床・壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮したものとする。

(6) 建具

建具は、開閉がしやすく、安全性に配慮したものとする。また、建具のにとって、引き手及び錠は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取付ける。

(7) 設備

- (イ) 住戸内の給水給湯設備、電気設備、ガス設備は、安全性に配慮するとともに、操作が容易なものとする。
- (ロ) 住戸内の照明設備は、安全に必要な個所に設置するとともに、十分な照度を確保する。
- (ハ) 火災その他のための通報装置及び警報装置等を設けるか、設置できるようにする。

(8) 温熱環境

各居室等の温度差をできる限りなくすよう断熱及び換気に配慮するとともに、年間を通じて適切な温度が維持できるように暖冷房設備等を用いることができる構造とする。

(9) 収納スペース

日常使用する収納スペースは、適切な量を確保するとともに、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設ける。

2 住戸内各部

(1) 玄関

- (イ) 玄関の出入口に生じる段差は、安全性に配慮したものとする。
- (ロ) 玄関は、できる限りベンチ等が設置できる空間を確保する。
- (ハ) 上がりがまちの段差は、安全上支障のない高さとし、必要に応じて式台を設置する。

(2) 階段

階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

(3) 便所

- (イ) 便所は、できる限り介助可能な広さを確保する。
- (ロ) 便所の出入口は、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。
- (ハ) 便器は、腰掛け式とする。

(4) 洗面所・脱衣室

- (イ) 洗面所は、手洗い等の利便性に配慮したものとする。
- (ロ) 脱衣室は、衣服の着脱等の安全性等に配慮したものとする。

(5) 浴室

- (イ) 浴室は、できる限り介助可能な広さを確保する。
- (ロ) 浴室の出入口に段差が生じる場合は、安全上支障のない形状の段差とするとともに、出入口に縦手すりを設置する。
- (ハ) 浴室の出入口建具は、安全性に配慮するとともに、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。
- (ニ) 浴槽は、安全性に配慮した形状、寸法とする。

(6) 高齢者等の寝室

高齢者等の寝室は、できる限り介助に必要な広さを確保するとともに、遮音性能や避難のしやすさに配慮する。

(7) バルコニー等

バルコニー等については、出入口に生じる段差を安全性に配慮した形状とする等の配慮を行う。

第3 集合住宅の屋外空間及び共用部分の設計指針

1 アプローチ等

- (1) 主要な団地内通路及び住棟出入口は、歩行及び車いすでの移動の安全性及び利便性に配慮した構造とする。
- (2) 住棟出入口付近には、できる限り、自動車が寄り付けるようにするとともに、駐車スペースを確保する。

2 共用階段

共用階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

3 共用廊下

共用廊下は、できる限り車いす利用に配慮した幅員等を確保するとともに、段差は設けない。

4 床の仕上げ・手すり

- (1) アプローチ、住棟出入口、階段、傾斜路及び共用廊下等の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮したものとする。
- (2) 階段、傾斜路及び共用廊下には、手すりを設ける。
- (3) 手すりは、使用しやすい形状、材質とし、適切な位置に設置する。

5 エレベーター

- (1) 6階以上の高層住宅にはエレベーターを設置するとともに、できる限り3～5階の中層住宅等にもエレベーターを設ける。
- (2) 住棟出入口からエレベーターホールへの通路、エレベーターホール及びエレベーターのかごは、車いす利用に配慮した形状、寸法等とする。

6 照明設備

屋外アプローチ及び共用部分の照明設備は、安全性に配慮して十分な照度を確保する。

第4 戸建住宅の屋外空間の設計指針

1 アプローチ等

- (1) 住戸へのアプローチ通路等は、歩行及び車いす利用に配慮した形状、寸法等とする。
- (2) 屋外階段は、勾配、形状等を昇降の安全上支障のないものとする。
- (3) 屋外の照明設備は、安全性に配慮して十分な照度を確保する。

建設省住備発第68号
平成7年6月23日

住宅主務部長殿

建設省住宅局住宅整備課長長寿社会対応住宅設計指針の補足基準について

長寿社会対応住宅設計指針（以下「指針」という）については、6月23日付け建設省住備発第63号で通知されたところであるが、本指針の円滑な活用を図るため、具体的な指標等として下記のとおり寸法、仕様等の補足基準を設定した。

指針及び本補足基準においては、加齢等に伴う一定の身体的弱化（杖類及び歩行器の補助具を利用して自立した生活が可能な状態）に対して、そのまま又は比較的軽微な改造により対応を可能とする仕様（介助用車いすを利用する場合にあっても、基本的な日常生活を送るため、最小限必要な移動を可能とする仕様）を確保するという考え方にに基づき基準を設定している。

項目によっては、安全性、快適性をより高めることや、日常生活に介助を要する場合（たとえば介助用車いす等を利用して動き回れる状態）にもより適切に対応可能とする仕様を推奨基準として設定し、経済的、空間的条件が許せば選択できるようにしている。

なお、本補足基準については、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

指針第2【住宅 集合住宅の場合は住戸専用部分】の設計指針】について

1. 通則

(1) 部屋の配置

- ・玄関、便所、洗面所、脱衣室、浴室、居間・食事室及び高齢者等の寝室の同一階配置の確保にあたっては、高齢者等の寝室については、将来における軽微な改造（間仕切り設置等）により、同一階に確保できる場合を含む。
- ・高齢者等の寝室及び便所とそれ以外の室とは、ホームエレベーターや階段昇降機等を設置するか設置できるように措置されている場合は、同一階に配置しなくてもよい。

(2) 段差

- ・高齢者等が利用しない居室、居間の一角に設ける畳コーナー等については、高齢者等の基本的な日常生活における移動経路上にない場合は、段差があっても差し支えない。

(3) 手すり

- ・階段の少なくとも片側の手すりは、当初から設置し、設置しない側には将来設置できるようにする。
- ・階段の手すりは、廊下等の手すりと連続している場合を除き、できる限り端部を20cm以上水平に伸ばす。
- ・浴室については、浴槽出入りのための手すりを設置するとともに、できる限り浴室出入口にも手すりを設置する。
- ・玄関については、靴等の着脱のために上がりかまち部に手すりを設けるか設置できるようにする。
- ・便所については、立ち座り、姿勢保持のための手すりを設けるか設置できるようにする。
- ・脱衣室には、衣服の着脱等のための手すりを設けるか設置できるようにする。
- ・廊下、階段、洗面所、居間・食事室及び高齢者等の寝室の移動のために設ける手すりの設置高さは、床仕上面（階段の場合は段鼻）から75cmを標準とする。
- ・水平手すりの端部は、できる限り壁側又は下側に曲げる。

【推奨】

- ・階段の両側に手すりを設置する。
- ・浴室には、浴槽内での立ち座り、姿勢保持のための手すり等、洗い場の立ち座りのための手すりを設置する。

(4) 通路・出入口の幅員

- ・通路の有効幅員は、78cm（柱等の箇所にあつては75cm）以上とする。
- ・出入口の有効幅員（開き戸では建具の厚み、引き戸では引き残しを除いた幅員）は、75cm以上（浴室の出入口にあつては65cm以上、やむを得ない場合65cm以上とする。）とする。ただし、玄関及び浴室以外の出入口については、やむを得ない場合、改造により有効幅員75cm以上とすることができるようにする。
- ・廊下の屈曲部及び廊下から直進できない出入口に接する廊下については、できる限り介助用車いすの回転が可能な空間を設けるか、又は改造によって当該空間を設けることができるようにする。

【推奨】

- ・通路の有効幅員は、85cm（柱等の箇所にあつては80cm）以上とする。
- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。

(5) 床・壁の仕上げ

- ・床は、滑りにくい仕上げとするとともに、転倒した場合の衝撃をやわらげるよう仕上げの材質等に配慮する。特に浴室については、滑りやすいので十分に配慮する。
- ・階段の踏面については、粗面にするかノンスリップを設けることとする。
- ・壁の出隅部は、できる限り面とりを行う等、形状、仕上げの材質に配慮する。

(6) 建具

- ・玄関ドアが開き戸形式の場合、急激な開閉を防ぐため、ドアクローザーの設置等を行う。
- ・浴室及び便所の建具の錠は、外から解錠可能とする。
- ・出入口ドア等にガラスを入れる場合は、安全ガラスを用いるか又は棧付建具として1枚あたりのガラス面を小さくする。

【推奨】

- ・引き戸や開き戸のとして側に30cm以上の袖壁を設ける。
- ・玄関ドアは、親子扉（親扉の有効幅員は80cm以上）とする。
- ・建具、造付け家具等に用いられるガラスのうち身体に接触する可能性のあるものは、安全ガラスとする。

(7) 設備

- ・水栓金具は、レバー式等操作しやすい形状のものとする。湯温調整が安全に行えるものとする。
- ・電気設備のスイッチ、コンセント等は、使いやすい高さに設置するとともに、できる限りワイドスイッチや明かり付きスイッチを用いる。
- ・階段の照明は、複数設置等により踏面に影ができないようにするとともに三路スイッチとする。
- ・ガス調理器具は立消え安全装置付きのものとする。
- ・台所にはガス漏れ検知器及び火災警報器を設置し、便所及び浴室にはできる限り通報装置を設置する。

【推奨】

- ・階段には足下灯を設置する。
- ・玄関の上がりかまち部には、足下灯を設置する。
- ・台所には自動消火装置又はスプリンクラー等を設置する。
- ・高齢者等の寝室には通報装置を設置する。

(8) 温熱環境

- ・便所、洗面所、脱衣室、居間・食事室及び高齢者等の寝室には暖房設備を設けるか又は機器を設置できるようにするほか、地域の気候に応じて、居間・食事室及び高齢者等の寝室には冷房設備を設けられるようにする。

【推奨】

- ・地域の気候に応じて、浴室には暖房設備を設ける。

2. 住戸内各部

(1) 玄関

- ・玄関の出入口においては、くつずりと玄関外側の高低差は2cm以下、くつずりと玄関土間の高低差は5mm以下とする。
- ・玄関の上がりかまちの段差は、集合住宅については11cm以下とする。戸建住宅については18cm以下とし、やむを得ない場合は式台を設置するか、設置できるスペースを設け、土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を各18cm以下とする。
- ・玄関の上がりかまち及び式台は、段差が分かりやすいよう、できる限り材質、色等で変化を持たせる。

【推奨】

- ・玄関の出入口においては、段差なしとする。

(2) 階段

- ・階段の勾配は6/7以下、55cm T(踏面、以下同じ)+2R(蹴上げ、以下同じ) 65cmとする。やむを得ない場合、階段の勾配は22/21以下、55cm T+2R 65cm、T 19.5cmとするとともに勾配が45°を超える場合は両側に手すりを設ける。
- ・階段の構造は、最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出をさけるとともに、まわり階段等安全上問題があると考えられる形式はできる限り用いない。
- ・踏面のノンスリップを設ける場合はできる限り踏面と同一面とし、蹴込み板を設置し、できる限り段鼻を出さないようにするとともに、蹴込みは2(やむを得ない1cm場合は3cm以下とする)。

【推奨】

- ・階段の勾配は7/11以下、55cm T+2R 65cmとする。

(3) 便所

- ・できる限り便器側方に介助スペースを確保するか軽微な改造により確保できるようにする。

【推奨】

- ・便所の広さは、内法で間口1.35m以上、奥行1.35m以上とする。

(4) 洗面所・脱衣室

【推奨】

- ・いす座使用可能な洗面台を設置する。
- ・脱衣室(洗濯機を別の場所に置く場合は、その附近)には、下洗い用シンクを設置する。

(5) 浴室

- ・浴室の広さは、腰掛け台等を設置しても入浴行為に支障のない広さとして、内法で短辺1.4m以上かつ広さ2.5㎡以上とし、やむを得ない場合、集合住宅にあっては、短辺1.2m以上かつ広さ1.8㎡以上、戸建住宅にあっては、短辺1.3m以上かつ広さ2.0㎡以上とする。
- ・浴室の出入口の段差は、2cm以下の単純段差とし、やむを得ない場合は、手すりを設置しつつ、浴室内外の高低差12cm以下かつまたぎ高さ18cm以下とする。
- ・出入口建具は引戸または折れ戸を原則とし、やむを得ず内開き戸とする場合は、緊急時には外部から取りはずせる構造とものとする。
- ・浴槽の縁の高さは30～50cmとする。

【推奨】

- ・浴室出入口は段差なしとする。
- ・浴槽の縁は、腰掛けて浴槽に出入りできる形状のものとする。
- ・浴槽の縁の高さは35～45cmとする。

(6) 高齢者等の寝室

- ・高齢者等の寝室の広さは、約12㎡以上とし、やむを得ない場合は約10㎡以上とする。

(7) バルコニー等

- ・バルコニー、テラス等への出入口の段差は、18cm以下の単純段差とし、やむを得ない場合、25cm以下の単純段差か屋内側、屋外側とも18cm以下のまたぎ段差とし、手すりを設置できるようにする。
- ・物干し金物の高さは、できる限り高齢者等に配慮する。

【推奨】

- ・集合住宅の隣戸避難口は、開き戸等開閉が容易な形式とする。

指針第3(集合住宅の屋外空間及び共用部分の設計指針)について

1. アプローチ等

- ・屋外歩行空間は、幅員90cm以上とし、部分的に幅の広いところを設けるとともに、高低差が生じる場合にはできる限り傾斜路を設ける。
- ・屋外に設ける階段は、R 16cm、T 30cmとし、やむを得ない場合には、T 24cm、55cm T+2R 65cmとする。
- ・傾斜路は、できる限り1/12以下の勾配とし、高低差75cm毎に1.5m以上の踊り場を設ける。

【推奨】

- ・屋外歩行空間の幅員は、120cm以上とする。

2. 共用階段

- ・共用階段は、階段、踊り場ともできる限り有効幅員を120cm以上とするとともに、勾配は7/11以下、55cm T+2R 65cmとし、やむを得ない場合には、T 24cm、55cm T+2R 65cmとする。ただし、日常時の昇降はエレベーターによって行われる等のため、共用階段が専ら非常時の避難用として利用されると考えられる場合を除く。
- ・共用階段の構造は、最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けるとともに、できる限り踊り場付き折れ階段又は直階段とする。
- ・踏面のノンスリップを設ける場合はできる限り踏面と同一面とし、蹴込み板を設置し、できる限り段鼻を出さないようにするとともに、蹴込み寸法を2cm（やむを得ない場合は3cm以下とする。）

【推奨】

- ・共用階段は、R 16cm、T 30cmとする。

3. 共用廊下

- ・共用廊下の有効幅員は、できる限り140cm以上とし、部分的に車いすのすれ違いのためのスペースを確保する。
- ・共用廊下に面する玄関ドアの共用廊下側には、できる限りアルコーブ（入り込みスペース）を設ける。

4. 床の仕上げ・手すり

- ・階段及び傾斜路には、少なくとも片側に手すりを設けるとともに、その端部は、できる限り20cm以上水平に延ばす。
- ・共用廊下には、少なくとも片側に手すりを設ける。
- ・手すりの設置高さは、床面から75cmを標準とし、端部はできる限り壁側又は下側に曲げる。

【推奨】

- ・階段及び傾斜路には、両側に手すりを設ける。

5. エレベーター

- ・住棟出入口から1階エレベーターホールへのアクセスに高低差が生じる場合は、できる限り階段と傾斜路を併設するとともに、それぞれの有効幅員は120cm以上とする。
- ・エレベーターホールには車いすが回転できるスペースとして150cm角以上を確保するとともに、エレベーター開口幅は80cm以上とする。
- ・エレベーターの乗り場ボタン及びかご内の操作盤は、車いす利用者に配慮する。

【推奨】

- ・2階建て住宅にエレベーターを設置する。
- ・エレベーターのかごは、奥行き135cm以上、面積約2㎡以上で、トランク付きとする。

6. 照明設備

- ・共用階段の照明は、複数設置等により踏面に影ができないようにする。

【推奨】

- ・共用階段に足下灯を設置する。

指針第4（戸建住宅の屋外空間の設計指針）について

1. アプローチ等

- ・敷地に高低差がある場合は、緩勾配の階段や傾斜路を設けるとともに、少なくとも片側に連続して手すりを設置する。
- ・階段を設ける場合は、道路から敷地へ入るための数段程度の階段は、R 16cm、T 30cmとし、これ以外の屋外階段は、T 24cm、55cm T+2R 65cmとする。
- ・屋外階段の照明は、複数設置等により踏面に影ができないようにする。

【推奨】

- ・アプローチの段差部には、足下灯を設置する。

7. 社団法人日本エレベーター協会標準

社団法人日本エレベーター協会標準

(1) 車いす兼用エレベーターに関する標準 JEAS-A506

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は不特定多数の人が利用する乗用（人荷共用、非常用を含む）及び寝台用エレベーターにおいて、一般乗客ならびに車いす使用者が兼用するための望ましい寸法及び付加仕様について規定する。

2. 内容

2.1 かご寸法は車いす兼用として供するに必要な寸法とする。

(1) 車いすをかご内で、180°回転させる仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口1400mm×奥行1350mmとする。

(2) 車いすをかご内で回転させない仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口1000mm×奥行1100mmとする。

(注) 車いすは、JIS T9201に定める大型車いすを対象とする。

2.2 出入口有効幅は800mm以上とする。

2.3 付加仕様

(1) 専用乗場ボタン

各階乗場の出入口の適当な位置に専用ボタンを設ける。

専用ボタンによりかごが着床したときは戸の開放時間を延長する。

(2) かご内専用操作盤

かご内左右の2面の側板に操作盤を設ける。

各操作盤には行先ボタンを設け、また操作盤の少なくとも、一面には呼ボタン付インターホンを取付ける。

専用操作盤の高さは適当な高さとし、行先階ボタンによりかごが着床したときは戸の開放時間を延長する。

(3) かご内鏡

かご内背面板にガラス性または、金属製の平面鏡を設ける。但し展望用エレベーターや二方向出入口寝台用エレベーターのように平面鏡が設けられない構造のものにあっては凸面鏡（合成樹脂製も含む）も可とする。

(4) 乗降者検出装置

かごの出入口に光電式、静電式または超音波式等で、乗降者を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。

光電式の場合は光電ビームを2条設ける。

(5) かご内専用位置表示器

かご内の専用操作盤または背面板のいずれかにかご内専用位置表示器を一面設ける。

(6) シンボルマーク及び注意銘板

車いす兼用エレベーターのシンボルマークを専用乗場ボタン及び、かご内専用操作盤の近傍に設け、また、注意銘板を専用乗場ボタンの近傍に設ける。

(2) 「車いす兼用エレベーターに関する標準」解説 JEAS-A506

本標準は、不特定多数の人が利用する乗用（人荷共用、非常用を含む）及び寝台用エレベーターにおいて、車いす使用者が兼用できるように、種々の寸法ならびに付加仕様について規定したものである。

この車いす兼用エレベーターは、一般健常者はもとより単独で街に出て行けるだけの生活機能を有する車いす使用者の利用を考慮している。

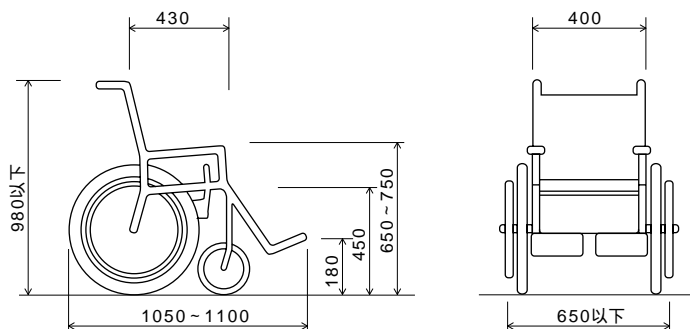
したがってそれ以上の障害度の人を利用する場合は、介護者の添乗を必要とする。

建物の管理者は、車いす使用者のエレベーター利用に際しては利用案内をすると共に、障害度によっては添乗などの配慮が必要である。

1. 車いすの寸法

JIS T9201に定められる車いす(大型)の寸法を図1に示す。

図1 JIS車いす(大型)寸法(単位mm) ▶



2. かごの寸法

(1) 車いすをかご内で180°回転させる仕様は、車いすで前進で乗り込み方向を替えて前進で出ることと、車いすの他に何人かの人が同時に乗り合わせることでできる条件とした。

(2) 車いすをかご内で回転させない仕様は、車いすで前進（または、後進）で乗り込み、後進（または、前進）で出ることとし、添乗者または利用者が少なくとも一人同乗できる条件とした。

(注)

a) 車いす兼用エレベーターとしては、(1)の条件とすることが望ましいが、建物の規模などにより、(1)のものが設置困難な場合には、普及促進の見地から、(2)の条件も止むを得ないものとする。

b) 適用機種表を下表に示す。

適応機種表

(ロープ式)

項 目		1)の条件	2)の条件
使 い 方		かご内で車いすの向きを変える	乗り込んだ状態でそのまま出る
最小かご寸法		1,400W×1,350D	1,000W×1,100D
最小出入口幅		800	800
適 応 機 種 (JIS A 4301)	P 形	P - 6 P - 9 P - 11 P - 13 P - 15以上	×
	R 形	R - 6 R - 9	×
	B 形	B - 6 B - 9	×

: 適応機種 × : 不適応機種

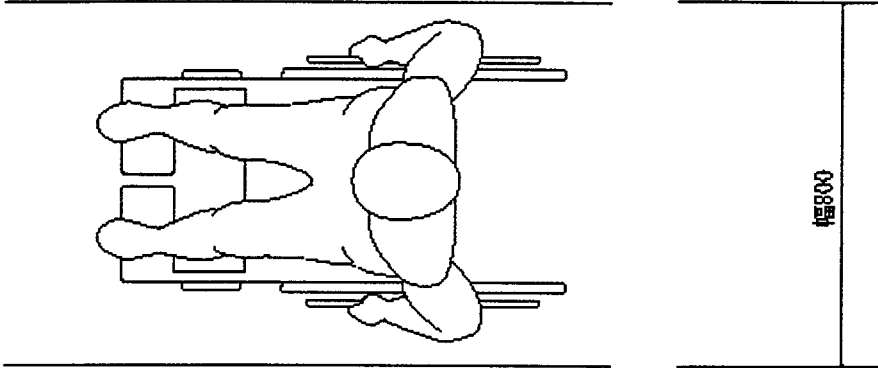
参考(油圧式)

一般乗用	HP - 6 HP - 9 HP - 11	×	×
住宅用	HR - 6 HR - 9	×	×

3. 出入口有効幅

車いすを動かそうとする時は、最小限780mmの幅が必要とされており、エレベーター出入口有効幅の基準としては、国際障害者シンボルマークの掲示基準を参考にして800mm以上とした。(図2)

図2 車いすの通行に要する最小幅(単位mm)

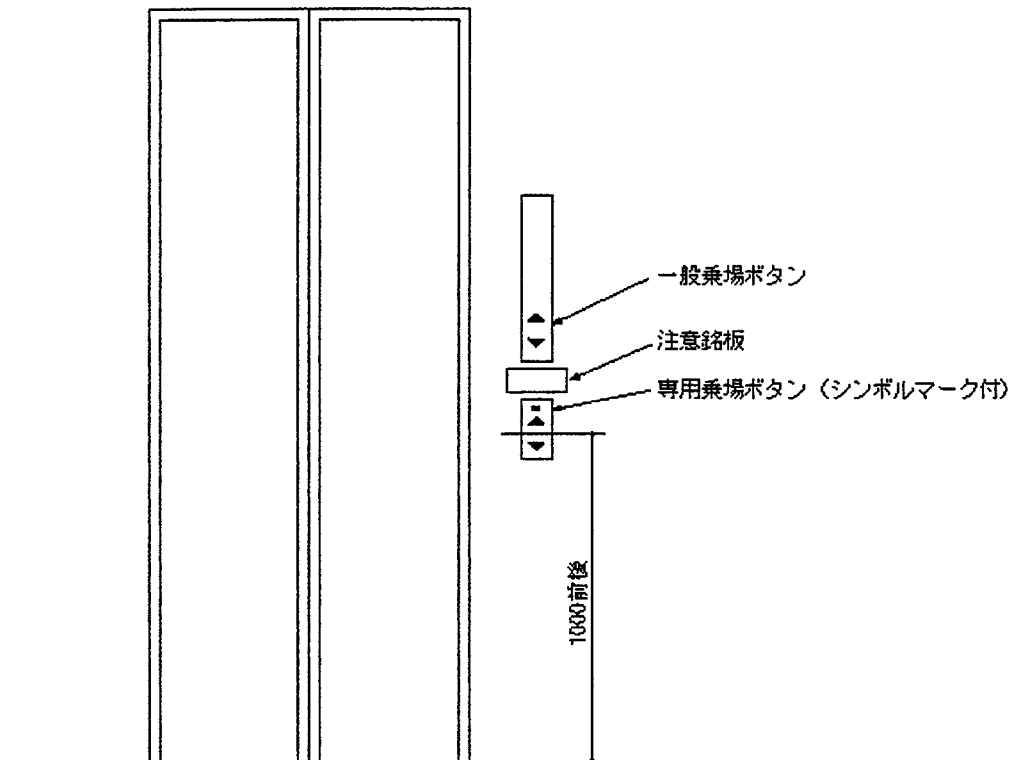


4. 付加仕様

4.1 専用乗場ボタン

一般乗場ボタンとは別に、専用乗場ボタンを設ける。(図3)

図3 車いすの通行に要する最小幅(単位mm)



この専用乗場ボタンの高さは、車いすに乗った人が操作しやすい高さとして1m程度を推奨する。また、エレベーターホールは車いすで回転が可能な広さを確保されるべきであり、したがって、専用乗場ボタンは一面で十分である。

専用ボタン(かご操作盤も含む)による運転の際の、戸の開いている時間は一般来客が降りた後、車いすの乗り込みを考慮した時間であり、10秒程度とすることが望ましい。

4.2 かが内専用操作盤

一般乗客用の主操作盤とは別に以下の各機器を取付けた専用主操作盤を設ける。(図4.5)

一般乗客用の主操作盤と車いす専用主操作盤は、インターホンのハウリング等考慮し対角の位置にすることが望ましい。(図6)

専用主操作盤：行先ボタン、戸開ボタン、インターホン、インターホン呼びボタン、かが位置表示灯・方向灯(背面パネルに設けない場合) シンボルマーク

専用副操作盤：行先ボタン、戸開ボタン、シンボルマーク

なお、専用操作盤の行先ボタンの高さは、車いす使用者が比較的容易に使用できるように一番高いもので床面上1.5m以下にすべきであり、同ボタンによる戸の開放時間の延長は10秒程度とすることが望ましい。

図4 専用主操作盤一例(背面パネルにかが位置表示灯、方向灯を設けない場合)

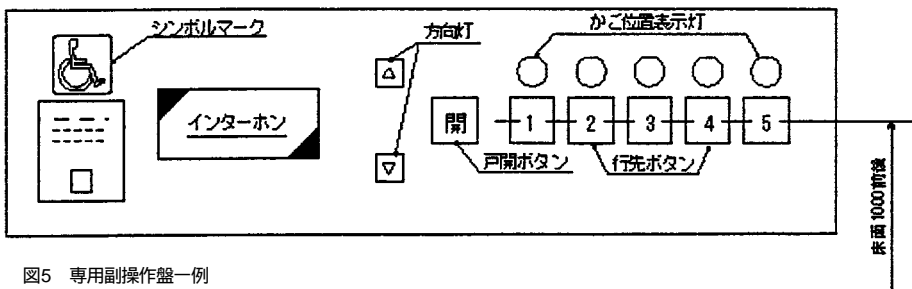


図5 専用副操作盤一例

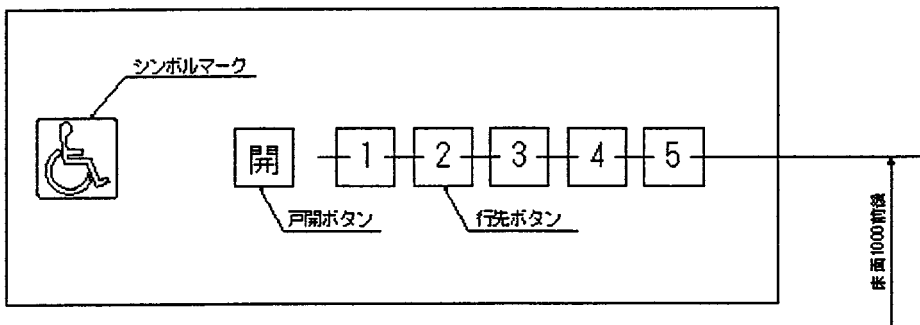
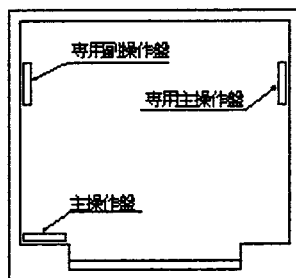


図6 かが内専用操作盤配置例



4.3 かが内鏡

かが内鏡は、車いす使用者が戸を開いているか否かなどの背後状況を確認するためのものでありガラス製(合わせガラスまたは線入りガラス)または金属製の平面鏡とする。鏡の大きさは、幅0.5m~0.7m、高さ約0.9m、鏡の下端は床上0.9m程度とする。

なお、展望用エレベーターや、二方向出入口の寝台用エレベーターのように平面鏡が設けられない構造にあっては合成樹脂製等の凸面鏡も可とし、大きさは、直径0.2m以上の丸形又は同等以上の面積を有する四辺形とし、取付位置は鏡を設ける目的を充分満足する位置とする。

4.4 乗降者検出装置

かごにはセフティシューが設けられているが、さらに、車いす使用者の安全を図るために、光電式、静電式、または超音波式等のいずれかの乗降者検出装置を設ける。光電式の場合の取付高さは、車いす使用者の足の先端部及び大腿部を対象とし、その高さは床面上より0.2及び0.6m前後とする。非常用エレベーターを兼用する場合、戸閉安全装置は「JEAS-A505非常用エレベーターの使用機器仕様に関する標準」に基づき非常運転時不感とする。(ただし、セフティシューは呼び戻し運転中も有効)

4.5 かご内専用位置表示器

かご位置表示器はかご内の専用主操作盤または、背面板のいずれかに1面設ける。

4.6 シンボルマーク及び注意銘板

専用乗場ボタン、かご内専用操作盤には図7、図8に例を示すシンボルマーク、注意銘板を取付け、一般利用者及び車いす使用者の注意を促す。

図7 シンボルマーク

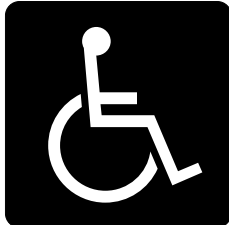
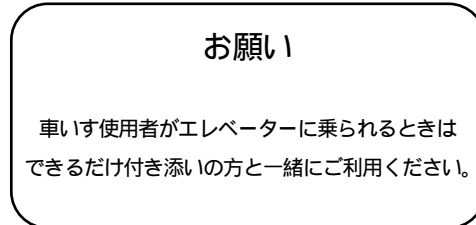


図8 注意銘板



5. その他の配慮

- (1) 車いす使用者以外の身障者も利用できる配慮としては、床上0.8m程度の位置に手すりを設けることが考えられる。
- (2) 建築計画にあつては、エレベーターホールに至る通路幅は0.9m程度、ホールは車いすの回転を配慮し、2.1m×2.1m以上の確保が望ましい。

付記

本、車いす兼用エレベーターに関する標準JEAS-A506はJEAS-A506Bの改訂版である。

改訂内容は、従来の標準が適用されるエレベーターは機種P-11-CO以上で、かご内で車いすが回転できることを条件としていたが、最近、比較的小規模な建築物でP-11-CO以上のエレベーターを設置することが困難な場合がみられることに鑑み、この社会的ニーズに応えるべくJEASを改訂し、車いす仕様の適用機種の追加を行ったものである。

なお、適用機種の追加以外は前標準JEAS-A506B（昇降機性能評定委員会評定BCJ-57-E-390）の内容と基本的に変わらない。

(3) 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準 EAS-515B（標改63-3）
--

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は、一般ビル・住宅ビル等において、エレベーターを利用する視覚障害者のための仕様について規定したものであり、単独で街に出ていけるだけの生活機能を有する視覚障害者を対象とする。

2. 内容

2.1 乗場設備

(1) 乗場ボタン

一般乗場ボタンに近接して点字表示を行う。

(2) 待客への通報

各階床にエレベーターが到着するときに、音階チャイムなどにより運転方向を通報する。

(3) 乗場ボタンに近接して階床数名の点字表示を行う。

2.2 かご内設備

(1) かご内操作盤

一般乗客用の主操作盤と兼用し、行先・戸開・戸閉・インターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれ点字表示を行う。

(2) 到着階数報知

到着階では次のいずれかの方式により階床数を報知する。

1) 複数種類の組合せ信号

2) ゴング（但し、5階以内の階数の場合）

3) エンドレステープまたは音声合成などによる案内

(3) かご床マット

かご床にかご床材と異なる感触マット（30cm幅程度）を出入口幅またはかご間口に敷き重ねる。

(4)「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」解説 JEAS-515B

建物の管理者は、視覚障害者のエレベーター利用に際して利用案内をする施設を設けるとともに、障害度に応じて添乗するなどの配慮が必要である。

なお、複数のエレベーターを一群として運転するものであって、そのうちの一台だけを視覚障害者兼用エレベーターとすることは、障害者にとっては隣接号機との判断がむずかしいだけでなく、群管理機能をみだすことにもなるので好ましくない。

1. 乗場設備

1.1 乗場ボタン

乗場ボタンのフェースプレートのボタンに近接した位置に上下方向を示す点字をはりつけ、視覚障害者に乗場ボタンの昇降方向別を知らせる。(押ボタン形状が上下を表す矢印形状のものは不要。)ボタン自体に点字表示するのは、誤って登録するおそれがあるので、ボタンと別に点字表示を設ける。

同様の理由で、静電式タッチボタンの使用は望ましくない。

1.2 待客への通報

視覚障害者としては、エレベーターの「到着の察知、運転方向・戸開き状態の確認」などを、主として音を頼りに判断する。

エレベーターの到着は、戸開き動作で知ることできるが、運転方向を知るためには、音階のある二連音チャイムを設けるのが最も簡便である。連音は、一般に、その音数が多いほど方向の識別が容易であるが、連音数を多くすると、居住者や一般利用者にとってはわずらわしい乗場もでてくるし、市販品に適当なものが少ないので、最低限の方向識別が可能な二連音チャイムでもよい。

二連音チャイムの音階は、昇り方向の時低音から高音へ、降り方向の時、高音から低音へと連音階を出すものとする。

音色音階は出来ることならば、統一することが望ましいが、市販品チャイムを使用する現状から規定はしない。

1.3 乗場階床数名表示

この表示もまた、その乗場ボタンに近接して、点字表示するが、これはかごを降りたとき、目的階であったかどうか確認することが出来ることを考慮したものである。

2. かが内設備

2.1 かが操作盤

操作盤は、視覚障害者専用操作盤を設けても、一般乗客用と誤用するおそれがあるので、一般乗客用操作盤に点字をはりつけて兼用する。

2.2 到着階数報知

この階数報知は、ホール待ち客へ運転方向を知らせるチャイム等(本文2.1.(2))が鳴る以前に鳴らすものとする。

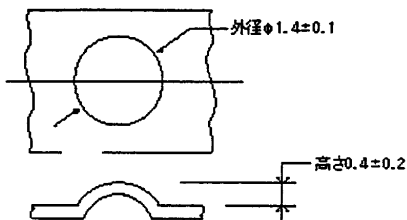
2.3 かが床マット

かが床材と異なる感触のマットを用いるのは、乗降の際に、感触で敷居の位置を判断することを助けるためである。

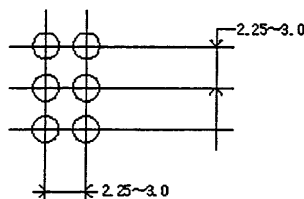
3. 点字表示法

3.1 点字の大きさと並べ方

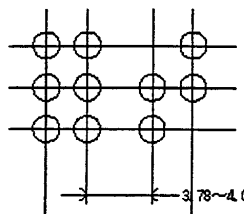
(1) 大きさ



(2) 点字の構成



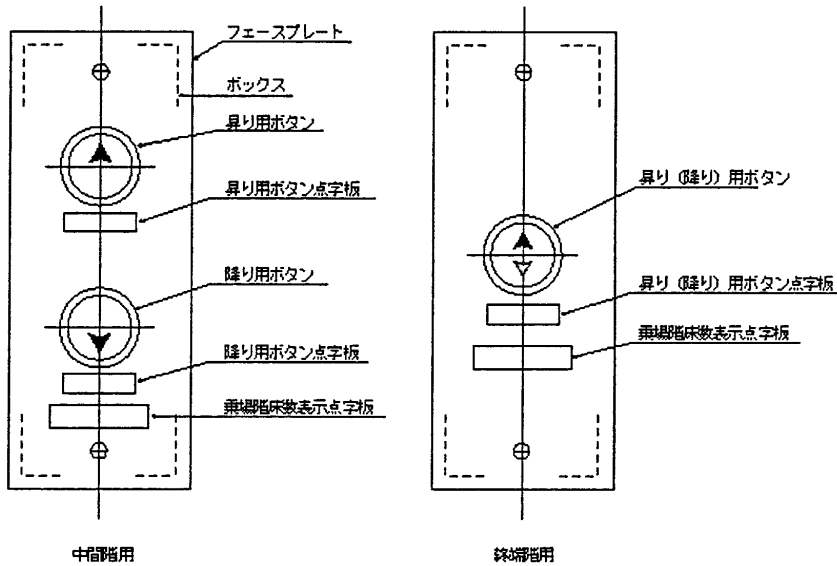
(3) 点字間のピッチ



3.2 乗り場ボタン及びかが内操作盤の点字表現の例

呼称	乗場ボタン			かが内操作盤						
	昇り	降り	乗場階床数	戸開	戸閉	インターホン呼	行先ボタン			
聴覚者マーク(例)	↑	↓	斜線	開	閉	呼	B1	M2	6	R
点字	ウエ	シタ	5カイ	アケ	シメ	ヒジョー	チカ1	チュウ2	(6) 数符	オク

3.3 乗り場ボタンの一例



(5) 共同住宅用エレベーターの防犯対策標準 JEAS - 404A(認 47-10) 昭和47年10月3日 建設省東住指発第734号 (標改63-3)
共同住宅用エレベーターの防犯対策標準

1. 適用範囲及び趣旨

アパート、マンション等のエレベーターを利用する犯罪を防止するには、まず、その建物への出入者を十分にチェックすることができる管理体制をしくことが第一であるが、エレベーターの構造・機能の面からも犯罪を行ない難くする方法が考えられる。建物の防火区画制限の許し得る範囲で出入口の戸にガラス窓を設けることとか、連絡装置を同時通話式のインターホン方式とすると、警報装置を設けるなどがそれである。これらにつき安全性・経済性の両面の見地から実施基準を次の通り定める。

2. 内容

2.1 出入口の構造

共同住宅用エレベーターの出入口の戸は、防火区画上支障のないものに限り環境に応じて各戸ごとにガラス窓付とする。そのガラス窓は6.8mm厚の網入りガラス (JIS R3204) とし、JIS A4301の住宅用エレベーターについては、窓の位置及び大きさを下端から1.1m上った位置から上方へ0.7m、幅0.2mのものとする。また、共同住宅用として用いるその他のエレベーターについても、これに準じた位置及び大きさを採用するものとする。ガラス面と戸の表面との段差は2.5mm以下とする。

2.2 連絡装置

建築基準法施行令第129条の9第1項第10号の連絡装置は無停電電源方式を有するインターホンとする。インターホンの親器は常時管理責任者の在室する管理人室又は中央管理室(以下「管理人室等」という。)もしくは乗降ロビーに設置するものとする。

2.3 警報装置

前項連絡装置のほかに、かご内に1個設ける押しボタンによって鳴動する警報装置を設ける。

(1) 警報器の取付場所は、管理人室 (別途工事) もしくは1階ロビーおよびかご上とする。

ただし、特注により、複数階のロビーに設けることもできる。

(2) ボタンの取付場所は、かご内の1個 (連絡装置用の呼び出しボタンと共用も可) 設ける。

(3) 作動は、ボタン操作により鳴動開始し、管理人室内での切離し操作により停止する。

警報装置は、通常一般の電源によって鳴動させるので、停電の際には2.2項の連絡装置以外は作動しない。ただし、特注によって無停電電源方式のものとする事ができる。

2.4 各階強制停止運転

建築基準法施行令第129条の9第1項第13号の各階強制停止運転方式への切り換えは当該共同住宅の実情に促して下表の手動方式か自動方式のいずれかによるものとする。

8. 安全・安心のまちづくり

犯罪防止に向けた環境設計と防犯性能を高めた施設整備

近年、全国的に路上や公園における性犯罪、誘拐、ひったくり等が増加しているなか、特に女性、子ども及び高齢者を対象とした犯罪が著しい増加傾向にあると共に、住居における強盗、性犯罪、住居侵入等も増加しています。県内でも地域住民が被害に遭いやすい「身近な犯罪」が増加傾向を示しており、県民の安全が脅かされている状況です。このような状況から犯罪防止に配慮した環境設計活動を行うことにより、県民が犯罪被害に遭いにくい安全に安心して暮らせる地域社会とするための「安全・安心のまちづくり」が求められています。

このたび、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例が制定され、生活関連施設等の整備基準が示されたところですが、身体機能の低下等により犯罪被害の対象となりやすい高齢者や障害者等が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、バリアフリー化の整備促進と併せて犯罪防止に配慮した防犯性能を高めた施設の整備も望まれております。

平成12年に警察庁から「安全・安心まちづくり推進要綱」及びこれに基づく「共同住宅に係る防犯上の留意事項」が示され、その後、犯罪の状況をふまつつ共同住宅の多様性に配慮した実効性の高いものとするため、平成13年に警察庁と国土交通省から「留意事項」が示され、さらに国土交通省から「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」が示されております。

[安全・安心まちづくり推進要綱に定める防犯基準等]

第1 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準

1 道路

- (1) 原則として、ガードレール、樹木等により歩道と車道が分離されていること。
- (2) 当該道路の周辺の空き地の草むら等につき、道路からの見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 当該道路の周辺に、交番・駐在所、「子ども110番の家」若しくは地域安全推進員等緊急に子供等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「子ども110番の家等」という。）又は防犯ベルが設置されていること。
- (4) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。
- (5) (1)から(4)までの基準に沿った道路であることを表す、例えば「子ども安全道路」、「防犯モデル道路」等の名称を付した標示板が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽、生け垣、草むら、ブランコ等の遊戯施設につき、周囲の道路、住居等から見通しを確保するための措置がとられていること。
- (2) 当該公園の周辺に、交番・駐在所、子ども110番の家等が、又は当該公園に防犯ベルが設置されていること。
- (3) 防犯灯、街路灯により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。
- (4) (1)から(3)までの基準に沿った公園であることを表す、例えば「子ども安全公園」、「防犯モデル公園」等の名称を付した標示板が設置されていること。

3 駐車・駐輪場

- (1) 駐車・駐輪場の外周が柵等により区分されたものであること。
- (2) 管理者が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備が設置され、又は周囲から見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度がそれぞれ確保されていること。
- (4) (1)から(3)までの基準に沿った駐車・駐輪場であることを表す、例えば「防犯モデル駐車（駐輪）場」等の名称を付した標示板が設置されていること。

4 公衆便所

- (1) 道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
- (2) 防犯ベルが各個室ごとに設置されていること。
- (3) 建物の入り口付近及び内部においては、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。
- (4) (1)から(3)までの基準に沿った公衆便所であることを表す、例えば「防犯モデルトイレ」等の名称を付した標示板が設置されていること。

- (注1)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。
- (注2)「人の行動を視認できる程度の照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。
- (注3)「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動を明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

第2 共同住宅に係る防犯上の留意事項

1 共用部分

- (1) 共用出入口
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。
 - ウ オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。
 - エ 共用玄関は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (2) 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ）及びエレベーターホールを見通せる位置、又はこれらに近接した位置にあること。
- (3) 共用メールコーナー
 - ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (4) エレベーターホール
 - ア 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。
 - イ 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (5) エレベーター
 - ア かご内に防犯カメラが設置されたものであることが望ましい。
 - イ 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものであること。
 - ウ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。
 - エ かご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (6) 共用廊下・共用階段
 - ア 周囲から見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。
 - イ 人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
 - ウ 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。
- (7) 自転車置場・オートバイ置場
 - ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。
 - イ チェーン用バーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。
 - ウ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (8) 駐車場
 - ア 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (9) 歩道・車道等の通路
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
- (10) 児童遊園、広場又は緑地等
 - ア 周囲からの見通しが確保された位置にあること。
 - イ 人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
 - ウ 塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されない死角の原因とならないものであること。

2 専用部分

(1) 住戸の玄関扉

- ア 破壊が困難な材質のものであること。また、こじ開け防止に有効な措置が講じられたものであること。
- イ 破壊及びピッキングが困難な構造の錠が設置されたものであること。また、補助錠が設置されたものであることが望ましい。
- ウ ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。

(2) インターホーン

- ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。
- イ 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を、また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものであることが望ましい。

(3) 住戸の窓

- ア 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれがない小窓を除く。以下同じ）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものであること。
- イ バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものであることとし、避難計画等に支障のない範囲において窓ガラスの材質は、破壊が困難なものであることが望ましい。

(4) バルコニー

- ア 縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。
- イ バルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。

(注1)「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ）が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注2)「人の顔、行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注3)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

1 犯罪に遭いにくい防犯基準等事例

道路

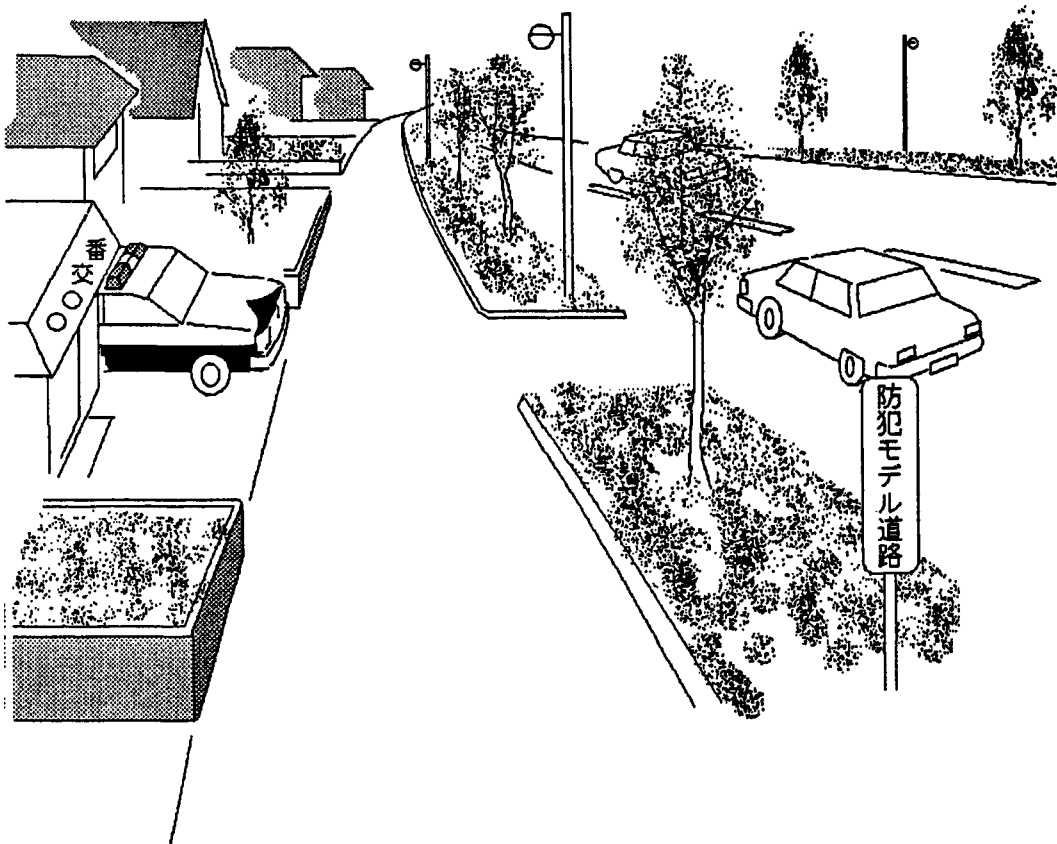
原則として、ガードレール、樹木等により歩道と車道が分離されたものであること。

道路と周辺空き地等との間の見通しが確保されたものであること。

道路の周辺に交番・駐在所及び「子ども110番の家」等の民間防犯ボランティアの活動拠点があること、又は防犯ベルが設置されていること。

防犯灯、街路灯により、夜間における人の行動を見ることができる程度の照度が確保されていること。

前4項目の基準に沿った道路であることを表す「防犯モデル道路」「子ども安全道路」等の標示板が設置されていること。

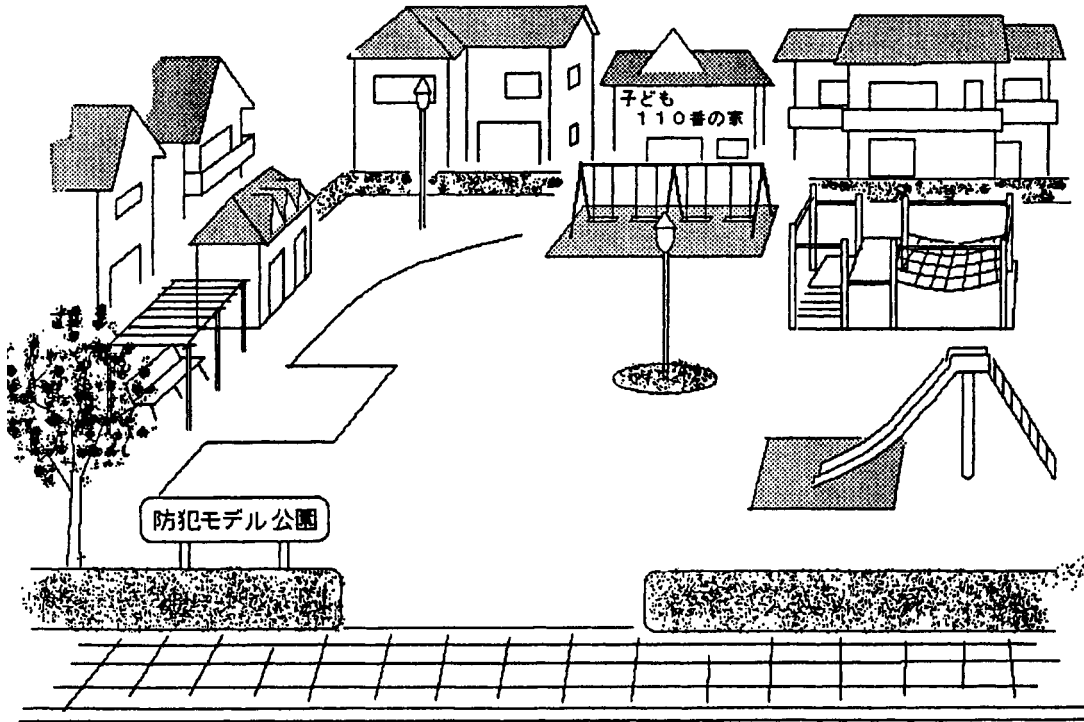


公園

植栽、いけがき、草むら、ぶらんこ等の遊戯施設につき、周囲の道路、住居等からの見通しが確保されていること。
道路の周辺に交番・駐在所及び「子ども110番の家」等の民間防犯ボランティアの活動拠点があること、又は防犯ベルが設置されていること。

防犯灯、街路灯により、夜間における人の行動を見ることができる程度の照度が確保されていること。

前3項目の基準に沿った公園であることを表す「防犯モデル公園」「子ども安全公園」等の標示板が設置されていること。



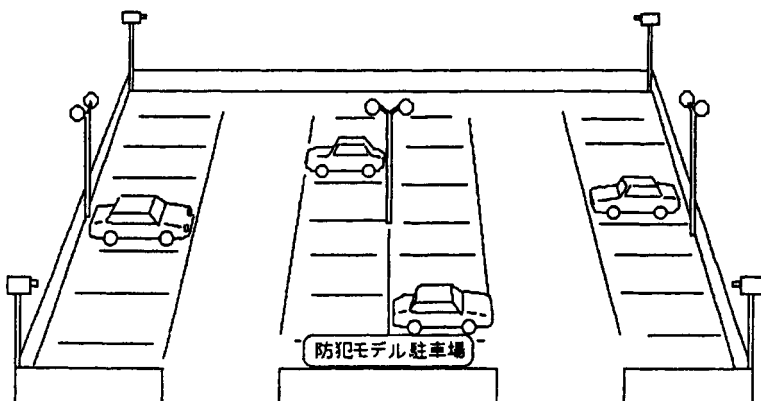
駐車・駐輪場

駐車・駐輪場の外周が柵等により区分されたものであること。

管理者が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備が設置され又は周囲からの見通しが確保された構造であること。

駐車部分の床面で2ルクス以上、車路の路面で10ルクス以上の照度がそれぞれ確保されていること。

前3項目の基準に沿った駐車・駐輪であることを表す「防犯モデル駐車（駐輪）場」等の標示板が設置されていること。



公衆トイレ

道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

防犯ベルが各個室ごとに設置されていること。

建物の入り口付近及び内部において、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

前3項目の基準に沿った公衆トイレであることを表す「防犯モデルトイレ」等の標示板が設置されていること。

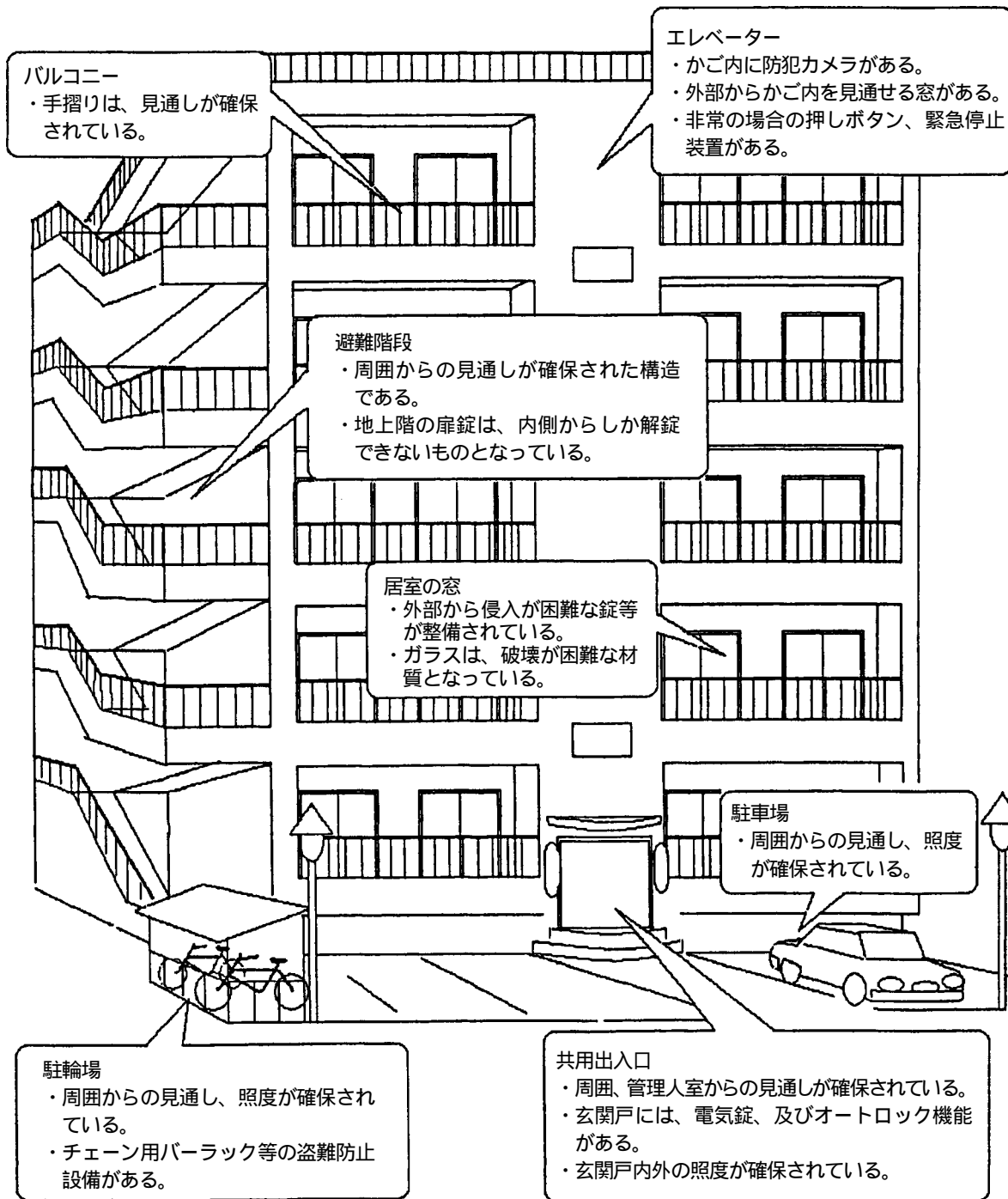
1「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等の非常の場合において、押しボタンを押すことによってベルが吹鳴する、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。

2「人の行動を見ることができ程度の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、水平面照度（地面における照度。以下同じ）が概ね3ルクス程度のものをいう。

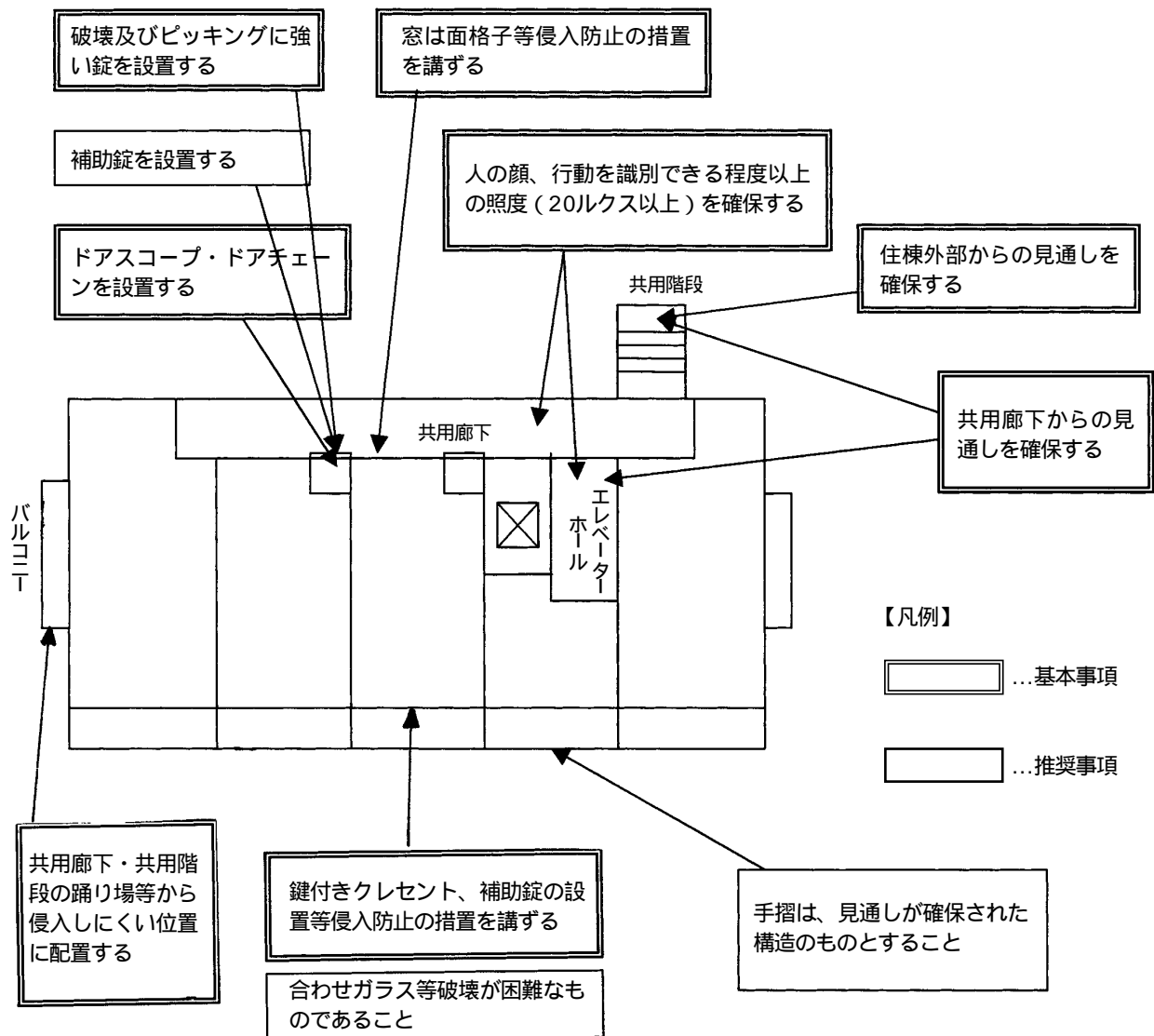
3「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔行動を明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度の照度をいい、水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

共同住宅

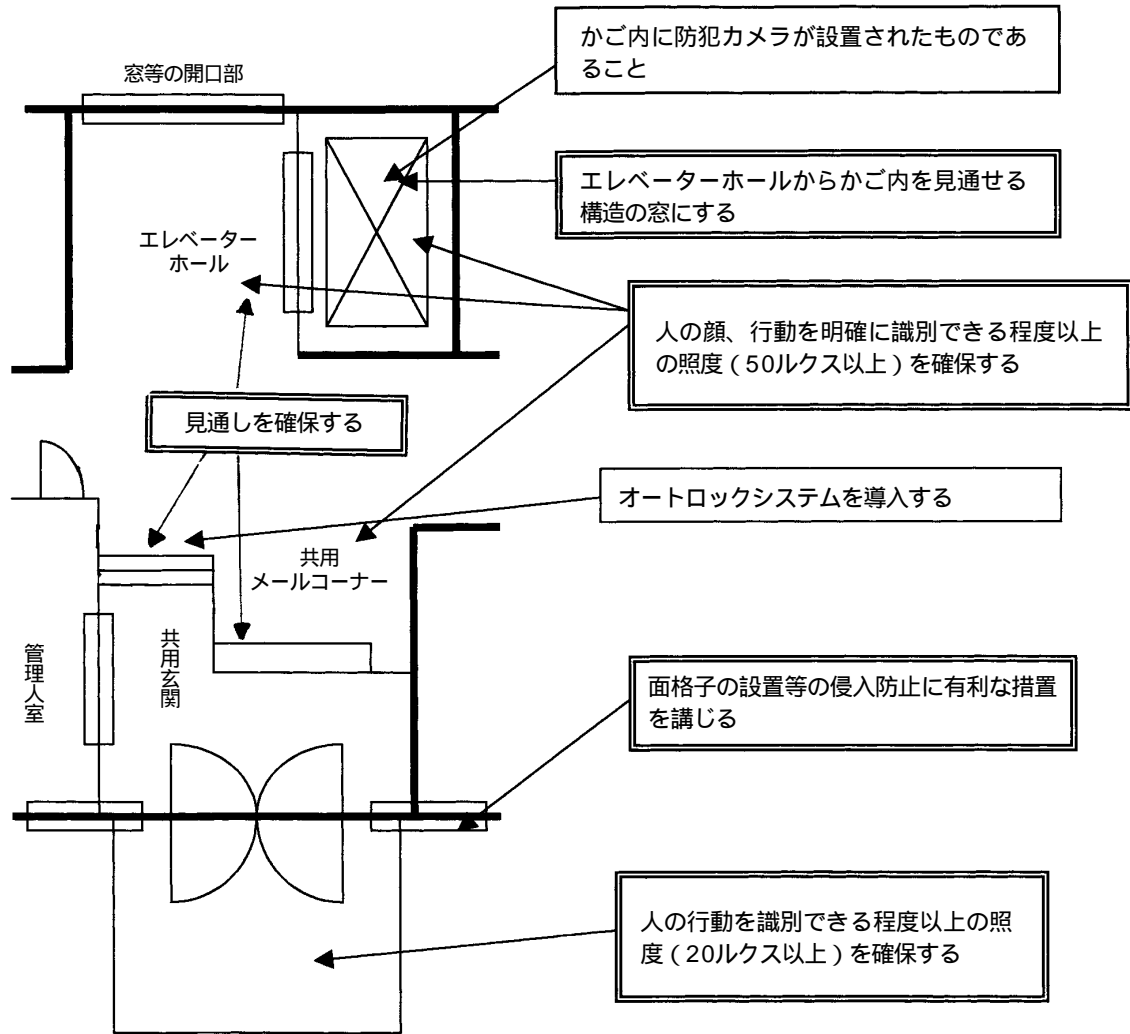
防犯上留意すべき事項		
共用部分	共用出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの見通しが確保された位置等にあること。 ・共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。 ・オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。 ・共用玄関は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	管理人室	<ul style="list-style-type: none"> ・共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ）及びエレベーターホールを見通せる位置、又はこれらに近接した位置にあること。
	共用メールコーナー 及びエレベーターホール	<ul style="list-style-type: none"> ・共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。 ・人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・かご内に防犯カメラが設置されたものであることが望ましい。 ・非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものであること。 ・かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。 ・かご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	共用廊下・共用階段	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲から見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。 ・人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。 ・共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。
	駐輪場、 オートバイ置場	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。 ・チェーン用パーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。 ・人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。 ・人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	歩道・車道等の通路	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの見通しが確保された位置にあること。 ・人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。
	児童遊園 広場又は緑地等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの見通しが確保された位置にあること。 ・人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されたものであること。 ・塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されない死角の原因とならないものであること。
専用部分	住戸の玄関扉	<ul style="list-style-type: none"> ・破壊が困難な材質のものであること。また、こじ開け防止に有効な措置が講じられたものであること。 ・破壊及びピッキングが困難な構造の錠が設置されたものであること。また、補助錠が設置されたものであることが望ましい。 ・ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。
	インターホン	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。 ・管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を、また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものであることが望ましい。
	住戸の窓	<ul style="list-style-type: none"> ・共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれがない小窓を除く。以下同じ）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものであること。 ・バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置が講じられたものとし、避難計画等に支障のない範囲において窓ガラスの材質は、破壊が困難なものであることが望ましい。
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。 ・バルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。



【住棟計画における配慮事項】



【共用玄関周辺における配慮事項】

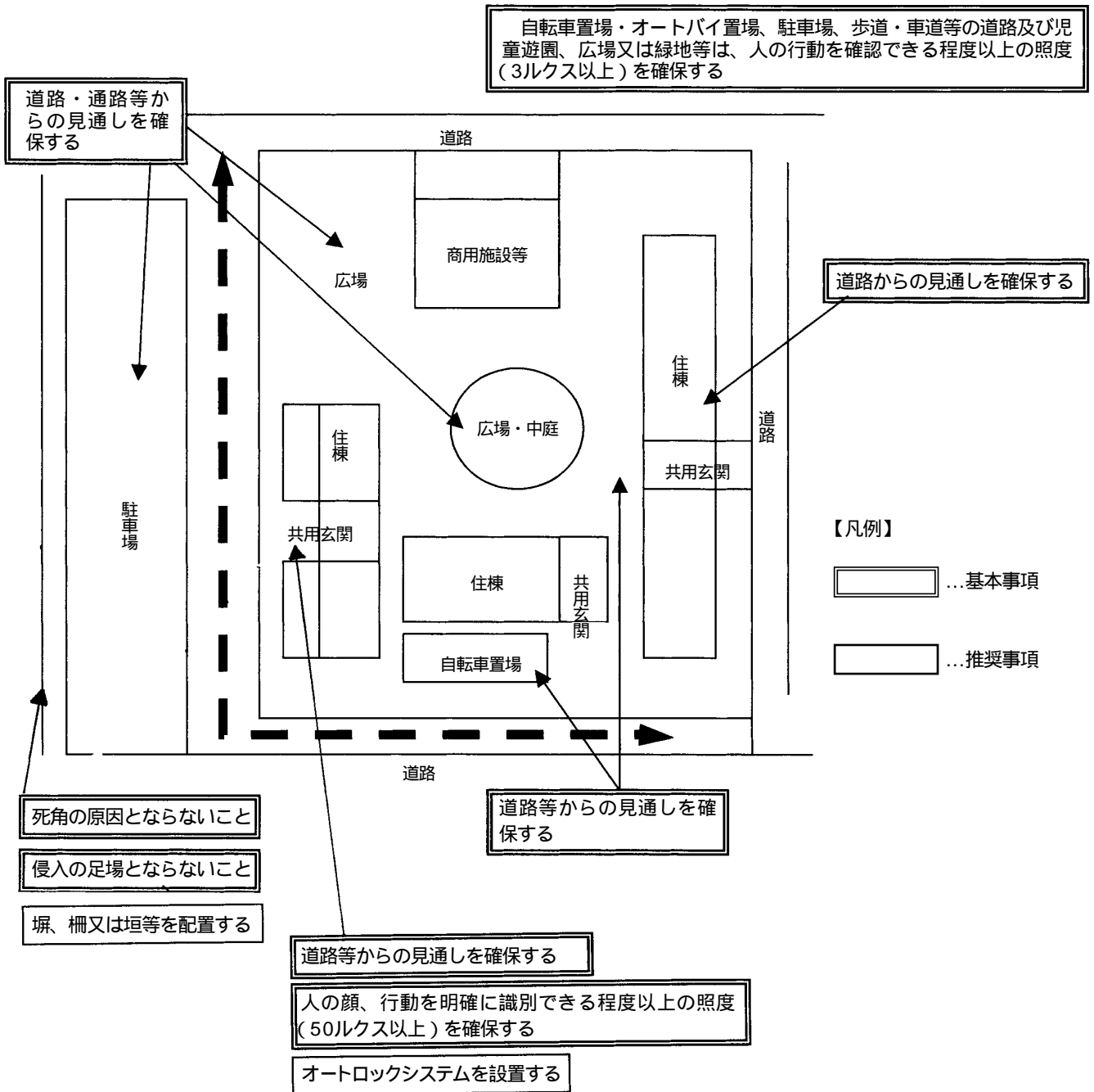


【凡例】

...基本事項

...推奨事項

【敷地内の配置計画・動線計画に係る配慮事項】



一般住宅

(あなたの家は大丈夫ですか。防犯環境について点検しましょう)

家の周辺

- ・夜は、玄関灯、門灯等で家の外部を明るくします。
- ・屋根や2階に上がられないよう、足場にされやすいハシゴ、箱等は片付けておきます。
- ・凶器とされやすい、剪定はさみやスコップ等は片付けておきます。

玄関

- ・錠は、主錠のほか、補助錠(ワンドア・ツーロック)を取り付けます。
- ・ドアスコープ、ドアチェーンを取り付けます。
- ・出かけるときは、鍵を牛乳箱、植木等の中に入れておかないようにします。

窓

- ・錠は、主錠のほか、補助錠(ワンドア・ツーロック)を取り付けます。
- ・戸を外されないように、雨戸外れ止め金具を取り付けます。
- ・風呂場、トイレ等の窓には、格子を取り付けます。

外出するときは、必ず戸締りをします。

2階の窓、風呂場、トイレ等の窓も戸締りを忘れません。

帰宅が遅くなるときは、洗濯物を取り入れておきます。

夏、寝苦しいからと窓を開けっぱなしでいることは危険です。寝る前に必ず戸締りを確認しましょう。

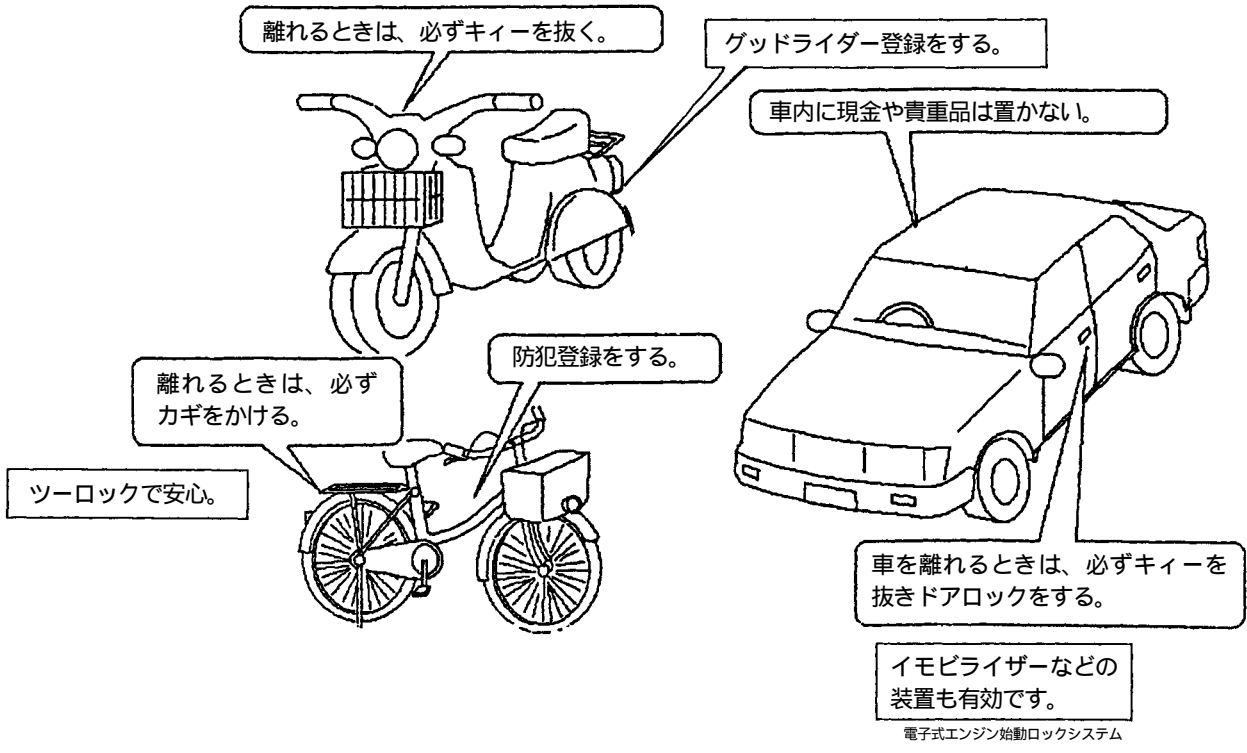
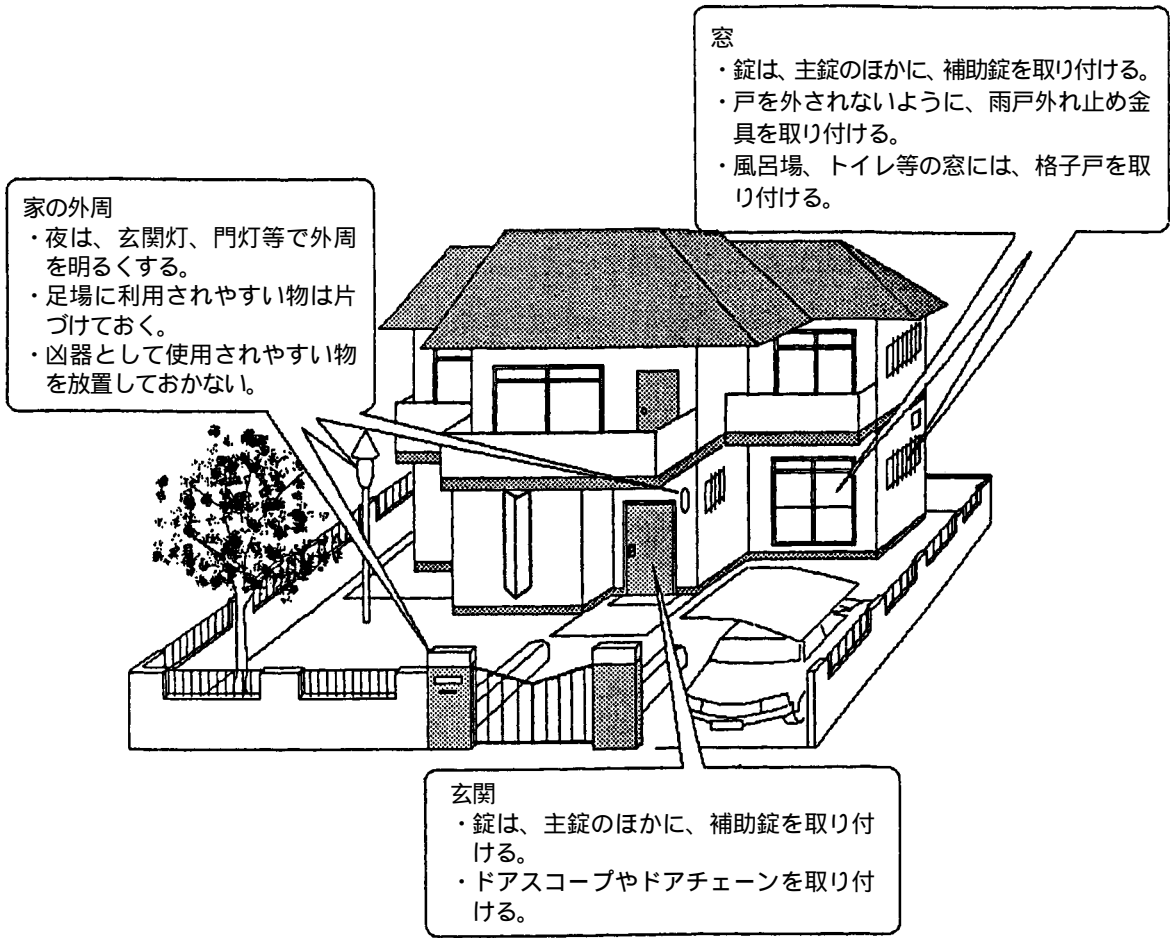
できれば防犯ベルを取り付けましょう。

自動車

- ・車を離れるときは、必ずキーを抜き、“ドアロック”をします。
家の敷地内、車庫内だからと油断してはいけません。
- ・車内に現金や貴重品は置きません。
- ・イモビライザー(電子式エンジン始動ロックシステム)等の装置も有効です。

自転車・オートバイ

- ・離れるときは、必ずカギをかけます。
自転車はツーロックで安心です。
- ・自転車は防犯登録、オートバイはグッドライダー登録をしましょう。



国際シンボルマーク

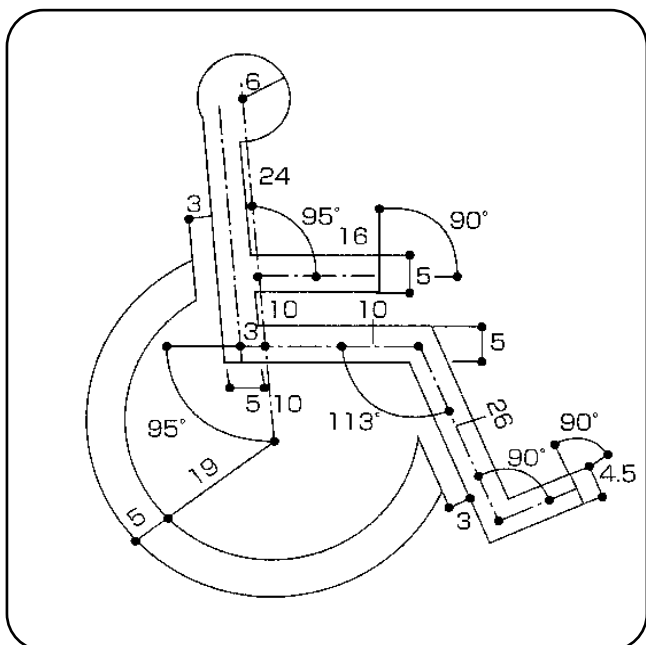


障害者が利用できる施設あるいは施設内の部位を標示するシンボルマーク

大きさ：10cm角以上、45cm以下

色：原則として青地に白マークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

形状：下図のとおり



国際シンボルマークを提示するための最低条件

玄関：地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。

出入口：80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

ランプ：傾斜は1/12（勾配4.5°強）以下とする。

通路・廊下：130cm以上の幅とする。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

エレベーター：入り口幅は80cm以上とする。

図記号 (出典: 交通エコロジー・モビリティ財団)

公共・一般施設 Public Facilities

推奨度 A



案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



飲料水
Drinking water

(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



身障者用設備
Accessible facility



車椅子スロープ
Accessible slope



喫煙所
Smoking area



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル / 宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所 / 待合室
Lounge / Waiting room



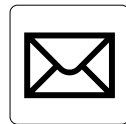
ミーティングポイント
Meeting point



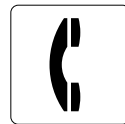
銀行・両替
Bank, money exchange
[注2]通貨記号差し替え可



キャッシュサービス
Cash service
[注2]通貨記号差し替え可



郵便
Post



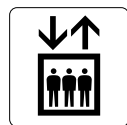
電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



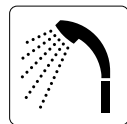
クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室 (女子)
Dressing room (women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility for the recycling products

交通施設 Transport Facilities

推奨度 B



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



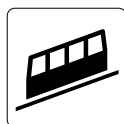
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



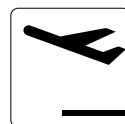
ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



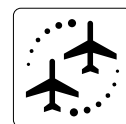
駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

商業施設 Commercial Facilities

推奨度 B



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
〔注2〕通貨記号差し替え可〕

推奨度 C



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

推奨度 B



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

推奨度 C



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物
Historical monument



応用例 1
variant 1



応用例 2
variant 2

参考



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



Tバーリフト
T bar lift



腰掛け式リフト
Chairlift

安全 Safety



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit



広域避難場所
Safety evacuation area

注意事項

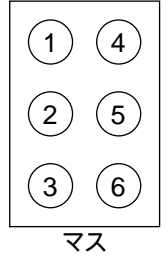
推奨度A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。

推奨度B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。

推奨度C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

点字標示

- 1 点字はタテ3点ヨコ2点の六つの組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ純に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
- 2 濁音や拗音は、この6点を2単位(2マス)を用いてつくる。
濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
- 3 てんじは上の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
- 4 この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。
この場合左から右へ読み進む。



五十音

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	(ワ)	(ヅ)	ヲ	
ン	長音符	促音符							

濁音・半濁音

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ

アルファベット

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z	外字符	外国語引用符		

英文記号

ハイフン	コロロン	セミコロロン	コンマ	ピリオド	太文字符
?	!	コーテーション	アポストロフ	タックシユ	二重太文字符

拗音

キャ	キュ	キョ	ニャ	ニュ	ニョ	リャ	リュ	リョ	チャ	チュ	チョ
シャ	シュ	ショ	ヒャ	ヒュ	ヒョ	ギャ	ギユ	ギョ	ピャ	ピュ	ピョ
チャ	チュ	チョ	ミャ	ミュ	ミョ	ジャ	ジュ	ジョ	ピャ	ピュ	ピョ

数字

1	2	3	4	5	6	
7	8	9	0	数符	小数点	位取り点

特殊音

ウィ	ウエ	ウォ	
ツァ	ツイ	ツェ	ツォ
ファ	フィ	フェ	フォ
ヴァ	ヴィ	ヴェ	ヴォ
シェ	ジュ	チェ	
ティ	ディ	トゥ	ドゥ
テュ	デュ	クァ	グァ
ヴ	イェ		

記号・符号

句点 (.)	疑問符 ?	感嘆符 !	読点 (、)	中点 (・)					
第1カギ 「」	第2カギ 『 』	ふたえカギ 『 』							
第1カッコ ()	第2カッコ { }	二重カッコ (())							
点訳者挿入符	段落挿入符	文中注記符							
棒線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印					
波線類	第1指示符	第2指示符							
第3指示符	星印	空欄記号	(小文字符) 小見出し符						
○	△	□	×	数字	その他	つなぎ符	行末のつなぎ	読行符	二重読行符
伏せ字記号									

指文字

五十音

あ	い	う	え	おを 「あ」「い」「え」「う」の手のひらに「あ」「い」「え」「う」の文字を添える
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の

は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や	ゆ	よ	濁音 例と	半濁音 例ば
ら	り	る	れ	ろ
わ	ん	拗音 例ゅ	促音 例っ	長音 例っ

数

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
20	30	40	50	60
70	80	90		
百	千	万	億	

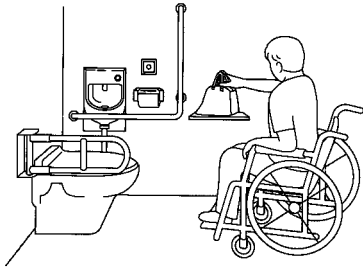
(出典：TOTOバリアフリーブック パブリックトイレ編 '02.9)

トイレ内での行動と配慮ポイント 主な10行為の実際と配慮ポイント

1. 荷物を置く

車いす使用者(自立)

便器に移乗する前に、手荷物を棚に置きます。

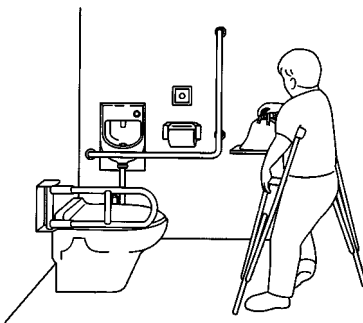


[配慮ポイント]

- ・便器の前方または側方に棚を設置するのが望ましい。

杖(松葉杖)使用者

便器に移乗する前に、手荷物を棚に置きます。



[配慮ポイント]

- ・便器の前方または側方に棚を設置するのが望ましい。

車いす使用者(要介助)

被介助者が便器に移乗する前に、被介助者および介助者の荷物を棚に置きます。



[配慮ポイント]

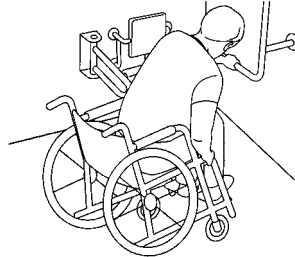
- ・便器の側方か後壁もしくは前方に棚の設置が望ましい。
- ・大きな荷物が多いため、大きめの棚があればなおよい。
- ・介助付の場合は、介助者の動線の中に設置するのが望ましい。

2. 便器への移乗

車いす使用者(自立)

車いすを便器側方(または、斜め前方、または前方)につけ、車いすや手すりを持って車いすから便座に移乗します。

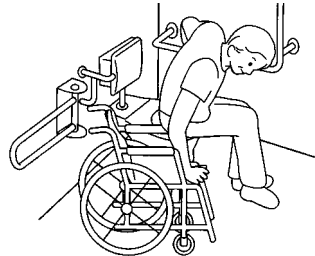
横アプローチの例



[配慮ポイント]

- ・便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

側方アプローチの例



[配慮ポイント]

- ・便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
- ・車いすが接近しやすいよう、便器は袴部分の下がり大きいものを選ぶ。

前方アプローチの例



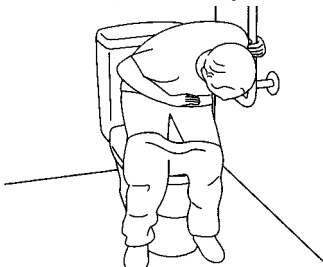
[配慮ポイント]

- ・便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
- ・車いすが接近しやすいよう便器は袴部分の下がり大きいものを選ぶ。

前方アプローチをされる方の多くは、車いすから一旦立ち上がり便器に座る場合が多い。

片マヒの人

健側の手で手すりなどを持ち、健側の脚と手だけで体重を支えながらゆっくり座ります。



[配慮ポイント]

- ・強固に固定された手すりと、立ち座りに適した高さの便器を設置する。

杖(クラッチ)使用者

杖と両脚でバランスをとりながらゆっくり座ります。



[配慮ポイント]

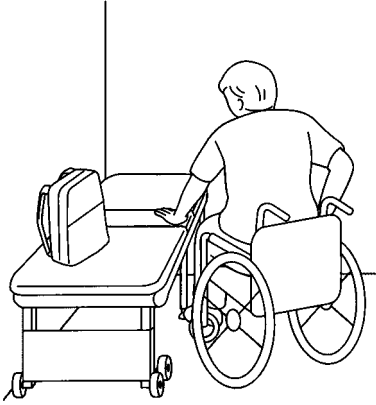
- ・立ち座りに適した高さの便器を設置する。
- ・杖を立て掛けておく場所を確保する。

ここでご紹介している各行為は、あくまでも一例であり、身体状況・性別などにより個人差があります。

3. ベッドへの移乗

車いす使用者（自立）

車いすをベッドに密着させ、車いすのフレームとベッド上面を支えとして、ベッドへ移乗します。

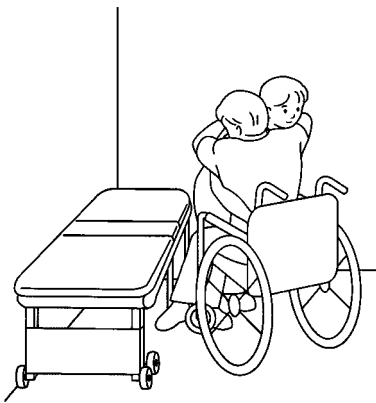


[配慮ポイント]

- ・車いすのアプローチに問題ないように、車いす座面とベッド上面が、同一レベルになるようにする。

車いす使用者（要介助）

車いすをベッドに近づけ、介助者が被介助者の正面または側面から抱きかかえベッドに移乗します。



[配慮ポイント]

- ・介助者の動作域に支障がない空間確保と、移乗しやすい高さのベッドの設置が必要。

正面介助の例

4. 衣服の着脱

片マヒの人

壁側の手すりなどにもたれかかり、姿勢保持した上でズボン・下着の着脱を行います。



[配慮ポイント]

- ・姿勢保持のための適切な位置への手すりの設置および、十分な手すりの前出が必要

車いす使用者（自立）

便器上で手すりに体をあずけて、お尻を浮かせずボン・下着の着脱を行います。

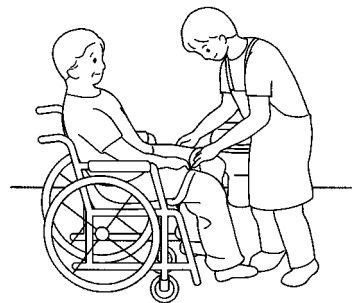


[配慮ポイント]

- ・体を横に傾け、お尻を便座に浮かせるため、壁側手すりの前出は250mm程度を確保する。

車いす使用者（要介助）

～ 便器使用時～
車いす上で衣服着脱を行う人の例です



[配慮ポイント]

- ・介助する人の動線を確保した空間と、脱いだ衣類の置き場所（フック・棚など）を確保する。

～ ベッド使用時～
ベッドを使って排泄する人は、ベッドに移乗し、おお向けの状態で衣服の着脱を行います。



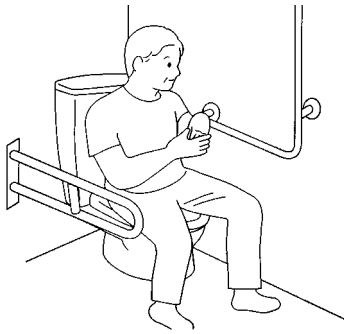
[配慮ポイント]

- ・介助する人の動作域を確保した空間と、着脱衣に十分なベッドの広さおよび介助動作の楽な、ベッドの高さを確保する。

5.体の保持

片マヒの人

健側に体重をかけて、脚・臀部・背もたれで保持します。

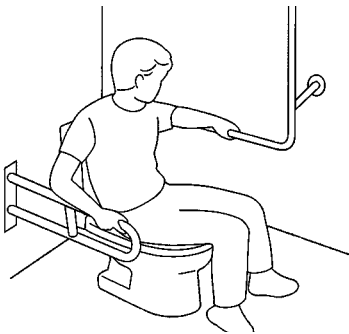


[配慮ポイント]

- ・安定した姿勢を保つためには、両側が床に完全に付く高さの便器が必要です。

車いす使用者（自立）

両サイドの手すり・背もたれと、両脚で保持します。



[配慮ポイント]

- ・両サイドの手すりは必ず設置する。
- ・背もたれを設置するのが望ましい。

車いす使用者（要介助）

両サイドの手すり・背もたれと、両脚で姿勢保持します。



[配慮ポイント]

- ・両サイドの手すりは必ず設置する。
- ・背もたれを設置するのが望ましい。
- ・便器の高さは、確実に両脚が床に着いて安定する高さが望ましい。

6.自己導尿（便器での排泄）

車いす使用者（自立）

補助具を出す

車いすを正面に付けて、姿勢を保持した上で補助具を出す。



[配慮ポイント]

- ・車いすが接近しやすい袴形状の便器を選ぶ。
- ・荷物を置く（引っ掛ける）棚もしくはフックを設置する。

排泄の準備

補助具を出して、排泄の準備をします。



[配慮ポイント]

- ・補助具ケースを置く（引っ掛ける）棚もしくはフックを設置する。

排泄

補助具の先端を便器ボール内まで出して排尿します。



片付け

排泄が終わったら補助具をケースにしまえます。



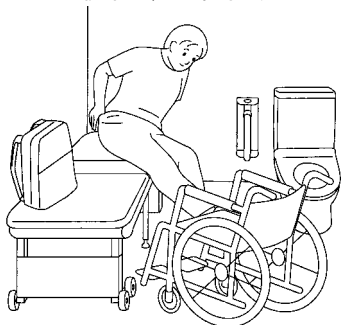
ここでご紹介している各行為は、あくまでも一例であり、身体状況・性別などにより個人差があります。

7. 自己導尿 ベッド上で容器に排泄)

車いす使用者 (自立)

脱衣

ベッドに移乗し、上半身を起こした状態で脱衣を行います。

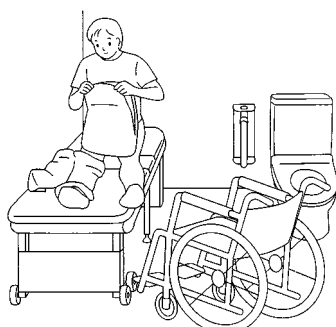


[配慮ポイント]

- ・左右片側ずつ脱衣するために、左右に手をつけて、支えることのできるベッド広さが必要。

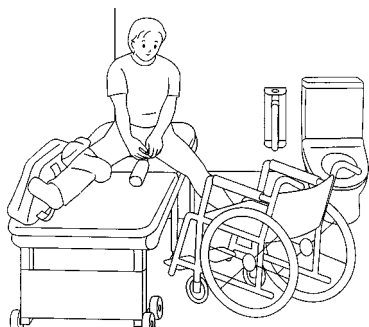
排泄の準備

壁に寄りかかり、姿勢を安定させます。



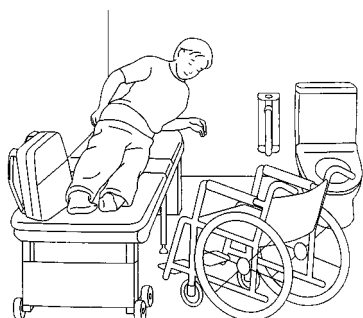
排泄

補助具を装着し、容器に排泄します。



着衣

全てが完了したら着衣をし、車いすに移乗した後、容器の尿を便器もしくは汚物流しに捨てます。



8. 後始末

片マヒの人

健側の脚でふんばり、マヒした側の腕を手すりにもたれかけた姿勢を保ちながら、健側の手で拭きます。

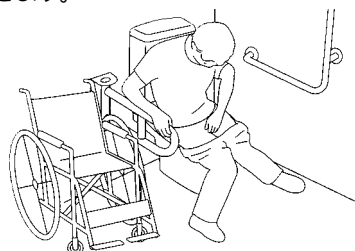


[配慮ポイント]

- ・健側の脚のみで支えているので、足首が全面床に密着した状態が望ましい。

車いす使用者 (自立)

片手で手すりを持って体を支えたうえで、脚を開き、間から拭きます。

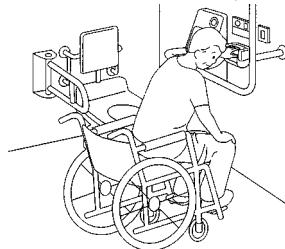


[配慮ポイント]

- ・両サイドに手すりが必要。
- ・便器は前後に長めのものが望ましい。

車いす使用者 (自立)

車いすの上からペーパーを取り出し、処理します。

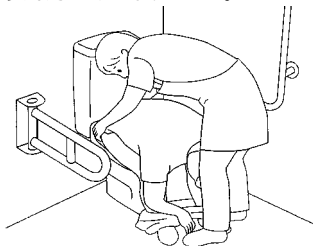


[配慮ポイント]

- ・車いす上での排泄のため、ペーパーの取り出しも車いす上からとなる。車いす上からも取り出しやすい位置に紙巻器の設置が必要。

車いす使用者 (要介助)

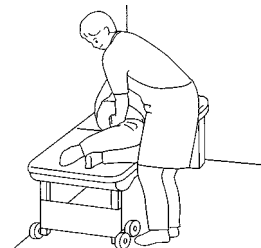
介助者が被介助者の前に立ち、被介助者を片手で支えながら、もう片方の手で拭きます。



前方介助の例

車いす使用者 (要介助)

被介助者を横向きに寝かせ、介助者が処理します。



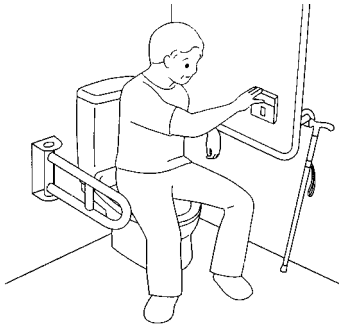
[配慮ポイント]

- ・介助者が介助しやすいベッドの大きさと高さを確保する。
- ・被介助者が安心して寝返りを打てるベッドの大きさと高さを確保する。
- ・万一ベッドが汚れても簡単に拭き取れる表面材を使用する。

9. 便器洗浄

片マヒの人

健側の脚と臀部でバランスを保ちながら、洗浄ボタンを操作します。

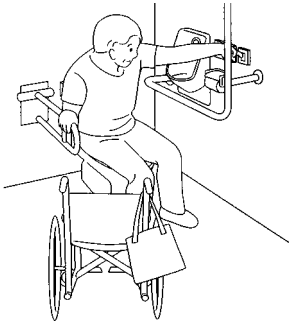


[配慮ポイント]

- ・足首が完全に床に付き、安定していること。
- ・洗浄ボタンが可動域にあること。

車いす使用者（自立）

使える方の手で、洗浄ボタンを押します。

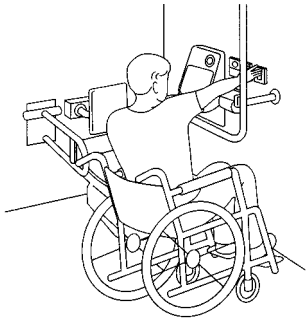


[配慮ポイント]

- ・可動域が狭くても操作しやすい位置への洗浄ボタンの設置。
- ・姿勢保持のため、両側に手すりが必要。

車いす使用者（自立）

車いす上で排泄する場合、洗浄ボタンも車いすから操作して便器洗浄します。

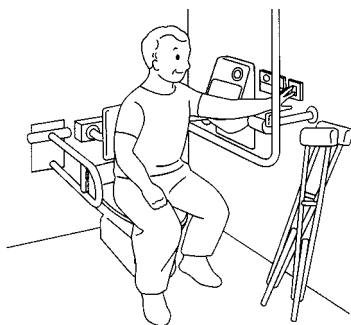


[配慮ポイント]

- ・特に補助具を使った排泄をされる方は、便器に移乗しないため車いすから手の届く位置に便器洗浄ボタンが必要。

杖（松葉杖）使用者

スイッチ側に体をひねりスイッチを押します。



[配慮ポイント]

- ・楽な姿勢で操作ができる位置への洗浄ボタンの設置。

10. 手洗い

片マヒの人

健側の脚で支え、健側の腰を洗面器に付け、安定した姿勢で手洗いをします。



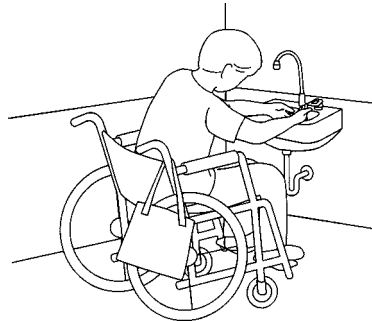
[配慮ポイント]

- ・前傾姿勢を強いられず手洗い動作ができる洗面器の高さと水栓の高さが必要。

左マヒの例

車いす使用者（自立）

楽な姿勢での手洗いが前提となります。

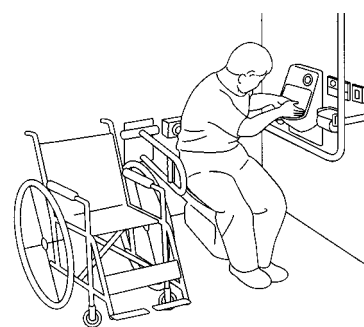


[配慮ポイント]

- ・洗面器に十分にアプローチできるようにする。
- ・洗面器の前縁から水栓までの距離をなるべく短くする。

車いす使用者（自立）

便器に座ったまま手（指）洗いをします。



[配慮ポイント]

- ・座位姿勢で手（指）洗いが必要な方や座った状態でないと手洗いができない方もいます。楽な姿勢で手洗いができることが必要。

参考文献

- 1 「秋田県における障害者居住環境整備指針」平成3年3月
- 2 「秋田県人にやさしいまちづくり指針」平成9年3月
- 3 「神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック」平成14年3月15日
- 4 「東京都福祉のまちづくり整備マニュアル」平成8年8月
- 5 「青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアル」平成12年3月
- 6 「岩手県ひとにやさしいまちづくり整備マニュアル」平成8年1月
- 7 「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」平成11年12月1日
- 8 「高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル」平成8年9月10日
著者：高橋儀平
発行：株式会社彰国社
- 9 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン
交通エコロジー・モビリティ財団 平成13年8月
- 10 道路の移動円滑整備ガイドライン（原案）
国土交通省道路局 平成14年9月
- 11 みんなのための公園づくり 平成11年7月23日
監修：建設省都市局公園緑地課
編集・発行：社団法人日本公園緑地協会
- 12 バリアフリー歩行空間ネットワーク形成の手引き 平成13日1月30日
監修：国土交通省道路局地方道・環境課
編集・発行：財団法人国土技術研究センター
- 13 道路構造令の解説と運用
社団法人日本道路協会 昭和54年1月
- 14 立体横断施設技術基準・同解説
社団法人日本道路協会 昭和54年1月
- 15 バリアフリーカタログ パブリックトイレ編 2002.9
東陶機器株式会社

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

施設整備マニュアル

平成15年2月発行

監修 秋田県健康福祉部福祉政策課
バリアフリー促進チーム
〒010-8570 秋田市山王4-1-1
TEL.018-860-1324 FAX.018-860-1326
<http://www.pref.akita.jp/b-free/>

発行 秋田県建設技術センター
〒010-0941 秋田市川尻町字大川反170番177
TEL.018-863-4421 FAX.018-865-7006
<http://www.actc.or.jp/>

印刷 秋田活版印刷(株)
〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110-1
TEL.018-888-3500 FAX.018-888-3505